

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
計画段階環境配慮書

平成 2 9 年 4 月

枚方京田辺環境施設組合

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第7条の3の規定に基づき作成した「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)」である。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平28情複、 第1523号)

また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

— 目 次 —

第1章 事業計画の概要.....	1- 1
1-1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1- 1
1-2 第一種事業の名称.....	1- 1
1-3 第一種事業の目的及び内容.....	1- 1
1-3-1 第一種事業の目的.....	1- 1
1-3-2 第一種事業の内容.....	1- 2
(1) 対象事業の種類.....	1- 2
(2) 対象事業の規模.....	1- 2
(3) 事業実施想定区域の位置.....	1- 2
(4) 複数案の策定に至った検討の状況.....	1- 5
(5) 事業の規模等.....	1-10
(6) 建設施工計画.....	1-14
(7) 環境配慮の方針.....	1-15
第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況	
2-1 計画段階関係地域及び地域特性を把握する範囲.....	2- 1
2-2 地域の概況.....	2- 4
2-2-1 自然的状況.....	2- 4
(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況.....	2- 4
(2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況.....	2-18
(3) 土壌及び地盤の状況.....	2-28
(4) 地形及び地質の状況.....	2-32
(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	2-36
(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	2-62
(7) その他の事項.....	2-66
2-2-2 社会的・文化的状況.....	2-67
(1) 人口及び産業の状況.....	2-67
(2) 行政区画の状況.....	2-72
(3) 土地利用の状況.....	2-72
(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況.....	2-74
(5) 交通の状況.....	2-77

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	2-82
(7) 日照の状況	2-88
(8) 電波の状況	2-88
(9) 廃棄物等の状況	2-90
(10) 上水道及び下水道の整備の状況	2-92
(11) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画	2-93
(12) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	2-96
(13) 文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況	2-173
第3章 計画段階配慮事項の選定	3- 1
3-1 位置等に関する複数案	3- 1
3-1-1 施設等の配置	3- 2
3-1-2 工作物の構造	3- 3
3-2 環境影響要因の抽出	3- 4
3-3 計画段階配慮事項の選定	3- 5
3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由 ...	3-10
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	4- 1
4-1 大気質・騒音・振動	
(工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	4- 1
4-1-1 調査	4- 1
4-1-2 予測	4- 1
4-1-3 評価	4- 2
4-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）	4- 4
4-2-1 調査	4- 4
4-2-2 予測	4- 6
4-2-3 評価	4-14
4-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）	4-16
4-3-1 調査	4-16

4-3-2	予測.....	4-22
4-3-3	評価.....	4-26
4-4	総合評価.....	4-27
4-4-1	施設等の配置に関する総合評価.....	4-27
4-4-2	工作物の構造に関する総合評価.....	4-27
第5章	その他規則で定める事項.....	5- 1
5-1	対象事業を実施するために必要な許認可等.....	5- 1
5-2	配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地.....	5- 1

第1章 事業計画の概要

1-1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

1-2 第一種事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 第一種事業の目的及び内容

1-3-1 第一種事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」とする。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

その後、可燃ごみ広域処理施設の整備は、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。

1-3-2 第一種事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日〔7t/時間〕 × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

(3) 事業実施想定区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷地内（図 1-3.1及び図 1-3.2）

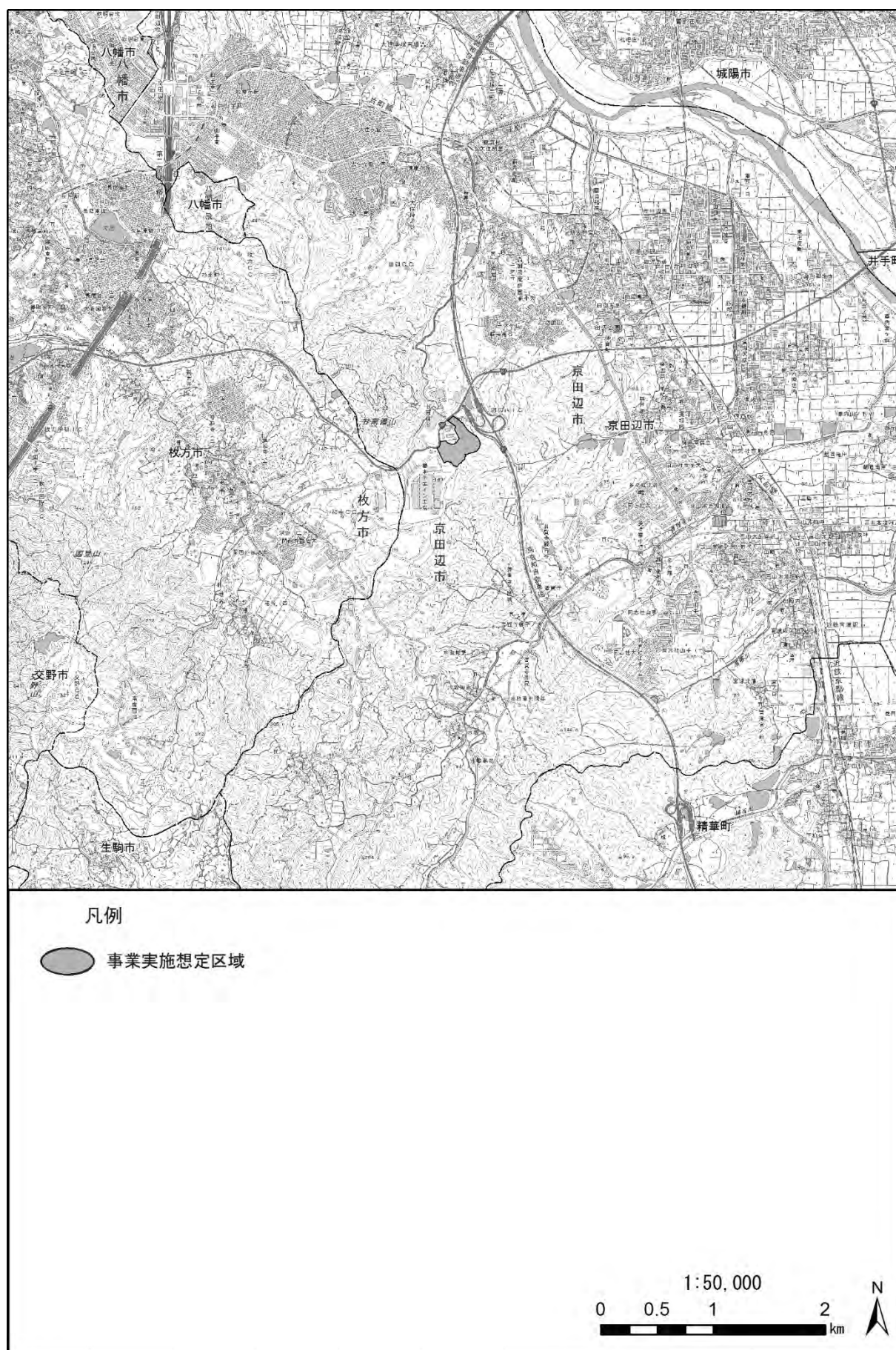


図 1-3.1 事業実施想定区域位置図（広域図）

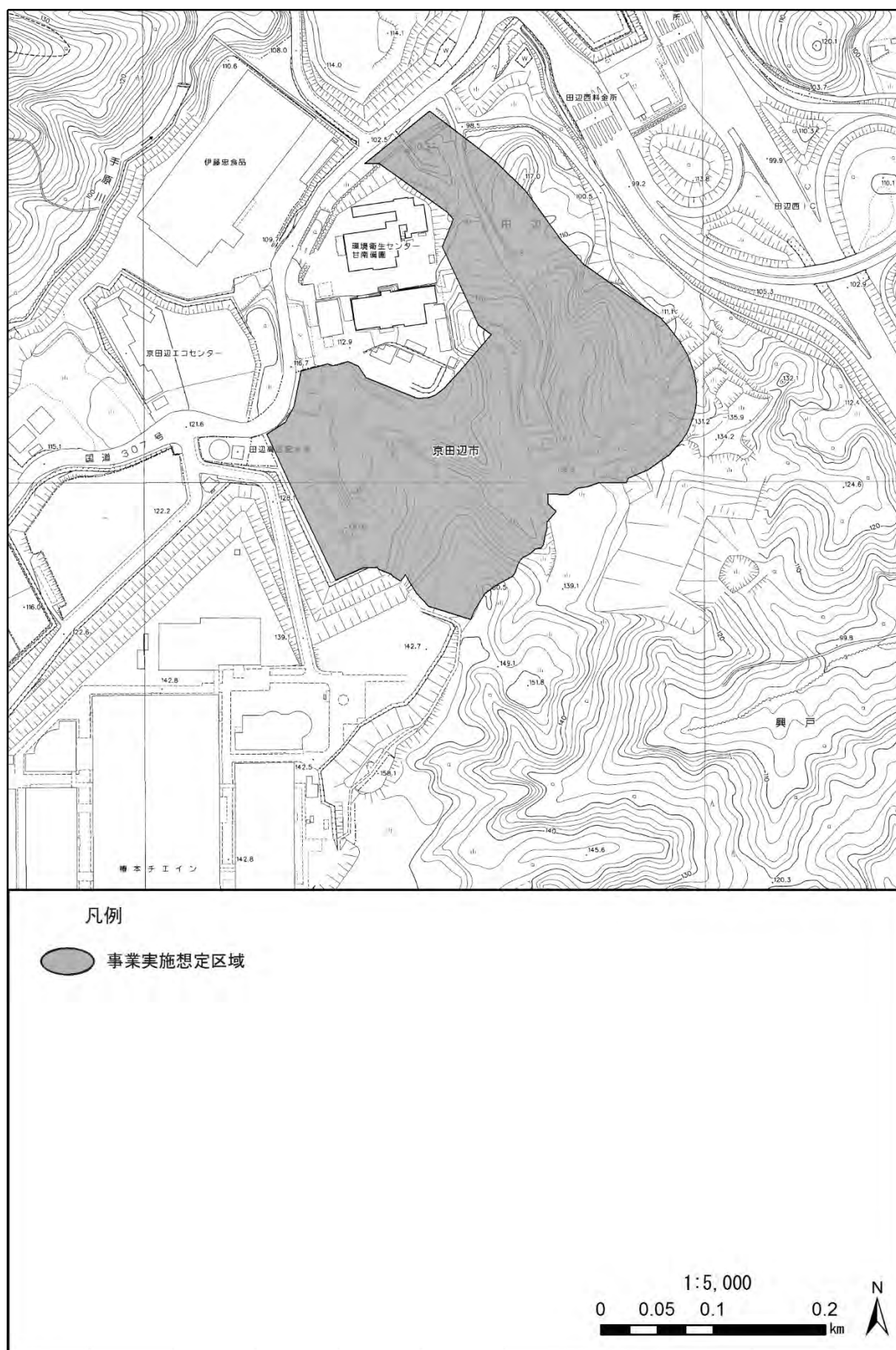


図 1-3.2 事業実施想定区域位置図（拡大図）

(4) 複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知）を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている。

一方、京都府でも、「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック（丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽）を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場（120 t / 日 × 2 炉）が竣工した。一方、京田辺市も甘南備園焼却施設（昭和61年稼働）等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、組合設立当初から設置する四條畷市交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況は、図 1-3.3に示すとおりである。

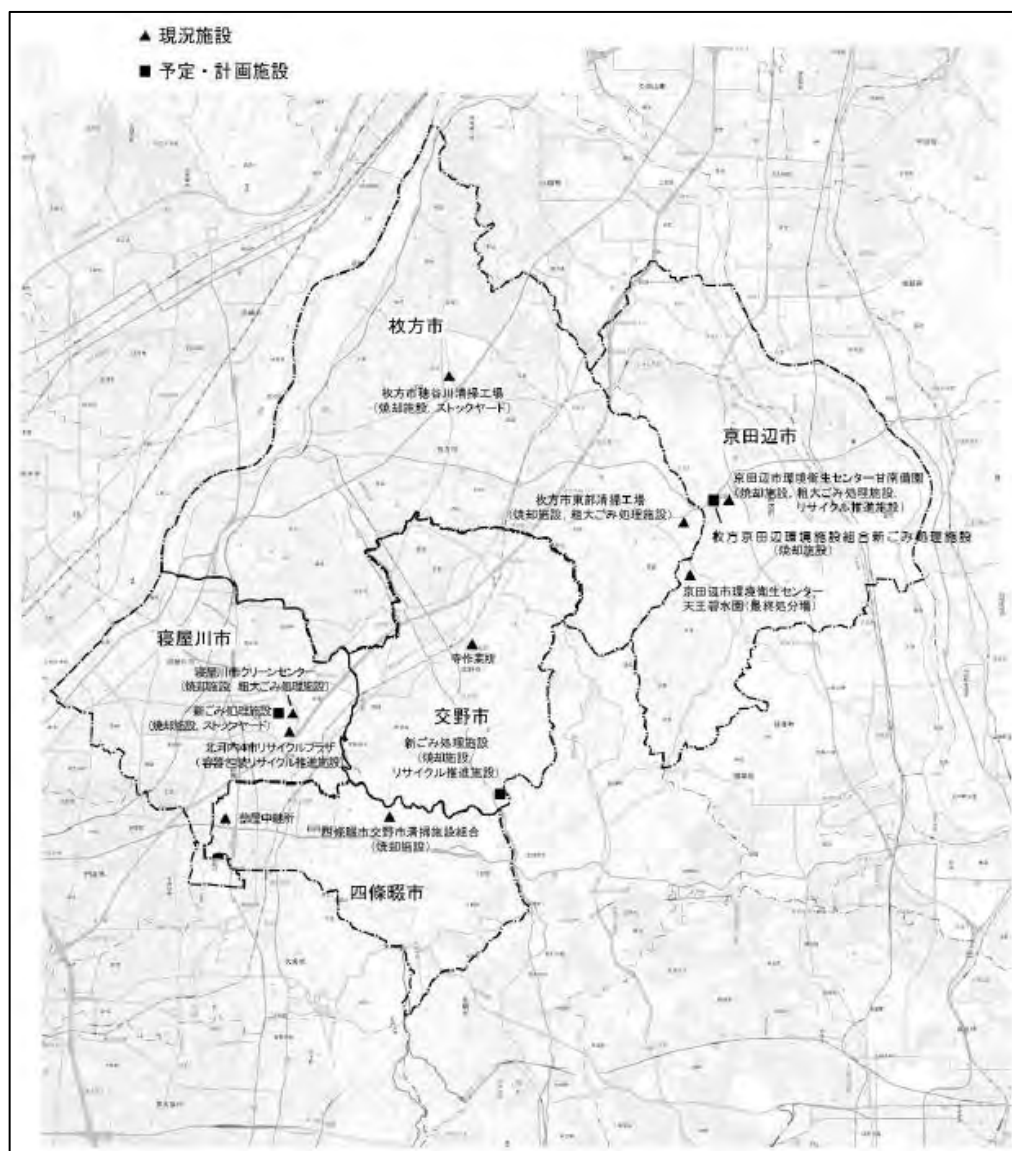


図 1-3.3 処理施設の状況図

2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違が制約となり、単独処理を継続することとなった。

3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月、枚方市）、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成26年12月、京田辺市）において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

枚方市では、枚方市内での候補地として、ごみ焼却場として都市計画決定を受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準（案）」（昭和35年、建設省）や「都市計画運用指針」（平成20年、国土交通省）に示された基準や条件等を検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

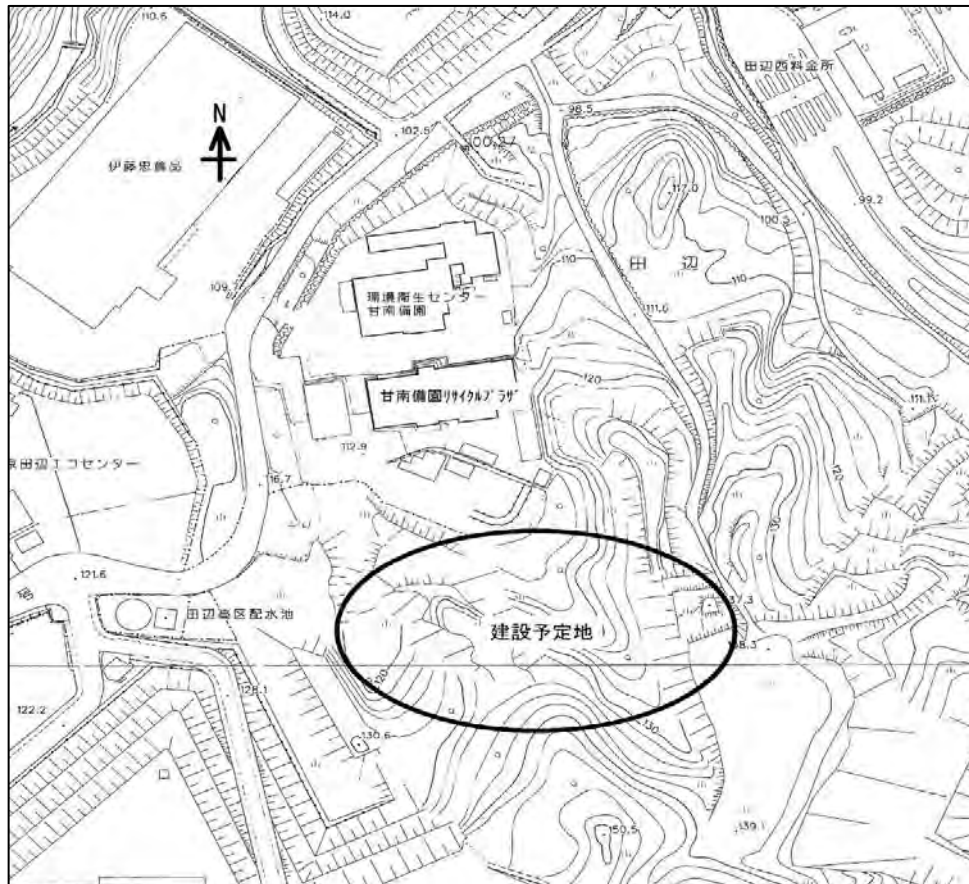
一方、京田辺市では、今まで、甘南備園で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られたが、決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準（案）や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園（拡張を含む。）が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めたごみ処理施設整備基本構想は、両市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなった。

以上の経緯を踏まえた結果、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3.4に示す位置を選定することとした。



出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.4 建設予定地の位置図

5) 複数案策定の検討経緯

上記 4) において述べたとおり、計画地は既に決まっていることから、当該地を造成して、可燃ごみ広域処理施設の設置を行っていくこととなるが、当該敷地において確保できる平地面積と焼却施設等の建築面積、構内道路の配置、駐車場及び来場者等の安全な動線を考慮し、設定可能な複数案として、排ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案及び地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案を、それぞれ設定することとした。

(5) 事業の規模等

1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設の設計・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト（LCC）の低減を意識した施設とする。

2) 事業の規模

想定する対象事業の規模等の概要は、表 1-3.1に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3.2に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3.1 規模等の概要

項 目	内 容
種 類	ごみ処理施設
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施 設 規 模 （ 処 理 能 力 ）	168t/日 ^{注2}

注 1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注 2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

表 1-3.2 施設規模

項 目	区 分	施設規模	備 考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①＋②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③＋④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①＋③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②＋④
	計	168t/日	①＋②＋③＋④

3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は表 1-3.3のとおりである。

表 1-3.3 環境保全目標

項目	計画目標		
大気	排ガスの計画目標値は、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。		
	項目	排出基準等	計画目標値
	ばいじん (g/m ³ N)	0.04以下	0.01以下
	塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 (700mg/m ³ N以下)	10以下
	硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	K 値2.34 (数百ppm程度)	10以下
	窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	250以下	20以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.05以下
水質	水銀 (μg/m ³ N)	新設：30以下、 既設：50以下 ^注	検討中
	排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する方向で協議・調整を進めることとする。 京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）においては、排除下水量別に排除基準が定められているが、本計画の計画目標値としては、排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準とする。		
悪臭	悪臭については、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。		
騒音・振動	騒音及び振動については、法令の規制を受けないが、周辺の規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。		

注. 水銀に係る排出基準の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日又は水銀に関する水俣条約が発効される日のいずれか遅い日である。

4) 関係車両の主要走行ルート計画

工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、図 1-3.5に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、両市周辺地域において、道路整備が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を結ぶ接続道路を設置する計画である。



図 1-3.5 関係車両の主要走行ルート図

(6) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約1年間、プラント工事に約3年を要し、完成までに約4年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.4に示すとおりである。

表 1-3.4 建設施工計画

項目／期間	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
造成工事				
・ 土木造成				
プラント工事				
・ 設計				
・ 施設建設				

(7) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 生活環境

- ・ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・工事の実施に当たっては、建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

2) 自然環境

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・施設の建屋は、周辺環境に配慮した外観とする。
- ・工事の実施に当たっては、降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

3) 資源循環・環境負荷

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用し、水の循環利用を図る。
- ・「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事の実施に伴う発生土は、事業計画地内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用する。

第2章 計画段階関係地域及びその地域の概況

2-1 計画段階関係地域及び地域特性を把握する範囲

本事業による環境影響を受けるおそれがある地域（計画段階関係地域）は、次の点を勘案し、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響が大きくなると想定される地域を十分に包含する範囲として、事業実施想定区域の中心から半径約2kmの範囲（該当市：京田辺市及び枚方市の2市）を設定した（図 2-1.1及び図 2-1.2参照）。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・本施設の近傍に位置し、処理能力が本施設よりも大きい既設の枚方市東部清掃工場整備に係る環境影響評価の排ガス拡散予測（焼却施設処理能力：400t/日、煙突高さ：100m）では、年平均値の最大着地濃度出現予想距離は煙突から0.8kmの位置と予測されており^{注1}、この2倍距離は1.6kmとなる。

また、地域特性を把握する範囲は、計画段階関係地域及びその周辺地域^{注2}（以下「調査地域」という。）とする。ただし、市町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市の全域を範囲として把握した。

注1. 「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成11年11月、枚方市）による。本事業で建設を予定する施設より処理能力が大きく、同程度の煙突高さの事例である。

注2. 図 2-2.2～図 2-2.45 の調査地域は、各図に示す該当市の範囲である。

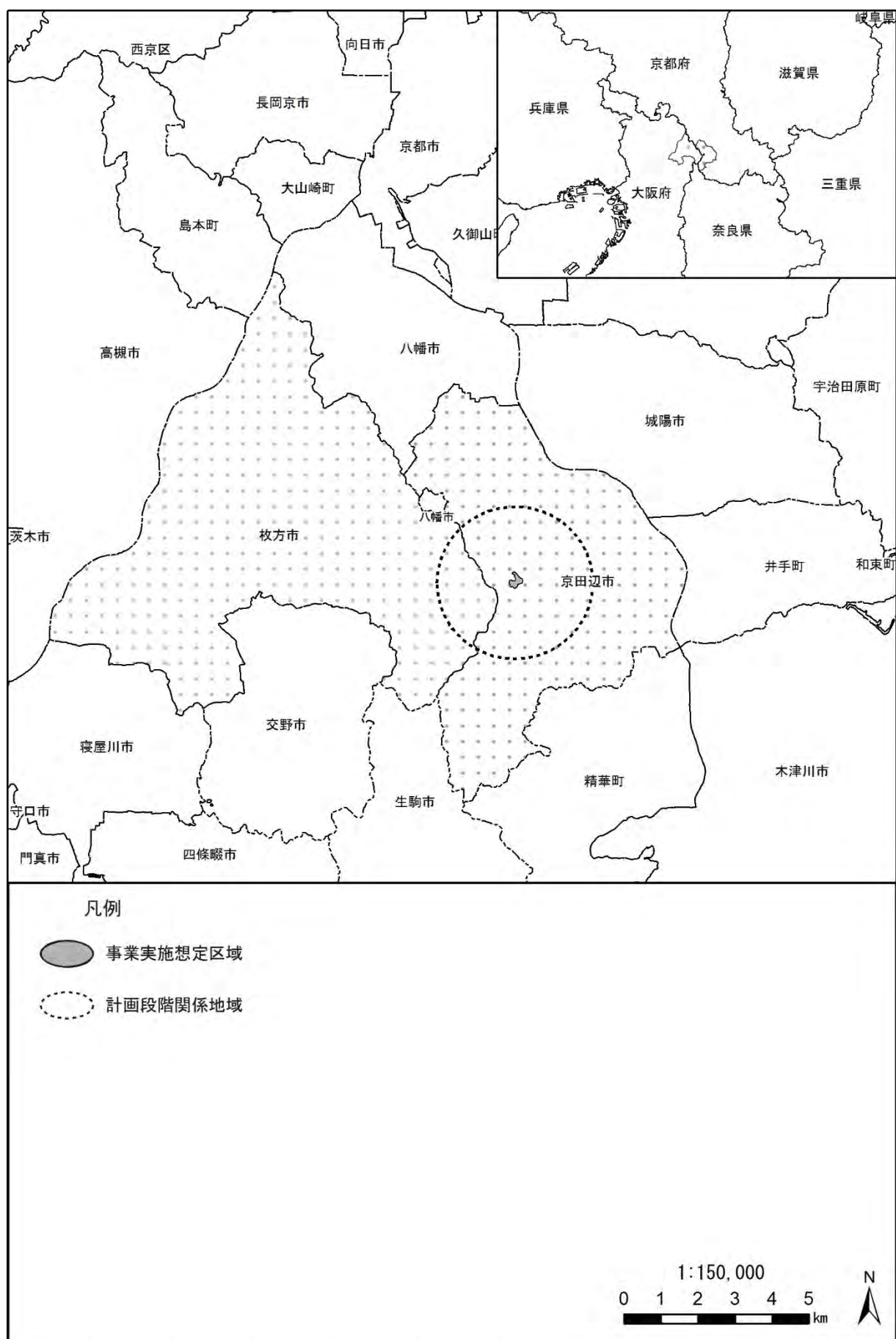


図 2-1.1 計画段階関係地域位置図（概略）

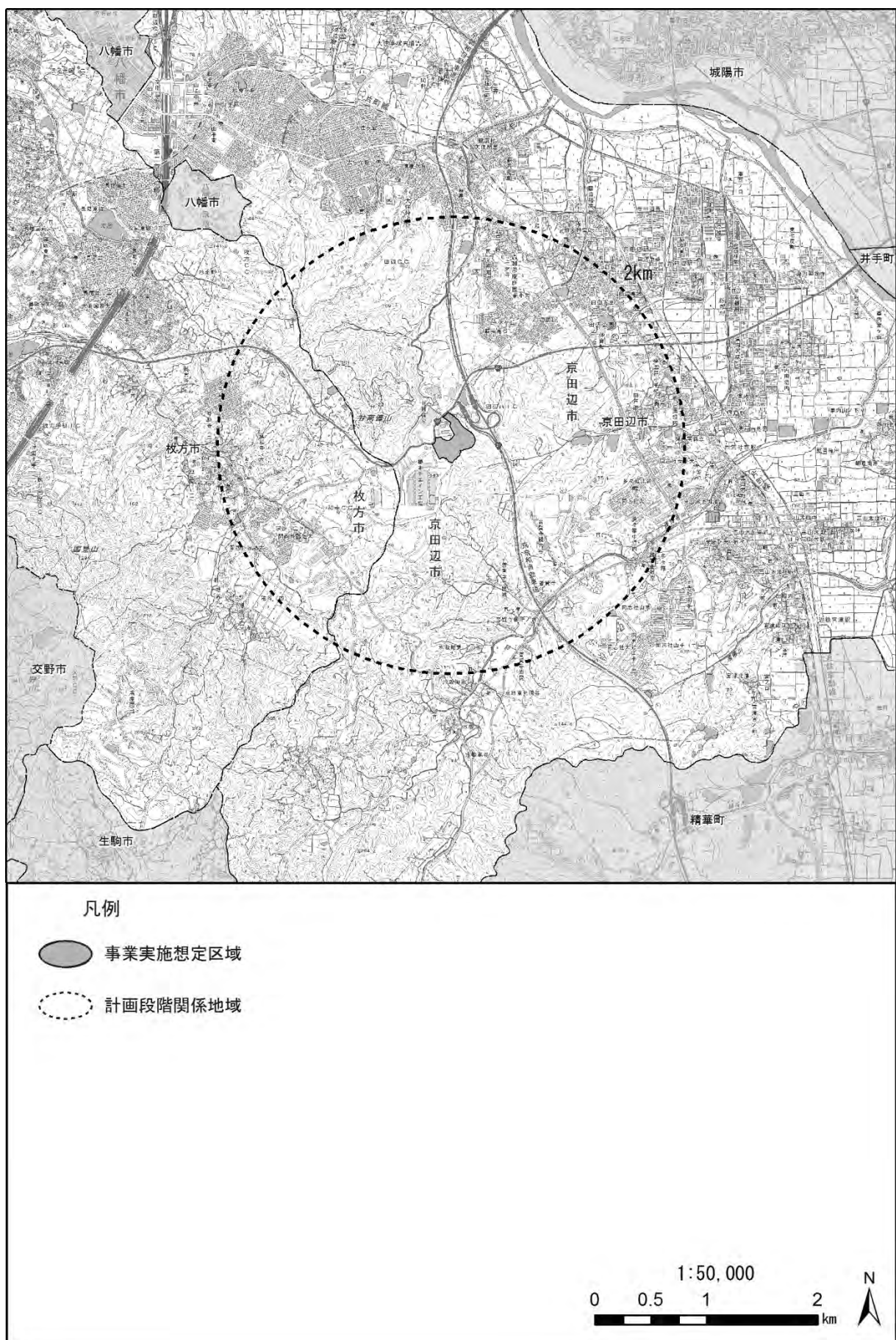


図 2-1.2 計画段階関係地域位置図（詳細）

2-2 地域の概況

2-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 一般的な気象の概況

事業実施想定区域の位置する京都南部地域は、日本の気候区分によると瀬戸内気候区に属しており、一般的に温暖な気候である。

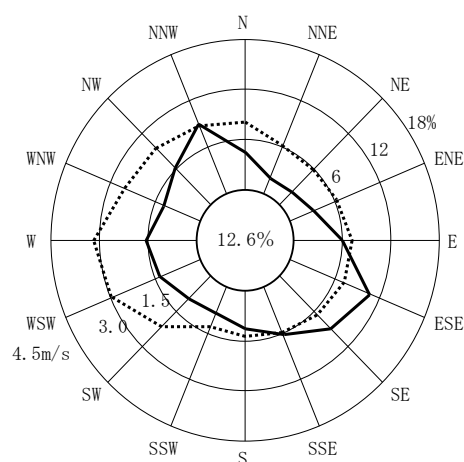
調査地域における気象観測所としては、事業実施想定区域の北約3kmに位置する京田辺地域気象観測所（京田辺市薪西浜）があり、京田辺地域気象観測所における平成24年～平成28年にかけての気象概況を表 2-2.1に、風配図を図 2-2.1に、気象観測所位置図を図 2-2.2に示す。

これによると、同気象観測所での年平均気温は15.6℃、年平均風速は1.8m/s、年降水量は1,642.8mmであり、最多風向は東南東である。

表 2-2.1 気象概況

月	気温			降水量							風	
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)	合計(mm)	1mm以上(日)	10mm以上(日)	30mm以上(日)	50mm以上(日)	70mm以上(日)	100mm以上(日)	平均風速(m/s)	最多風向(16方位)
1月	4.1	9.3	-0.3	61.5	6.2	2.0	0.4	0.2	0.0	0.0	1.9	W
2月	4.4	9.8	0.2	79.4	7.2	2.8	0.6	0.2	0.0	0.0	2.0	NW
3月	8.7	14.7	2.8	136.9	9.8	4.6	1.6	0.2	0.0	0.0	2.1	NNW
4月	14.0	20.4	8.1	111.8	11.2	3.2	0.8	0.2	0.2	0.0	2.1	ESE
5月	19.3	26.1	12.9	73.6	6.8	2.8	0.4	0.0	0.0	0.0	1.9	ESE
6月	22.9	28.1	18.2	233.5	11.4	6.4	2.2	1.2	0.8	0.0	1.8	ESE
7月	27.1	32.5	22.9	170.9	12.6	5.2	1.4	0.6	0.4	0.2	1.7	SE
8月	27.9	33.8	23.4	273.4	11.8	5.0	2.6	2.0	1.4	0.8	1.7	ESE
9月	23.4	29.1	19.1	216.3	11.2	5.4	1.8	1.2	0.8	0.4	1.4	NNW
10月	17.9	24.0	11.9	100.1	6.6	3.0	1.2	0.2	0.0	0.0	1.6	NNW
11月	11.6	17.0	7.0	105.2	8.4	3.8	0.8	0.0	0.0	0.0	1.5	ESE
12月	6.2	11.2	1.8	80.2	7.0	3.6	0.4	0.0	0.0	0.0	1.9	W
年	15.6	21.3	10.7	1,642.8	110.2	47.8	14.2	6.0	3.6	1.4	1.8	ESE

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



注1. 実線は出現頻度、破線は平均風速、円内数字は静穏率を示す。

注2. 平成24年1月～平成28年12月までの集計値

注3. 静穏率：静穏（0.2m/s以下）の出現率。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 2-2.1 風配図



図 2-2.2 気象観測所位置図

① 気温

京田辺地域気象観測所における気温の経年変化を表 2-2.2に示す。平成28年の平均気温は16.3℃となっている。

表 2-2.2 気温の経年変化

区分	年次	平均 (℃)	最高 (℃)	月日	最低 (℃)	月日
京田辺市 (京田辺地域気象観測所)	平成 24 年	15.2	37.2	7/28	-6.4	2/3
	25 年	15.6	38.3	8/12	-5.3	1/6
	26 年	15.3	37.9	7/26	-5.3	1/7
	27 年	15.9	38.2	8/2	-4.8	1/2
	28 年	16.3	37.8	8/6	-5.5	1/26

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

② 降水量の経年変化

京田辺地域気象観測所における降水量の経年変化を表 2-2.3に示す。年間降水量は、1,387.0～1,750.0mmで推移している。

表 2-2.3 降水量の経年変化

区分	年次	年間総量 (mm)	日最大 (mm)	月日	1 時間最大 (mm)	月日
京田辺市 (京田辺地域気象観測所)	平成 24 年	1,680.0	143.5	8/14	78.0	8/14
	25 年	1,685.5	152.0	9/16	56.5	7/13
	26 年	1,387.0	151.5	8/9	38.5	8/9
	27 年	1,750.0	116.5	7/17	31.5	7/10
	28 年	1,711.5	128.5	8/16	65.0	8/16

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

③ 風向・風速

京田辺地域気象観測所における風向・風速の経年変化を表 2-2.4に示す。

表 2-2.4 風向・風速の経年変化

区分	年次	平均 (m/s)	最大 (m/s)	月日 (風向)
京田辺市 (京田辺地域気象観測所)	平成 24 年	1.8	11.9	4/3 (西)
	25 年	1.9	10.7	4/6 (東南東)
	26 年	1.8	10.4	6/5 (東南東)、8/10 (東南東)
	27 年	1.7	11.2	8/25 (南東)
	28 年	1.7	8.5	1/20 (西)、2/9 (西)、4/17 (西南西)

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

2) 大気質に係る環境の状況

京都府並びに枚方市では大気汚染の状況を把握するため、監視網となる大気測定局を設置し、大気汚染物質の濃度等を測定している。調査地域では、一般環境大気測定局として田辺局（京田辺市田辺明田）が設置されている。また、「第二京阪道路（大阪府域）環境監視の在り方に関する検討会」が設置・監視を行っている第二京阪道路環境監視局として長尾局（枚方市長尾台）及び津田局（枚方市津田東町）で測定が行われている。また、最も近隣のダイオキシン類常時監視地点として、一般環境大気測定局の王仁公園局（枚方市王仁公園）が設置されている。王仁公園局は調査地域外であるが、大気汚染の状況を把握するために測定結果について整理した。なお、測定項目のうち、炭化水素は環境基準がないため、ここでは整理していない。

調査地域周辺の大気測定局における測定項目を表 2-2.5に、大気環境測定位置を図 2-2.3に示す。

表 2-2.5 大気測定局における測定項目

番号	区分	市	名称	測定項目								
				二酸化硫黄	窒素酸化物		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素		微小粒子状物質	ダイオキシン類
					二酸化窒素	一酸化窒素			非メタン	メタン		
				SO ₂	NO ₂	NO	O _x	SPM	NMHC	CH ₄	PM2. 5	
1	一般環境	京田辺市	田辺局	—	○	○	○	○	○	○	○	—
2	大気測定局	枚方市	王仁公園局	○	○	○	○	○	—	—	○	○
3	第二京阪道路	枚方市	長尾局	—	○	○	—	○	—	—	—	—
4	環境監視局		津田局	—	○	○	—	○	—	—	—	—

注1. “—” は、測定が実施されていない項目を示す。

注2. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

出典：「京都府大気常時監視情報」（京都府ホームページ）

：「平成 27（2015）年版 環境データ集」（平成 27 年、枚方市）

① 二酸化硫黄測定結果

二酸化硫黄測定結果を表 2-2.6に示す。王仁公園局における二酸化硫黄の年平均値の状況は、横ばいで推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。

表 2-2.6 二酸化硫黄測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×, 無○	日
2	王仁公園	平成24年度	365	8,631	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.003	○	0
		平成25年度	363	8,634	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0
		平成26年度	363	8,629	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0

注1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注2. 長期的評価における環境基準の達成：「年間を通じて測定した平均値の高いほうから、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

注3. 短期的評価における環境基準の達成：「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」をいう。

出典：「平成25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成25～27年、枚方市）

② 窒素酸化物測定結果

二酸化窒素測定結果を表 2-2.7に、窒素酸化物測定結果を表 2-2.8に示す。二酸化窒素の年平均値の状況は、田辺局ではほぼ横ばいを示し、他の3局ではほぼ横ばい、又は減少傾向を示している。また、いずれの測定局でも全ての年度で環境基準を満足している。

表 2-2.7 二酸化窒素測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.006ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
1	田辺	平成24年度	363	8,731	0.011	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0
		平成25年度	357	8,511	0.012	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
		平成26年度	334	7,999	0.011	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
2	王仁公園	平成24年度	364	8,616	0.013	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
		平成25年度	362	8,620	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
		平成26年度	363	8,620	0.012	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0
3	長尾	平成24年度	339	8,120	0.016	0.075	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.035	0
		平成25年度	358	8,562	0.017	0.095	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.032	0
		平成26年度	359	8,575	0.017	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.032	0
4	津田	平成24年度	364	8,634	0.019	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0
		平成25年度	362	8,602	0.019	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.036	0
		平成26年度	362	8,630	0.018	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0

注1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注2. 環境基準の達成：「日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。」という。

出典：「平成25～27年度版 京都府環境白書」（平成26～28年、京都府）

：「平成25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成25～27年、枚方市）

表 2-2.8 窒素酸化物測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
					年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)
					ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
1	田辺	平成24年度	363	8,731	0.004	0.072	0.015	0.015	0.117	0.039	74.2
		平成25年度	357	8,511	0.003	0.083	0.012	0.014	0.125	0.037	82.1
		平成26年度	334	7,999	0.002	0.064	0.009	0.013	0.100	0.031	82.7
2	王仁公園	平成24年度	364	8,616	0.002	0.108	0.015	0.015	0.148	0.039	84.2
		平成25年度	362	8,620	0.003	0.106	0.015	0.016	0.148	0.045	83.2
		平成26年度	363	8,620	0.002	0.098	0.010	0.015	0.140	0.035	84.5
3	長尾	平成24年度	339	8,120	0.007	0.143	0.025	0.024	0.193	—	69.3
		平成25年度	358	8,562	0.007	0.135	0.024	0.025	0.200	—	70.1
		平成26年度	359	8,575	0.007	0.104	0.020	0.024	0.154	—	71.8
4	津田	平成24年度	364	8,634	0.010	0.121	0.032	0.029	0.177	—	65.8
		平成25年度	362	8,602	0.009	0.125	0.032	0.028	0.173	—	66.5
		平成26年度	362	8,630	0.008	0.135	0.026	0.026	0.177	—	68.1

注1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注2. “—” は出典資料に記載がないことを示す。

出典：「平成25～27年度版 京都府環境白書」（平成26年～28年、京都府）

：「平成25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成25年～27年、枚方市）

③ 光化学オキシダント測定結果

光化学オキシダント測定結果を表 2-2.9に示す。年平均値(昼間)は、田辺局0.033～0.034ppm、王仁公園局0.032～0.035ppmで推移している。両測定局とも、環境基準は満足していない。なお、京田辺市の属する綴喜地域（八幡市、京田辺市、井手町）における平成24年度～26年度の光化学スモッグ注意報発令回数は合計1回で、枚方市の属する北大阪地域（池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町）における平成24年度～26年度の光化学スモッグ注意報発令回数は合計9回であった。

表 2-2.9 光化学オキシダント測定結果

番号	測定局	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の最高1時間値の年平均値
						日	時間数とその割合		日数とその割合		時間		
			日	時間	ppm		時間	%	日	%		ppm	ppm
1	田辺	平成24年度	365	5,401	0.033	92	446	8.3	1	0.3	2	0.121	0.049
		平成25年度	365	5,399	0.033	97	490	9.1	0	0.0	0	0.118	0.051
		平成26年度	338	4,980	0.034	93	487	9.8	1	0.3	1	0.127	0.051
2	王仁公園	平成24年度	365	5,406	0.032	90	463	8.6	3	0.8	4	0.132	0.049
		平成25年度	365	5,405	0.034	101	531	9.8	2	0.5	3	0.125	0.051
		平成26年度	365	5,407	0.035	102	568	10.5	1	0.3	2	0.128	0.052

注1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注2. 環境基準の達成：「昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。

出典：「平成25～27年度版 京都府環境白書」（平成26～28年、京都府）

：「平成25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成25～27年、枚方市）

④ 浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質測定結果を表 2-2.10に示す。田辺局の年平均値はほぼ横ばいで推移、他の3局では年平均値は減少傾向を示している。また、いずれの測定局でも長期的評価において環境基準を満足している。

表 2-2.10 浮遊粒子状物質測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×, 無○	日
1	田辺	平成24年度	349	8,502	0.021	0	0.0	0	0.0	0.095	0.050	○	0
		平成25年度	363	8,710	0.023	0	0.0	0	0.0	0.118	0.051	○	0
		平成26年度	332	8,025	0.021	0	0.0	0	0.0	0.085	0.046	○	0
2	王仁公園	平成24年度	365	8,698	0.020	0	0.0	0	0.0	0.110	0.052	○	0
		平成25年度	361	8,671	0.022	0	0.0	0	0.0	0.110	0.059	○	0
		平成26年度	362	8,695	0.017	0	0.0	0	0.0	0.099	0.042	○	0
3	長尾	平成24年度	361	8,639	0.020	0	0.0	0	0.0	0.184	0.048	○	0
		平成25年度	362	8,670	0.020	0	0.0	0	0.0	0.168	0.054	○	0
		平成26年度	363	8,697	0.019	0	0.0	0	0.0	0.106	0.043	○	0
4	津田	平成24年度	363	8,662	0.022	0	0.0	0	0.0	0.084	0.049	○	0
		平成25年度	365	8,728	0.024	0	0.0	0	0.0	0.170	0.060	○	0
		平成26年度	362	8,676	0.019	0	0.0	0	0.0	0.083	0.049	○	0

注1. 番号は、図 2-2.3 に対応している。

注2. 長期的評価における環境基準の達成：「日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.1mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」をいう。

注3. 短期的評価における環境基準の達成：「1時間値が0.20mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.1mg/m³以下であること。」をいう。

出典：「平成25～27年度版 京都府環境白書」（平成26～28年、京都府）

：「平成25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成25～27年、枚方市）

⑤ 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定結果を表 2-2.11に示す。田辺局では、平成25年度の短期基準が超過したことにより、平成25年度においては環境基準を満足しなかったが、平成24年度及び平成26年度においては、環境基準を満足した。王仁公園局での微小粒子状物質の測定は、平成26年3月より開始されており、平成26年度は環境基準を満足していた。なお、平成25年度については、有効測定日数が250日以下のため環境基準の達成についての評価はできない。

表 2-2. 11 微小粒子状物質の測定結果

番号	測定局	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		1 時間値の 最高値	日平均値の 年間 98% 値
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
1	田 辺	平成 24 年度	359	13. 1	5	1. 4	64	34. 0
		平成 25 年度	363	14. 4	12	3. 3	82	36. 0
		平成 26 年度	333	14. 7	5	1. 5	64	33. 6
2	王 仁 公 園	平成 25 年度	31	16. 0	2	6. 5	—	40. 2
		平成 26 年度	363	13. 4	4	1. 1	—	32. 7

注 1. 番号は、図 2-2. 3 に対応している。

注 2. 環境基準の達成：長期基準（年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）、短期基準（日平均値の年間 98% 値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）の両方を達成した場合。

注 3. “—” は出典資料に記載がないことを示す。

出典：「平成 25～27 年度版 京都府環境白書」（平成 26～28 年、京都府）

：「平成 25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成 25～27 年、枚方市）

⑥ ダイオキシン類

大気環境中のダイオキシン類測定結果を表 2-2. 12 に示す。王仁公園局では、隔年で測定しているため、平成 25 年度は実施されていない。

表 2-2. 12 大気環境中のダイオキシン類測定結果（枚方市）

番号	測定局	年度	測定値 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)				
			春	夏	秋	冬	年平均
2	王仁公園	平成 24 年度	0. 015	0. 012	0. 015	0. 036	0. 020
		平成 25 年度	—	—	—	—	—
		平成 26 年度	0. 011	0. 015	0. 010	0. 010	0. 012

注 1. 番号は、図 2-2. 3 に対応している。

注 2. “—” は測定が行われなかったことを示す。

注 3. 環境基準の達成：「年平均値 $0. 6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。

出典：「平成 25（2013）～27（2015）年版 環境データ集」（平成 25～27 年、枚方市）

3) 騒音に係る環境の状況

① 自動車騒音

調査地域では、京田辺市8地点、枚方市4地点において自動車騒音測定を実施している。各地点における自動車騒音測定結果を表 2-2.13に、調査地域における自動車騒音及び環境騒音測定位置を図 2-2.4に示す。

京田辺市の測定地点のうち4地点、枚方市の1地点で環境基準を超過したが、全ての地点で要請限度値は下回っている。なお、調査地域では主要幹線道路を対象として道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）も実施しており、参考までに表 2-2.14(1)～(2)に示す。

表 2-2.13 自動車騒音測定結果

市	地域 類型	近 接 空 間 特 例	番 号	路線名	測定場所	騒音測定結果 (dB)					
						騒音		騒音 環境基準		要請限度値	
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
京 田 辺 市	A	有	1	一般国道1号 (京都南道路)	京田辺市山手西	56	52	70	65	70	65
	A	有	2	(併) 一般国道1号 (第二京阪道路)	京田辺市山手西	56	52	70	65	70	65
	B	有	3	一般国道307号	京田辺市田辺西川原	73	69	70	65	75	70
	B	有	4	府道八幡木津線	京田辺市薪高木	64	58	70	65	75	70
	A	有	5	府道八幡木津線	京田辺市興戸地藏谷	68	61	70	65	75	70
	B	無	6	市道新田辺駅前線	京田辺市田辺明田	66	60	65	60	75	70
	A	無	7	市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘4丁目	68	62	60	55	70	65
	B	有	8	府道八幡木津線	京田辺市興戸犬伏	69	66	70	65	75	70
枚 方 市	A	有	9	国道1号	枚方市長尾台4-11	49	47	70	65	75	70
	A	有	10	国道1号	枚方市津田東町3-22	49	46	70	65	75	70
	A	有	11	国道307号(旧道)	枚方市尊延寺6-23	70	66	70	65	75	70
	A	有	12	枚方山城線	枚方市宗谷1丁目	64	43	70	65	75	70

注1. 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

注2. 測定日：枚方山城線は平成27年11月11日～平成27年11月12日。その他の路線は平成26年11月5日～平成26年12月9日。

注3. 時間区分：昼間6:00～22:00、夜間22:00～6:00

注4. 地域類型は以下のとおりである。

A：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

B：第1・2種住居地域、準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注5. 近接空間特例：幹線交通を担う道路近接空間（高速道路、国道、府道及び4車線以上の市町村道から15m（2車線以下）又は20m（2車線超）の範囲）における基準値の適用の有無

注6. ■グレー網掛けは環境基準値を超過したことを表す。

注7. 番号は、図 2-2.4 に対応している。

出典：「平成27年度版 京都府環境白書」（平成28年、京都府）

：「平成26年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成28年、大阪府環境農林水産部）

：「平成28（2016）版 環境データ集」（平成28年、枚方市）

表 2-2. 14(1) 自動車騒音面的評価結果

市	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果				
				評価 住居数 (戸)	環境基準達成 住居数 (戸)		環境基準 達成率 (%)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
京田 辺市	一般国道 1 号 (併) 第二京阪道路	京田辺市山手南	京田辺市山手南	301	301	301	100	100
		京田辺市山手南	京田辺市松井交野ヶ原	51	51	51	100	100
		京田辺市興戸北鉾立	京田辺市新大仏谷	19	18	16	95	84
	府道八幡木津線	京田辺市薪畠	京田辺市田辺丸山	88	88	88	100	100
		京田辺市田辺丸山	京田辺市興戸宮ノ前	0	0	0	-	-
		京田辺市興戸宮ノ前	京田辺市興戸宮ノ前	23	23	23	100	100
		京田辺市興戸宮ノ前	京田辺市興戸地蔵谷	8	8	8	100	100
		京田辺市興戸地蔵谷	京田辺市多々羅前田	27	27	27	100	100

表 2-2. 14(2) 自動車騒音面的評価結果

市	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果				
				評価対象 住居等 (戸)	昼・夜間 とも基 準値以 下 (%)	昼間の み基準 値以下 (%)	夜間の み基準 値以下 (%)	昼・夜間 とも基 準値超 過 (%)
枚方 市	一般国道 1 号	枚方市長尾東町 3-34	枚方市長尾台	407	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市津田東町 3-27	枚方市津田東町	195	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市津田東町	枚方市津田南町	66	100.0	0.0	0.0	0.0
	一般国道 307 号	枚方市大字尊延寺	枚方市杉 1-6	457	96.7	1.1	0.0	2.2
		枚方市杉 1-6	枚方市津田東町 3-27	8	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市津田東町 3-27	枚方市津田西町 1-24	659	99.1	0.5	0.0	0.5
	府道枚方高槻線	枚方市杉 2-3	枚方市牧野阪 2-6	2,828	100.0	0.0	0.0	0.0
		枚方市大字尊延寺	枚方市杉 2-3	3	100.0	0.0	0.0	0.0
	府道枚方山城線	枚方市大字尊延寺	枚方市大字尊延寺	126	96.8	0.0	1.6	1.6
	府道杉田口禁野線	枚方市長尾元町 5-14	枚方市長尾元町 5-10	988	100.0	0.0	0.0	0.0
	府道長尾八幡線	枚方市長尾荒阪	枚方市長尾峠町	945	100.0	0.0	0.0	0.0
	府道交野久御山線	枚方市津田北町 1-33	枚方市長尾元町 5-10	869	99.9	0.0	0.0	0.1

出典：「平成 27 年度版 京都府環境白書」（平成 28 年、京都府）

：「平成 26 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 28 年、大阪府環境農林水産部）

② 環境騒音

調査地域では、枚方市の 3 地点で環境騒音測定を行っている。環境騒音測定結果を表 2-2. 15 に、調査地域における環境騒音測定位置を図 2-2. 4 に示す。3 地点とも、昼間、夜間ともに環境基準を下回っている。

表 2-2. 15 環境騒音測定結果

市	地域 類型	番 号	測定 地点	年度	騒音レベル (L_{Aeq} :dB)		環境基準との比較 ○：基準値以下 ×：基準値超過		支配的音源		測定期間 上段：開始 下段：終了
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
枚方 市	A	1	尊延寺 4-7	平成 24 年度	41	38	○	○	自動車騒 音、自然音	自動車騒 音、自然 音、家庭音	2012/11/6 2012/11/6
	B	2	穂谷 3	平成 25 年度	48	32	○	○	特殊音、 自然音	自然音	2013/11/7 2013/11/7
	B	3	杉 1	平成 26 年度	42	38	○	○	自動車騒 音、自然音	自然音、 自動車騒音	2014/10/15 2014/10/15

注 1. 番号は、図 2-2. 4 に対応している。

注 2. dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「平成 24～26 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成 26～28 年、大阪府環境農林水産部）

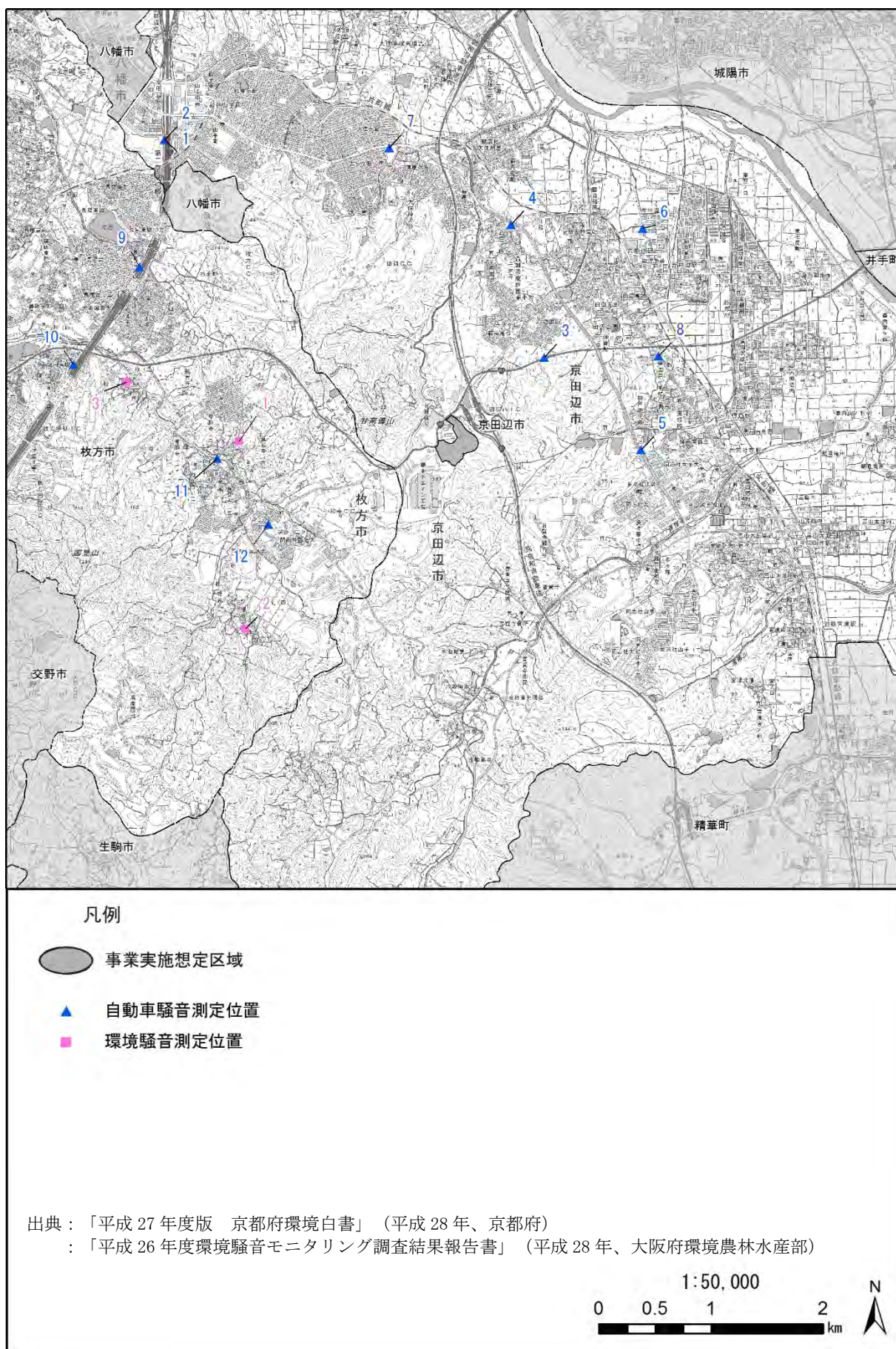


図 2-2.4 自動車騒音及び環境騒音測定位置図

4) 振動に係る環境の状況

調査地域において、6地点で道路交通振動測定を実施している。道路交通振動測定結果を表2-2.16に、調査地域の道路交通振動測定位置を図2-2.5に示す。測定が実施された全ての地点で要請限度を満足している。

表 2-2.16 道路交通振動測定結果

市	番号	路線名	測定地点	測定結果 (L_{10}) [dB]		要請限度値 (L_{10}) [dB]	
				昼間	夜間	昼間	夜間
京田辺市	1	市道新田辺駅前線	京田辺市田辺明田	42	32	65	60
	2	市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘4丁目	44	36		
	3	府道八幡木津線	京田辺市興戸犬伏	43	39		
枚方市	4	国道1号	枚方市長尾台4-11	43	—		
	5	国道1号	枚方市津田東町3-22	32	—		
	6	国道307号	枚方市尊延寺6-23	44	—		

注1. 番号は、図2-2.5に対応している。

注2. dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

注3. “—”は測定が実施されていないことを示す。

出典：「平成27年度版 京都府環境白書」（平成28年、京都府）

：「平成26年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（平成28年、大阪府環境農林水産部）

5) 悪臭に係る環境の状況

調査地域では、悪臭に係る測定は実施されていない。



(2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

1) 一般的な水象の状況

調査地域における河川・湖沼等の分布を図 2-2.6に示す。

調査地域を流れる主な河川は、淀川水系の木津川である。木津川の水源は三重県と奈良県の県境を南北に走る布引山地に位置し、山城盆地を流れ、京都府・大阪府境付近で宇治川、桂川とともに淀川に合流する。そのほか調査地域には、防賀川や普賢寺川など木津川の支流が流れている。湖沼の代表的なものは枚方市に位置する大池（枚方市長尾東町）で、これ以外にも調査地域には大小のため池等が分布している。また、木津川沿いの平坦地には都市下水路が配置されている。

調査地域に最も近い水位観測所は、調査地域外で木津川の飯岡^{いのおか}水位観測所（京田辺市飯岡久保田）である。飯岡水位観測所における河川流量を表 2-2.17に示す。最も流量が多いのは7月、最も少ないのは12月である。

表 2-2.17 河川流量

月	流量 (m ³ /s)	月	流量 (m ³ /s)
1 月	30.20	7 月	180.38
2 月	27.85	8 月	74.79
3 月	68.80	9 月	112.54
4 月	54.55	10 月	30.56
5 月	38.95	11 月	27.20
6 月	72.00	12 月	24.02
平均			61.82

注. 観測年：平成 27 年

出典：「水文水質データベース」（国土交通省ホームページ）

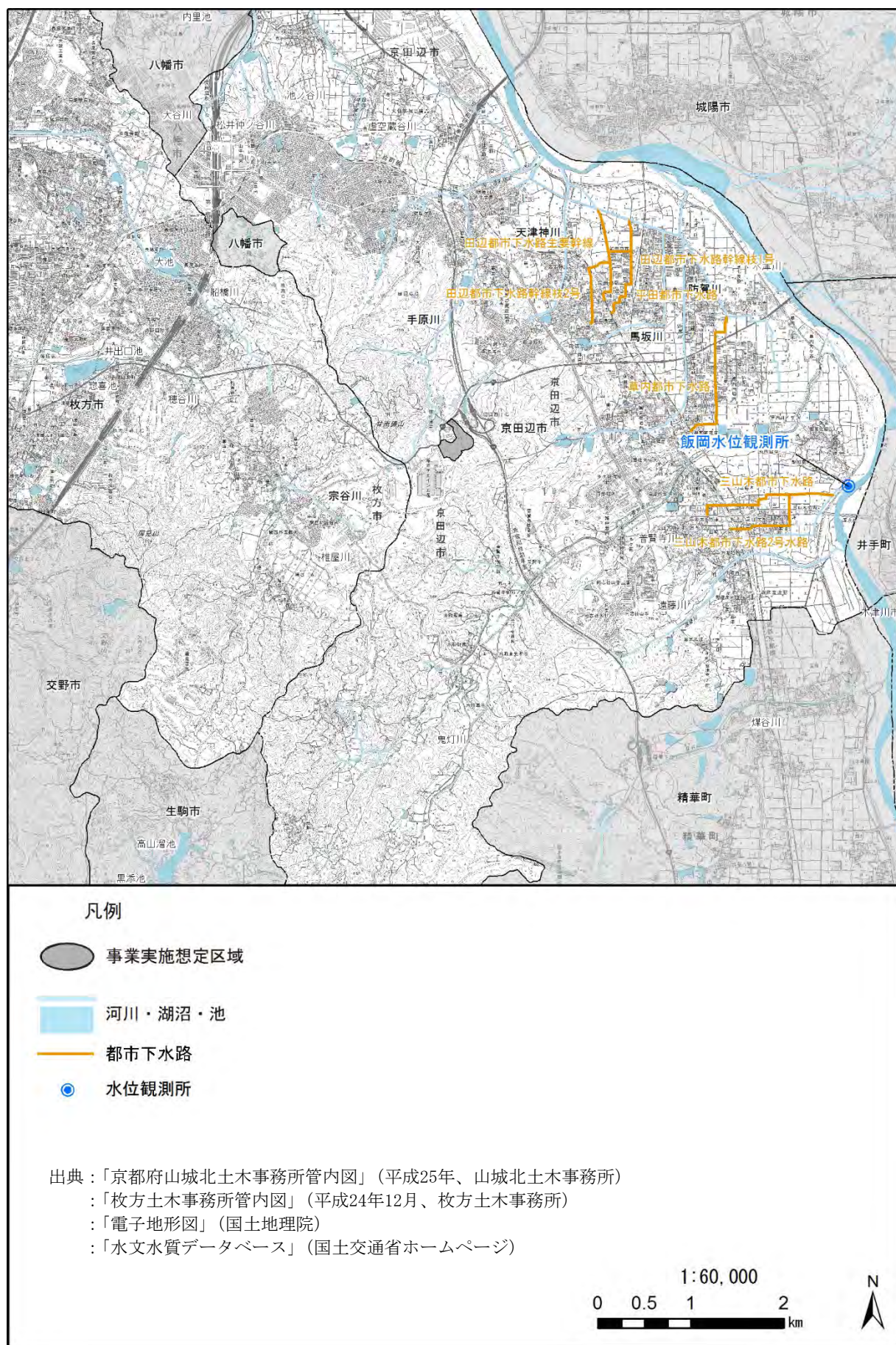


図 2-2.6 河川・湖沼等位置図

2) 水質に係る環境の状況

調査地域では、防賀川や普賢寺川、手原川、穂谷川など、京田辺市内では20地点、枚方市では2地点において水質調査が実施されている。調査地域の水質調査概要を表 2-2.18に、調査地域における水質調査位置を図 2-2.7に示す。

各地点の水質調査測定結果を表 2-2.19～表 2-2.21に示す。

なお、京田辺市の対象河川には生活環境の保全に係る類型指定は行われていないが、枚方市の対象河川においては、船橋川及び穂谷川の全域がB類型に指定されている。

京田辺市における健康項目の測定結果では、いずれも環境基準を満足している。

表 2-2.18 水質調査概要

番号	市	河川等	測定地点	健康項目	生活環境項目	特殊項目	その他
1	京田辺市	幹線排水路	神屋橋	○	○	○	○
2		防賀川	新神矢橋	○	○	○	○
3		防賀川	中島橋	○	○	○	○
4		馬坂川	浜新田橋	○	○	○	○
5		鬼灯川	普賢寺小学校付近	○	○	○	○
6		普賢寺川	普賢寺小学校前	○	○	○	○
7		普賢寺川	学園橋	○	○	○	○
8		普賢寺川	木津川合流部手前	○	○	○	○
9		手原川	枚方市境界付近	○	○	○	○
10		手原川	薪溜池橋	○	○	○	○
11		手原川	木津川合流手前	○	○	○	○
12		竜王谷川	野上橋	○	○	○	○
13		直田川	古屋敷橋	○	○	○	○
14		天津神川	一休ヶ丘バス停付近	○	○	○	○
15		遠藤川	下切山橋	○	○	○	○
16		田辺用水路	草屋橋	○	○	○	○
17		錆川	新水取橋付近	○	○	○	○
18		責谷川	責谷川上流	○	○	○	○
19		虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	○	○	○	○
20		宇頭城川	普賢寺公民館付近	○	○	○	○
21	枚方市	船橋川	新宇治橋		○		
22		穂谷川	上渡場橋		○		

注. 番号は、図 2-2.7 に対応している。

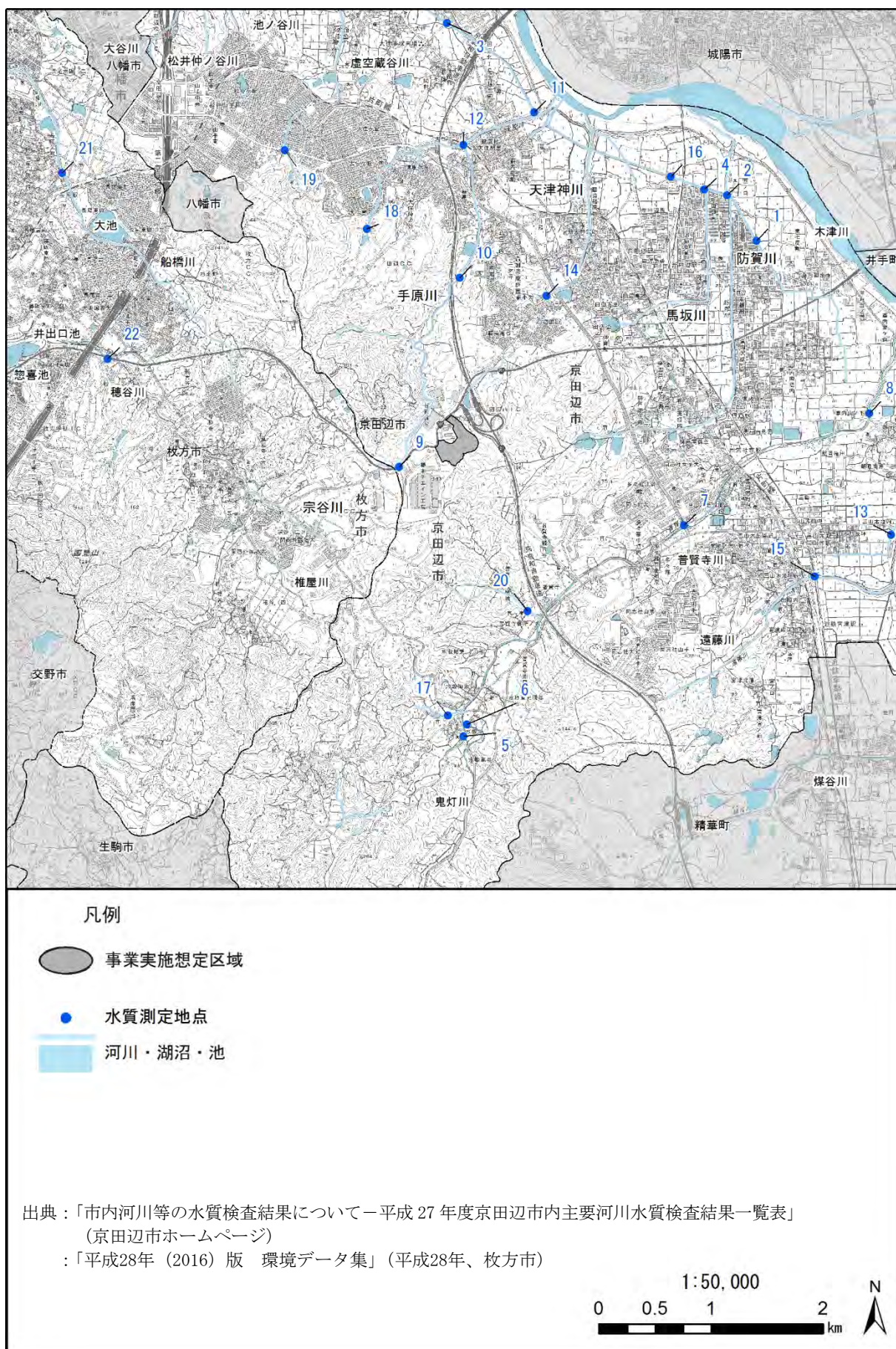


図 2-2.7 水質調査位置図

表 2-2.19 水質調査測定結果（京田辺市：健康項目）

番号	河川等	測定地点名	カドミウム	全シアン	鉛	六価 クロム	砒素	総水銀	PCB
			mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1	幹線排水路	神屋橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
2	防賀川	新神矢橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
3	防賀川	中島橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
4	馬坂川	浜新田橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
5	鬼灯川	普賢寺 小学校付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
6	普賢寺川	普賢寺 小学校付近	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
7	普賢寺川	学園橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
8	普賢寺川	木津川 合流点手前	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
9	手原川	枚方市 境界付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.0005
10	手原川	薪溜池橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
11	手原川	木津川 合流手前	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
12	竜王谷川	野上橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
13	直田川	古屋敷橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
14	天津神川	一休ヶ丘 バス停付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
15	遠藤川	下切山橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
16	田辺用水路	草屋橋	－	－	－	－	－	－	－
			－	－	－	－	－	－	－
17	錆川	新水取橋 付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
18	責谷川	責谷川上流	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
19	虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
20	宇頭城川	普賢寺 公民館付近	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
			<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	－
人の健康の保護に関する環境基準			0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出され ないこと

注 1. 上段：平成 27 年 8 月 3 日採取 下段：平成 27 年 11 月 16 日採取。

注 2. “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外を示す。

注 3. 番号は、図 2-2.7 に対応している。

出典：「市内河川等の水質検査結果についてー平成 27 年度京田辺市内主要河川水質検査結果一覧表ー」
（京田辺市ホームページ）

表 2-2.20(1) 水質調査測定結果（京田辺市：生活環境項目）

番号	河川等	測定地点名	pH	SS	BOD	COD	大腸菌 群数	全窒素	全リン	(全) 亜鉛
			—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1	幹線排水路	神屋橋	9.4	6	1.4	7.3	1.3×10^3	4.8	0.11	—
			8.6	2	2.1	8.1	3.3×10^3	1.3	0.17	—
2	防賀川	新神矢橋	7.9	20	1.4	7.0	1.7×10^3	5.0	0.082	0.005
			8.4	1	2.7	8.0	4.9×10^2	1.0	0.16	0.008
3	防賀川	中島橋	7.3	25	2.8	7.5	3.3×10^4	6.1	0.27	—
			7.7	2	2.0	6.4	1.7×10^3	1.3	0.16	—
4	馬坂川	浜新田橋	8.2	3	1.5	4.5	7.0×10^3	4.9	0.16	—
			7.7	1	3.0	5.0	1.7×10^3	1.4	0.10	—
5	鬼灯川	普賢寺 小学校付近	7.9	6	1.4	4.6	3.3×10^4	4.9	0.15	0.005
			7.8	10	2.3	5.3	3.3×10^3	1.7	0.16	0.003
6	普賢寺川	普賢寺 小学校付近	7.4	19	1.9	7.4	3.3×10^4	2.9	0.19	—
			7.7	9	1.9	4.6	3.3×10^3	0.79	0.097	—
7	普賢寺川	学園橋	8.7	4	1.3	4.5	4.9×10^3	4.4	0.086	—
			7.9	3	2.1	4.2	7.9×10^3	1.0	0.064	—
8	普賢寺川	木津川 合流点手前	9.4	36	2.0	6.9	7.9×10^3	5.1	0.14	0.013
			8.1	3	1.8	4.6	1.3×10^3	0.96	0.076	0.006
9	手原川	枚方市 境界付近	7.7	9	1.8	7.3	7.9×10^3	6.2	0.071	0.008
			7.7	9	2.7	5.7	7.9×10^2	2.7	0.065	0.007
10	手原川	薪溜池橋	7.0	<1	1.6	3.1	3.3×10^4	5.6	0.031	0.005
			7.4	9	2.2	4.4	1.3×10^3	1.5	0.024	0.004
11	手原川	木津川 合流手前	7.8	3	1.9	3.9	7.9×10^3	5.7	0.035	0.004
			7.8	1	1.7	3.8	1.3×10^3	0.81	0.043	0.039
12	竜王谷川	野上橋	10.3	2	2.5	8.6	1.3×10^3	4.3	0.052	0.007
			9.2	6	1.5	5.1	3.3×10^2	0.59	0.057	0.014
13	直田川	古屋敷橋	8.4	4	1.4	7.6	7.9×10^2	5.1	0.23	0.004
			9.3	4	1.4	9.5	1.3×10^3	1.2	0.40	0.008
14	天津神川	一休ヶ丘 バス停付近	9.0	4	1.3	5.1	4.9×10^3	4.6	0.11	0.004
			8.4	1	1.0	6.5	7.9×10^4	1.9	0.091	0.008
15	遠藤川	下切山橋	8.7	11	1.6	7.7	1.3×10^4	4.4	0.094	0.003
			8.0	28	1.1	8.1	3.3×10^3	0.92	0.099	0.010
16	田辺用水路	草屋橋	7.5	2	1.4	4.3	3.3×10^4	5.2	0.086	—
			7.7	2	1.5	4.6	4.9×10^3	1.1	0.087	—
17	錆川	新水取橋付近	7.9	5	1.2	6.3	1.3×10^5	5.5	0.098	0.002
			7.6	3	1.2	4.9	7.9×10^3	1.0	0.072	0.003
18	責谷川	責谷川上流	7.2	10	2.3	6.2	1.3×10^4	4.5	0.062	0.004
			7.2	13	2.2	4.9	7.9×10^2	0.82	0.060	0.004
19	虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	9.3	2	2.2	5.2	1.1×10^3	4.4	0.048	0.010
			7.4	6	2.9	6.0	7.9×10^3	0.83	0.088	0.011
20	宇頭城川	普賢寺 公民館付近	8.0	3	2.0	7.4	1.1×10^5	4.7	0.079	0.004
			7.7	6	1.2	5.7	7.9×10^3	1.6	0.050	0.006

注 1. 上段：平成 27 年 8 月 3 日採取 下段：平成 27 年 11 月 16 日採取。

注 2. “<” は報告下限値未満、“—” は測定項目外を示す。

注 3. 番号は、図 2-2.7 に対応している。

出典：「市内河川等の水質検査結果についてー平成 27 年度京田辺市内主要河川水質検査結果一覧表ー」
（京田辺市ホームページ）

表 2-2.20(2) 水質調査測定結果（枚方市：生活環境項目）

番号	河川等	測定 地点名	pH	BOD		COD		DO		大腸菌群数		SS	
			最小 ～最大	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均
			—	mg/ℓ		mg/ℓ		mg/ℓ		(MPN/100ml)		mg/ℓ	
21	船橋川	新宇治橋	7.7～ 9.8	2.0～ 3.6	2.7	4.2～ 7.7	5.8	9～15	12	$2.2 \times 10^2 \sim$ 1.3×10^4	6.0×10^3	1～6	4
22	穂谷川	上渡場橋	8.0～ 9.6	1.7～ 2.6	2.0	3.3～ 4.9	4.1	8～11	9.4	$3.3 \times 10^2 \sim$ 5.4×10^3	3.1×10^3	2～7	4

番号	河川等名	測定 地点名	全窒素		全リン		全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
			最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均	最小 ～最大	平均
			mg/ℓ		mg/ℓ		mg/ℓ		mg/ℓ		mg/ℓ	
21	船橋川	新宇治橋	1.1～ 3.1	2.3	0.26～ 0.35	0.30	0.001～ 0.006	0.004	—	—	—	—
22	穂谷川	上渡場橋	1.1～ 2.5	1.9	0.098～ 0.44	0.18	0.001～ 0.004	0.003	—	—	—	—

注 1. LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

注 2. “—” は測定項目外を示す。

注 3. 番号は、図 2-2.7 に対応している。

出典：「平成 28 年（2016）版 環境データ集」（平成 28 年、枚方市）

表 2-2.21 水質調査測定結果（京田辺市：特殊項目等）

番号	河川等	測定地点名	特殊項目						その他
			n－ヘキサン 抽出物質	陰イオン 界面活性剤	銅	溶解性鉄	溶解性 マンガン	全クロム	有機リン
			mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
1	幹線排水路	神屋橋	0.9	0.04	－	－	－	－	－
			<0.5	0.02	－	－	－	－	－
2	防賀川	新神矢橋	0.9	0.03	<0.01	0.51	<0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.03	0.01	0.41	<0.01	<0.01	<0.1
3	防賀川	中島橋	0.7	0.03	－	－	－	－	－
			<0.5	0.02	－	－	－	－	－
4	馬坂川	浜新田橋	<0.5	0.03	－	－	－	－	－
			0.8	0.02	－	－	－	－	－
5	鬼灯川	普賢寺 小学校付近	0.9	0.03	<0.01	0.68	0.03	<0.01	<0.1
			0.5	0.02	<0.01	0.21	0.03	<0.01	<0.1
6	普賢寺川	普賢寺 小学校付近	0.8	0.03	－	－	－	－	－
			0.7	<0.01	－	－	－	－	－
7	普賢寺川	学園橋	<0.5	0.03	－	－	－	－	－
			0.8	0.02	－	－	－	－	－
8	普賢寺川	木津川 合流点手前	<0.5	0.03	<0.01	0.24	<0.01	<0.01	<0.1
			0.6	0.02	<0.01	0.22	<0.01	<0.01	<0.1
9	手原川	枚方市 境界付近	<0.5	0.03	<0.01	0.40	0.09	<0.01	<0.1
			0.5	0.04	0.01	0.24	0.23	<0.01	<0.1
10	手原川	薪溜池橋	<0.5	0.03	<0.01	0.17	0.02	<0.01	<0.1
			0.7	0.02	<0.01	0.15	0.02	<0.01	<0.1
11	手原川	木津川 合流手前	<0.5	0.03	<0.01	0.18	<0.01	<0.01	<0.1
			0.8	0.02	0.01	0.09	<0.01	<0.01	<0.1
12	竜王谷川	野上橋	<0.5	0.06	<0.01	0.12	<0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.02	<0.01	0.12	<0.01	<0.01	<0.1
13	直田川	古屋敷橋	<0.5	0.05	<0.01	0.25	<0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.03	0.03	0.36	0.01	<0.01	<0.1
14	天津神川	一休ヶ丘 バス停付近	0.9	0.08	<0.01	0.19	<0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.25	0.02	0.12	<0.01	<0.01	<0.1
15	遠藤川	下切山橋	1.1	0.04	<0.01	0.34	0.02	<0.01	<0.1
			0.5	<0.01	0.02	0.44	0.01	<0.01	<0.1
16	田辺用水路	草屋橋	0.9	0.03	－	－	－	－	－
			0.5	0.04	－	－	－	－	－
17	錆川	新水取橋 付近	0.8	0.03	<0.01	0.11	<0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.02	<0.01	0.36	0.07	<0.01	<0.1
18	責谷川	責谷川上流	1.4	0.02	<0.01	0.27	<0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.02	<0.01	0.12	<0.01	<0.01	<0.1
19	虚空蔵谷川	虚空蔵谷橋	<0.5	0.04	<0.01	0.17	<0.01	<0.01	<0.1
			0.8	0.03	<0.01	0.33	0.02	<0.01	<0.1
20	宇頭城川	普賢寺 公民館付近	<0.5	0.04	<0.01	0.22	0.01	<0.01	<0.1
			<0.5	0.04	0.01	0.22	0.03	<0.01	<0.1

注 1. 上段：平成 27 年 8 月 3 日採取。下段：平成 27 年 11 月 16 日採取。

注 2. “<” は報告下限値未満、“－” は測定項目外を示す。

注 3. 番号は、図 2-2.7 に対応している。

出典：「市内河川等の水質検査結果について－平成 27 年度京田辺市内主要河川水質検査結果一覧表－」
（京田辺市ホームページ）

3) 水底の底質に係る環境の状況

調査地域では水底の底質に係る測定は実施されていない。

4) 地下水に係る環境の状況

調査地域における地下水の状況については、水質の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する概況調査（2地点）及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する継続監視調査（2地点）が行われている。なお、汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水調査をいう。また、地下水中のダイオキシンについては、枚方市により1地点において測定が実施されている。

調査地域における平成26年度の地下水水質測定結果を表 2-2.22～表 2-2.24に示す。いずれの地点も環境基準を満足している。

表 2-2.22 地下水水質測定結果（概況調査）

項目	番号 測定地点名		基準値
	No. 4729（京田辺市）	杉責谷（枚方市）	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	<0.1	N. D.	検出されないこと。
鉛	<0.005	<0.005	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.05 mg/ℓ以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	－	－	検出されないこと。
PCB	－	N. D.	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.002	0.1 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.0005	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	<0.003	<0.002	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.0005	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 mg/ℓ以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.2	5.8	10 mg/ℓ以下
ふっ素	<0.08	<0.08	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	<0.1	0.02	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 mg/ℓ以下

注. “<” は報告下限値未満、“N. D.” は定量下限値未満、“－” は測定項目外を示す。

出典：「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（詳細）」（京都府ホームページ）

：「平成27（2015）年版 環境データ集」（平成27年、枚方市）

表 2-2. 23 地下水水質測定結果（継続監視調査）

項目	測定地点名		基準値
	No. 4830 (京田辺市)	尊延寺馬廻 (枚方市)	
鉛	－	0.008	0.01 mg/ℓ以下
砒素	－	<0.005	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	－	<0.0005	0.0005 mg/ℓ以下
ほう素	1.6	－	1 mg/ℓ以下

注. “<”は報告下限値未満、“－”は測定項目外を示す。

出典：「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（詳細）」（京都府ホームページ）

：「平成 27（2015）年版 環境データ集」（平成 27 年、枚方市）

表 2-2. 24 地下水中のダイオキシン類測定結果

市	測定場所	調査年度	測定結果	環境基準
枚方市	枚方市穂谷	平成 24 年度	0.046pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ以下

出典：「平成 27（2015）年版 環境データ集」（平成 27 年、枚方市）

(3) 土壌及び地盤の状況

1) 一般的な土壌の状況

調査地域の土壌図を図 2-2.8に示す。調査地域の大半を占める山地及び丘陵地の土壌は、残積性未熟土壌、乾性褐色森林土壌が大半を占めている。調査地域東側を流れる木津川周辺の低地は中粗粒強グライ土壌、中粗粒褐色低地土壌がみられる。また、穂谷川や普賢寺川周辺には灰色低地土壌（中粗粒灰色低地土壌）が帯状に分布している。事業実施想定区域の土壌は残積性未熟土壌が大半を占めている。

出典：「土地分類基本調査（土壌図） 京都東北・京都東南・水口」（昭和 59 年、京都府・滋賀県）
 「土地分類基本調査（土壌図） 京都西南」（昭和 47 年、経済企画庁）
 「土地分類基本調査（土壌図） 大阪東北・奈良・上野」（昭和 58 年、京都府）
 「土地分類基本調査（土壌図） 大阪西北・大阪東北」（昭和 53 年、大阪府）
 「土地分類基本調査（土壌図） 奈良・大阪東北部・大阪東南部」（昭和 57 年、奈良県）

2) 土壌に係る環境の状況

調査地域における土壌中のダイオキシン類については、京田辺市及び枚方市による測定が実施されている。土壌中ダイオキシン類測定結果を表 2-2.25(1)～(2)に示し、土壌に係るダイオキシン類測定位置を図 2-2.9に示す。

平成21年度～平成25年度における全15地点の調査では、いずれも環境基準を満足している。

表 2-2.25(1) 土壌中ダイオキシン類測定結果（京田辺市）

番号	測定場所	測定値			環境基準
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
1	諏訪ヶ原公園	0.16pg-TEQ/ℓ	－	0.11pg-TEQ/ℓ	1,000pg-TEQ/ℓ以下
2	薪堀切谷地内	－	－	0.05pg-TEQ/ℓ	
3	一休ヶ丘第 6 公園	2.5pg-TEQ/ℓ	－	1.1pg-TEQ/ℓ	
4	防賀川公園	－	－	0.13pg-TEQ/ℓ	
5	酒屋神社周辺	－	－	0.05pg-TEQ/ℓ	
6	野外活動センター	－	2.1pg-TEQ/ℓ	－	
7	甘南備山	－	10pg-TEQ/ℓ	－	
8	多目的広場	－	0.49pg-TEQ/ℓ	－	
9	興戸川原谷地内	－	2.5pg-TEQ/ℓ	－	
10	多々羅西平川原地内	－	0.12pg-TEQ/ℓ	－	
11	大住ヶ丘公園	1.5pg-TEQ/ℓ	－	－	
12	興戸北鉾立地内	0.29pg-TEQ/ℓ	－	－	
13	水取門田地内	0.16pg-TEQ/ℓ	－	－	

注 1. 番号は、図 2-2.9 に対応している。

注 2. “－” は測定を実施していないことを示す。

出典：「京田辺市におけるダイオキシン類の測定結果について」（京田辺市ホームページ）

表 2-2.25(2) 土壌中ダイオキシン類測定結果（枚方市）

番号	測定場所	測定値		環境基準
		平成 21 年度	平成 24 年度	
14	枚方市立菅原小学校	0.045pg-TEQ/ℓ	－	1,000pg-TEQ/ℓ以下
15	穂谷公園 土壌 (2)	－	0.72pg-TEQ/ℓ	

注 1. 番号は、図 2-2.9 に対応している。

注 2. “－” は測定を実施していないことを示す。

出典：「平成 22 (2010) ・25 (2013) 年版 環境データ集」（平成 23 ・25 年、枚方市）



図 2-2.8 土壌図

3) 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成26年度版）」（平成27年、環境省）によると、調査地域では地盤沈下は認められていない。

枚方市では市域の地盤沈下状況を把握するため、市内42地点に一級水準点を設置して昭和47年度から水準測量を実施している。「平成28（2016）年版 環境データ集」（平成28年、枚方市）によると、枚方市では地盤沈下は沈静化しており、平成27年度の測定値は平成24年度と比べ、大きな変動はなかった。

京田辺市では地盤沈下の測定地点はないが、京都盆地における地盤沈下の傾向は鈍化してきている。

また、枚方市では市域の地盤沈下を防止するため昭和47年から平成25年の全面改正前の枚方市公害防止条例（昭和46年枚方市条例第38号）において地下水の採取に関する規制を行っており、全面改正後の枚方市公害防止条例（平成25年枚方市条例第67号）第4章においても、地下水の採取に関する規制が定められている。

京田辺市では地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全と生活用水等を確保することを目的とした京田辺地下水保全要綱（昭和60年京田辺市告示第114号）を制定している。

(4) 地形及び地質の状況

1) 一般的な地形の状況

調査地域の地形を図 2-2.10に示す。調査地域の地形は、山地、丘陵地が大半を占め、調査地域の東側に流れる木津川周辺に低地の谷底平野や自然堤防などが分布している。

また、丘陵地周辺には人工改変地がパッチ状に分布しているほか、河川周辺には帯状に低地（谷底平野）がみられる。事業実施想定区域は丘陵地に位置しており、隣接した南西側に人工改変地が分布しているものの、周囲は山地や丘陵地で囲われている。

なお、「活断層データベース」（平成29年2月現在、産業技術総合研究所ホームページ）によると、調査地域に活断層は分布していない。

出典：「土地分類基本調査（地形分類図） 京都東北・京都東南・水口」（昭和59年、京都府・滋賀県）
：「土地分類基本調査（地形分類図） 京都西南」（昭和47年、経済企画庁）
：「土地分類基本調査（地形分類図） 大阪東北・奈良・上野」（昭和58年、京都府）
：「土地分類基本調査（地形分類図） 大阪西北・大阪東北」（昭和53年、大阪府）
：「土地分類基本調査（地形分類図） 奈良・大阪東北部・大阪東南部」（昭和57年、奈良県）

2) 一般的な地質、堆積物の状況

調査地域の地質を図 2-2.11に示す。調査地域の地質は、山地及び丘陵地には礫、砂礫及び砂が分布し、国見山から交野山周辺の山地は花崗岩、生駒山地の東側に位置する丘陵地は砂や砂礫が分布している。また、普賢寺川や穂谷川など調査地域を流れる河川周辺は礫、調査地域東側に流れる木津川周辺の低地は泥や砂が分布している。事業実施想定区域の地質は礫が大半を占めている。

出典：「土地分類基本調査（表層地質図） 京都東北・京都東南・水口」（昭和59年、京都府・滋賀県）
：「土地分類基本調査（表層地質図） 京都西南」（昭和47年、経済企画庁）
：「土地分類基本調査（表層地質図） 大阪東北・奈良・上野」（昭和58年、京都府）
：「土地分類基本調査（表層地質図） 大阪西北・大阪東北」（昭和53年、大阪府）
：「土地分類基本調査（表層地質図） 奈良・大阪東北部・大阪東南部」（昭和57年、奈良県）

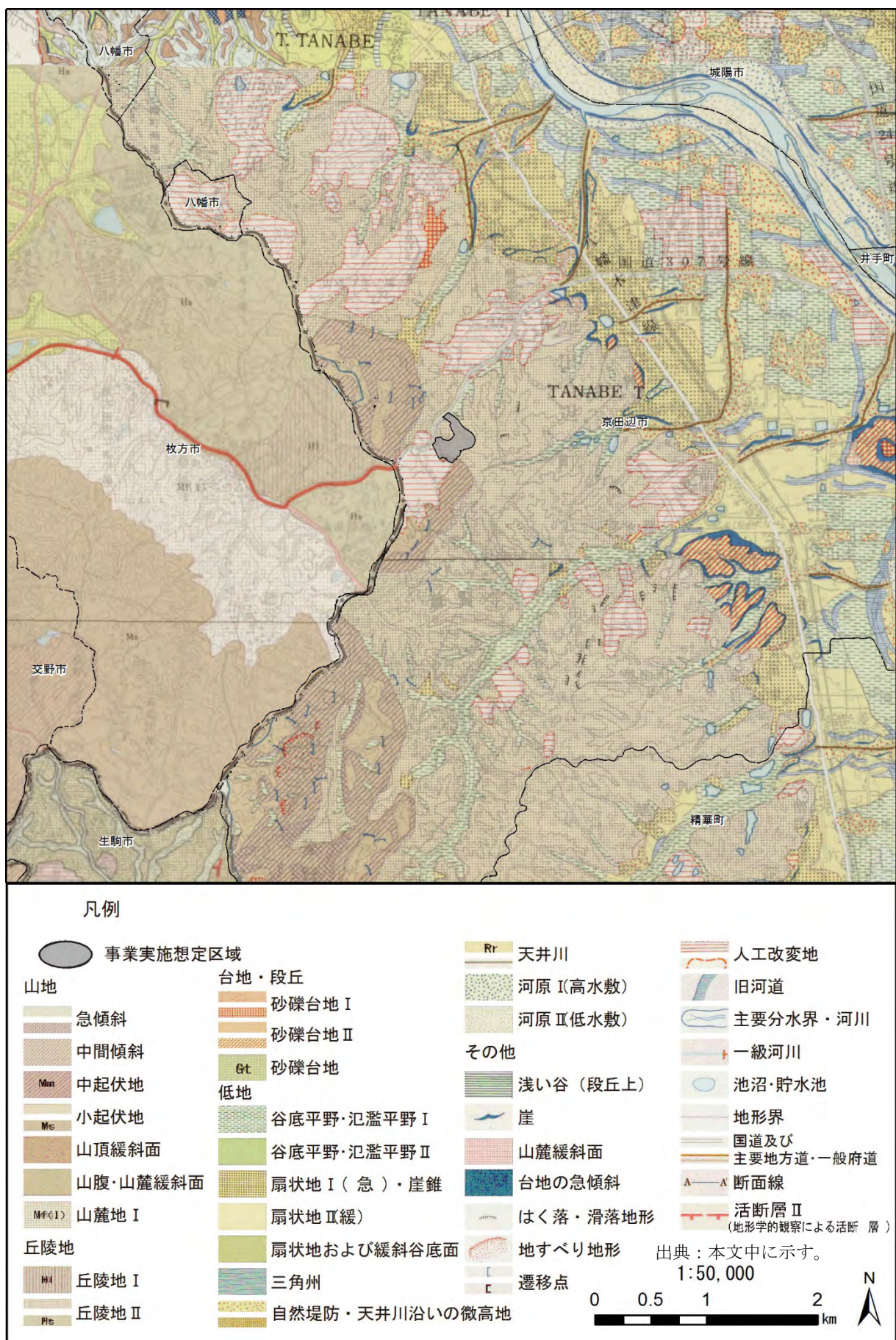


図 2-2.10 地形図

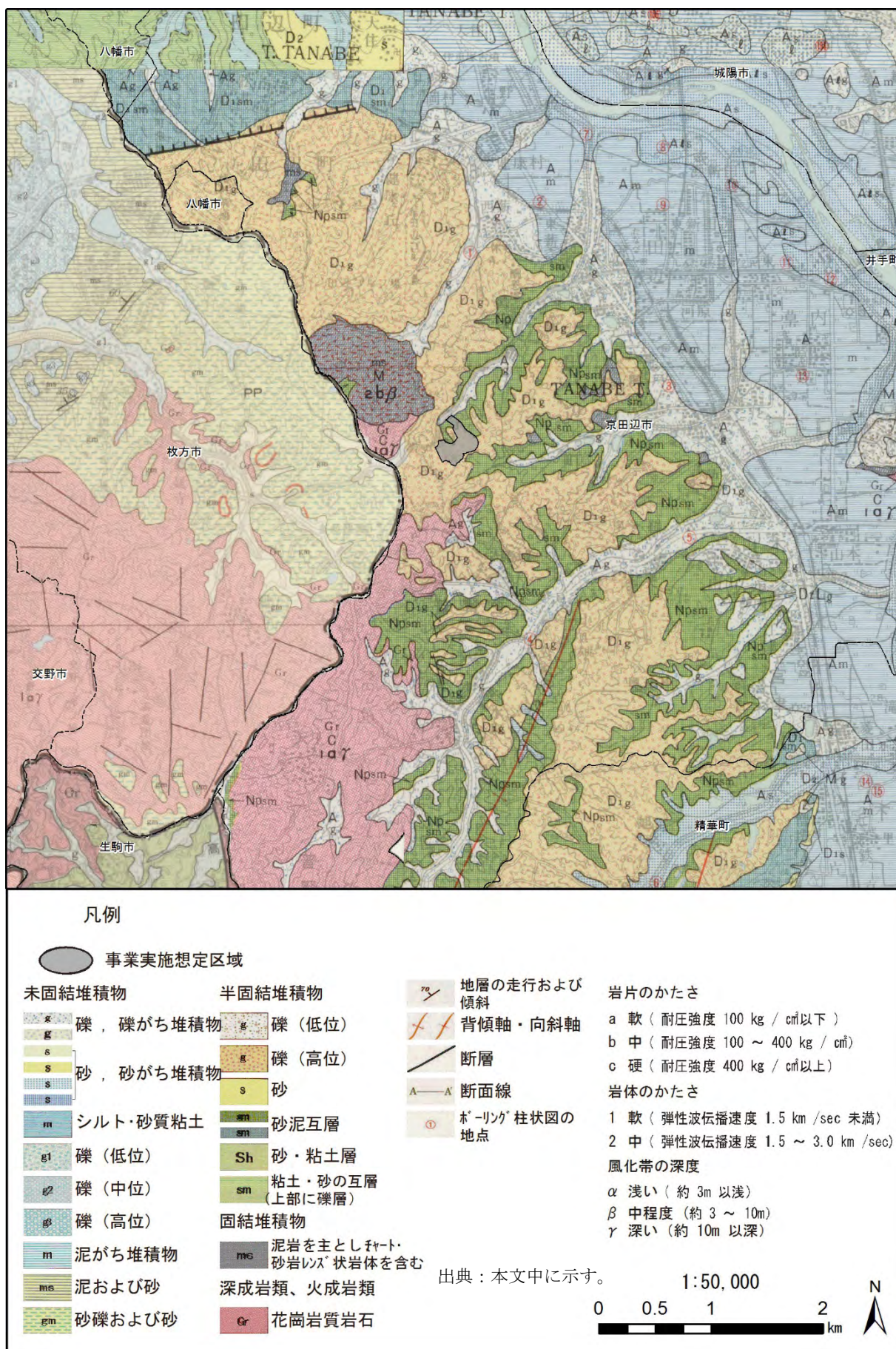


図 2-2.11 地質図

3) 重要な地形、地質及び自然現象の分布及び特性

① 重要な地形

調査地域の重要な地形一覧を表 2-2. 26に示す。調査地域にはいずれの地形も位置していると考えられ、そのうち浜新田及び京阪奈丘陵については、京都府レッドデータブック2015で重要な地形として指定されている。

表 2-2. 26 調査地域の重要な地形一覧

類型	名称	所在地	選定基準	
			京都府 RDB	大阪府 RL
自然堤防	浜新田	京田辺市浜新田	要注意	
丘陵	京阪奈丘陵	相楽郡精華町、京田辺市	消滅危惧	
中位段丘地形と構成層（信太山層）、及び大阪層群上部	枚方の中位段丘層	枚方市、寝屋川市		B ランク

注 1. 京都府 RDB：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）掲載種

消滅： 京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、既に破壊され、現存しない地形。

消滅危惧： 京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現在著しく破壊されつつある地形、または大規模開発などによって破壊が危惧され、緊急に保護を必要とする地形。

要注意： 京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も破壊が続けば消滅が危惧される地形。

要継続保護： 京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点では保存が良好であり、今後も保護を続けるべき地形。

注 2. 大阪府 RL：「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）掲載種

A ランク： 規模的、質的にすぐれており、貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの。

B ランク： A ランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの。

C ランク： B ランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの。

注 3. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

：「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）

② 重要な地質

調査地域の重要な地質一覧を表 2-2. 27に示す。甘南備山の水晶は、京都府レッドデータブック2015で重要な地質として指定されている。

表 2-2. 27 調査地域の重要な地質一覧

分類	名称	特徴	地質時代	所在地	選定基準
					京都府 RDB
鉱物	水晶	酸化物		京田辺市甘南備山	消滅寸前

注 1. 京都府 RDB：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）掲載種

消滅： 京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、既に破壊や掘削され現存しない地質。

消滅寸前： 京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長はある地質。

消滅危惧： 京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、破壊が継続されれば、消滅が危惧される地質。または対象露頭は埋め立てられたが、そこに存在することが明らかなもの。

要注意： 京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、学術的には全ての地点に該当するが、ここでは特に期待される研究指針が指摘される地質。

注 2. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

③ 重要な自然現象

京都府レッドデータブック2015及び大阪府レッドリスト2014によると、調査地域に重要な自然現象はない。

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物

① 調査地域に生息する可能性のある重要種

「自然環境保全基礎調査(第2回～第6回)」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)及び「京都府レッドデータブック2015」(平成27年、京都府)における動物の分布状況を整理し、調査地域に生息する可能性のある重要種を抽出した。

「自然環境保全基礎調査」で調査対象とした範囲は、調査地域を含む2次メッシュ(523515、523516、523525、523526)とした。調査地域を含む2次メッシュを図2-2.12に示す。

また、「京都府レッドデータブック2015」記載種のうち、府内の分布区域に「京田辺市」「山城地域」「木津川(淀川水系)」「南部地域」「府内全域」と記載があるものを抽出した。ただし、「府内全域」等の記載があっても、「局地的」や「ブナ林に生息する」等の説明があり、調査地域付近における生息情報として不適切と考えられる種は除外した。なお、「大阪府レッドリスト2014」(平成26年、大阪府)からは、掲載種の生息する地域についての情報が得られなかったため、文献の対象としなかった。

調査地域に生息する可能性のある重要種一覧(動物)を表2-2.28(1)～(5)に示す。

哺乳類は8種の重要種が確認された。ニホンザルやツキノワグマ、ニホンアナグマなど、樹林を主な生息環境とする種や、キツネやイタチなどの樹林から耕作地等を広く利用する種、ハタネズミやカヤネズミなどの草地に生息する種が確認された。

鳥類は82種の重要種が確認された。サシバ等の猛禽類のほか、チュウサギやコチドリ、イソギ、オシドリ等の水辺を利用する種、アオバトやアオバズク、サンコウチョウ等の森林に生息する種が多く確認された。

爬虫類は11種の重要種が確認された。水辺でみられるクサガメ、ニホンスッポンや、草地から樹林に生息するニホントカゲやヤマカガシ、ニホンマムシ等が確認された。

両生類は10種の重要種が確認された。カスミサンショウウオ、アカハライモリのほか、水田等の水辺に生息するトノサマガエルや、樹林に生息するシュレーゲルアオガエル等のカエル類が確認された。

昆虫類は82種の重要種が確認された。ムカシヤンマやハッチョウトンボ等のトンボ類が半数以上を占めたほか、ヤスマツアメンボやタガメ等の水生昆虫、ウラギンスジヒョウモン等のチョウ類、オオクワガタやヨツボシカミキリ等のコウチュウ類等が確認された。

魚類は30種の重要種が確認された。ヤリタナゴやタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種が多く確認された。なお、国の天然記念物に指定されているアユモドキは、第4回自然環境保全基礎調査においても確認されている。

貝類は20種の重要種が確認された。浅い河川等に生息するカワニナ類やモノアラガイ、陸生のナミマイマイ、淡水生の二枚貝であるイシガイやマシジミ等が確認された。

なお、「京都府レッドデータブック2015」では、これらの分類群以外の重要種として、甲殻類のモクズガニとクモ類のキノボリトタテグモが調査地域に生息する可能性のある種としてあげられる。

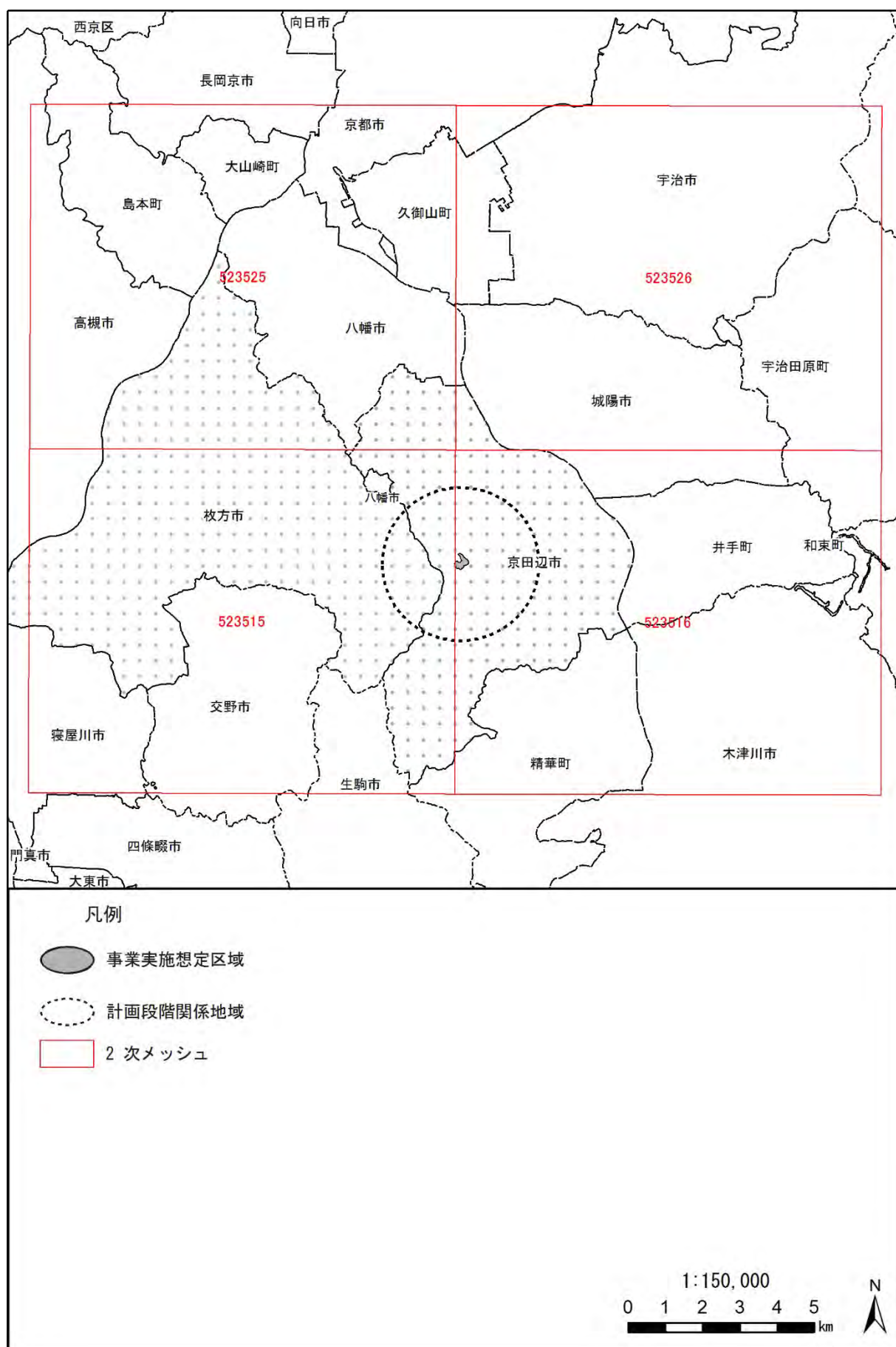


図 2-2.12 調査地域を含む2次メッシュ図

表 2-2. 28(1) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
哺乳類	1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	サイゴクジネズミ	6						準絶	DD ^{*1}
	2	サル目 (霊長目)	オナガザル科	ニホンサル	3, 4, 5, 6						注目 ^{*2}	
	3	ネズミ目	ネズミ科	ハタネズミ	3, 4, 6						準絶	CR+EN
	4	(齧歯目)		カヤネズミ	3, 6						準絶 ^{*3}	NT
	5	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	5		国際				寸前	
	6	(食肉目)	イヌ科	キツネ	1, 3, 4, 5						注目 ^{*4}	CR+EN
	7		イタチ科	イタチ	3, 4							VU ^{*5}
	8			ニホンアナグマ	1, 5							NT ^{*6}
合計						0種	1種	0種	0種	0種	6種	6種
鳥類	1	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1, 2, 6						準絶	
	2	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1					NT	危惧	VU
	3			ミゾゴイ	1					VU	寸前	VU
	4			アマサギ	1							VU
	5			チュウサギ	1, 2, 6					NT	準絶	
	6	カモ目	カモ科	オンドリ	6					DD	準絶	
	7			トモエガモ	6					VU	準絶	
	8			シマアジ	6						準絶	
	9			ミコアイサ	2, 6						準絶	
	10	タカ目	タカ科	ミサゴ	6					NT	危惧	
	11			ハチクマ	6					NT	危惧	CR+EN
	12			オオタカ	6		国内	希少		NT	危惧	NT
	13			ツミ	6						危惧	VU
	14			ハイタカ	2, 6					NT	準絶	
	15			ノスリ	1, 6						準絶	NT
	16			サシバ	1, 6					VU	危惧	CR+EN
	17			クマタカ	6		国内			EN	危惧	CR+EN
	18			ハイイロチュウヒ	6						危惧	NT
	19			チュウヒ	6					EN	危惧	CR+EN
	20		ハヤブサ科	ハヤブサ	6		国内			VU	危惧	
	21			チョウゲンボウ	6						危惧	
	22			チゴハヤブサ	6						準絶	
	23	キジ目	キジ科	ウズラ	6					VU	寸前	CR+EN
	24			ヤマドリ	1, 6						準絶	
	25	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1, 6					NT	危惧	VU
	26			オオバン	6						準絶	
	27	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	1			希少		VU	危惧	VU
	28		チドリ科	コチドリ	1, 2							NT
	29			イカルチドリ	6						準絶	VU
	30			シロチドリ	2, 6					VU	危惧	VU
	31			ムナグロ	6						準絶	VU
	32			ケリ	1, 2					DD		NT
	33			タゲリ	2, 6						準絶	NT
	34		シギ科	トウネン	6						危惧	NT
	35			ヒバリシギ	6						危惧	VU
	36			オジロトウネン	6						危惧	NT
	37			ハマシギ	2, 6					NT	準絶	
	38			アオアシシギ	6						準絶	VU
	39			クサシギ	2, 6						準絶	NT
	40			タカブシギ	2					VU		VU
	41			キアシシギ	6						準絶	NT
	42			イソシギ	2, 6						準絶	NT
	43			ソリハシシギ	6						危惧	VU
	44			ホウロクシギ	6					VU	危惧	NT
	45			チュウシャクシギ	6						準絶	NT
	46			ヤマシギ	6						危惧	
	47			タシギ	2							NT
	48			ハリオシギ	6						危惧	
	49			オオジシギ	6					NT	準絶	NT
	50			アオシギ	6						危惧	
	51		セイタカシギ科	セイタカシギ	6					VU	準絶	
	52		カモメ科	コアジサシ	1, 6		国際	希少		VU	危惧	CR+EN
	53	ハト目	ハト科	アオバト	1, 6						準絶	
	54	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	6						準絶	
	55			ツツドリ	1, 6						準絶	NT
	56	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	6						危惧	VU
	57			オオコノハズク	6						危惧	DD
	58			アオバズク	1, 6						準絶	VU
	59	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	1, 6					NT	危惧	VU

表 2-2. 28(2) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
鳥類	60	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	6						危惧	NT
	61			アカショウビン	1						危惧	
	62	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	6						準絶	
	63			アカゲラ	2, 6						準絶	
	64			オオアカゲラ	1						危惧	NT
	65	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	1, 2							NT
	66		ツバメ科	コシアカツバメ	1							NT
	67		サンショウクイ科	サンショウクイ	1, 6					VU	危惧	VU
	68		カワガラス科	カワガラス	1							NT
	69		ツグミ科	トラツグミ	6						準絶	NT
	70			マミジロ	6						危惧	
	71			クロツグミ	1						準絶	
	72		ウグイス科	オオヨシキリ	1							NT
	73			センダイムシクイ	1							NT
	74			セッカ	1							NT
	75		ヒタキ科	ムギマキ	6						準絶	
	76			コサメビタキ	1, 6						危惧	VU
	77		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1, 6						準絶	
	78		ツリスガラ科	ツリスガラ	6						準絶	
	79		ホオジロ科	カシラダカ	2							NT
	80			クロジ	6						危惧	
	81		アトリ科	ハギマシコ	6						準絶	
	82		ムクドリ科	コムクドリ	6						危惧	
	合計	14 目	30 科	82 種	-	0 種	4 種	3 種	0 種	26 種	70 種	51 種
爬虫類	1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	6					NT	注目	NT
	2			クサガメ	4, 6						注目	
	3		スッポン科	ニホンスッポン	6					DD	注目	
	4	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	4, 6						注目	
	5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	6						注目	NT
	6		ナミヘビ科	アオダイショウ	6						注目	
	7			ジムグリ	4, 6						注目	
	8			シロマダラ	6						注目	NT
	9			ヒバカリ	4, 6						注目	VU
	10			ヤマカガシ	4, 6						準絶	NT
	11		クサリヘビ科	ニホンマムシ	6						注目	
	合計	2 目	6 科	11 種	-	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	11 種	5 種
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	6			希少		VU	寸前	CR+EN
	2		イモリ科	アカハライモリ	6					NT	注目	NT
	3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	6						準絶	VU
	4		アカガエル科	ニホンアカガエル	6						注目	VU
	5			トノサマガエル	3, 4, 6					NT	注目	NT
	6			ナゴヤダルマガエル	3, 6			希少		EN	寸前	CR+EN ^{※7}
	7			ツチガエル	3, 6						注目	NT
	8		ヌマガエル科	ヌマガエル	4, 6						注目	
	9		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	4, 6						注目	NT
	10			カジカガエル	6						注目	
	合計	2 目	6 科	10 種	-	0 種	0 種	2 種	0 種	4 種	11 種	8 種

表 2-2. 28(3) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
昆虫類	1	カゲロウ目 (蜉蝣目)	シロイロカゲロウ科	オオシロカゲロウ	6						注目	
	2	トンボ目	アオイトトンボ科	オツネイトンボ	6						準絶	NT
	3	(蜻蛉目)	イトトンボ科	キイトトンボ	4							NT
	4			ベニイトトンボ	1					NT	準絶	NT
	5			セスジイトトンボ	4, 6						注目	NT
	6			オオイトトンボ	6						注目	CR+EN
	7		ヤンマ科	アオヤンマ	1, 4, 6					NT	危惧	VU
	8			オオルリボシヤンマ	1, 4							NT
	9			カトリヤンマ	4, 6						注目	NT
	10			サラサヤンマ	4							NT
	11		サナエトンボ科	ミヤマサナエ	6						注目	VU
	12			ホシサナエ	1, 4							VU
	13			ウチワヤンマ	4							NT
	14			オオサカサナエ	1, 6					VU	注目	VU
	15			メガネサナエ	1					VU	注目	VU
	16			フタスジサナエ	6					NT	注目	NT
	17			コサナエ	6						注目	
	18			オグマサナエ	3, 4, 6					NT	注目	VU
	19		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ	1						準絶	NT
	20		エゾトンボ科	キイロヤマトンボ	1					NT	準絶	CR+EN
	21			ハネビロエゾトンボ	1, 6					VU	寸前	VU
	22			エゾトンボ	1							VU
	23		トンボ科	コフキトンボ	4							NT
	24			ヨツボシトンボ	1, 4							NT
	25			ハッチョウトンボ	1				天然		準絶	CR+EN
	26			ナツアカネ	3, 4							NT
	27			アキアカネ	4							NT
	28			ナニワトンボ	1, 4					VU	準絶	VU
	29			ノシメトンボ	4							NT
	30			マイコアカネ	4, 6						注目	NT
	31			ヒメアカネ	4							NT
	32			ミヤマアカネ	4, 6						準絶	NT
	33	ゴキブリ目 (網翅目)	チャバネゴキブリ科	ツチゴキブリ	6						注目	
	34	カマキリ目 (螳螂目)	カマキリ科	チョウセンカマキリ	6						注目	
	35	バッタ目	バッタ科	カワラバッタ	6						危惧	EX
	36	(直翅目)		ショウリョウバッタモドキ	6						注目	
	37		イナゴ科	ダイリフキバッタ	1							NT
	38			セグロイナゴ	6						危惧	VU
	39	カメムシ目	セミ科	ハルゼミ	1							NT
	40	(半翅目)	アメンボ科	エサキアメンボ	4, 6					NT	危惧	VU
	41			ヤスマツアメンボ	4							NT
	42		コオイムシ科	タガメ	1					VU	危惧	VU
	43		タイコウチ科	ヒメミズカマキリ	4						危惧	NT
	44	チョウ目	セセリチョウ科	ホソバセセリ	3							NT
	45	(鱗翅目)		ギンイチモンジセセリ	1, 6					NT	危惧	EX
	46			オオチャバネセセリ	3, 4							NT
	47		シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ	1						準絶	NT
	48			ウラナミアカシジミ	3, 6						準絶	VU
	49			ミドリシジミ	3							NT
	50			クロシジミ	3					EN	準絶	CR+EN
	51		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	6					VU	危惧	CR+EN
	52			オオウラギンスジヒョウモン	3							NT
	53			オオウラギンヒョウモン	1, 6					CR	寸前	EX
	54			オオムラサキ	1, 6					NT	準絶	NT
	55			ヒメキマダラヒカゲ	6						準絶	NT
	56		アゲハチョウ科	ギフチョウ	1				天然	VU	危惧	CR+EN
	57		ツバメガ科	ギンツバメ	6						注目	
	58	ハエ目	ミズアブ科	コガタミズアブ	6						危惧	
	59	(双翅目)	ムシヒキアブ科	アオメアブ	6						注目	
	60			オオイシアブ	6						注目	
	61		ハナアブ科	ルリハナアブ	6						準絶	
	62			ニセクロオビハラブトハナアブ	6						注目	
	63			ハチモドキハナアブ	6						準絶	
	64	コウチュウ目	ハンミョウ科	ヨドシロヘリハンミョウ	4					VU		EX
	65	(鞘翅目)		ハンミョウ	6						危惧	NT
	66		ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウモドキ	1					CR	絶滅	EX
	67		ガムシ科	ガムシ	6					NT	注目	NT

表 2-2. 28(4) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
昆虫類	68	コウチュウ目	シデムシ科	ツシマヒラタシデムシ	1							NT
	69	(鞘翅目)	クワガタムシ科	オオクワガタ	6					VU	寸前	VU
	70		コメツキムシ科	チャイロムナボソコメツキ	1, 6						注目	NT
	71			ヨツボシミズギワコメツキ	6						注目	
	72			ヤマモトツヤミズギワコメツキ	6						注目	DD
	73			ニホンチビマメコメツキ	6						注目	DD
	74			キョウトチビマメコメツキ	6						注目	
	75			ニセニホンチビマメコメツキ	6						注目	
	76			ヒラタクシコメツキ	6						注目	DD
	77		テントウムシ科	ハラグロオオテントウ	1							NT
	78		ゴミムシダマシ科	コメノゴミムシダマシ	6						注目	
	79		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	6					EN	注目	VU
	80		オトシブミ科	コブルリオトシブミ	6						注目	
	81		ゾウムシ科	アオヒゲナガクチブトゾウムシ	6						注目	
	82		チビゾウムシ科	ケシチビゾウムシ	6						注目	
合計		9 目	36 科	82 種	-	0 種	0 種	0 種	2 種	22 種	60 種	63 種
魚類	1	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ	3, 4					EN		
	2			ヤリタナゴ	3					NT	準絶	CR+EN
	3			アブラボテ	6					NT	準絶	CR+EN
	4			カネヒラ	3, 4, 6						危惧	
	5			イチモンジタナゴ	3, 4, 6					CR	寸前	CR+EN
	6			シロヒレタビラ	3, 4, 6					EN	危惧	CR+EN
	7			ワタカ	3, 4					CR	注目	CR+EN
	8			ハス	3, 4, 6					VU	注目	NT
	9			ヌマムツ	6						準絶	VU
	10			アブラハヤ	6						寸前	DD
	11			ウグイ	4							DD
	12			カワヒガイ	4, 6					NT	危惧	CR+EN
	13			タモロコ	3, 4							NT
	14			ホンモロコ	3					CR	注目	
	15			ゼゼラ	3, 4					VU	危惧	VU
	16			ヨドゼゼラ	6					EN	準絶	VU
	17			ツチフキ	6					EN	寸前	CR+EN
	18			デメモロコ	3					VU	注目	DD
	19			スゴモロコ	3					VU		
	20	ドジョウ科		アユモドキ	3	天然	国内	希少	天然	CR	寸前	CR+EN
	21			ドジョウ	3, 4					DD		VU
	22			シマドジョウ	3							NT
	23			ナミスジシマドジョウ	4					VU ^{*8}	寸前 ^{*8}	CR+EN ^{*8}
	24			チュウガタスジシマドジョウ	6					VU	寸前	CR+EN
	-			スジシマドジョウ種群	3, 4					VU ^{*9}	寸前 ^{*9}	CR+EN ^{*9}
	25	ナマズ目	ギギ科	ギギ	3, 4							NT
	26		ナマズ科	ビワコオオナマズ	3, 4						注目	NT
	27			ナマズ	3, 4							NT
	28	サケ目	アユ科	アユ	3, 4							NT
	29	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	4					VU ^{*10}	危惧	VU
	30	スズキ目	ハゼ科	旧トウヨシノボリ類	3, 4							DD ^{*11}
合計		5 目	7 科	30 種	-	1 種	1 種	1 種	1 種	19 種	20 種	26 種

表 2-2. 28(5) 重要種一覧 (動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
貝類	1	ニナ目	タニシ科	マルタニシ	6					VU	準絶	VU
	2			オオタニシ	6					NT	準絶	VU
	3		カワニナ科	イボカワニナ	3					NT		VU
	4			ナカセコカワニナ	3					CR+EN	寸前	EX
	5			ヤマトカワニナ	3					NT	寸前	CR+EN
	6			クロダカワニナ	3					NT	危惧	VU
	7	モノアラガイ目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	3					DD		
	8			モノアラガイ	3, 6					NT	準絶	CR+EN
	9		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	3					DD		
	10	マイマイ目	ニッポンマイマイ科	コベソマイマイ	3						準絶	
	11		オナジマイマイ科	クチマガリマイマイ	3					NT	危惧	
	12			コオオベソマイマイ	6						注目	
	13			ナミマイマイ	3, 4						注目	
	14	イシガイ目	イシガイ科	マルドブカイ	3					VU		
	15			イケチョウガイ	6					CR+EN	寸前	EX
	16			マツカサガイ	6					NT	準絶	VU
	17			トンガリササノハガイ	3					NT		VU
	18			オグラヌマガイ	3					CR+EN	寸前	CR+EN
	19			イシガイ	4							NT
	20	ハマグリ目	シジミ科	マシジミ	3, 4, 6					VU	危惧	VU
	合計	5 目	8 科	20 種	-	0 種	0 種	0 種	0 種	16 種	14 種	13 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
- ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種
- ④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種
- ⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
- ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種
絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種
- ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

注 3. 重要種の選定について

- ※1 ニホンジネズミ *Crocidura dsinezumi* での指定
- ※2 ホンドザル *Macaca fuscata fuscata* での指定。
- ※3 ホンシュウカヤネズミ *Micromys minutus japonicus* での指定。
- ※4 ホンドキツネ *Vulpes vulpes japonica* での指定。
- ※5 ニホンイタチ *Mustela itatsi* での指定。
- ※6 アナグマ *Meles meles* での指定。
- ※7 ダルマガエル *Rana porosa* での指定。
- ※8、9 チュウガタスジシマドジョウ *Cobitis striata striata* での指定。
- ※10 メダカ南日本集団 *Oryzias latipes* での指定。
- ※11 トウヨシノボリ *Rhinogobius kurodai* での指定。

出典：文献資料 1：第 2 回自然環境保全基礎調査（昭和 53 年～55 年、環境省）
文献資料 2：第 3 回自然環境保全基礎調査（昭和 58 年～63 年、環境省）
文献資料 3：第 4 回自然環境保全基礎調査（昭和 63 年～平成 5 年、環境省）
文献資料 4：第 5 回自然環境保全基礎調査（平成 5 年～11 年、環境省）
文献資料 5：第 6 回自然環境保全基礎調査（平成 11 年～17 年、環境省）
文献資料 6：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

② 事業実施想定区域周辺で確認されている動物の生息状況

事業実施想定区域周辺（枚方市大字尊延寺）において、枚方市東部清掃工場の建設計画に当たり、平成5年及び平成10～11年にかけて動植物調査（環境影響評価）が実施されている。この調査結果から確認種及び重要種の情報を整理した。

事業実施想定区域周辺における現地調査の概要（動物）を表 2-2. 29に示す。

表 2-2. 29 事業実施想定区域周辺における現地調査の概要（動物）

項目	調査時期	調査方法
哺乳類	平成5年3月25日～27日（春季1回目） 平成5年4月26日～28日（春季2回目） 平成5年5月19日～21日（春季3回目）	ラインセンサス トラップ（はじき罠） 聞き取り調査
両生・爬虫類	平成5年7月1日（夏季1回目） 平成5年7月26日～27日（夏季2回目） 平成5年9月29日～10月2日（秋季1回目） 平成5年11月9日～11日（秋季2回目） 平成5年12月14日～15日（冬季1回目）	ラインセンサス ため池・河川踏査による任意観察・採集 聞き取り調査
鳥類	平成4年12月15日（冬季1回目） 平成5年3月24日（春季1回目） 平成5年4月27日（春季2回目） 平成5年5月20日（春季3回目） 平成5年7月1日（夏季1回目） 平成5年7月28日～30日（夏季2回目） 平成5年10月1日（秋季1回目） 平成5年11月10日（秋季2回目） 平成5年12月14日～15日（冬季2回目）	ルートセンサス 定点観察 夜間調査 聞き取り調査
昆虫類	平成5年3月25日～27日（春季1回目） 平成5年4月26日～28日（春季2回目） 平成5年5月19日～21日（春季3回目） 平成5年7月1日（夏季1回目） 平成5年7月26日～30日（夏季2回目） 平成5年9月29日～10月2日（秋季1回目） 平成5年11月9日～10日（秋季2回目）	任意採集 ベイトトラップ ライトトラップ ホタル調査
哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類（補足調査）	平成10年8月4日～5日（夏季） 平成10年10月8日～9日（秋季） 平成10年11月17日～18日（秋季） 平成10年12月15日～16日（冬季） 平成11年3月29日～30日（春季） 平成11年4月27日～28日（春季） 平成11年5月26日（春季） 平成11年6月9日～10日（春季）	哺乳類：目視、フィールドサイン調査 鳥類：定点観察 両生・爬虫類：目視、任意採取等 昆虫類：任意採取、目視
水生生物	平成4年12月18日（冬季1回目） 平成5年3月24日～27日（春季1回目） 平成5年4月26日～28日（春季2回目） 平成5年5月19日～21日（春季3回目） 平成5年7月1日（夏季1回目） 平成5年7月27日、29日（夏季2回目） 平成5年9月29日～10月2日（秋季1回目） 平成5年12月14日～16日（冬季2回目）	目視観察 セルビン、手網を用いた採捕 コドラート調査

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成11年、枚方市）

ア 哺乳類

事業実施想定区域周辺において、哺乳類は4目5科8種が確認されており、そのうち2目3科3種が重要種に該当した。哺乳類の重要種一覧を表 2-2. 30に示す。

哺乳類の重要種は、ススキやオギなどのイネ科草本群落が優占する草地に生息するカヤネズミ、樹林や草地に生息するキツネ、水辺等を中心に幅広い環境を利用するイタチである。

表 2-2. 30 事業実施想定区域周辺における哺乳類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ネズミ目（齧歯目）	ネズミ科	カヤネズミ						準絶 ^{※1}	NT
2	ネコ目（食肉目）	イヌ科	キツネ						注目 ^{※2}	CR+EN
3		イタチ科	イタチ							VU ^{※3}
合計	2 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	3 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧Ⅱ類 EN：絶滅危惧Ⅲ類 VU：絶滅危惧Ⅳ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

注 3. 重要種の選定について

※1 ホンシュウカヤネズミ *Micromys minutus japonicus* での指定。

※2 ホンドキツネ *Vulpes vulpes japonica* での指定。

※3 ニホンイタチ *Mustela itatsi* での指定。

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

イ 鳥類

事業実施想定区域周辺において、鳥類は11目26科47種が確認されており、そのうち5目8科11種が重要種に該当した。鳥類の重要種一覧を表 2-2. 31に示す。

鳥類の重要種は、草地や耕作地で繁殖するケリ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカのほか、アマサギ、ノスリ、カシラダカ、オオジュリン等、草地やヨシ原、耕作地等を採餌場等として利用する種が多く含まれていた。そのほか、水面や水中で活動するカイツブリや、落葉広葉樹林に生息するセンダイムシクイ、人家周辺で繁殖するコシアカツバメも確認された。

表 2-2. 31 事業実施想定区域周辺における鳥類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ						準絶	
2	コウノトリ目	サギ科	アマサギ							VU
3	タカ目	タカ科	ノスリ						準絶	NT
4	チドリ目	チドリ科	ケリ					DD		NT
5	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ							NT
6		ツバメ科	コシアカツバメ							NT
7		ウグイス科	オオヨシキリ							NT
8			センダイムシクイ							NT
9			セッカ							NT
10		ホオジロ科	カシラダカ							NT
11			オオジュリン							NT
合計	5 目	8 科	11 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	2 種	10 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧Ⅱ類 EN：絶滅危惧Ⅲ類 VU：絶滅危惧Ⅳ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

ウ 爬虫類

事業実施想定区域周辺において、爬虫類は 2 目 5 科 9 種が確認されており、そのうち 2 目 4 科 7 種が重要種に該当した。爬虫類の重要種一覧を表 2-2. 32 に示す。

爬虫類の重要種は、ニホンイシガメ、クサガメといった河川等の水辺を中心に活動するカメ類や、ジムグリ、ヒバカリといった樹林等に生息するヘビ類が確認された。

表 2-2. 32 事業実施想定区域周辺における爬虫類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	注目	NT
2			クサガメ						注目	
3	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ						注目	
4		ナミヘビ科	アオダイショウ						注目	
5			ジムグリ						注目	
6			ヒバカリ						注目	VU
7		クサリヘビ科	ニホンマムシ						注目	
合計	2 目	4 科	7 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	7 種	2 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧Ⅱ類 EN：絶滅危惧Ⅲ類 VU：絶滅危惧Ⅳ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

エ 両生類

事業実施想定区域周辺において、両生類は2目6科9種が確認されており、そのうち2目5科7種が重要種に該当した。両生類の重要種一覧を表 2-2. 33に示す。

両生類の重要種は、主に止水域に生息するアカハライモリや、水田等の水辺で活動するトノサマガエルやツチガエル、樹林や草地等を広く利用するニホンヒキガエルやニホンアカガエルなどが確認された。

表 2-2. 33 事業実施想定区域周辺における両生類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	有尾目	イモリ科	アカハライモリ					NT	注目	NT
2	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル						準絶	VU
3		アカガエル科	ニホンアカガエル						注目	VU
4			トノサマガエル					NT	注目	NT
5			ツチガエル						注目	NT
6		ヌマガエル科	ヌマガエル						注目	
7		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル						注目	NT
合計	2 目	5 科	7 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	7 種	6 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

オ 昆虫類

事業実施想定区域周辺において、昆虫類は14目159科737種が確認されており、そのうち8目25科41種が重要種に該当した。昆虫類の重要種一覧を表 2-2. 34に示す。

昆虫類の重要種は、トンボ目が16種と最も多く、次いでコウチュウ目が8種、チョウ目が7種、バッタ目が4種等であった。トンボ目やヤスマツアメンボ、ミズスマシ、ゲンジボタルといった水辺環境との関わりが強い種のほか、ショウリョウバッタモドキ等の草原に生息する種、ミドリシジミやモンズズメバチといった樹林に生息する種など、多様な環境を利用する種が確認された。

表 2-2. 34 事業実施想定区域周辺における昆虫類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ					EN	危惧	CR+EN
2			オツネイトンボ						準絶	NT
3		イトトンボ科	ホソミイトトンボ							NT
4			キイトトンボ							NT
5			モートンイトトンボ					NT	準絶	CR+EN
6		ヤンマ科	カトリヤンマ						注目	NT
7			サラサヤンマ							NT
8		サナエトンボ科	フタスジサナエ					NT	注目	NT
9			オグマサナエ					NT	注目	VU
10		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ						準絶	NT
11		トンボ科	ヨツボシトンボ							NT
12			ナツアカネ							NT
13			アキアカネ							NT
14			ノシメトンボ							NT
15			マイコアカネ						注目	NT
16			ミヤマアカネ						準絶	NT
17	カマキリ目（螳螂目）	カマキリ科	チョウセンカマキリ						注目	
18	バッタ目 （直翅目）	クツワムシ科	クツワムシ							NT
19		ケラ科	ケラ						注目	
20		バッタ科	クルマバッタ						注目	
21			ショウリョウバッタモドキ						注目	
22	カメムシ目（半翅目）	セミ科	ハルゼミ							NT
23		アメンボ科	ヤスマツアメンボ							NT
24	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	ミヤマセセリ							NT
25			ホソバセセリ							NT
26			ミヤマチャバネセセリ							CR+EN
27			オオチャバネセセリ							NT
28		シジミチョウ科	ミドリシジミ							NT
29		ツバメガ科	ギンツバメ						注目	
30		ヒトリガ科	ヤネホソバ					NT		
31	ハエ目（双翅目）	ムシヒキアブ科	オオイシアブ						注目	
32	コウチュウ目（鞘翅目）	ハンミョウ科	ハンミョウ						危惧	NT
33		ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	注目	VU
34			ミズスマシ					VU	危惧	VU
35		コガネムシ科	ドウガネブイブイ							NT
36		コメツキムシ科	コガタヒメサビキコリ						注目	
37		ホタル科	ゲンジボタル						注目	
38			ハイケボタル						注目	NT
39		ゴミムシダマシ科	マルツヤニジゴミムシダマシ						注目	
40	ハチ目（膜翅目）	スズメバチ科	モンズズメバチ					DD		
41		アナバチ科	フジジガバチ					NT		
合計	8 目	25 科	41 種	0 種	0 種	0 種	0 種	9 種	22 種	29 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

- ① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種
 - ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種
国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
 - ③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種
 - ④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種
 - ⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類
NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
 - ⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種
絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種
 - ⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
- 出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

カ 魚類

事業実施想定区域周辺において、魚類は3目4科6種が確認されており、そのうち1目1科1種が重要種に該当した。魚類の重要種一覧を表 2-2.35に示す。

魚類の重要種は、ミナミメダカの1種のみであった。ミナミメダカは、流れの緩い小川や水路を生息環境とし、水田等の里地周辺でみられる種である。

表 2-2.35 事業実施想定区域周辺における魚類の重要種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ					VU	危惧	VU
合計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	1 種	1 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

キ 底生動物

事業実施想定区域周辺において、底生動物は6綱17目37科46種が確認されており、そのうち2綱2目3科3種が重要種に該当した。底生動物の重要種一覧を表 2-2.36に示す。

底生動物の重要種は、ヌマエビ、コガタシマトビケラ、コカクツツトビケラの3種で、いずれも京都府レッドデータブックの掲載種であった。ヌマエビは、水田や川のよどみで確認されている。コガタシマトビケラ及びコカクツツトビケラは河川に生息する種である。

表 2-2.36 事業実施想定区域周辺における底生動物の重要種一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ヌマエビ						危惧	
2	昆虫綱	トビケラ目	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ						注目	
3		(毛翅目)	カクツツトビケラ科	コカクツツトビケラ						注目	
合計	2 綱	2 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	0 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

2) 植物

① 調査地域に生育する可能性のある重要種

「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）における植物の分布状況を整理し、調査地域に生息する可能性のある重要種を抽出した。

京都府レッドデータブック2015の記載種のうち、府内の分布区域に、「京田辺市」「山城地域」「木津川（淀川水系）」「南部地域」「府内全域」との記載があるものを抽出した。ただし、「府内全域」等の記載があっても、「局地的」や「ブナ林に生育する」等の説明があり、調査地域における生育情報としては不適切と考えられる種は除外した。なお、大阪府レッドリスト2014からは、掲載種の生育する地域についての情報が得られなかったため、文献の対象としなかった。

調査地域に生育する可能性のある重要種一覧（植物）を表 2-2. 37(1)～(6)に示す。

植物は284種の重要種が確認された。大半は府内の分布区域として「山城地域」が挙げられている種であり、コバノカナワラビなどの林床性のシダ植物や、サンショウモ、マルバノサワトウガラシといった水田雑草として知られる種、ヒメクロモジやクロウメモドキといった低木種など、さまざまな種群が含まれていた。

京田辺市での生育情報が記載されている種として、ミカワシンジュガヤ、ウンヌケモドキといった湿地性の草本種が挙げられる。また、京都府の指定希少野生生物として、レンリソウ、フナバラソウの2種が記録されている。

なお、「京都府レッドデータブック2015」では、これらの維管束植物以外の重要種として、コケ植物のウキゴケ、ホソベリミズゴケ、オオカサゴケ、マツムラゴケ、ミヤマハイゴケ、イチョウウキゴケ、オオミズゴケ及び菌類のコトヒラシロテングタケが記載されている。

表 2-2. 37(1) 重要種一覧（植物）

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヒカゲノカズラ科	マンネンスギ	1						危惧	
2		オニトウゲシバ	1						注目	
3	イワヒバ科	ヒメクラマゴケ	1						危惧	
4		タチクラマゴケ	1						注目	
5	ミズニラ科	ミズニラ	1					NT	寸前	CR+EN
6	ハナヤスリ科	アカハナワラビ	1						危惧	CR+EN
7		コヒロハハナヤスリ	1						危惧	
8	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ	1						注目	
9	ミズワラビ科	ハコネシダ	1						危惧	
10		ミズワラビ	1						注目	NT
11	イノモトソウ科	アマクサシダ	1						危惧	
12		マツザカシダ	1						準絶	
13	チャセンシダ科	シモツケヌリトラノオ	1						注目	
14		カミガモシダ	1						準絶	
15		トキワトラノオ	1						危惧	
16		イヌチャセンシダ	1						準絶	
17		アオガネシダ	1						寸前	
18		クルマシダ	1						危惧	
19	シシガシラ科	コモチシダ	1						注目	
20	オンシダ科	ホソバナライシダ	1						注目	
21		ミヤコカナワラビ	1						準絶	
22		コバノカナワラビ	1						注目	
23		ヤブソテツモドキ	1						注目	
24		ナガバノイタチシダ	1						注目	
25	ヒメシダ科	アオハリガネワラビ	1						注目	
26	メシダ科	サキモリイヌワラビ	1						注目	
27		ルリデライヌワラビ	1						準絶	
28		ハコネシケチシダ	1						寸前	VU

表 2-2. 37(2) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
29	メシダ科	コウライイヌワラビモドキ	1						寸前	
30		ナチシケシダ	1						注目	
31		フモトシケシダ	1						危惧	
32		オオヒメワラビモドキ	1						準絶	
33		ヒカゲワラビ	1						寸前	
34		ウスバミヤマノコギリシダ	1						危惧	
35		タンゴワラビ	1						注目	
36	ウラボシ科	ヤノネシダ	1						準絶	
37		アオネカズラ	1						寸前	NT
38		ビロードシダ	1						危惧	
39	デンジソウ科	デンジソウ	1					VU	寸前	CR+EN
40	サンショウモ科	サンショウモ	1					VU	寸前	CR+EN
41	アカウキクサ科	アカウキクサ	1					EN	寸前	EX
42		オオアカウキクサ	1					EN	寸前	EX
43	カバノキ科	サクラバハナンキ	1					NT	危惧	
44	イラクサ科	キミズ	1						準絶	NT
45		ミヤコミズ	1						危惧	VU
46		ホソバイラクサ	1						注目	NT
47	ビャクダン科	カナビキソウ	1						準絶	
48	ヤドリギ科	ヒノキバヤドリギ	1						危惧	
49		マツグミ	1						準絶	
50		ヤドリギ	1						危惧	
51	タデ科	サイコクヌカボ	1					VU	寸前	CR+EN
52		サデクサ	1						準絶	NT
53		オオネバリタデ	1						危惧	
54		ヌカボタデ	1					VU	寸前	VU
55		ネバリタデ	1						危惧	
56	ナデシコ科	ヤマハコベ	1						危惧	
57	ヒユ科	ヤナギイノコズチ	1						寸前	NT
58	マツブサ科	マツブサ	1						準絶	
59	クスノキ科	ヒメクロモジ	1						注目	
60	キンボウゲ科	イブキトリカブト	1						注目	
61		ユキワリイチゲ	1						準絶	NT
62		エンコウソウ	1						寸前	EX
63		トウゴクサバノオ	1						準絶	
64	ツヅラフジ科	コウモリカズラ	1						準絶	
65	スイレン科	ヒツジグサ	1						危惧	NT
66	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	1						準絶	
67		ヒメカンアオイ	1						危惧	CR+EN
68	オトギリソウ科	トモエソウ	1						寸前	CR+EN
69		ミズオトギリ	1						準絶	NT
70	モウセンゴケ科	イシモチソウ	1					NT	寸前	VU
71		コモウセンゴケ	1						寸前	NT
72		トウカイコモウセンゴケ	1						寸前	
73	ケシ科	キケマン	1						準絶	
74	アブラナ科	ミズタガラシ	1						準絶	VU
75		コイヌガラシ	1					NT	危惧	NT
76	ベンケイソウ科	キリンソウ	1						準絶	
77	ユキノシタ科	イワボタン	1						準絶	
78		オオチャルメルソウ	1						危惧	
79		ウメバチソウ	1						危惧	VU
80		タコノアシ	1					NT	寸前	NT
81		ジンジソウ	1						準絶	
82	バラ科	カワラサイコ	1						危惧	EX
83		ヤマイバラ	1						準絶	
84		ユキヤナギ	1						注目	VU
85	マメ科	タヌキマメ	1						危惧	VU
86		マルバヌスビトハギ	1						準絶	
87		ニワフジ	1						注目	

表 2-2. 37(3) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
88	マメ科	レンリソウ	1			希少			寸前	
89		カラメドハギ	1						注目	
90		イヌハギ	1					VU	寸前	CR+EN
91		マキエハギ	1						危惧	CR+EN
92		ツルフジバカマ	1						寸前	VU
93		オオバクサフジ	1						寸前	VU
94	トウダイグサ科	ヒトツバハギ	1						危惧	
95	ミカン科	フユザンショウ	1						注目	
96	クロウメモドキ科	クロウメモドキ	1						準絶	
97	シナノキ科	カラスノゴマ	1						危惧	
98	ジンチョウゲ科	コガンピ	1						準絶	
99	グミ科	カツラギグミ	1					EN	危惧	VU
100	スミレ科	フモトスミレ	1						準絶	
101	ミゾハコベ科	イヌミゾハコベ	1						準絶	
102	ウリ科	キカラスウリ	1						注目	
103	ミソハギ科	ヒメミソハギ	1						危惧	NT
104		ミズマツバ	1					VU	危惧	NT
105	ヒシ科	ヒメビシ	1					VU	寸前	EX
106		オニビシ	1						危惧	
107	アカバナ科	ミズユキノシタ	1						注目	
108	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	1					VU	寸前	CR+EN
109		フサモ	1						寸前	CR+EN
110	ウコギ科	ミヤマウコギ	1						準絶	
111	セリ科	ドクゼリ	1						準絶	VU
112	イチヤクソウ科	ウメガサソウ	1						危惧	NT
113		シャクジョウソウ	1						危惧	NT
114	ツツジ科	サラサドウダン	1						準絶	
115		サツキ	1						危惧	
116		レンゲツツジ	1						準絶	
117	ヤブコウジ科	カラタチバナ	1						寸前	
118	サクラソウ科	ミヤマタゴボウ	1						準絶	
119	カキノキ科	リュウキュウマメガキ	1						準絶	
120	マチン科	アイナエ	1						寸前	CR+EN
121	リンドウ科	リンドウ	1						注目	
122		フデリンドウ	1						危惧	
123		イヌセンブリ	1					VU	危惧	VU
124		センブリ	1						注目	
125	ミツガシワ科	アサザ	1					NT	危惧	DD
126	キョウチクトウ科	チョウジソウ	1					NT	寸前	CR+EN
127		ケテイカカズラ	1						準絶	
128	ガガイモ科	フナバラソウ	1			希少		VU	寸前	CR+EN
129		タチカモメヅル	1						準絶	VU
130		スズサイコ	1					NT	危惧	VU
131		コバノカモメヅル	1						危惧	VU
132	アカネ科	イナモリソウ	1						寸前	NT
133		カギカズラ	1						危惧	
134	ヒルガオ科	ハマヒルガオ	1						寸前	
135	クマツヅラ科	コムラサキ	1						寸前	VU
136		カリガネソウ	1						準絶	
137	シソ科	カワミドリ	1						準絶	NT
138		エゾシロネ	1						危惧	
139		ハッカ	1						準絶	
140		ミゾコウジュ	1					NT	準絶	NT
141		ホクリクタツナミソウ	1						準絶	DD
142		イガタツナミソウ	1						準絶	
143	ゴマノハグサ科	マルバノサワトウガラシ	1					VU	寸前	
144		サワトウガラシ	1						危惧	
145		キクガラクサ	1					NT	危惧	
146		クチナシグサ	1						危惧	

表 2-2. 37(4) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献 資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
147	ゴマノハグサ科	コシオガマ	1						準絶	
148		オオヒキヨモギ	1					VU	準絶	NT
149		イヌノフグリ	1					VU	危惧	
150		カワヂシャ	1					NT	準絶	NT
151	キツネノマゴ科	オギノツメ	1						準絶	
152	ハマウツボ科	ナンバンギセル	1						注目	
153	タヌキモ科	ノタヌキモ	1					VU	危惧	
154		イスタヌキモ	1					NT	危惧	NT
155		ミミカキグサ	1						準絶	
156		ホザキノミミカキグサ	1						準絶	
157		ミカワタヌキモ	1					VU	寸前	
158		タヌキモ	1					NT	寸前	CR+EN
159		ヒメタヌキモ	1					NT	寸前	CR+EN
160		ムラサキミミカキグサ	1					NT	寸前	CR+EN
161	オミナエシ科	オミナエシ	1						準絶	NT
162	キキョウ科	ヤマホタルブクロ	1						危惧	
163		サワギキョウ	1						準絶	NT
164	キク科	サワシロギク	1						準絶	CR+EN
165		シマカンギク	1						危惧	
166		キクタニギク	1					NT	危惧	
167		ミツバヒヨドリバナ	1						注目	
168		スイラン	1						危惧	NT
169		オグルマ	1						危惧	CR+EN
170		ノニガナ	1						寸前	
171	オモダカ科	ヘラオモダカ	1						準絶	
172		アギナシ	1					NT	危惧	CR+EN
173		ウリカワ	1						準絶	
174	トチカガミ科	マルミスブタ	1					VU	寸前	CR+EN
175		スブタ	1					VU	寸前	CR+EN
176		ヤナギスブタ	1						危惧	CR+EN
177		クロモ	1						注目	
178		ミズオオバコ	1					VU	危惧	NT
179		セキショウモ	1						危惧	EX
180	ヒルムシロ科	イトモ	1					NT	寸前	CR+EN
181	イバラモ科	サガミトリゲモ	1					VU	寸前	CR+EN
182		イトトリゲモ	1					NT	寸前	VU
183		イバラモ	1						寸前	EX
184		オオトリゲモ	1						寸前	CR+EN
185	ユリ科	シライトソウ	1						準絶	
186		ノカンゾウ	1						危惧	VU
187		ミズギボウシ	1						危惧	VU
188	ヒガンバナ科	オオキツネノカミソリ	1						注目	
189		ナツズイセン	1						準絶	
190	ミズアオイ科	ミズアオイ	1					NT	寸前	CR+EN
191	アヤメ科	ノハナショウブ	1						準絶	CR+EN
192		カキツバタ	1					NT	準絶	DD
193	イグサ科	ハナビゼキショウ	1						準絶	
194		ヒロハノコウガイゼキショウ	1						寸前	
195		タマコウガイゼキショウ	1						寸前	
196		ハリコウガイゼキショウ	1						準絶	
197	ホシクサ科	ホシクサ	1						注目	CR+EN
198	イネ科	ヒメコヌカグサ	1					NT	準絶	CR+EN
199		ヤマアワ	1						危惧	
200		オガルカヤ	1						準絶	
201		スズメガヤ	1						準絶	
202		オオニワホコリ	1						準絶	
203		ナルコビエ	1						危惧	
204		ウンヌケモドキ	1					NT	寸前	VU
205		ムツオレグサ	1						準絶	

表 2-2. 37(5) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
206	イネ科	ウシノシッペイ	1						準絶	
207		コウボウ	1						危惧	
208		アシカキ	1						準絶	
209		エゾノサヤヌカグサ	1						危惧	
210		ミノボロ	1						準絶	VU
211		トキワスキ	1						注目	
212		ヌマガヤ	1						危惧	
213		ウシクサ	1						準絶	VU
214		メガルカヤ	1						注目	
215		シバ	1						注目	
216	サトイモ科	キシダマムシグサ	1						危惧	
217		ウラシマソウ	1						準絶	
218	ウキクサ科	コウキクサ	1						準絶	
219	ミクリ科	ヤマトミクリ	1					NT	危惧	VU
220		ナガエミクリ	1					NT	寸前	VU
221	ガマ科	コガマ	1						危惧	NT
222	カヤツリグサ科	ウキヤガラ	1						準絶	
223		イトハナビテンツキ	1						危惧	
224		ミノボロスゲ	1						危惧	
225		ホザキマスキサ	1					VU	危惧	
226		エナシヒゴクサ	1						寸前	
227		マツバスゲ	1						注目	
228		ハリガネスゲ	1						危惧	
229		オニスゲ	1						準絶	
230		イトスゲ	1						危惧	
231		タニガワスゲ	1						準絶	
232		ヤマアゼスゲ	1						準絶	
233		ヤガミスゲ	1						準絶	NT
234		ミコシガヤ	1						準絶	NT
235		ヤチカワズスゲ	1						寸前	
236		ヒメゴウソ (広義)	1						準絶	
237		ヤブスゲ	1						危惧	
238		サトヤマハリスゲ	1						危惧	CR+EN
239		イヌクグ	1						準絶	
240		ツルナシコアゼガヤツリ	1						注目	
241		オオシロガヤツリ	1						注目	NT
242		シロガヤツリ	1						準絶	DD
243		シカクイ	1						準絶	
244		ノテンツキ	1						準絶	
245		ヒンジガヤツリ	1						準絶	
246		イヌノハナヒゲ	1						準絶	
247		コイヌノハナヒゲ	1						寸前	
248		イガクサ	1						危惧	CR+EN
249		フトイ	1						危惧	VU
250		サンカクイ	1						注目	
251		コマツカサススキ	1						危惧	NT
252		マツカサススキ	1						危惧	VU
253		ミカワシンジュガヤ	1					VU	寸前	CR+EN
254		コシンジュガヤ	1						寸前	VU
255		ケシンジュガヤ	1						寸前	EX
256		マネキシシンジュガヤ	1						寸前	
257	ラン科	シラン	1					NT	寸前	CR+EN
258		マメヅタラン	1					NT	危惧	CR+EN
259		エビネ	1					NT	注目	NT
260		ギンラン	1						危惧	VU
261		キンラン	1					VU	危惧	VU
262		クマガイソウ	1					VU	寸前	CR+EN
263		セッコク	1						危惧	CR+EN
264		カキラン	1						準絶	

表 2-2. 37(6) 重要種一覧 (植物)

No.	科名	種名	文献資料	選定基準						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
265	ラン科	タシロラン	1					NT	注目	
266		ツチアケビ	1						準絶	
267		オニノヤガラ	1						準絶	
268		クロヤツシロラン	1						危惧	NT
269		アキザキヤツシロラン	1						注目	
270		アケボノシュスラン	1						準絶	
271		サギソウ	1					NT	寸前	VU
272		ミズトンボ	1					VU	危惧	CR+EN
273		ムヨウラン	1						寸前	NT
274		クロムヨウラン	1						寸前	NT
275		ジガバチソウ	1						危惧	CR+EN
276		コ克蘭	1						注目	
277		フウラン	1					VU	寸前	CR+EN
278		ムカゴサイシン	1					EN	寸前	CR+EN
279		ジンバイソウ	1						危惧	
280		コバノトンボソウ	1						危惧	CR+EN
281		トキシソウ	1					NT	危惧	CR+EN
282		ヤマトキシソウ	1						寸前	CR+EN
283		カヤラン	1						準絶	
284		クモラン	1						寸前	CR+EN
合計	90 科	284 種	-	0 種	0 種	2 種	0 種	60 種	284 種	123 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

文献資料 1：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

② 事業実施想定区域周辺で確認されている植物の生育状況

事業実施想定区域周辺（枚方市大字尊延寺）において、枚方市東部清掃工場の建設計画に当たり、平成5年及び平成10～11年にかけて動植物調査（環境影響評価）が実施されている。この調査結果から確認種及び重要種の情報を整理した。

事業実施想定区域周辺における植物相の現地調査の概要を表 2-2. 38に示す。

表 2-2. 38 事業実施想定区域周辺における現地調査の概要（植物相）

項目	調査時期	調査方法
植物種 （存在種）	平成5年 3月25日～27日 平成5年 4月26日～28日 平成5年 5月20日～21日 平成5年 7月22日～23日 平成5年 9月29日～10月2日 平成5年 11月9日	事業実施想定区域及びその周辺地域の ルート調査
植物種 （補足調査）	平成10年 8月4日～5日 平成10年 10月8日～9日 平成10年 11月17日～18日 平成11年 3月29日～30日 平成11年 4月27日～28日 平成11年 5月26日	事業実施想定区域及びその周辺地域の 特記すべき種

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第2清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成11年、枚方市）

事業実施想定区域周辺において、植物は104科398種記録されており、そのうち17科25種が重要種に該当した。植物の重要種一覧を表 2-2. 39に示す。

植物の重要種は、草本が大半を占め、水生植物のコウホネ、ヒツジグサ、フサモ、コウキクサ、湿生植物のモウセンゴケ、カワヂシャ、フトイ、草原に生育するカナビキソウ、フデリンドウなど、比較的開けた環境に生育する種が大半を占めた。そのほか、クロヤツシロラン、コ克蘭など、樹林に生育するラン科植物も確認された。

表 2-2.39 事業実施想定区域周辺の重要種（植物）

No.	科名	和名	選定基準						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ						危惧	
2	ビャクダン科	カナビキソウ						準絶	
3	スイレン科	コウホネ							VU
4		ヒツジグサ						危惧	NT
5	モウセンゴケ科	モウセンゴケ							NT
6	マメ科	カワラケツメイ							NT
7	ジンチョウゲ科	コガンピ						準絶	
8	アリノトウグサ科	フサモ						寸前	CR+EN
9	リンドウ科	リンドウ						注目	
10		フデリンドウ						危惧	
11	ゴマノハグサ科	カワヂシャ					NT	準絶	NT
12	タヌキモ科	タヌキモ					NT	寸前	CR+EN
13	キキョウ科	キキョウ					VU	寸前	VU
14	ユリ科	ヤマカシュウ						準絶	NT
15	イグサ科	ハリコウガイゼキショウ						準絶	
16	イネ科	ヤマアワ						危惧	
17		アシカキ						準絶	
18		メガルカヤ						注目	
19	ウキクサ科	コウキクサ						準絶	
20	カヤツリグサ科	シカクイ						準絶	
21		ノテンツキ						準絶	
22		フトイ						危惧	VU
23	ラン科	ギンラン						危惧	VU
24		クロヤツシロラン						危惧	NT
25		コ克蘭						注目	
合計	17 科	25 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	22 種	12 種

注 1. 種名及び種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 28 年度版」に準拠した。

注 2. 重要種の選定基準

① 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物に指定されている種

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種

③ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）において指定希少野生生物に指定されている種

④ 京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）に基づく天然記念物に指定されている種

⑤ 「環境省レッドリスト 2015」（平成 27 年 9 月、環境省）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

⑥ 「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）において指定されている種

絶滅：絶滅種 寸前：絶滅寸前種 危惧：絶滅危惧種 準絶：準絶滅危惧種 注目：要注目種

⑦ 「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）において指定されている種

CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

出典：「枚方市ごみ処理施設（仮称）第 2 清掃工場建設計画に係る環境影響評価書」（平成 11 年、枚方市）

③ 植生

調査地域の現存植生図を図 2-2. 13に示す。

調査地域は、木津川及び淀川の流域に形成された平野部に成立した市街地や耕作地と、大阪府と京都府の府境に当たる丘陵地に残存する山林が接する地域となっている。「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成11年～平成24年、環境省）によると、調査地域の植生は、平地の市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布しており、丘陵地の一部はゴルフ場、公園等として利用されている。丘陵地では、落葉広葉樹林のアベマキ-コナラ群集が優占するが、山裾を中心に竹林が広く分布している。そのほか、部分的にモチツツジ-アカマツ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。

④ 植物群落

調査地域の重要な植物群落一覧を表 2-2. 40に、重要な植物群落を図 2-2. 14に示す。

「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）によると、特定植物群落として、枚方市の「菅原神社のシイ林」と京田辺市の「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」が挙げられる。調査地域の西側に位置する「菅原神社のシイ林」は、暖温帯常緑広葉高木林に区分され、郷土景観を代表する植物群落として指定されている。調査地域の東側に位置する「木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落」は、河辺植生に区分され、特殊な立地に特有な植物群落として指定されている。また、京都府レッドデータブック2015において地域生態系として指定されたコナラ群落及びアカマツ群落（表 2-2. 42参照）は、京田辺市多々羅に分布しており、「管理維持」として指定されている。

表 2-2. 40 調査地域の重要な植物群落一覧

番号	群落名	所在地	文献
1	菅原神社のシイ林	枚方市	①
2	木津川河川敷のツルヨシ、セイコノヨシ群落	京田辺市	①
-	コナラ群落	京田辺市多々羅	②、③
-	アカマツ群落	京田辺市多々羅	②、③

注. 番号は、図 2-2. 14 に対応している。

出典：①「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）

：②「京都府自然環境目録2015」（平成27年、京都府）

：③「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）

⑤ 巨樹・巨木林

調査地域の巨樹・巨木林一覧を表 2-2. 41に、巨樹・巨木林位置図を図 2-2. 15に示す。ケヤキやモチノキなどが京田辺市に分布している。

表 2-2. 41 調査地域の巨樹・巨木林一覧

番号	種名	幹周 (cm)	樹高 (m)	地名	市
1	ケヤキ	335	34	田辺棚倉孫神社	京田辺市
2	ケヤキ	302	21	多々羅	京田辺市
3	モチノキ	303	27	天王朱智神社	京田辺市

注. 番号は、図 2-2. 15 に対応している。

出典：「第4回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成2年、環境庁）

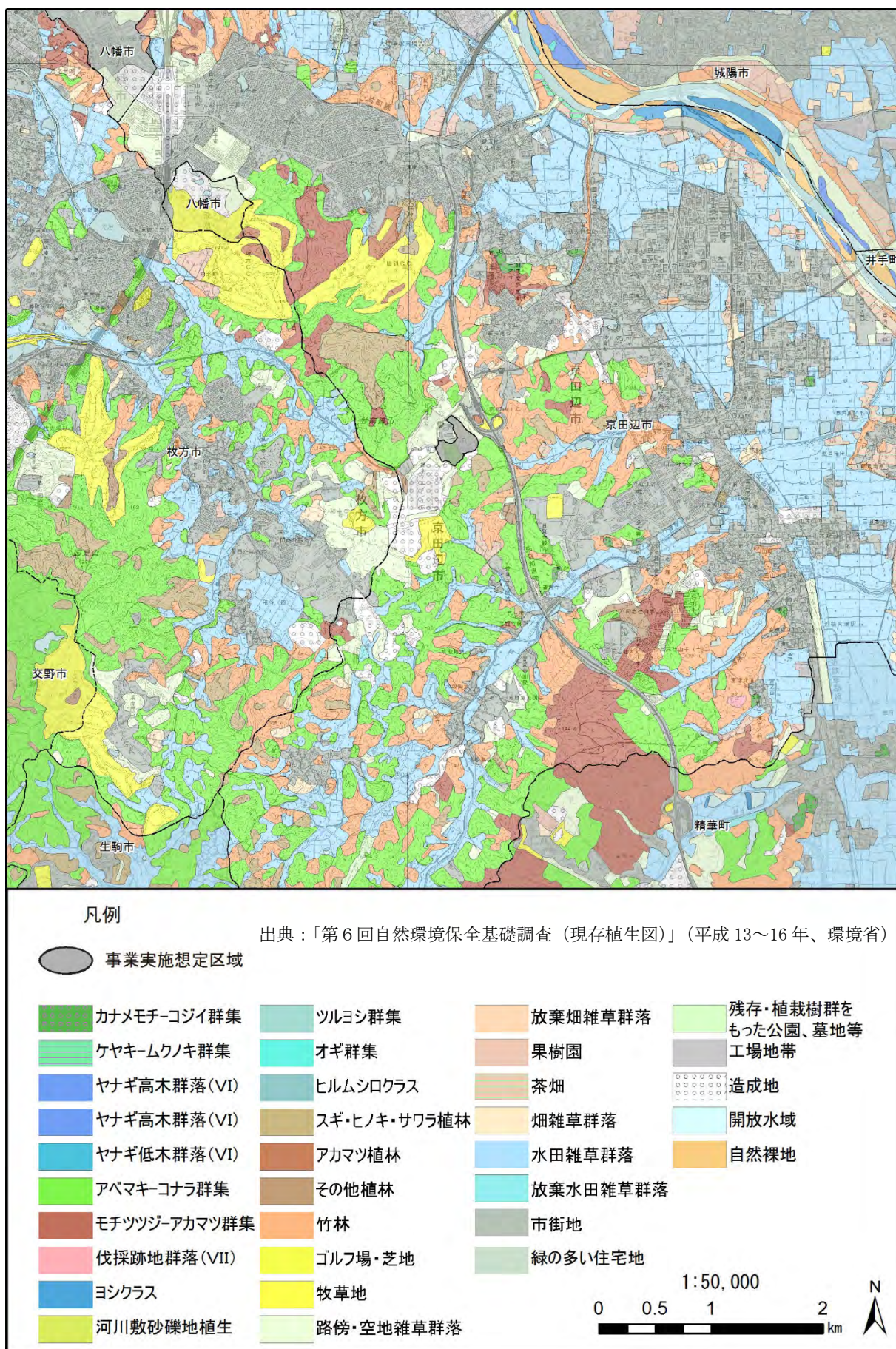


図 2-2.13 現存植生図

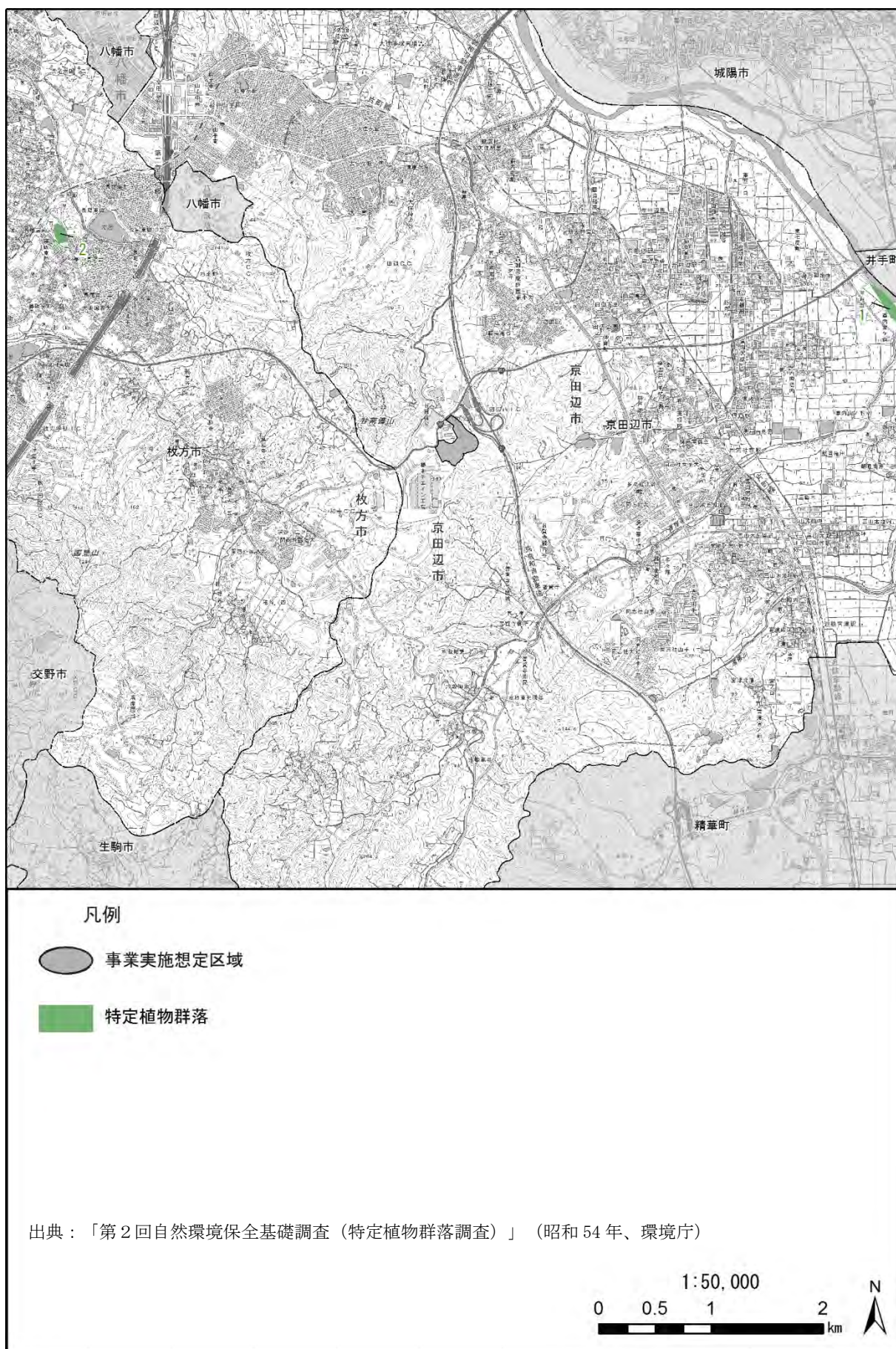


図 2-2.14 重要な植物群落位置図



図 2-2.15 巨樹・巨木林位置図

3) 生態系

① 生態系の概要

調査地域は、日本の気候区分によると瀬戸内気候区に属しており、潜在植生はヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林である。しかし、現存植生図では、大半が代償植生となっており、落葉広葉樹二次林であるアベマキ-コナラ群集や、モウソウチク等が優占する竹林及び公園等、人為的な影響を受けた植生が分布している。また、水田、小規模なため池等の水域も広くみられることから、代償植生及び水辺環境を基盤とした里地・里山の生態系と考えられる。

樹林は、優占するコナラ、アベマキといった高木性の落葉広葉樹のほか、シロダモ、ヒサカキといった低木種や、ヤマイタチシダ、ナキリスゲ、コ克蘭といった草本種が分布している。また、水田やため池等の周辺の湿地や草地では、ヨシやススキなどの大型草本、ツリガネニンジン、ノアザミ、セリ、フトイといった多様な草本種が生育している。

これらの植生を基盤として、哺乳類のアカネズミ、カヤネズミ、鳥類のホオジロ、カワラヒワ、両生類のニホンアマガエルやトノサマガエル、昆虫類のショウリョウバッタやヤマトシジミ、魚類のカワムツやミナミメダカといった小動物が生息する。さらに、それらの動物を捕食する中型哺乳類のキツネや、鳥類のアオサギ、サシバ等が生態系の上位種として位置づけられる。

② 重要な生態系

調査地域の重要な生態系一覧を表 2-2.42に示す。このうち、京田辺多々羅のコナラ群落及びアカマツ群落は京都府レッドデータブック2015、穂谷・尊延寺及び淀川ワンド群は大阪府レッドリスト2014で選定されている重要な生態系である。

表 2-2.42 重要な生態系一覧

名称	群落名	地点名	所在地	京都府 RDB	大阪府 RL
暖温帯落葉広葉樹林	コナラ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持	
温帯針葉樹林	アカマツ群落	多々羅	京田辺市多々羅	管理維持	
穂谷・尊延寺	-	-	枚方市		A ランク
淀川ワンド群（城北・庭窪・楠葉など）	-	-	大阪市・守口市・寝屋川市・枚方市・高槻市		A ランク

注 1. 京都府 RDB：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）掲載種

要特別対策、要保全対策、管理維持

注 2. 大阪府 RL：「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）掲載種

A ランク：多様な生物種群の絶滅危惧種としての生存基盤となっている重要な生息地

B ランク：A ランクに準ずる生息地

C ランク：一部の絶滅危惧種に限られるが、その生存基盤となっている生息地

注 3. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「京都府自然環境目録 2015」（平成 27 年、京都府）

：「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年、大阪府）

：「京都府レッドデータブック 2015」（平成 27 年、京都府）

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

1) 景観の状況

調査地域の主要な眺望点一覧を表 2-2. 43に、景観資源一覧を表 2-2. 44に、主要な眺望点及び景観資源位置を図 2-2. 16図に示す。

調査地域の主要な眺望点としては、事業実施想定区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵があげられる。

調査地域の景観資源としては、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然200選に記載されている飯岡丘陵などがあげられる。

表 2-2. 43 調査地域の主要な眺望点一覧

番号	名称	出典
1	甘南備山	①、③
2	国見山	②
3	飯岡丘陵	①

注. 番号は、図 2-2. 16 (赤字) に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」(京都府ホームページ)

：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」(枚方市ホームページ)

：③「甘南備山マップ」(平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会)

表 2-2. 44 調査地域の景観資源一覧

番号	名称	分類	出典
1	咋岡神社の「スダジイ」	植物	①
2	一休寺	景観 (花)	③
3	甘南備山	ハイキングコース・眺望点	①、④
4	国見山	ハイキングコース・眺望点	②
5	飯岡丘陵	地形・地質	①

注. 番号は、図 2-2. 16 (青字) に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」(京都府ホームページ)

：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」(枚方市ホームページ)

：③「四季の見どころ花散歩」(京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS)

：④「甘南備山マップ」(平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会)

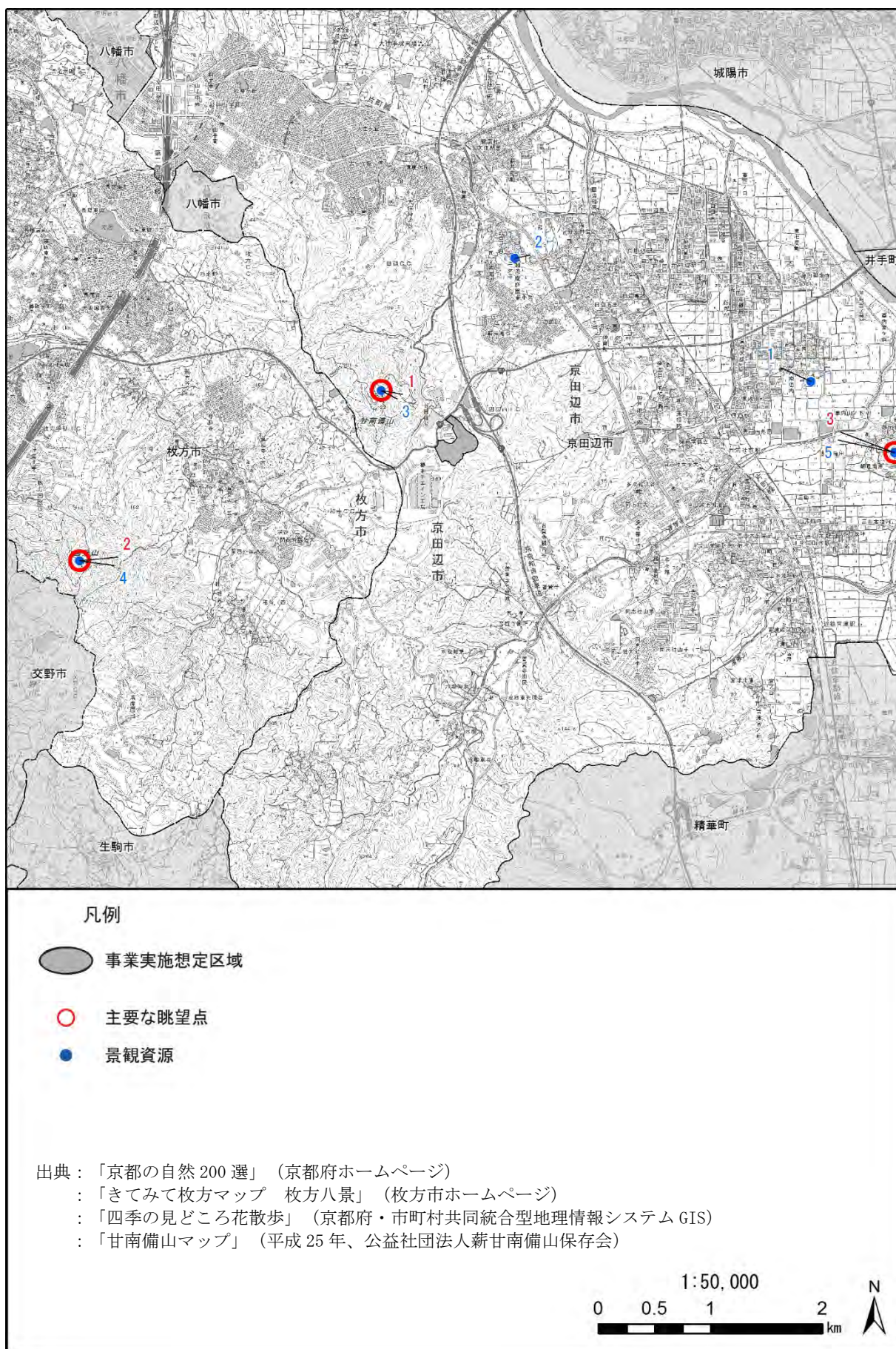


図 2-2. 16 主要な眺望点及び景観資源位置図

2) 人と自然との触れ合い活動の状況

調査地域の人と自然との触れ合い活動の状況を表 2-2. 45に、人と自然との触れ合い活動の場を図 2-2. 17に示す。事業実施想定区域の北側に位置する甘南備山や、西側に位置する国見山、交野山などにはハイキングコースがある。また、枚方市野外活動センターや京田辺市野外活動センターは、キャンプ場などレクリエーション施設として利用されている。そのほか、調査地域の東側を流れる木津川の河川敷には運動公園、防賀川沿いには緑道があり、その中心部にスポーツ施設を併設した防賀川公園がある。

表 2-2. 45 調査地域の人と自然との触れ合い活動の状況

番号	名称	分類	出典
1	昨岡神社の「スダジイ」	植物	①
2	虚空蔵谷の滝	地形・地質	①
3	一休寺	景観（花）	④
4	田辺木津川運動公園	公園	③
5	草内木津川運動公園	公園	③
6	防賀川公園	公園	③
7	防賀川緑道	公園	③
8	田辺公園	公園	③
9	ふわふわ公園	公園	③
10	諏訪ヶ原公園	公園	③
11	王仁公園	公園	⑥
12	枚方東部公園	公園	⑦
13	京田辺市野外活動センター （竜王こどもの王国）	キャンプ場	⑤
14	枚方市野外活動センター	キャンプ場	⑦
15	甘南備山	ハイキングコース	①、⑧
16	国見山	ハイキングコース	⑥、⑨
17	交野山	ハイキングコース	⑨、⑩
18	飯岡丘陵	地形・地質	①、②

注. 番号は、図 2-2. 17 に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」（京都府ホームページ）

：②「景観資産登録地区」（京都府ホームページ）

：③「緑のまちづくり室（主な公園等施設）」（京田辺市ホームページ）

：④「四季の見どころ花散歩」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：⑤「京田辺市野外活動センター」（京田辺市ホームページ）

：⑥「きてみて枚方マップ 枚方八景、公園」（枚方市ホームページ）

：⑦「野外活動センター、公園みどり推進室」（枚方市ホームページ）

：⑧「甘南備山マップ」（平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会）

：⑨「生駒の自然歩道を歩こう」（大阪府ホームページ）

：⑩「いこいこマップ」（平成 25 年、生駒山系広域利用促進協議会）

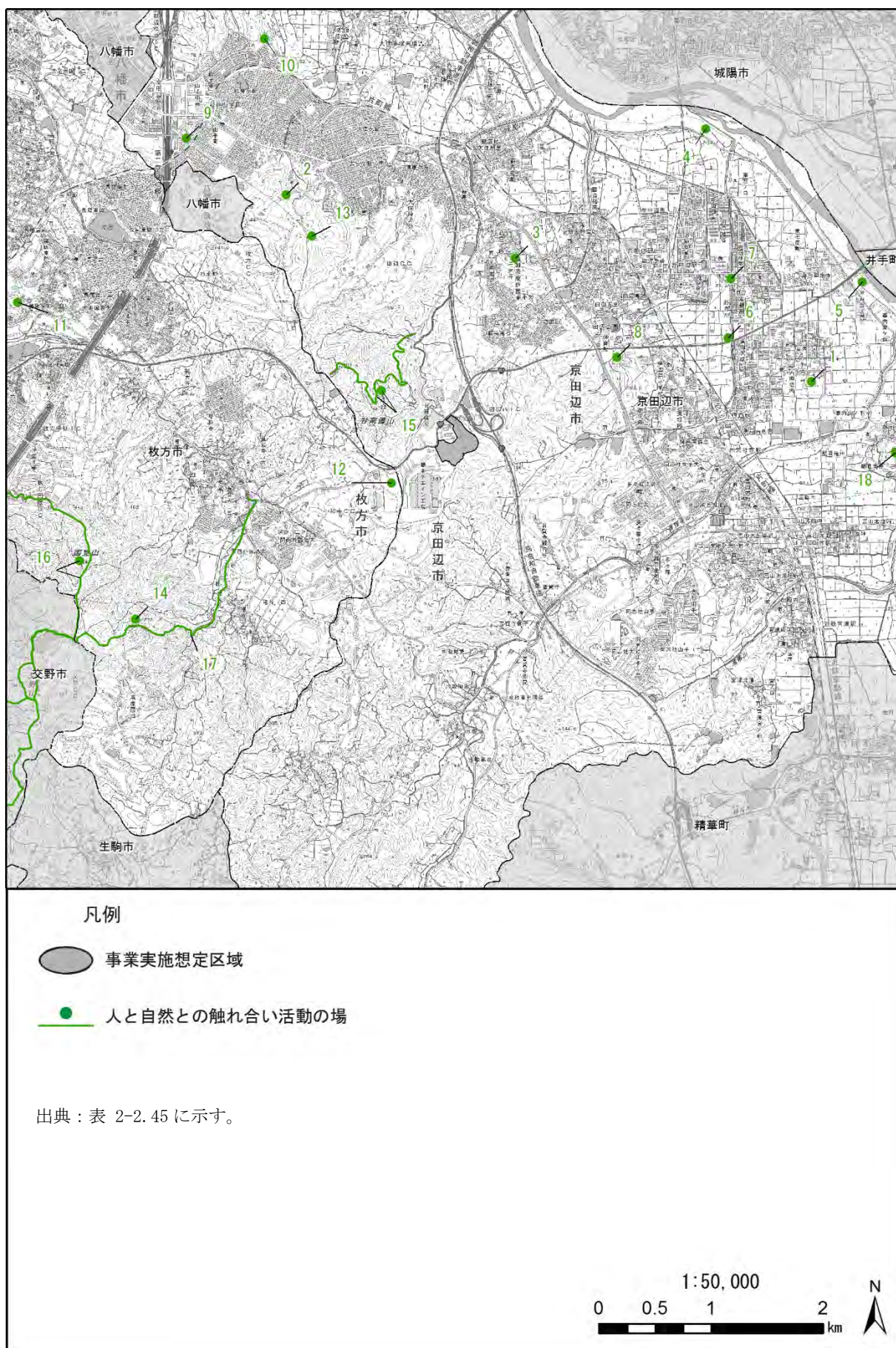


図 2-2.17 人と自然との触れ合い活動の場位置図

(7) その他の事項

調査地域における平成24～26年度の典型7公害（大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下）に関する公害苦情件数を表 2-2.46に示す。

これにより最近の傾向として平成26年度を見ると、京田辺市では騒音（22件）、大気汚染（11件）、水質汚濁（7件）の順で、枚方市では騒音（70件）、水質汚濁（25件）、大気汚染（24件）の順で公害苦情件数が多く、土壌汚染及び地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。

表 2-2.46 調査地域の公害苦情件数

項目	年度	京田辺市 (件)	枚方市 (件)
大気汚染	平成 24 年度	17	15
	平成 25 年度	16	36
	平成 26 年度	11	24
騒音	平成 24 年度	8	57
	平成 25 年度	7	63
	平成 26 年度	22	70
振動	平成 24 年度	2	4
	平成 25 年度	0	10
	平成 26 年度	2	10
悪臭	平成 24 年度	4	9
	平成 25 年度	2	9
	平成 26 年度	5	5
水質汚濁	平成 24 年度	5	31
	平成 25 年度	5	29
	平成 26 年度	7	25
土壌汚染	平成 24 年度	0	0
	平成 25 年度	0	0
	平成 26 年度	0	0
地盤沈下	平成 24 年度	0	0
	平成 25 年度	0	0
	平成 26 年度	0	0

出典：「平成 25～27 年度版 京都府環境白書」（平成 26～28 年、京都府）

：「平成 25～27 年版 ひらかたの環境」（平成 25～27 年、枚方市）

2-2-2 社会的・文化的状況

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

① 人口・世帯数・人口密度等

調査地域の人口・世帯数を表 2-2.47に示す。

平成27年の人口・世帯数は、京田辺市で66,879人、27,124世帯、枚方市で406,133人、176,645世帯となっている。また、人口密度は京田辺市で1,558人/km²、枚方市で6,237人/km²となっている。

人口の推移についてみると、京田辺市は平成23年以降、増加傾向を維持しており、枚方市は、平成24年をピークに減少傾向となっている。

表 2-2.47 調査地域の人口・世帯数

市	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 人員(人)	人口密度 (人/km ²)
京田辺市	平成23年	63,881	25,148	2.54	1,488
	平成24年	64,636	25,580	2.53	1,505
	平成25年	65,403	25,919	2.52	1,523
	平成26年	66,093	26,584	2.49	1,539
	平成27年	66,879	27,124	2.47	1,558
枚方市	平成23年	406,739	170,402	2.39	6,250
	平成24年	409,964	173,344	2.37	6,299
	平成25年	408,610	174,419	2.34	6,279
	平成26年	407,528	175,717	2.32	6,258
	平成27年	406,133	176,645	2.30	6,237

注. 京田辺市の値は各年4月1日現在。枚方市の値は各年12月末日現在。

出典：「京田辺市統計書 平成27年版」(平成28年、京田辺市)

：「第45回 枚方市統計書(平成27年版)」(平成28年、枚方市)

② 人口動態

調査地域の人口動態を表 2-2.48に示す。

京田辺市では、平成24年以降も継続して自然動態、社会動態ともに増加を示しているが、枚方市は、平成24年の自然動態のみ増加を示し、社会動態及び平成25年以降の自然動態はともに、減少している。

表 2-2.48 調査地域の人口動態

市	年次	自然動態(人)			社会動態(人)		
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減
京田辺市	平成24年	566	490	76	3,276	2,403	873
	平成25年	572	532	40	3,003	2,694	309
	平成26年	552	479	73	3,258	2,441	817
枚方市	平成24年	3,263	3,117	146	13,003	13,561	△558
	平成25年	3,178	3,251	△73	13,480	14,761	△1,281
	平成26年	3,061	3,236	△175	13,455	14,362	△907
	平成27年	2,998	3,464	△466	13,582	14,511	△929

注1. 枚方市の平成25年以降の社会動態は、転入又は転出に職権記載及び職権削除を加えた値。

注2. △は人口減少を意味する。

注3. 京田辺市の平成27年の人口動態は、現時点(平成29年3月27日)では公表されていない。

出典：「京田辺市統計書 平成27年版」(平成28年、京田辺市)

：「第45回 枚方市統計書(平成27年版)」(平成28年、枚方市)

2) 産業の状況

① 産業の構造

調査地域の産業別人口を表 2-2. 49に示す。

平成12年以降の10年間の産業別人口の総数（就業者数合計）は、京田辺市で増加しており、枚方市では減少している。産業別の就業者数では、京田辺市で第3次産業が増加し、第1次産業、第2次産業ともに減少している。枚方市では、第1次産業、第2次産業及び第3次産業とも減少している。なお、平成22年の第3次産業の就業者割合は、京田辺市68.7%、枚方市70.3%と高い割合を占めている。

表 2-2. 49 調査地域の産業別人口

市	年次	項目	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)	分類不能の 産業 (人)	就業者数 合計 (人)
京田辺市	平成12年	総数	802	7,975	18,324	136	27,237
		構成比	(2.94%)	(29.28%)	(67.28%)	(0.50%)	(100.00%)
	平成17年	総数	756	6,911	19,393	760	27,820
		構成比	(2.72%)	(24.84%)	(69.71%)	(2.73%)	(100.00%)
	平成22年	総数	614	6,513	19,797	1,902	28,826
		構成比	(2.13%)	(22.59%)	(68.68%)	(6.60%)	(100.00%)
枚方市	平成12年	総数	1,017	56,779	124,290	4,144	186,230
		構成比	(0.55%)	(30.49%)	(66.74%)	(2.23%)	(100.00%)
	平成17年	総数	1,134	48,251	127,030	4,953	181,368
		構成比	(0.63%)	(26.60%)	(70.04%)	(2.73%)	(100.00%)
	平成22年	総数	871	40,541	121,367	9,901	172,680
		構成比	(0.50%)	(23.48%)	(70.28%)	(5.73%)	(100.00%)

出典：「京田辺市統計書 平成27年版」（平成28年、京田辺市）

：「平成14年度 大阪府統計年鑑」（平成15年、大阪府）

：「第41・45回 枚方市統計書（平成23・27年版）」（平成24・28年、枚方市）

② 第1次産業

調査地域の専業兼業農家数（販売農家）を表 2-2.50に、経営耕地面積（販売農家）を表 2-2.51に示す。

京田辺市、枚方市とも農家人口、農家総戸数とも減少している。両市とも農家に占める割合では兼業農家が多いが、経年的には減少している。また、兼業農家では農業所得を従とする第2種兼業農家の割合が多い。

経営耕地面積では、両市とも総面積は減少している。また、田、畑、樹園地の種別では、両市とも田の面積割合が高い。近年の推移では、京田辺市の畑面積の増加を除けば、他の耕地はいずれも減少している。

表 2-2.50 専業兼業農家数（販売農家）

市	年次	項目	農家人口	農家総戸数	専業	兼業（戸）		
			（人）	（戸）	（戸）	総数	第1種兼業農家	第2種兼業農家
京田辺市	平成12年	総数	5,132	785	84	701	77	624
		構成比		(100.0%)	(10.7%)	(89.3%)	(9.8%)	(79.5%)
	平成17年	総数	4,546	680	119	561	112	449
		構成比		(100.0%)	(17.5%)	(82.5%)	(16.5%)	(66.0%)
	平成22年	総数	2,749	627	107	520	78	442
		構成比		(100.0%)	(17.1%)	(82.9%)	(12.4%)	(70.5%)
枚方市	平成12年	総数	3,540	725	83	642	55	587
		構成比		(100.0%)	(11.4%)	(88.6%)	(7.6%)	(81.0%)
	平成17年	総数	2,594	584	117	467	55	412
		構成比		(100.0%)	(20.0%)	(80.0%)	(9.4%)	(70.5%)
	平成22年	総数	2,180	520	112	408	41	367
		構成比		(100.0%)	(21.5%)	(78.5%)	(7.9%)	(70.6%)

出典：「京田辺市統計書 平成27年版」（平成28年、京田辺市）

：「第45回 枚方市統計書（平成27年版）」（平成28年、枚方市）

表 2-2.51 経営耕地面積（販売農家）

市	年次	項目	総面積 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)
京田辺市	平成12年	総数	62,722	52,973	4,936	4,813
		構成比	(100.0%)	(84.5%)	(7.9%)	(7.7%)
	平成17年	総数	53,579	45,512	5,752	2,315
		構成比	(100.0%)	(84.9%)	(10.7%)	(4.3%)
	平成22年	総数	53,707	44,964	5,896	2,847
		構成比	(100.0%)	(83.7%)	(11.0%)	(5.3%)
枚方市	平成12年	総数	53,483	45,537	5,855	2,091
		構成比	(100.0%)	(85.1%)	(10.9%)	(3.9%)
	平成17年	総数	31,359	27,256	3,216	887
		構成比	(100.0%)	(86.9%)	(10.3%)	(2.8%)
	平成22年	総数	28,254	24,683	2,976	595
		構成比	(100.0%)	(87.4%)	(10.5%)	(2.1%)

出典：「京田辺市統計書 平成27年版」（平成28年、京田辺市）

：「第45回 枚方市統計書（平成27年版）」（平成28年、枚方市）

③ 第2次産業

調査地域の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 2-2.52に、産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表 2-2.53に示す。

事業所数をみると、京田辺市、枚方市ともに平成22年と平成26年を比較するとやや減少し、従業者数では、京田辺市で増加、枚方市で減少している。また、平成26年の製造品出荷額等は、京田辺市、枚方市とも平成22年と比較して増加している。

産業中分類別の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等では、事業所数は、京田辺市が81事業所、枚方市が297事業所、従業者数は、京田辺市が3,979人、枚方市が17,070人となっている。

表 2-2.52 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

市	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
京田辺市	平成 22 年	84	3,621	13,110,620
	平成 23 年	—	—	—
	平成 24 年	78	3,454	10,833,001
	平成 25 年	76	3,596	12,074,506
	平成 26 年	81	3,979	18,762,153
枚方市	平成 22 年	310	17,493	63,660,470
	平成 23 年	318	16,415	70,867,166
	平成 24 年	308	16,999	69,142,810
	平成 25 年	308	16,736	69,966,029
	平成 26 年	297	17,070	73,661,358

注 1. 各年 12 月 31 日現在。

注 2. “—” は統計データがないことを示す。

出典：「京田辺市統計書 平成 25・27 年版」（平成 26・28 年、京田辺市）

：「第 43・45 回 枚方市統計書（平成 26・27 年版）」（平成 26・28 年、枚方市）

表 2-2.53 産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

産業中分類	京田辺市			枚方市		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
総数	81	3,979	18,177,170	297	17,070	73,661,358
食料品製造業	6	373	5,323,768	23	3,619	7,901,315
飲料・たばこ・飼料製造業	6	103	320,357	4	57	74,328
繊維工業	2	16	X	20	516	823,876
木材・木製品製造業	2	23	X	1	12	X
家具・装備品製造業	-	-	-	4	31	41,823
パルプ・紙加工品製造業	4	185	817,620	12	337	1,160,912
印刷・同関連業	5	890	3,099,072	9	192	270,395
化学工業	3	32	36,788	15	908	4,478,127
石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	2	22	X
プラスチック製品製造業	7	100	110,971	23	1,030	3,150,836
ゴム製品製造業	1	4	X	5	273	433,969
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	1	46	X
窯業・土石製品製造業	5	249	615,762	7	145	607,648
鉄鋼業	1	9	X	18	1,433	7,931,278
非鉄金属製造業	-	-	-	6	317	823,806
金属製品製造業	10	120	162,987	31	945	2,327,937
はん用機械器具製造業	3	916	6,245,463	23	722	1,892,345
生産用機械器具製造業	7	202	354,017	41	4,246	35,784,895
業務用機械器具製造業	7	233	260,320	4	226	234,269
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	155	X	9	194	668,666
電気機械器具製造業	5	193	228,080	17	792	3,058,448
情報通信機械器具製造業	1	41	X	3	236	355,985
輸送用機械器具製造業	4	135	360,423	10	629	1,336,654
その他の製造業	-	-	-	9	142	174,977

注 1. 平成 26 年 12 月 31 日現在。

注 2. “-” は該当数字なし、“X” は該当数値の公表をさし控えたものを示す。

注 3. 従業員 4 人以上の事業所の数値。

出典：「京田辺市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年、京田辺市）

：「第 45 回 枚方市統計書（平成 27 年版）」（平成 28 年、枚方市）

④ 第 3 次産業

調査地域の商店数、従業者及び年間商品販売額の推移を表 2-2.54 に示す。

商店数は、京田辺市、枚方市ともに減少しており、従業員数は、京田辺市は減少、枚方市は増加している。また、年間商品販売額は、両市とも減少している。

表 2-2.54 商店数、従業者及び年間商品販売額の推移

市	年次	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (万円)
京田辺市	平成 16 年	429	3,693	7,649,466
	平成 19 年	416	3,746	6,630,696
	平成 26 年	278	2,784	5,941,179
枚方市	平成 16 年	2,726	20,908	47,187,572
	平成 19 年	2,576	21,111	47,103,408
	平成 26 年	2,553	23,875	42,477,190

注. 各年 6 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在。

出典：「京田辺市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年、京田辺市）

：「第 45 回 枚方市統計書（平成 27 年版）」（平成 28 年、枚方市）

(2) 行政区画の状況

調査地域の行政区画を図 2-2. 18に示す。事業実施想定区域は京田辺市内で、枚方市境界付近に位置している。

(3) 土地利用の状況

1) 現在の土地利用

調査地域の地目別土地面積を表 2-2. 55に示す。調査地域のうち、京田辺市は山林及び田が占める割合が多く、枚方市は宅地の占める割合が多い。

また、事業実施想定区域の現況土地利用は山林である。

表 2-2. 55 地目別土地面積

								千㎡
市	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	合計
京田辺市	7,483	2,728	6,457	7	8,535	251	2,287	27,747
枚方市	5,227	1,297	24,414	5	1,055	115	302	35,282

注 1. 京田辺市は平成 26 年 1 月 1 日現在、枚方市は平成 27 年 1 月 1 日現在。

注 2. 京田辺市：課税の対象にならない土地を除く。田には介在田等、畑には介在畑等、山林には介在山林、雑種地には鉱泉地、牧場を含む。

注 3. 枚方市：各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。

田は一般田、介在田、市街化区域田の計、畑は一般畑、介在畑、市街化区域畑の計、山林は一般山林、介在山林の計。

注 4. 端数処理を行っているため、各地目別面積の合計、総数と内訳は整合しない場合がある。

出典：「平成 26 年 京都府統計書」（平成 28 年、京都府）

：「平成 27 年度 大阪府統計年鑑」（平成 28 年、大阪府）

2) 将来の土地利用計画

調査地域の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン（平成23年4月）によると、事業実施想定区域周辺は中部地域の都市型産業ゾーンに位置づけられており、環境にやさしく、かつ生産性の高い工場や流通施設が集積する産業ゾーンを目指すことが示されている。また、枚方市都市計画マスタープラン（平成23年3月）によると、調査地域は東部地域に位置付けられており、周辺の自然環境と調和した景観形成や幹線道路沿道の緑豊かな景観形成、スポーツ公園の整備推進により、生活環境の質の高いまちづくりを目指すことが示されている。

(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

1) 水面利用、その他の水利用の状況

調査地域の主な河川は、調査地域東側を流れる木津川、その支川である普賢寺川や防賀川、淀川の支川である穂谷川などである。また、調査地域の京田辺市では、水道用水として一部、地下水を取水して利用している。京田辺市における地下水利用状況を表 2-2. 56に、上水道取水井の位置を図 2-2. 19に示す。

表 2-2. 56 調査地域の地下水利用状況

番号	浄水場名	水源種別	水源名	計画取水量 (m ³ /日)
1	薪浄水場	伏流水	田辺取水井	480
2		浅井戸	浜新田	5,300
3			藪ノ本	4,560
4		深井戸	薪第1取水井	1,680
5			薪第2取水井	2,200
6	大住浄水場	深井戸	大住第1取水井	550
7			大住第2取水井	1,700
8			大住第3取水井	800
9	普賢寺浄水場	深井戸	普賢寺	280

注. 番号は図 2-2. 19 に対応している。

出典：「京田辺市水道ビジョン～未来へうけつぐ故郷の水～」(平成 25 年 2 月、京田辺市上下水道部)

2) 漁業権の設定状況

調査地域の内水面漁業権概要を表 2-2. 57に、漁業権位置を図 2-2. 20に示す。調査地域の木津川水系は、木津川漁業協同組合が漁業権者であり、あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類が対象魚種になっている。

表 2-2. 57 内水面漁業権概要

漁業権番号	京内共第 7 号
漁業権者の 名称及び住所	木津川漁業共同組合 京都府木津川市上狹東下 16 番地の 8
漁業の区域	八幡市上津屋上津屋橋橋脚下流端から上流の木津川本流及びその支流
漁業の種類	第五種共同漁業
漁業権魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類
免許期間	平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日
遊漁の制限又は 禁止事項	(1) 水産動植物の採捕の許可(京都府内水面漁業調整規則(昭和 40 年京都府規則第 33 号。以下、この表において「規則」という。)第 6 条)
	(2) 採捕の禁止期間(規則第 25 条)
	(3) 体長等の制限(規則第 26 条)
	(4) 漁具漁法の制限及び禁止(規則第 27 条及び第 31 条、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 5 条及び第 6 条)
	(5) 網目の大きさについて(規則第 28 条)
	(6) 採捕の禁止区域(規則第 29 条)
	(7) 外来魚の移植制限(規則第 29 条の 2)

出典：京都府内水面漁業調整規則(昭和 40 年京都府規則第 33 号)

：水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)

：「遊漁のてびき～河川・湖沼～(ルールとマナーを守って楽しい遊漁)」(京都府ホームページ)

：平成 26 年京都府告示第 86 号

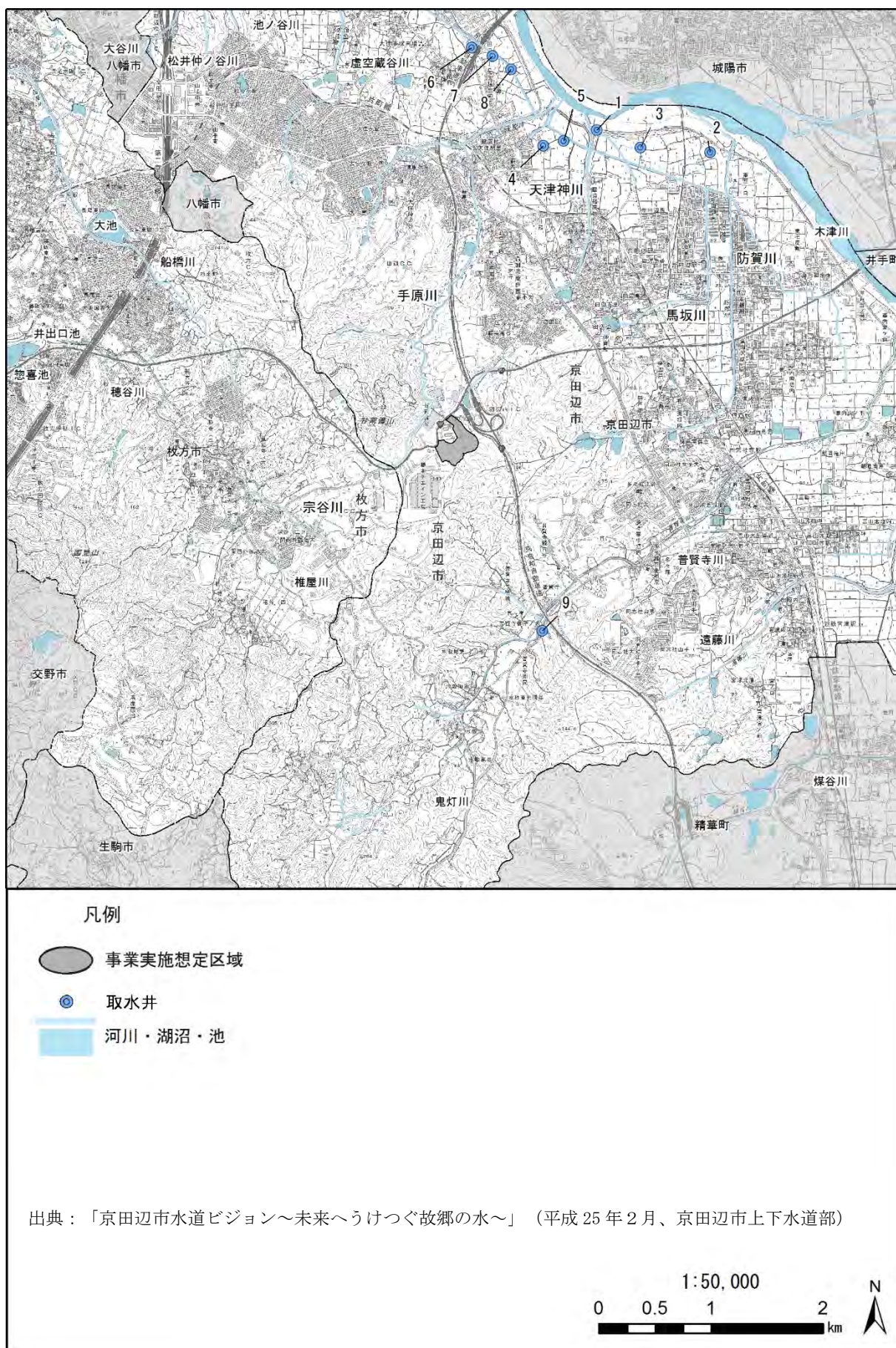


図 2-2.19 上水道取水井位置図

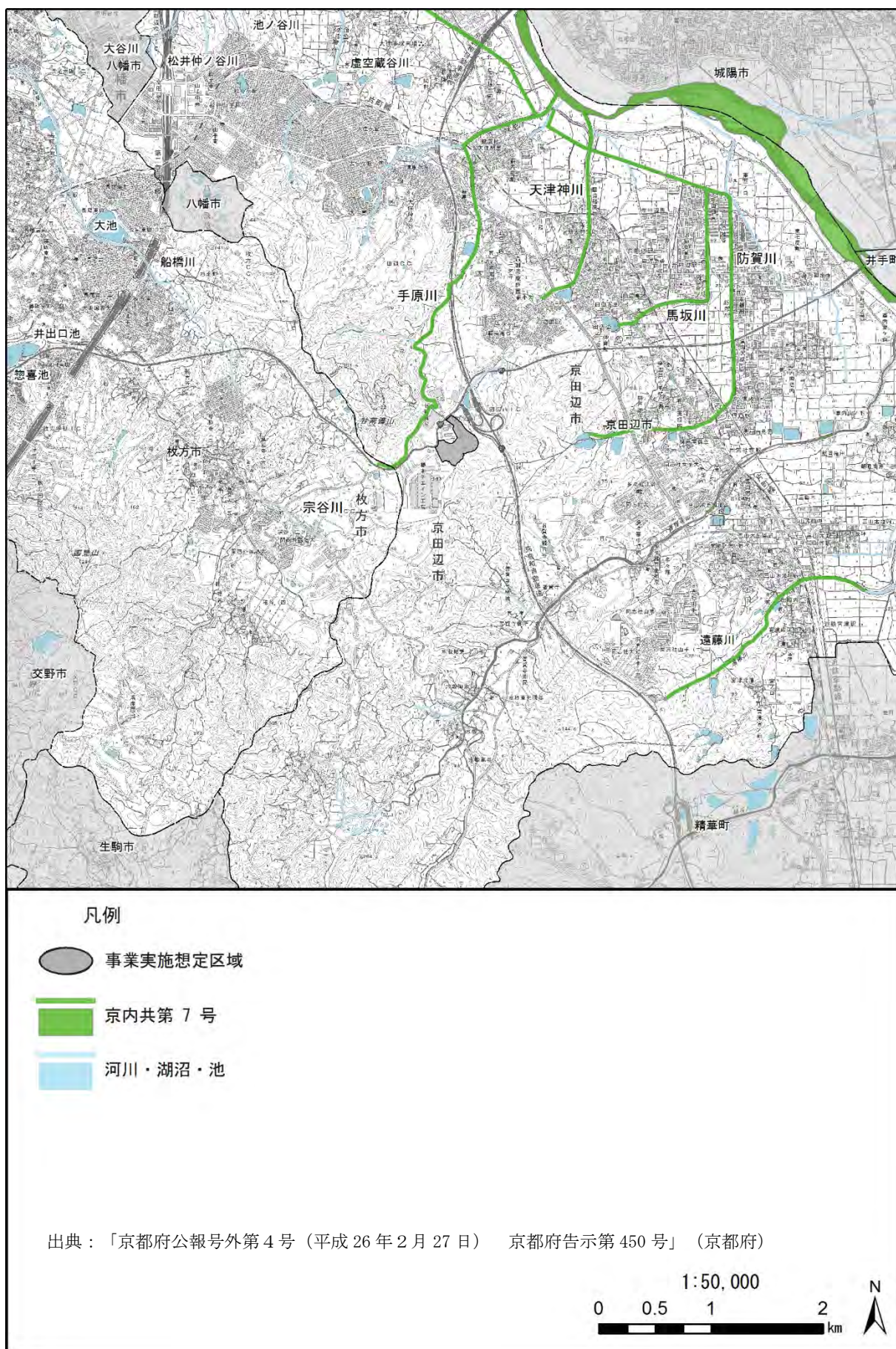


図 2-2.20 漁業権位置図

(5) 交通の状況

1) 道路

調査地域の自動車交通量調査結果を表 2-2. 58に、主要な道路及び道路交通センサス位置を図 2-2. 21に示す。

調査地域の交通網は、一般国道では、事業実施想定区域の北に一般国道307号が東西に延びるほか、事業実施想定区域の東には一般国道24号（京奈道路）が南北に延びている。このほか、調査地域の西側には一般国道1号（第二京阪道路）が南北に延びている。一般府道としては、八幡木津線や枚方山城線が南北に伸びるほか、生駒井手線が事業実施想定区域の南に延びている。さらに調査地域の北西部では交野久御山線や長尾八幡線や枚方高槻線等が集まっている。調査地域の自動車交通量をみると、平成22年度における一般国道の平日24時間の自動車交通量は、一般国道1号（第二京阪道路）の区間番号「10170」及び「10120」で36,901台、「10130」で33,715台と多くなっている。事業実施想定区域に最も近い区間は、「11420」で、平日24時間の自動車交通量は18,221台となっている。

表 2-2. 58 調査地域の自動車交通量調査結果

道路 路線名	交通量 調査単 位区間 番号	観測地点名	年度	昼間 12 時間自動車類 交通量 (7 時～19 時) (台)			24 時間自動車類 交通量 (台)		
				小型	大型	合計	小型	大型	合計
一般国道 1 号 (第二京阪道路)	10170	京田辺松井 IC～枚方東 IC	H22	21,680	5,044	26,724	27,811	9,090	36,901
一般国道 1 号 (京都南道路)	10240	京田辺市松井口仲谷	H22	10,456	2,637	13,093	15,003	4,063	19,066
一般国道 24 号 (京奈道路)	10610	田辺北 IC～田辺西 IC	H22	11,988	2,151	14,139	15,216	2,775	17,991
一般国道 307 号	11410	京田辺市草内五反田	H22	11,141	2,937	14,078	14,605	3,978	18,583
	11420	京田辺市田辺丸山 214	H22	11,119	2,636	13,755	14,553	3,668	18,221
八幡木津線	40670	京田辺市薪堂ノ後	H22	7,393	740	8,133	9,613	960	10,573
	40680	京田辺市興戸東垣内 10-1	H22	10,806	702	11,508	13,947	1,013	14,960
	40690	京田辺市三山木南垣内 3	H22	13,238	786	14,024	17,592	971	18,563
	40730	京田辺市一休ヶ丘	H22	10,296	920	11,216	13,029	1,440	14,469
	40740	京田辺市興戸	H22	8,822	836	9,658	11,175	1,284	12,459
	40750	-	H22	-	-	-	-	-	-
生駒井手線	41590	京田辺市多々羅西平川原 5	H22	4,190	804	4,994	5,406	1,036	6,442
	41600	京田辺市三山木田中 28-1	H22	8,298	836	9,134	10,523	1,260	11,783
枚方山城線	41770	京田辺市水取錆	H22	1,874	581	2,455	2,483	684	3,167
富野荘八幡線	60400	-	H22	870	58	928	1,096	101	1,197
	60410	京田辺市大住東村 16-1	H22	4,101	152	4,253	5,137	349	5,486
一般国道 1 号 (第二京阪道路)	10120	京田辺松井 IC～枚方東 IC	H22	21,680	5,044	26,724	27,811	9,090	36,901
	10130	枚方東 IC～枚方学研 IC	H22	21,367	1,906	23,273	30,504	3,211	33,715
一般国道 1 号	10200	京田辺市山手西 3 丁目	H22	12,557	2,446	15,003	17,807	3,752	21,559
	10210	枚方市津田北町 3 丁目	H22	11,677	2,882	14,559	16,520	4,347	20,867
	10220	枚方市津田北町 3 丁目	H22	13,919	3,631	17,550	19,658	5,333	24,991
	10230	枚方市津田山手 2 丁目	H22	10,355	2,968	13,323	15,283	4,528	19,811
一般国道 307 号	11240	枚方市杉 2 丁目	H22	9,011	1,896	10,907	12,225	2,309	14,534
	11250	枚方市津田北町 3 丁目	H22	11,142	4,156	15,298	15,794	5,561	21,355
	11260	枚方市津田北町 3 丁目	H22	8,938	2,691	11,629	12,952	3,737	16,689
枚方山城線	42050	枚方市宗谷 2 丁目	H22	3,474	1,003	4,477	4,553	1,194	5,747
長尾八幡線 (旧)	61690	-	H22	4,545	679	5,224	6,380	934	7,314

注 1. 番号は、図 2-2. 21 に対応している。

注 2. “-” は交通量を観測していないことを示す。

注 3. “斜体表示” は推定した交通量を示す。

出典：「平成 22 年度 道路交通センサス調査結果（京都府）」（近畿地方整備局道路部ホームページ）

：「平成 22 年度 道路交通センサス調査結果（大阪府）」（近畿地方整備局道路部ホームページ）

また、調査地域の自動車保有数を表 2-2. 59に示す。調査地域の自動車保有台数総数をみると、平成26年度末現在、京田辺市35, 156台、枚方市161, 870台で、両市とも乗用車及び軽自動車の保有台数が多い。

表 2-2. 59 調査地域の自動車保有数

区 分			京田辺市	枚方市
自動車保有台数総数（台）			35,156	161,870
登録自動車保有台数（台）		自家用	20,917	108,152
		事業用	899	2,536
貨物用（台）	普通車	自家用	513	1,227
		事業用	338	1,500
	小型車	自家用	1,012	4,508
		事業用	16	86
	被けん引車	自家用	4	-
		事業用	41	-
乗合用（台）	普通車	自家用	1	175（バス）
		事業用	80	131（バス）
	小型車	自家用	40	-
		事業用	23	-
乗用（台）	普通車	自家用	9,023	46,693
		事業用	64	20
	小型車	自家用	9,910	54,194
		事業用	115	376
特殊用途用（台）	普通車・小型車	自家用	369	1,141
		事業用	222	417
	大型特殊車	自家用	45	214
		事業用	-	6
小型二輪車（台）			782	4,380
軽自動車（台）			12,558	46,626

注 1. 平成 26 年度末現在の数値。

注 2. 登録自動車総数には小型二輪車、軽自動車を含まない。

注 3. 市町村別台数には不明分があり、その台数を除いているため、総数とは一致しない。

注 4. 軽自動車の市区町村別台数は軽四輪のみである。

注 5. 京田辺市の“-”は、該当なし。

注 6. 枚方市の“-”は、以下の理由による。

- ・出典資料で貨物用はトラックと記載し、普通車、小型車には被けん引車を含むため。
- ・出典資料で乗合用はバスと記載し、普通車・小型車を区分していないため。

出典：「平成 26 年 京都府統計書」（平成 28 年、京都府）

：「平成 27 年度 大阪府統計年鑑」（平成 28 年、大阪府）

2) 鉄道

調査地域の鉄道網の状況は図 2-2. 22に、調査地域に位置する駅について、1 日平均乗車人員数を表 2-2. 60に示す。調査地域を通過する鉄道は、JR学研都市線（片町線）及び近鉄京都線がある。鉄道駅は枚方市内に長尾駅、京田辺市内に松井山手駅、大住駅、同志社前駅、新田辺駅、近鉄宮津駅など10駅がある。事業実施想定区域の最寄り駅はJR学研都市線（片町線）の京田辺駅である。

表 2-2. 60 1 日平均乗車人員数

鉄道	駅名	1 日平均乗車人数		
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
JR 学研都市線 (片町線)	松井山手駅	12, 882	13, 264	13, 784
	大住駅	3, 136	3, 184	3, 184
	京田辺駅	12, 086	12, 132	11, 930
	同志社前駅	11, 284	8, 844	8, 734
	JR 三山木駅	1, 586	1, 614	1, 676
	長尾駅	12, 421	12, 509	11, 920
近鉄京都線	新田辺駅	27, 093	26, 995	26, 104
	興戸駅	11, 907	9, 506	9, 120
	三山木駅	6, 580	5, 480	5, 529
	近鉄宮津駅	413	413	407

出典：「京田辺市統計書 平成 27 年版」（平成 28 年、京田辺市）

：「第 45 回 枚方市統計書（平成 27 年版）」（平成 28 年、枚方市）



図 2-2.22 鉄道網図

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査地域の環境保全について配慮が特に必要な施設として、保育所（園）、幼稚園、学校等、病院、社会福祉施設、文化施設などがあげられる。調査地域に分布する環境保全について配慮が特に必要な施設の配置状況は表 2-2. 61に示す。

表 2-2. 61 環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

市	保育所	幼稚園	学校	病院	社会福祉施設	文化施設
京田辺市	9	10	18	3	7	4
枚方市	2	2	7	2	1	3

注. 幼稚園には、認定こども園を含む。

1) 学校等

調査地域の学校数を表 2-2. 62に、調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)を表 2-2. 63(1)～(2)に、調査地域の学校等位置図を図 2-2. 23に示す。

事業実施想定区域の南西側に関西外国語大学、氷室保育園、枚方市立氷室小学校、東側には同志社大学などがある。

表 2-2. 62 京田辺市、枚方市の学校数

市	項目	学校数 (校)	教員数 (人)	児童・生徒数(人)		
				総数	男	女
京田辺市	幼稚園	10	75	945	489	456
	小学校	9	242	4,353	2,167	2,186
	中学校	4	128	2,108	1,022	1,086
	高等学校	2	106	1,674	918	756
枚方市	幼稚園	22	281	4,579	2,266	2,313
	小学校	46	1,324	22,710	11,645	11,065
	中学校	21	745	11,515	6,053	5,462
	高等学校	8	452	8,136	4,091	4,045

注. 京田辺市は平成 26 年 5 月 1 日現在、枚方市は平成 27 年 5 月 1 日現在。

出典：「平成 26 年 京都府統計書」（平成 28 年、京都府）

：「平成 27 年度 大阪府統計年鑑」（平成 28 年、大阪府）

表 2-2. 63(1) 環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）

番号	分類	市	名称
1	保育所（園）	京田辺市	京田辺市立河原保育所
2			京田辺市立河原保育所分園
3			京田辺市立三山木保育所
4			京田辺市立草内保育所
5			京田辺市立南山保育所
6			社会福祉法人松井ヶ丘福祉会 パステルキッズ
7			社会福祉法人みみづく福祉会 みみづく保育園
8			社会福祉法人松井ヶ丘福祉会 松井ヶ丘保育園
9			社会福祉法人大住福祉会 大住保育園
10		枚方市	枚方市立菅原保育所
11			社会福祉法人氷室保育園

表 2-2. 63(2) 環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）

番号	分類	市	名称
12	幼稚園	京田辺市	京田辺市立三山木幼稚園
13			京田辺市立松井ヶ丘幼稚園
14			京田辺市立薪幼稚園
15			京田辺市立草内幼稚園
16			京田辺市立大住幼稚園
17			京田辺市立田辺東幼稚園
18			京田辺市立田辺幼稚園
19			京田辺市立普賢寺幼稚園
20			学校法人雑創の森学園 そよかぜ幼稚園
21			学校法人都南カトリック学園 聖愛幼稚園
22		枚方市	学校法人長尾学園 長尾幼稚園
23	認定こども園	枚方市	学校法人鴻池学園 認定こども園（幼稚園型） 鴻池学園第三幼稚園
24	小学校	京田辺市	京田辺市立三山木小学校
25			京田辺市立松井ヶ丘小学校
26			京田辺市立薪小学校
27			京田辺市立草内小学校
28			京田辺市立大住小学校
29			京田辺市立田辺小学校
30			京田辺市立田辺東小学校
31			京田辺市立桃園小学校
32			京田辺市立普賢寺小学校
33		枚方市	枚方市立菅原小学校
34			枚方市立菅原東小学校
35			枚方市立長尾小学校
36			枚方市立氷室小学校
37	中学校	京田辺市	京田辺市立大住中学校
38			京田辺市立田辺中学校
39			京田辺市立培良中学校
40			学校法人同志社 同志社国際中学校
41		枚方市	枚方市立杉中学校
42			枚方市立長尾中学校
43	高等学校	京田辺市	京都府立田辺高等学校
44			学校法人同志社 同志社国際高等学校
45	各種学校	京田辺市	京都インターナショナルユニバーシティー
46	大学	京田辺市	学校法人同志社 同志社女子大学京田辺キャンパス
47			学校法人同志社 同志社大学京田辺キャンパス
48		枚方市	学校法人関西外国語学園 関西外国語大学学研都市キャンパス

注. 番号は、図 2-2. 23 に対応している。

出典：「京都府私立学校法人、各種学校、私立専修学校、私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園一覧」（京都府ホームページ）

：「京田辺市の学校一覧」（京田辺市教育委員会ホームページ）

：「保育所一覧」（京田辺市ホームページ）

：「市立小中学校、私立小・中学校、幼稚園、保育所等一覧」（京田辺市教育委員会ホームページ）

：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

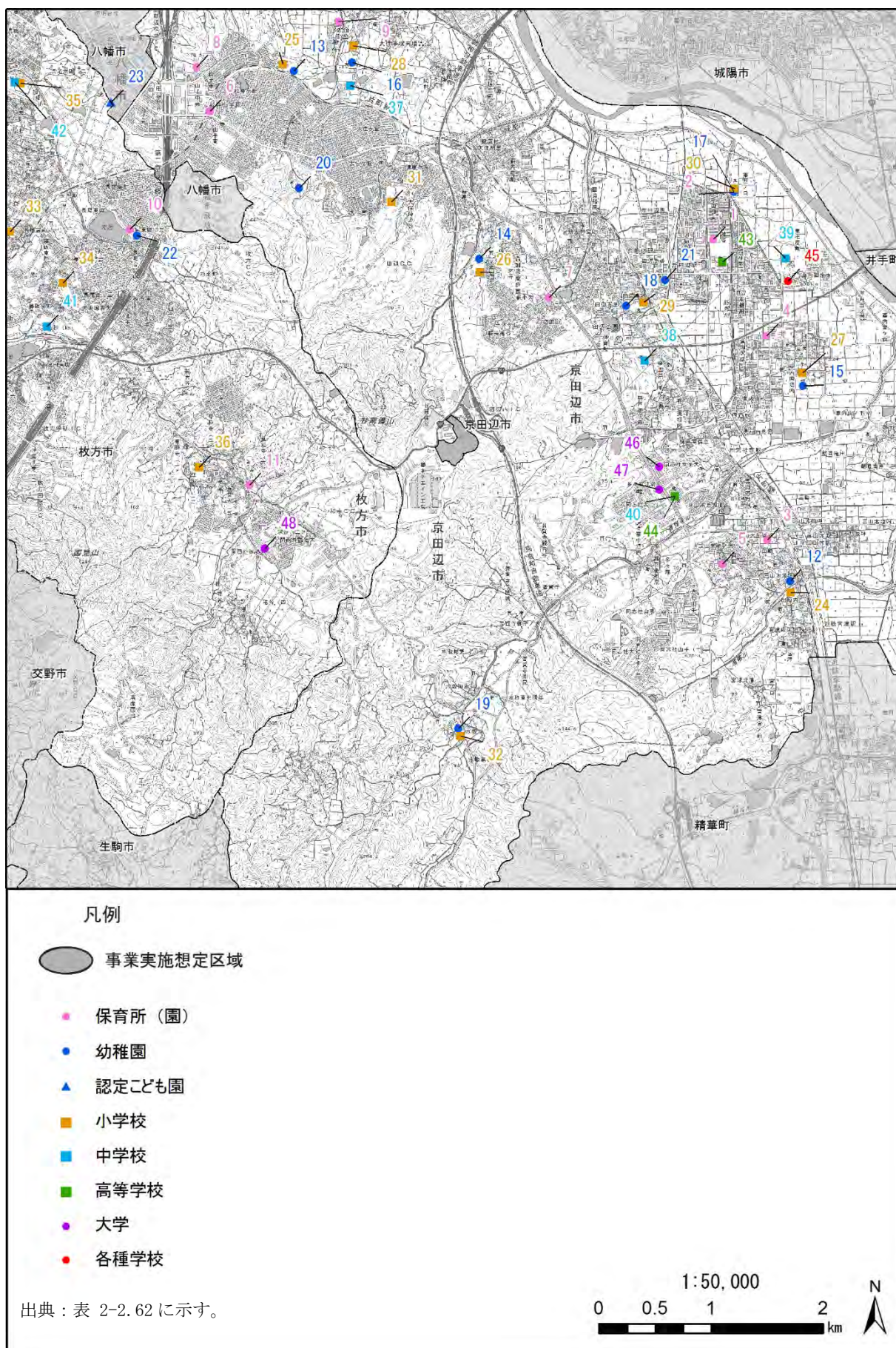


図 2-2.23 学校等位置図

2) 病院、保健医療施設、福祉施設、文化施設

調査地域の病院、診療所数を表 2-2.64に示す。

調査地域の環境保全についての配慮が必要な施設について、病院を表 2-2.65に、福祉施設を表 2-2.66に、文化施設を表 2-2.67に示す。また、調査地域の病院、福祉施設、文化施設等位置図を図 2-2.24に示す。事業実施想定区域の北東側に田辺中央病院や京田辺市立中央図書館、東側に特別養護老人ホーム（つつきの郷）がある。

表 2-2.64 調査地域の病院、診療所数

市	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	
京田辺市	3	599	50	29	27
枚方市	23	5,093	273	175	209

注. 京田辺市は平成 26 年 10 月 1 日現在、枚方市は平成 27 年 10 月 1 日現在。

出典：「平成 26 年 京都府統計書」（平成 28 年、京都府）

：「平成 27 年度 大阪府統計年鑑」（平成 28 年、大阪府）

表 2-2.65 環境保全についての配慮が必要な施設（病院）

番号	市	名称	所在地
1	京田辺市	医療法人芳松会 田辺病院	京田辺市飯岡南原 55
2		医療法人社団石鎚会 田辺中央病院	京田辺市田辺中央六丁目 1 の 6
3		医療法人社団石鎚会 田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1 番地
4	枚方市	医療法人中屋覚志会 津田病院	枚方市津田北町 3-30-1
5		国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院	枚方市藤阪東町 1 丁目 2 番 1 号

注. 番号は、図 2-2.24 に対応している。

出典：「京都府病院一覧」（京都府ホームページ）

「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

表 2-2.66 環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）

番号	市	種類	名称	所在地
1	京田辺市	特別養護 老人ホーム	九十九園	京田辺市大住池平 99-1
2			つつきの郷	京田辺市三山木西ノ河原 43-2
3			やすらぎの杜	京田辺市同志社山手 2 丁目 1 番 2
4			セピアの園	京田辺市飯岡南原 41 番地
5	京田辺市	養護老人ホーム	京都府立洛南寮	京田辺市大住仲ノ谷 14-1
6		有料老人ホーム	サンライフ三友	京田辺市薪山垣外 86 番地の 1
7		こども（児童） 発達支援センタ	京都府立こども発達 支援センター	京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1
8		ー	枚方市立すぎの木園	枚方市津田東町 2 丁目 35-2

注. 番号は、図 2-2.24 に対応している。

出典：「高齢者福祉施設」（京都府ホームページ）

：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

：「こども発達支援センター」（京都府社会福祉事業団ホームページ）

表 2-2. 67 環境保全についての配慮が必要な施設（文化施設）

番号	市	名称	所在地
1	京田辺市	京田辺市立中央図書館	京田辺市田辺辻 40 番地
2		京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山 1 番地の 1 （北部住民センター内）
3		京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥 22 番地の 2 （中部住民センター内）
4	枚方市	枚方市立菅原図書館	枚方市長尾元町 1 丁目 35-1
5		枚方市立図書館氷室分室	枚方市尊延寺 3 丁目 1-47
6	京田辺市	京田辺市立中央公民館	京田辺市田辺丸山 214
7	枚方市	枚方市立菅原生涯学習市民センター	枚方市長尾元町 1 丁目 35-1

注. 番号は、図 2-2. 24 に対応している。

出典：「京都府立図書館」（京都府立図書館ホームページ）
：「社会教育・スポーツ推進課」（京田辺市ホームページ）
：「きてみて枚方マップ」（枚方市ホームページ）

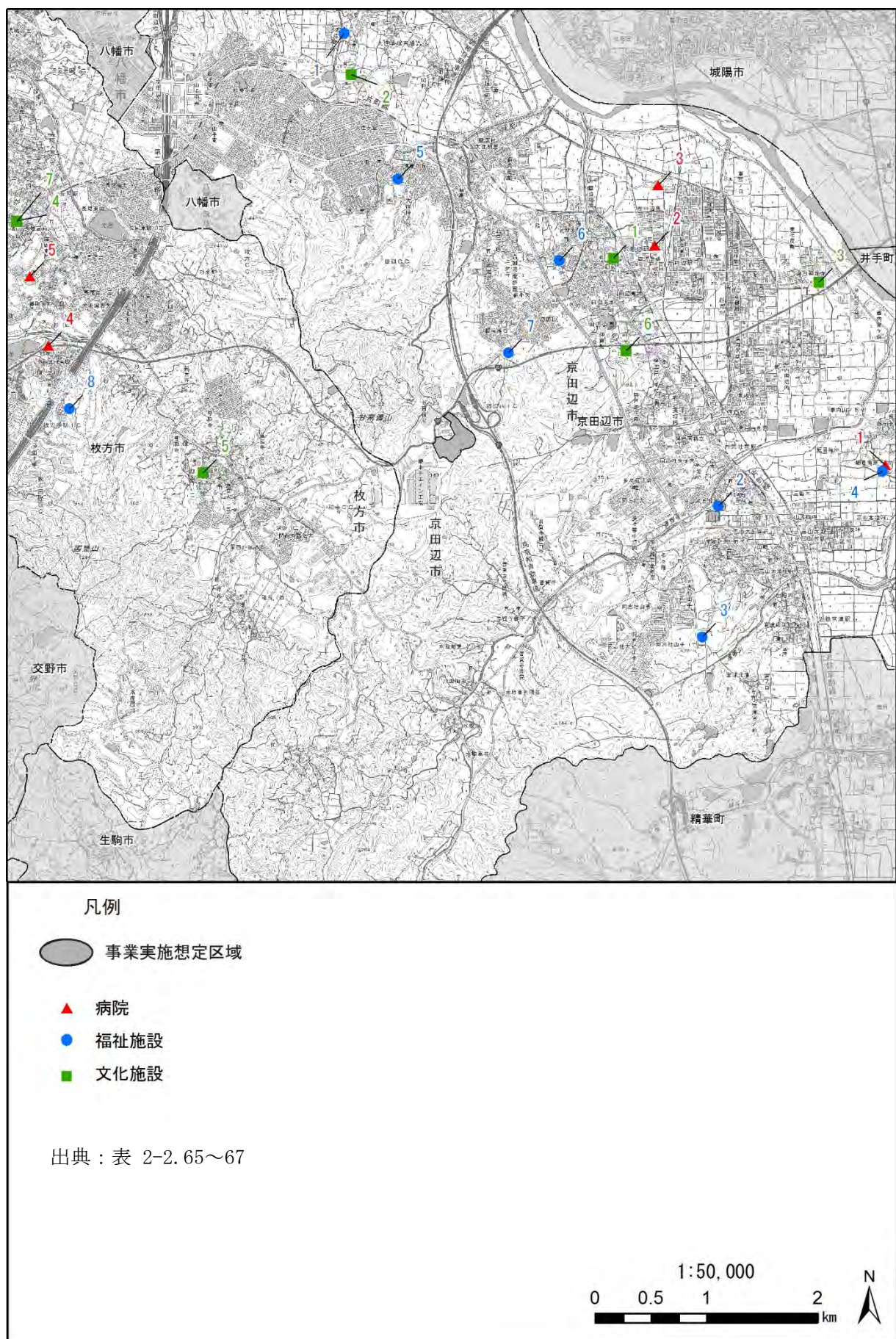


図 2-2. 24 病院、福祉施設、文化施設等位置図

3) 住宅

調査地域には、枚方市の尊延寺や氷室台、杉山手、京田辺市の薪長尾谷、田辺などに住宅地が分布している。事業実施想定区域に隣接した住宅地はない。

(7) 日照の状況

1) 地形及び既存建築物の状況

事業実施想定区域の周囲は、丘陵地に位置しており、周辺にはパッチ状に工場が立地している。北側は国道307号、東側は京奈和自動車道と接している。周囲に高層建築物は立地していない。

2) 土地利用の状況

事業実施想定区域の周囲は、丘陵地が大半を占めるが、一部工場地や道路となっている。

(8) 電波の状況

1) テレビ電波の送信状況

調査地域のテレビ電波送信状況概要を表 2-2. 68に、テレビ電波の状況を図 2-2. 25に示す。調査地域は大阪局と京都局によりテレビ電波が広範囲に送信されており、田辺大住や枚方尊延寺などに中継局が設置されている。

表 2-2. 68 テレビ電波送信状況概要

番号	送信局	放送局名	リモコン チャンネル	受信 チャンネル	送信場所	送信出力 (W)
-	大阪局 (中継局含む)	NHK 総合	1	24	生駒山	3,000
		NHK 教育	2	13		
		テレビ大阪	7	18		
		毎日放送	4	16		
		朝日放送	6	15		
		関西テレビ放送	8	17		
		読賣テレビ放送	10	14		
-	京都局 (中継局含む)	NHK 総合	1	25	比叡山	20
		京都放送	5	23		
		NHK 教育	2	40		
		毎日放送	4	33		
		朝日放送	6	38		
		関西テレビ放送	8	42		
		読賣テレビ放送	10	35		
1	山城田辺中継局	NHK 教育	1	45	天王の山	1
		京都放送	5	43		
2	枚方尊延寺中継局	NHK 総合・教育、広域民放 4 社、テレビ大阪	-	-	枚方 尊延寺	0.01
3	田辺大住中継局	NHK 総合・教育、広域民放 4 社、京都放送	-	-	田辺大住	0.01

注 1. 広域民放 4 社とは、「毎日放送」、「朝日放送」、「関西テレビ放送」、「読賣テレビ放送」の民間放送局を指す。

注 2. 番号は図 2-2. 25 に対応している。

出典：「近畿総合通信局 近畿地区の地上デジタルテレビ放送局」（総務省ホームページ）

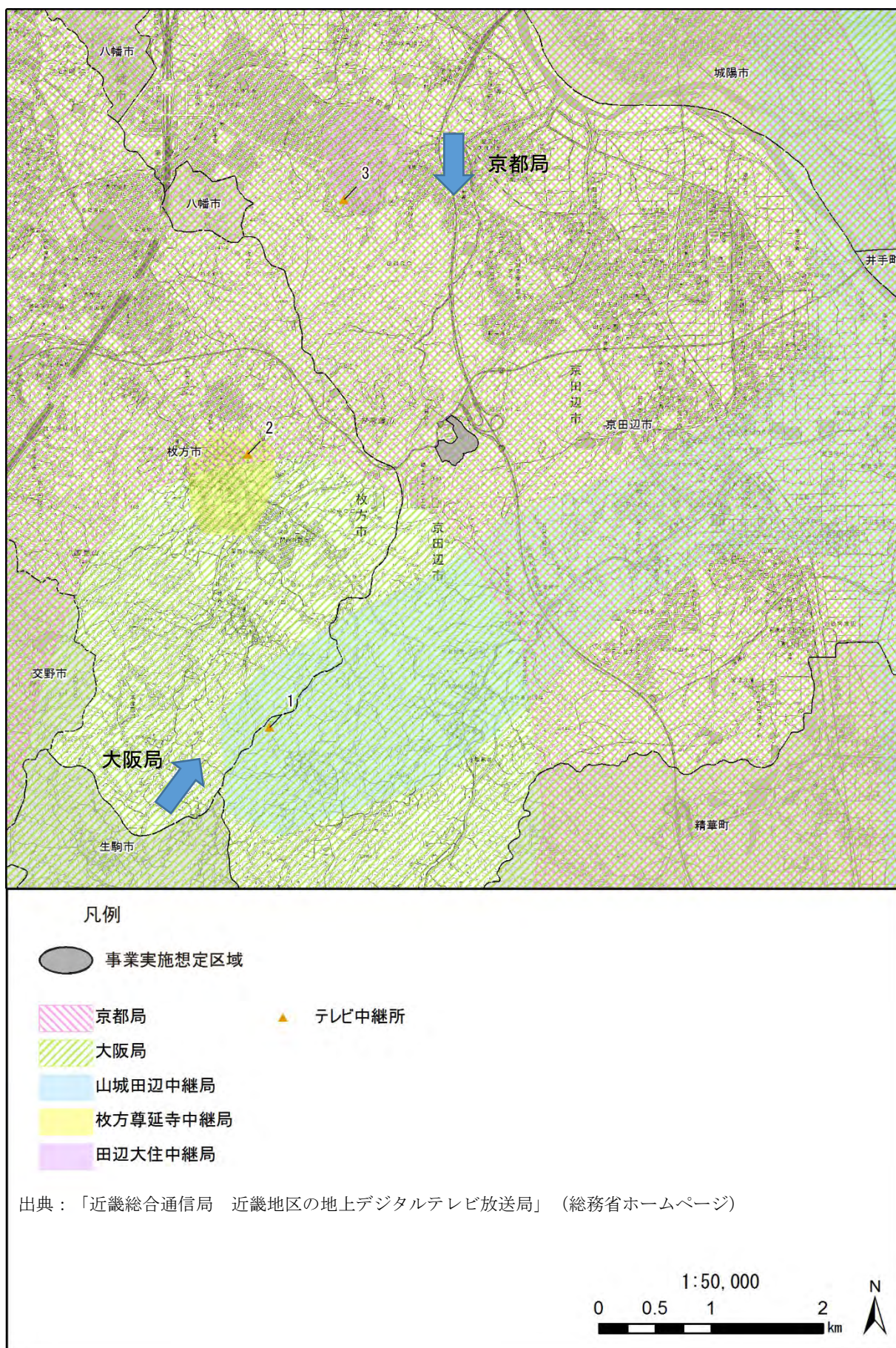


図 2-2. 25 テレビ電波の状況図

(9) 廃棄物等の状況

1) 一般廃棄物

調査地域における一般廃棄物排出量の推移を表 2-2.69に示す。

平成26年度のごみ総排出量は、京田辺市20,772 t、枚方市127,531 t で、いずれも平成24年度と比較して減少している。平成26年度の資源化量は京田辺市908 t、枚方市9,251 t で、リサイクル率は京田辺市15.24%、枚方市21.88%となっている。直接焼却量は、京田辺市15,497 t、枚方市93,737 t となっている。

表 2-2.69 一般廃棄物排出量の推移

区 分	京田辺市			枚方市		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ総排出量 (t)	20,924	20,821	20,772	128,331	127,629	127,531
生活系ごみ搬入量 (t)	14,001	13,893	13,846	77,022	76,542	75,417
事業系ごみ搬入量 (t)	4,610	4,664	4,676	31,512	31,962	33,464
集団回収量 (t)	2,313	2,264	2,250	19,797	19,125	18,650
資源化量 (t)	1,065	1,065	908	8,625	8,685	9,251
リサイクル率 (%)	16.15	15.98	15.24	22.12	21.79	21.88
直接焼却量 (t)	15,523	15,369	15,497	92,533	92,522	93,737

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 26～28 年、環境省）

2) 産業廃棄物

調査地域の位置する京都府、大阪府における産業廃棄物の業種別発生量を表 2-2.70に示す。

平成25年度に排出された産業廃棄物は、京都府4,741,540 t、大阪府11,743,100 tとなっている。

業種別にみると、京都府、大阪府ともに「電気・ガス・熱供給・水道業」（京都府2,794,523 t、大阪府6,440,710 t）が最も多く、次いで「建設業」（京都府936,014 t、大阪府2,803,239 t）となっている。

表 2-2.70 産業廃棄物の業種別発生量

業 種	京都府 (t/年)		大阪府 (t/年)	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
農業、林業	286,653	271,283	53,721	52,840
漁業	18	15	5	25
鉱業	2,773	4,023	15,311	20,968
建設業	868,181	936,014	2,774,540	2,803,239
製造業	604,022	592,924	2,293,190	2,234,456
電気・ガス・熱供給・水道業	3,143,223	2,794,523	6,354,890	6,440,710
情報通信業	3,707	4,867	4,159	4,410
運輸業、郵便業	9,034	6,937	27,269	23,581
卸売・小売業	83,098	95,331	36,493	30,299
不動産業、物品賃借業	1,796	2,091	1,486	4,959
学術研究、専門・技術サービス業	378	1,248	580	5,373
飲食店、宿泊業	10,565	11,261	32,395	35,232
生活関連サービス業、娯楽業	2,850	2,943	24,307	19,999
教育、学習支援業	975	4,244	2,159	4,716
医療、福祉	9,727	8,897	23,362	41,053
複合サービス事業	103	952	191	1,870
サービス業	480	3,785	4,397	12,727
公務	171	200	2,303	6,644
合計	5,027,756	4,741,540	11,650,757	11,743,100

出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 24・25 年度実績（概要版）」（平成 27・28 年、環境省）

(10) 上水道及び下水道の整備の状況

1) 上水道の給水状況

調査地域における上水道の給水状況を表 2-2.71に示す。

給水普及率は、京田辺市93.92%、枚方市99.97%となっている。また、1日最大給水量は、京田辺市23,726m³/日、枚方市141,400m³/日となっている。

表 2-2.71 上水道の給水状況

市	計画給水人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率 (%)	1日平均給水量 (m ³ /日)	1日最大給水量 (m ³ /日)
京田辺市	70,000	65,747	93.92	20,636	23,726
枚方市	402,984	402,876	99.97	127,899	141,400

注. 京田辺市は平成 25 年度末、枚方市は平成 26 年度末の数値。

出典：「平成 26 年 京都府統計書」(平成 28 年、京都府)

：「大阪府の水道の現況-平成 26 年度大阪府の水道の現況」(大阪府ホームページ)

2) 下水道の整備状況

調査地域における下水道普及状況を表 2-2.72に示す。

下水道の行政人口比の普及率は、京田辺市98.1%、枚方市94.5%となっている。また、計画面積比の普及率は、京田辺市84.9%、枚方市63.4%となっている。

表 2-2.72 下水道普及状況

市	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	行政人口 (人)	普及率 (%)	
					計画面積比	行政人口比
京田辺市	1,372	1,165	65,532	66,824	84.9	98.1
枚方市	5,227	3,315	384,063	406,228	63.4	94.5

注. 平成 26 年度末現在。

出典：「京田辺市統計書 平成 27 年版」(平成 28 年、京田辺市)

：「第 45 回枚方市統計書(平成 27 年版)」(平成 28 年、枚方市)

(11) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

1) 用途地域の指定状況

調査地域の都市計画区域面積を表 2-2.73に、調査地域の都市計画図（用途地域）を図 2-2.26に示す。事業実施想定区域の一部は工業専用地域に指定されているが、大半は用途地域の指定がない。

表 2-2.73 調査地域の都市計画区域面積

地域区分		市	
		京田辺市	枚方市
都市計画区域		4,294	6,508
市街化区域		1,074	4,182
市街化調整区域		3,220	2,326
用途地域 (ha)	総数	1,074.3	4,182.2
	第1種低層住居専用地域	256.7	908.9
	第2種低層住居専用地域	14.6	91.2
	第1種中高層住居専用地域	234.8	1340.7
	第2種中高層住居専用地域	18.1	563.5
	第1種住居地域	286.1	259.3
	第2種住居地域	76.7	201.4
	準住居地域	-	26.7
	近隣商業地域	21.4	98.9
	商業地域	28.7	33.1
	準工業地域	6	334.4
	工業地域	34.2	94.1
	工業専用地域	97	230

注1. 平成26年3月31日現在。

注2. 端数処理を行っているため、各用途地域の合計は整合しない場合がある。

注3. 市街化調整区域の面積は、行政区域面積から市街化区域面積を引くなどして算出している。

注4. “-”は地域区分がないことを示す。

出典：「平成26年 京都府統計書」（平成28年、京都府）

：「平成27年度 大阪府統計年鑑」（平成28年、大阪府）

2) 土地利用計画の状況

調査地域の土地利用基本計画を図 2-2.27に示す。調査地域には森林地域、農業地域及び市街化調整区域が位置している。事業実施想定区域には森林地域及び市街化調整区域が位置している。

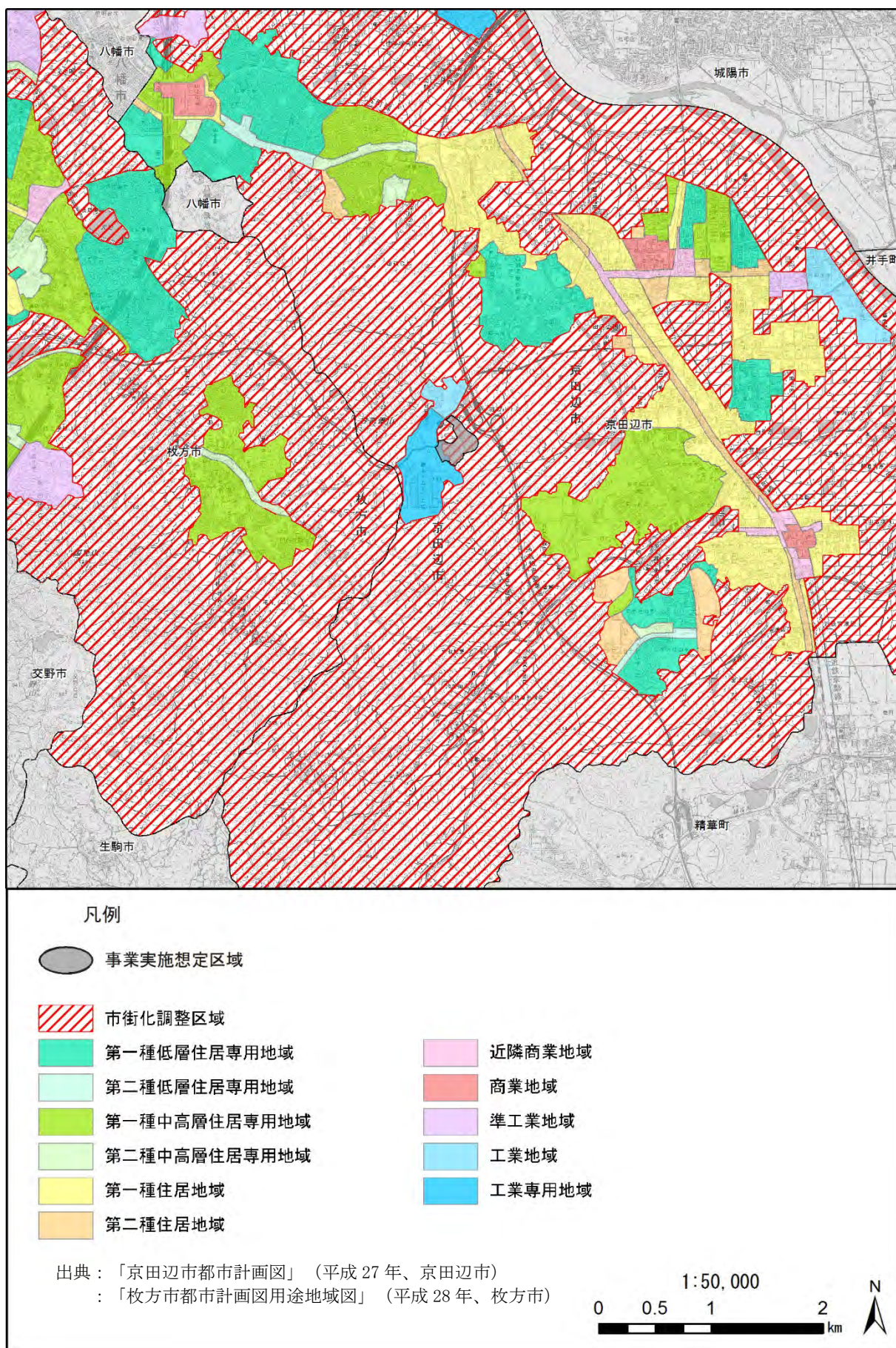


図 2-2. 26 用途地域図

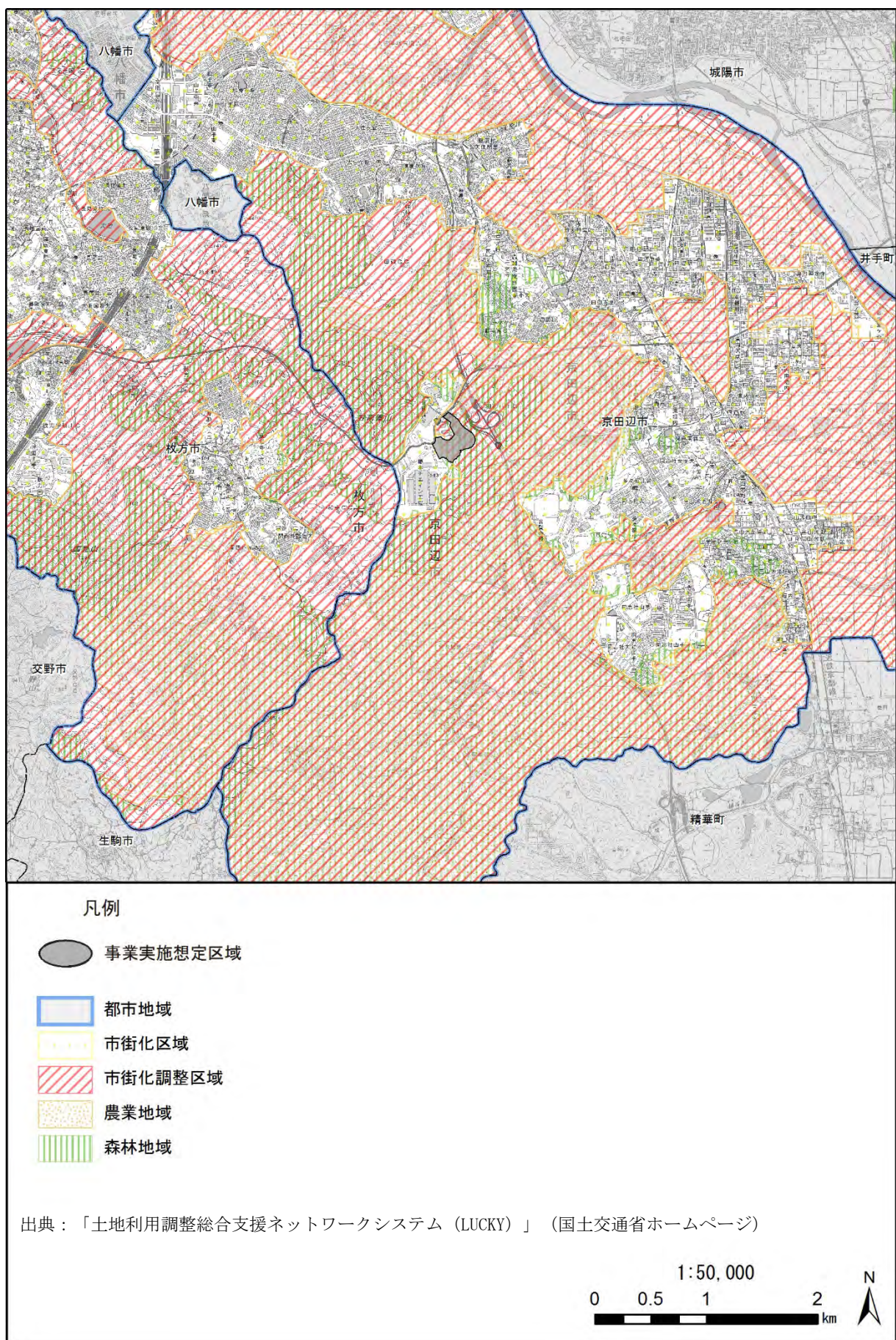


図 2-2.27 土地利用基本計画図

(12) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

事業実施想定区域及び調査地域における環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表2-2.74(1)～(2)に示す。

表2-2.74(1) 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			事業実施 想定区域	調査地域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	×	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	×	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	○
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の水環境の保全に係る府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時届出区域	×	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
	工業用水法	指定地域（地下水の採取規制）	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制を行う地域（地下水の採取規制）	×	×
	枚方市公害防止条例	地下水採取規制地域	×	○
自然環境	京田辺市地下水保全要綱	地下水採取規制地域	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域	○	○
	森林法	保安林	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×
土地利用	枚方市緑化指導要綱	保存樹木、保存樹林	×	○
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区）	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	○
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	○	○

表 2-2.74(2) 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			事業実施 想定区域	調査地域
文化財	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×
	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民族文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○
	京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	京都府指定（登録）有形文化財、京都府登録（指定）有形民俗文化財、京都府指定（登録）史跡、京都府指定（登録）名勝、京都府指定（登録）天然記念物、文化財環境保全地区	×	○
	京田辺市文化財保護条例	指定文化財	×	○
	大阪府文化財保護条例	大阪府指定有形文化財、大阪府指定有形民俗文化財、大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物、登録文化財	×	○
	枚方市文化財保護条例	市指定文化財	×	○

① 生活環境

ア 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

騒音規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

事業実施想定区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。

ウ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

振動規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定することとされている。

事業実施想定区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。

エ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査地域は、全て指定された地域内に存在する。

オ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査地域のうち京田辺市域は対策地域となっていないが、枚方市域は対策地域となっている。

カ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

水質汚濁防止法では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が50m³/日以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に存在する。

キ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域と指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に存在する。

ク 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

土壌汚染対策法では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域として指定することができるとされており、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）として指定することとされている。

事業実施想定区域には、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに存在していないが、調査地域には、形質変更時要届出区域が存在する。

形質変更時要届出区域の概要を表 2-2. 75に、調査地域における形質変更時要届出区域を図 2-2. 28に示す。

表 2-2. 75 形質変更時要届出区域の概要

市	形質変更時要届出区域の概況	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地
枚方市	病院の外来者用駐車場	平成 22 年 12 月 6 日	形-5 号	枚方市藤阪東町 1 丁目 2492 番 1、2493 番、2501 番、2502 番、2503 番、2505 番の各一部

出典：「土壤汚染対策法に基づく要措置区域等」（平成 28 年 7 月現在、枚方市ホームページ）

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定地域として指定することとされている。

調査地域には、本法に基づく指定区域が 4 か所存在している。

指定区域の概要を表 2-2. 76 に、廃棄物が地下にある指定区域を図 2-2. 29 に示す。

表 2-2. 76 指定区域の概要

番号	市町村	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地
1	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	3	京田辺市田辺ボケ谷 58
2	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	31	京田辺市普賢寺中島 3-1 他 6
3	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	32	京田辺市草内能戸 39-2 の一部 草内宮ヶ森 31-1 の一部、3-5 の一部
4	枚方市	平成 18 年 4 月 25 日	産 1	枚方市大字尊延寺 2987 番 1 の一部

注. 番号は、図 2-2. 29 に対応している。

出典：「山城広域振興局健康福祉部 山城北保健所」 調べ

：「廃棄物が地下にある土地の指定について」（枚方市ホームページ）

コ 枚方市公害防止条例（平成 25 年枚方市条例第 67 号）

枚方市公害防止条例では、地盤沈下の防止のため地下水の採取規制として、枚方市全域を本条例の適用範囲とし、地下水の農業用、修景用若しくは非常用としての利用又は地下水の水質の保全のためにのみ使用するもの以外の揚水施設により地下水を採取する者に適用されている。

揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合にあっては、その断面積の合計）が 6 cm² を超えるものに、構造上の基準を定めている。なお、当該構造上の基準を適用する地域の区分が定められており、調査地域は、府道交野久御山線以東の地域に含まれる。なお、事業実施想定区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。

サ 京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年京田辺市告示第 114 号）

京田辺市地下水保全要綱では、地下水の合理的な利用を図ることにより、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全の生活用水等を確保するため、京田辺市全域を本要綱の適用範囲とし、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合にあっては、その断面積の合計）が 19 cm² を超える用水施設を設置する者及び地下水採取者に適用されている。

事業実施想定区域は、京田辺市域に位置するため、本要綱の対象となる。

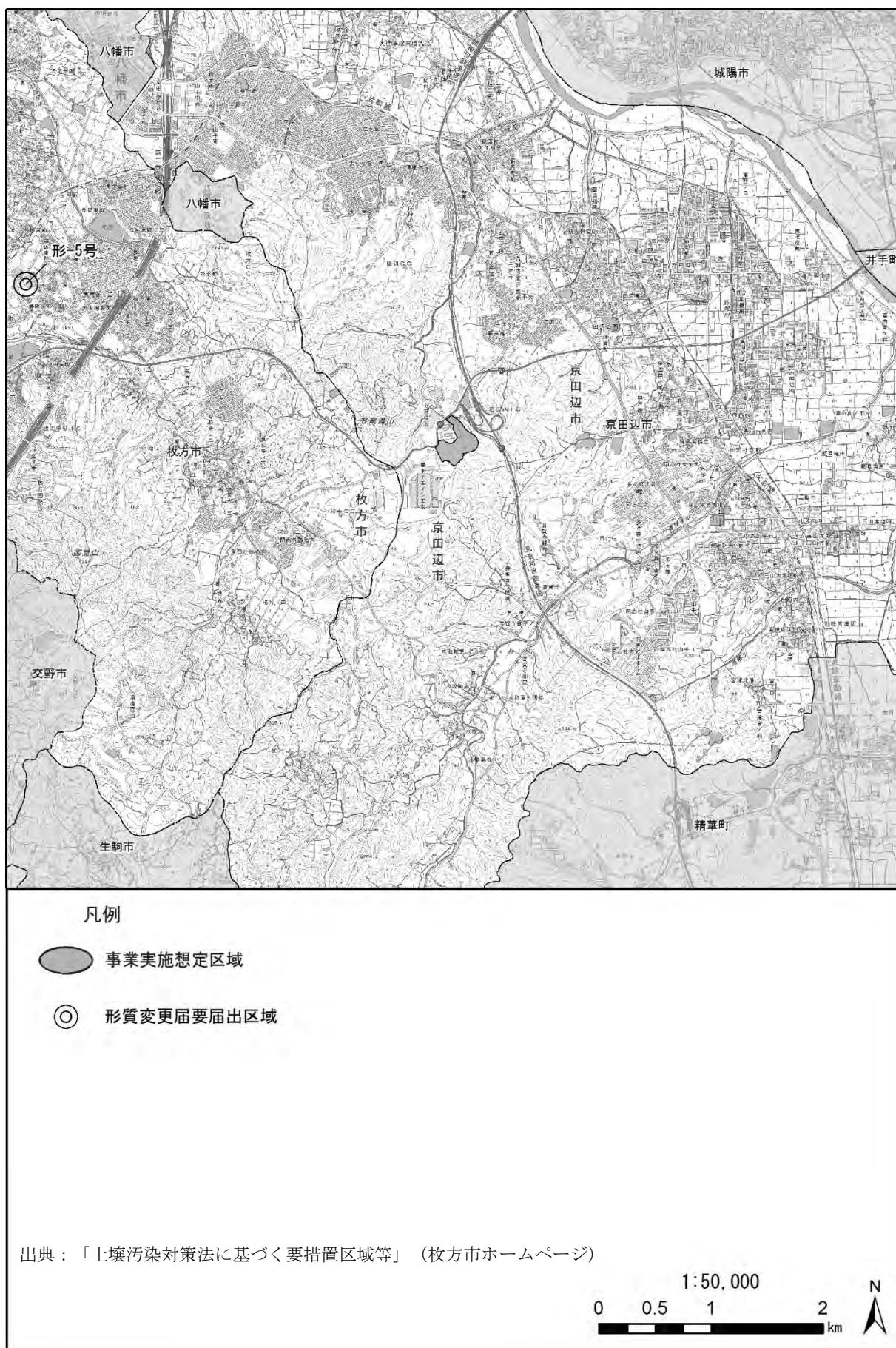


図 2-2.28 形質変更時要届出区域位置図

② 自然環境

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができるかとされている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができるかとされている。

事業実施想定区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されているほか、周辺には鳥獣保護区が指定されている。調査地域の鳥獣保護区等指定状況を表 2-2. 77 に、鳥獣保護区等位置図を図 2-2. 30 に示す。

表 2-2. 77 鳥獣保護区等指定状況

区分	名称	所在地	面積（ha）	期間
鳥獣保護区	甘南備山	京田辺市	600	H24. 11. 1～H34. 1. 31
	枚方	枚方市	1, 080	H20. 11. 1～H30. 10. 31
特定猟具使用 禁止区域（銃）	京田辺	京田辺市、八幡市	3, 720	H25. 11. 1～H30. 10. 31
	枚方	枚方市	5, 110	H20. 11. 1～H30. 10. 31

注. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「鳥獣保護地区」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域（銃）位置図」（平成 28 年、大阪府）

イ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

森林法では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を保安林として指定することができるかとされている。

事業実施想定区域には、保安林の指定はないが、周辺には保安林に指定された地域が存在する。調査地域の保安林位置図を図 2-2. 31 に示す。

ウ 枚方市緑化指導要綱（昭和 48 年）

枚方市緑化指導要綱では、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定することができるとしている。

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ・ 高さが15m以上であるもの。
- ・ 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの。
- ・ 推定100年以上生育し、由緒あるもの。

また、同要綱では、次のいずれかに該当する健全で、その集団の樹容が美観上、特に優れている樹林を保存樹林として指定できるとしている。

- ・ その集団に存する土地の面積が、500m²以上であるもの。
- ・ 500m²以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

調査地域には2件の保存樹木が存在するが、事業実施想定区域には存在しない。調査地域の保存樹木を表 2-2.78に、保存樹木等位置図を図 2-2.32に示す。

表 2-2.78 保存樹木

番号	市町村	名称	住所	管理
1	枚方市	イチョウ	穂谷（長伝寺）	民間
2	枚方市	コジイ・アカラシ・コナラ・アカマツ・ヒノキ他	長尾宮前 （長尾菅原神社境内）	

注. 番号は、図 2-2.32 に対応している。

出典：「平成 28 年版 ひらかたの環境（枚方の環境）」（平成 28 年、枚方市）

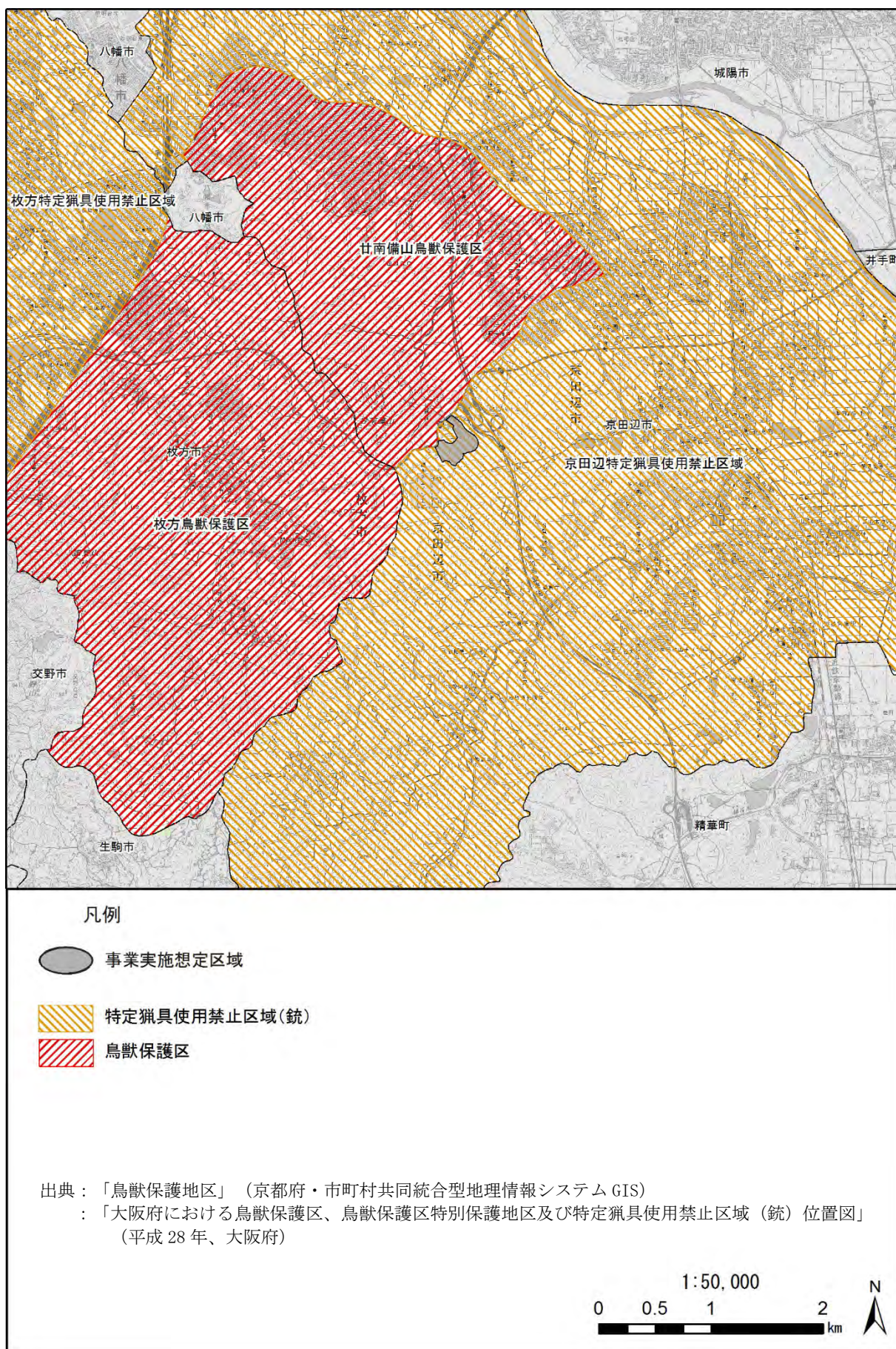


図 2-2.30 鳥獣保護区等位置図

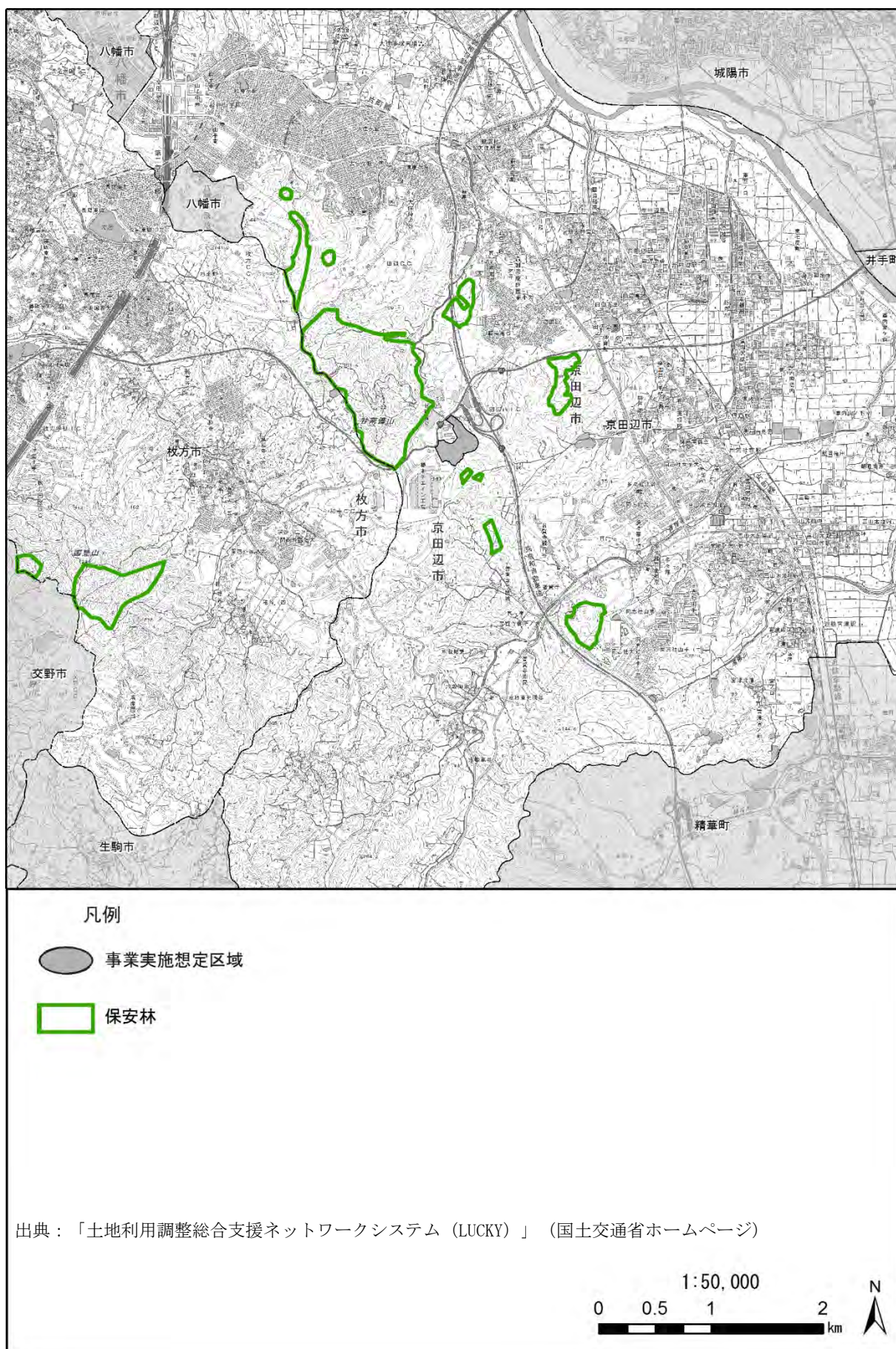


図 2-2. 31 保安林位置図



図 2-2.32 保存樹木等位置図

③ 土地利用

ア 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

国土利用計画法では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を定めることとされている。

事業実施想定区域は、都市地域（市街化調整区域）及び森林地域（地域森林計画対象民有林）に指定されており、周辺には、都市地域（市街化区域）、農業地域及び森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。調査地域の土地利用計画図を図 2-2. 33に示す。

イ 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）

生産緑地法では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を生産緑地地区として定めることができるとされている。

調査地域には、生産緑地が存在するが、事業実施想定区域には生産緑地地区の指定はない。調査地域の生産緑地を図 2-2. 34に示す。

ウ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

砂防法では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を砂防指定地として指定することができることとされている。調査地域の枚方市域一帯、京田辺市域の一部に砂防指定地が存在するが、事業実施想定区域に砂防指定地はない。調査地域の砂防指定地を図 2-2. 35に示す。

エ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

地すべり等防止法では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができることとされている。

調査地域には、京田辺市の天王黒岩地区、枚方市の尊延寺地域、杉地域で地すべり防止区域が指定されているが、事業実施想定区域に地すべり防止区域はない。調査地域の地すべり防止区域を図 2-2. 36に示す。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができることとされている。

調査地域では、京田辺市の天王地区等で急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、事業実施想定区域に急傾斜地崩壊危険区域はない。調査地域の急傾斜地崩壊危険区域を図 2-2. 37に示す。

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。とされている。

調査地域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在しており、事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域（地すべり）に指定されている。調査地域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を図 2-2.38に示す。

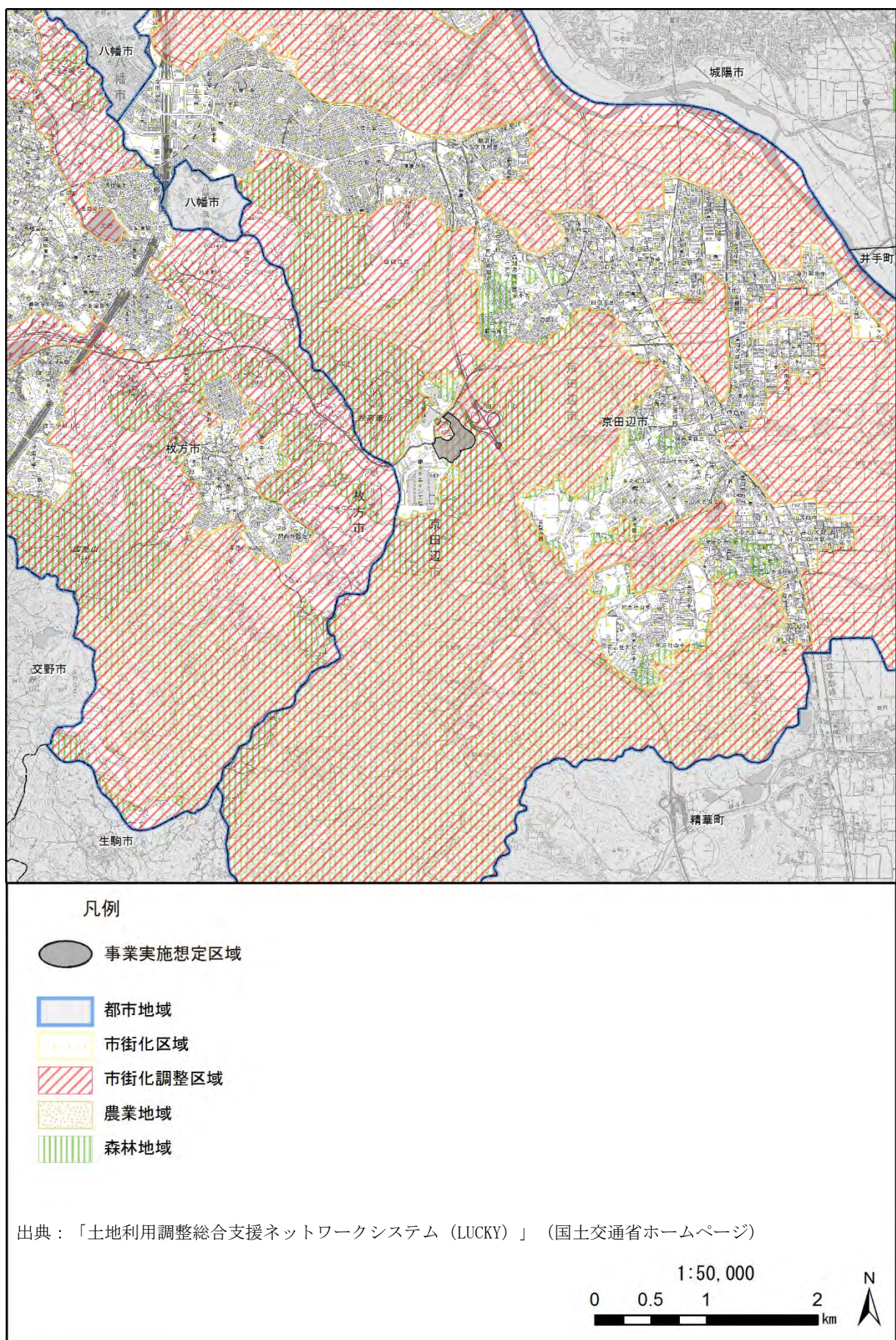


図 2-2.33 土地利用計画図



図 2-2.34 生産緑地位置図

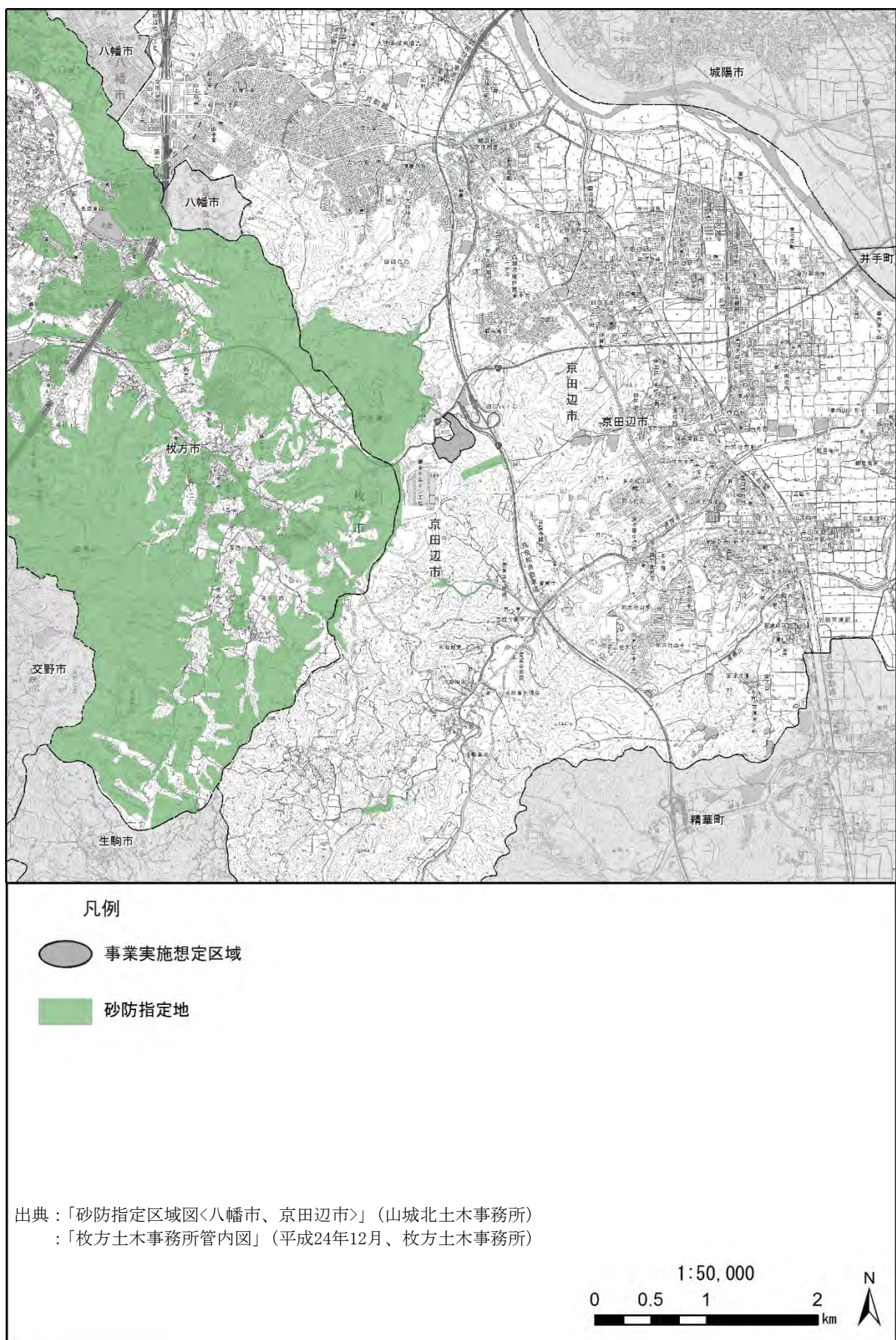


図 2-2. 35 砂防指定地位置図



図 2-2.36 地すべり防止区域位置図

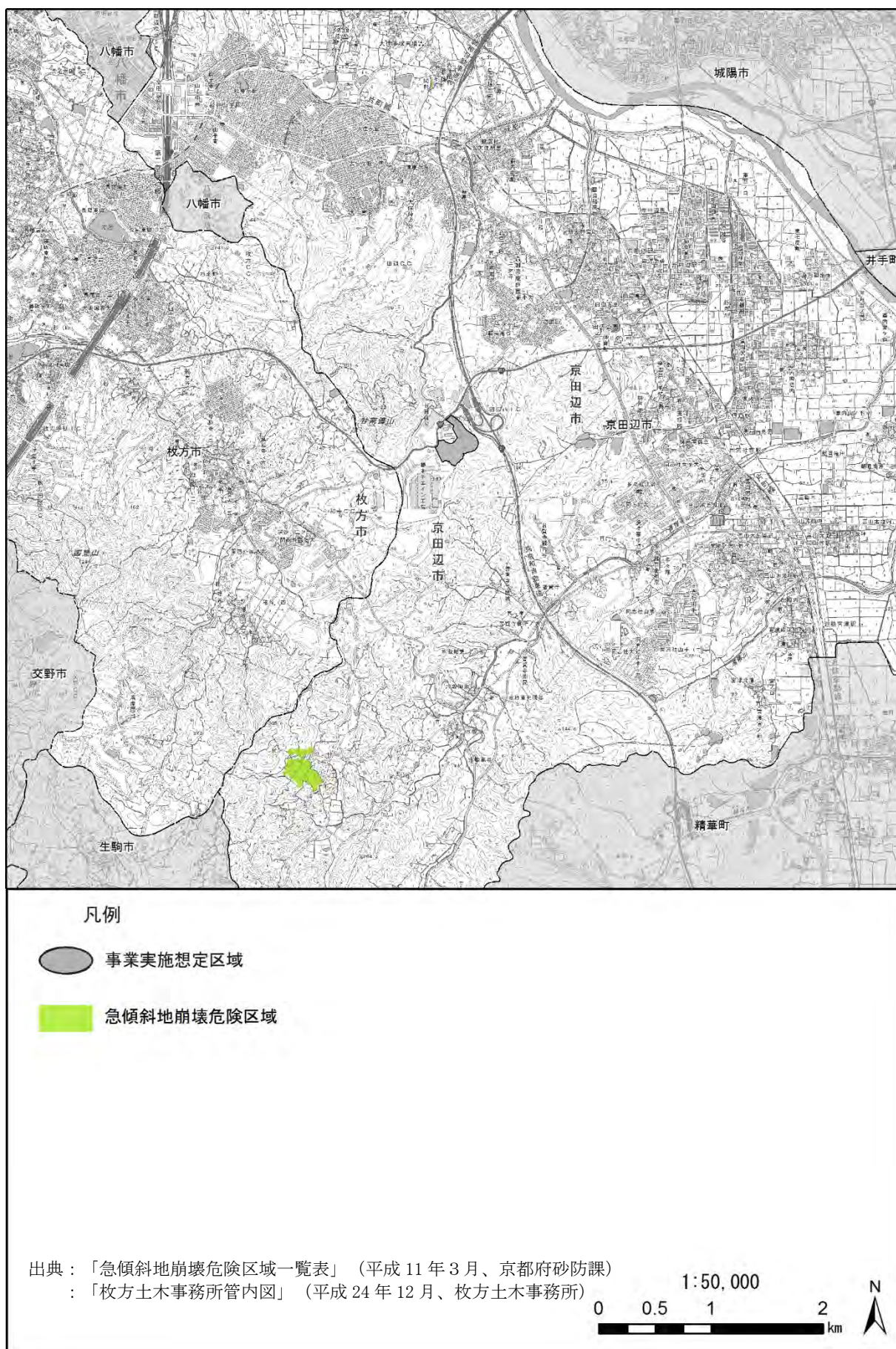


図 2-2.37 急傾斜地崩壊危険区域位置図

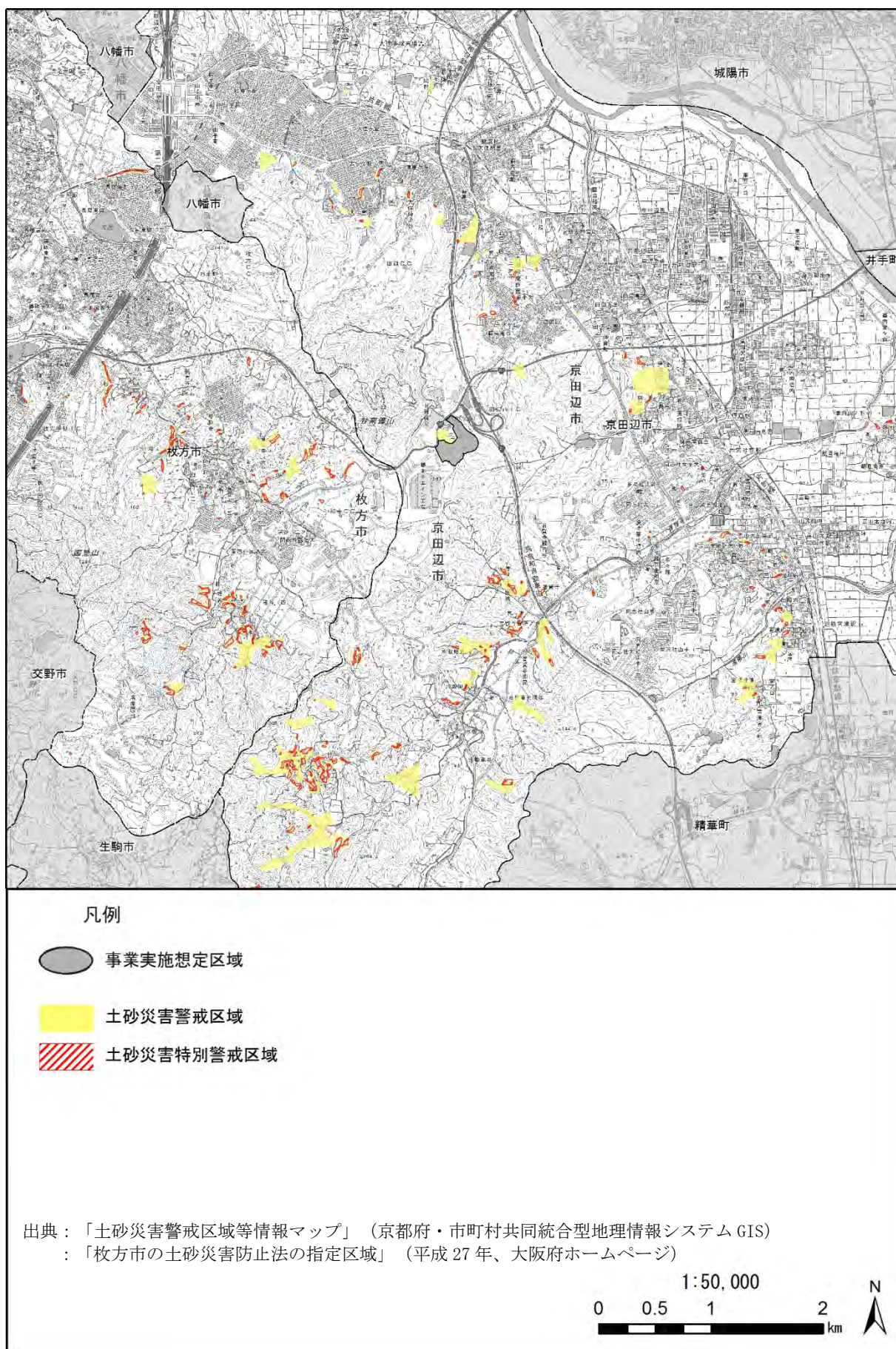


図 2-2. 38 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図

2) 公害の防止に係る規制の状況

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 2-2.79に示す。

表 2-2.79 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			事業実施 想定区域	調査地域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	○	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	○	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）、総量規制基準（硫黄酸化物）	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準（ばいじん）、排出基準（敷地境界線、排出口）	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	排出基準	×	○
騒音	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○	○
	環境基本法	環境基準	×	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×	○
		要請限度	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×	○
振動	大阪府生活環境の保全等に関する条例	規制基準（特定工場等）	×	○
	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×	○
		要請限度	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×	○
悪臭	大阪府生活環境の保全等に関する条例	規制基準（特定工場等）	×	○
	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排水水）	×	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準（ダイオキシン類）	○	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	○	○
		地下浸透基準	○	○
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準（上乗せ基準）	○	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	排水基準（上乗せ基準）	×	○
	京都府環境を守り育てる条例	排水基準（横出し基準）	○	○
		地下浸透基準	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	排水基準（横出し基準）	×	○
	枚方市公害防止条例	排水基準、地下浸透基準	×	○
	下水道法	排除基準	○	○
	京田辺市公共下水道条例	排除基準	○	○
土壌汚染	枚方市下水道条例	排除基準	×	○
	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○	○
その他	大阪府生活環境の保全等に関する条例	区域指定に係る基準（管理有害物質）	×	○
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×	○
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	○	○

① 大気汚染

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表 2-2.80に示す。

表 2-2.80 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年環境庁告示第73号）
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第4号、最終改正：平成8年環境庁告示第74号）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成13年環境省告示第30号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成13年環境省告示第30号）
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環境省告示第33号）

注1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

注2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注3. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように務めるものとし、その達成期間は原則として7年間をする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように務めるものとする。

注5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表 2-2.81 に示す。

表 2-2.81 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2. 基準値は年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

イ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく総量規制及び大気排出基準等

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められているが、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められており、京田辺市は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

また、京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大して、規制の強化が図られており、本事業に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

大阪府生活環境の保全等に関する条例においても、規制の強化が図られており、廃棄物焼却炉に係る指定有害物質について排出基準が定められている。

なお、事業実施想定区域は、大阪府域ではないため本条例は適用されない。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出の規制基準を表 2-2.82～表 2-2.88 に示す。

表 2-2.82 硫黄酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ q ：硫黄酸化物の量（m ³ N/時） K ：地域ごとに定められた値（2.34※） ※京田辺市では、新規の施設に対し、特別排出基準が適用される。 He ：補正された排出口の高さ（m）
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q ：許容排出量（m ³ N/時） W ：昭和 53 年 1 月 1 日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kl/時） W_i ：昭和 53 年 1 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kl/時） ※総量規制基準は、重油に換算したものが 0.3kl/時以上の場合に適用する。

出典：大気汚染防止法施行規則

（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：平成 29 年環境省令第 1 号）

：大気汚染防止法による硫黄酸化物の規制基準

（昭和 52 年京都府告示第 610 号、最終改正：平成 17 年京都府告示第 214 号）

表 2-2.83 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m³ 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - 0_n}{21 - 0_s} \cdot C_s$ 21-0_n C：ばいじんの量 (g) 00_n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) 0_s：排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする) C_s：JIS-Z-8808 により測定されたばいじんの量 (g)			

出典：大気汚染防止法施行規則

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：平成 29 年環境省令第 1 号)

表 2-2.84 ばいじんの総量規制基準

$T = (u_1 v_1 + u_2 v_2 + \dots + u_n v_n + x_1 y_1 + x_2 y_2 + \dots + x_m y_m) \times z$ この式において T、u、v、x、y 及び z は、それぞれ次の値を表すものとする。 T 排出が許容されるばいじんの量 (単位 グラム毎時) u 排出ガス中のばいじん濃度 (標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則 (昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号) 別表第 2 (以下この表において「施行規則別表第 2」という。) 第 2 欄に掲げる施設の種類及び施行規則別表第 2 第 3 欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第 2 第 4 欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1 立方メートル当たりグラム)。ただし、施行規則別表第 2 の備考の 1 で 0_n の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 (単位 1 立方メートル当たりグラム) $u = \frac{21 - 0_s}{21 - 0_n} \cdot u_0$ 0_n 施行規則別表第 2 の備考の 1 に掲げる 0_n の値 0_s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20 体積パーセントを超える場合にあっては、20 体積パーセントとする。)(単位 百分率) u₀ 排出ガス中のばいじんの濃度 (標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの施行規則別表第 2 第 4 欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1 立方メートル当たりグラム) v 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量 (単位 立方メートル毎時) x 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1 立方メートルにつき 0.5 グラム y 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量 (単位 立方メートル毎時) z 次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値 <table border="1"> <tr> <th>排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)</th><th>z</th></tr> <tr> <td>40,000 未満</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>40,000 以上 200,000 未満</td><td>0.8</td></tr> <tr> <td>200,000 以上 500,000 未満</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>500,000 以上</td><td>0.6</td></tr> </table>		排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)	z	40,000 未満	0.9	40,000 以上 200,000 未満	0.8	200,000 以上 500,000 未満	0.7	500,000 以上	0.6
排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)	z										
40,000 未満	0.9										
40,000 以上 200,000 未満	0.8										
200,000 以上 500,000 未満	0.7										
500,000 以上	0.6										
備考 1 この表に掲げる規制基準は、別表第 1 の 1 の項に掲げる特定工場に適用する。 2 ばいじんの量は、規格 Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとする。 3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は、含まれないものとする。 4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。											

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則

(平成 8 年京都府規則第 5 号、最終改正：平成 28 年京都府規則第 23 号)

表 2-2. 85 有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度（mg）
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m ² 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m ³ 中の塩化水素の量とする。 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。 $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：塩化水素の量（mg） O _s ：排出ガス中の酸素濃度（%） C _s ：JIS K 0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量（mg）		

出典：大気汚染防止法施行規則

（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：平成 29 年環境省令第 1 号）

表 2-2. 86 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設		規模	排出ガス量 (万 m ³ _N /時)	許容限度 (cm ³)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）		火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）			4 未満	700
上記外の廃棄物焼却炉	連続炉		すべて	250
	連続炉以外		4 未満	250

備考：

1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m³ 中の窒素酸化物の量とする。

2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

21－0n

C = ————— ・ Cs

21－0s

C

：

窒素酸化物の量（cm³）

0n

：

施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）

0s

：

排出ガス中の酸素濃度（%）

（当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする）

Cs ： JIS-K-0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量（cm³）

出典：大気汚染防止法施行規則

（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：平成 29 年環境省令第 1 号）

表 2-2.87 有害物質の排出基準（京都府環境を守り育てる条例）

項目	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 0.2mg	亜鉛として 20mg
アクリルアルデヒド	0.003cm ³	0.3cm ³
アクリロニトリル	0.07cm ³	7cm ³
アンチモン及びその化合物	アンチモンとして 0.003mg	アンチモンとして 0.3mg
アンモニア	1cm ³	100cm ³
塩化水素	0.2cm ³	－（適用除外）
塩化ビニル	0.1cm ³	10cm ³
塩素	0.03cm ³	3cm ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.002mg	カドミウムとして 0.2mg
キシレン	3cm ³	300cm ³
クロム及びその化合物	クロムとして 0.002mg	クロムとして 0.2mg
クロロホルム	0.3cm ³	30cm ³
シアン化水素及びシアン化合物	シアン化物イオンとして 0.2mg	シアン化物イオンとして 20mg
ジクロロメタン	2cm ³	200cm ³
臭素及びその化合物	0.003cm ³	0.3cm ³
水銀及びその化合物	水銀として 0.002mg	水銀として 0.2mg
すず及びその化合物	すずとして 0.07mg	すずとして 7mg
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	1cm ³	100cm ³
テトラクロロエチレン	2cm ³	200cm ³
銅及びその化合物	銅として 0.003mg	銅として 0.3mg
トリクロロエチレン	2cm ³	200cm ³
トルエン	2cm ³	200cm ³
鉛及びその化合物	鉛として 0.003mg	鉛として 0.3mg
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.03mg	ニッケルとして 3mg
二硫化炭素	0.3cm ³	30cm ³
砒素及びその化合物	砒素として 0.02mg	砒素として 2mg
フェノール	0.2cm ³	20cm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗化物イオンとして 0.05mg	弗化物イオンとして 5mg
ベンゼン	0.3cm ³	30cm ³
ホスゲン	0.003cm ³	0.3cm ³
ホルムアルデヒド	0.02cm ³	2cm ³
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.01mg	マンガンとして 1mg
メタノール	7cm ³	700cm ³
メチルエチルケトン	3cm ³	300cm ³
硫化水素	0.3cm ³	30cm ³
硫酸	0.03mg	3mg

備考：

- この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあつては標準状態に換算した大気 1m³中の有害物質の量、排出口基準にあつては標準状態に換算した排出ガス 1m³中の有害物質の量とする。
- 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上 1.5m の高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則

（平成 8 年京都府規則第 5 号、最終改正：平成 28 年京都府規則第 23 号）

表 2-2.88 有害物質の排出基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

物質	規制基準
クロロエチレン ベンゼン	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2 1 と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3 1 と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
上記に掲げる以外の物質	温度が 0℃ で圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス 1m ³ につき、次の式により算出した有害物質等の種類ごとの量とする。 $C = \frac{(K/S)}{Q}$ C : 有害物質等の種類ごとの量 (mg/m ³ N) S : 附表 1 に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K : 附表 2 に掲げる有害物質等ごとに定める値 Q : 乾き排出ガス量 (m ³ N/分)

附表 1

場合		S の算式
Ho < 6		b ²
Ho ≥ 6 かつ 4.7 (Ho-6) ≤ b < 4.7 Ho		(Ho-6) ² + b ²
Ho ≥ 6 かつ b ≥ 4.7 Ho		(Ho-6) ² + 22.1 Ho ²
Ho ≥ 6 かつ b < 4.7 (Ho-6) であって、排出口の中心から 4.7 (Ho-6) の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面がふ角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物（倉庫等は除く。以下「建築物」という。）がある場合	Ho > h	(Ho-h) ² + d ²
	Ho ≤ h	d ²
上記以外の場合		23.1 (Ho-6) ²
備考 Ho : 排出口の実高さ (m) b : 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離 (m) h : 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ (m) d : 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離 (m)		

附表 2

物質	K の値	物質	K の値	物質	K の値
アニシジン	1.87	クロロニトロベンゼン	0.34	ベリリウム及びその化合物	0.0034
アンチモン及びその化合物	0.204	臭素	0.728	ホスゲン	0.751
N-エチルアニリン	3.68	水銀及びその化合物	0.034	ホルムアルデヒド	0.456
塩化水素 ^{注)}	5.54	銅及びその化合物	0.34	マンガン及びその化合物	0.136
塩素	3.23	鉛及びその化合物	0.068	N-メチルアニリン	3.26
カドミウム及びその化合物	0.017	バナジウム及びその化合物	0.034		

注) 塩化水素は、廃棄物焼却炉について適用されない。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

(平成 6 年大阪府規則第 81 号、最終改正：平成 29 年大阪府規則第 1 号)

ウ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による大気排出基準等
ダイオキシン類については、表 2-2. 89 のとおり、大気排出基準が定められている。

表 2-2. 89 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火床面積が 0. 5m ² 以上又は焼却能力が 50kg/時 以上	4, 000 以上	0. 1
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：ダイオキシン類の量（ng-TEQ） O _n ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） O _s ：排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする） C _s ：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイ オキシン類の量（ng-TEQ）			

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則
（平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：平成 22 年環境省令第 5 号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表 2-2. 90 に示す。

表 2-2. 90 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g 以下

出典：廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令（平成 12 年厚生省令第 1 号、最終改正：平成 12 年厚生省令第 127 号）

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 2-2. 91に示す。

表 2-2. 91 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	構造基準
構造基準	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入できる供給装置を設置すること
	燃焼ガスが 800℃以上の状態でごみを焼却できる燃焼室を設置すること
	燃焼ガスが 800℃以上の温度を保ちつつ 2 秒以上滞留できる燃焼室を設置すること
	外気と遮断された燃焼室を設置すること
	燃焼室に助燃装置を設置すること
	燃焼に必要な空気を供給できる設備を設けた燃焼室（供給空気量を調節する機能を有するもの）を設置すること
	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却できる冷却設備を設置すること
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること
	煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（高度のばいじん除去機能を有するもの）を設置すること
	排ガス中の CO の濃度を連続的に測定・記録する装置を設置すること
	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備を設置すること
	ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備を設置すること
維持管理基準	ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること
	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと
	燃焼ガスの温度を 800℃以上に保つこと
	焼却灰の熱しやく減量が 10%以下になるように焼却すること
	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと
	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	排ガス処理設備・冷却設備に体積したばいじんを除去すること
	排ガス中の CO 濃度が 100ppm 以下になるように燃焼すること
	排ガス中の CO 濃度を連続的に測定・記録すること
	排ガス中の DXN 類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること
	排ガス中の DXN 類濃度を年 1 回以上測定・記録すること
	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること
	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消化設備を備えること

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、最終改正：平成 28 年環境省令第 19 号）

② 騒音

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

騒音に係る環境基準を表 2-2.92(1)～(3)に、騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定を表 2-2.93に、調査地域における騒音の環境類型を図 2-2.39に示す。調査地域には環境基本法に基づく地域の類型があるが、事業実施想定区域はいずれの地域にも指定されていない。

表 2-2.92(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

注 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

注 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境省告示第54号）

表 2-2.92(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表 2-2.92(3) 騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する区域）

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時

注 2. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等。

注 3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境省告示第54号）

表 2-2.93 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

市	地域の類型	該当地域
京田辺市	A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
枚方市	A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：騒音に係る環境基準の地域の類型指定（平成21年京田辺市告示第29号）

：騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域（平成24年枚方市告示第4号）

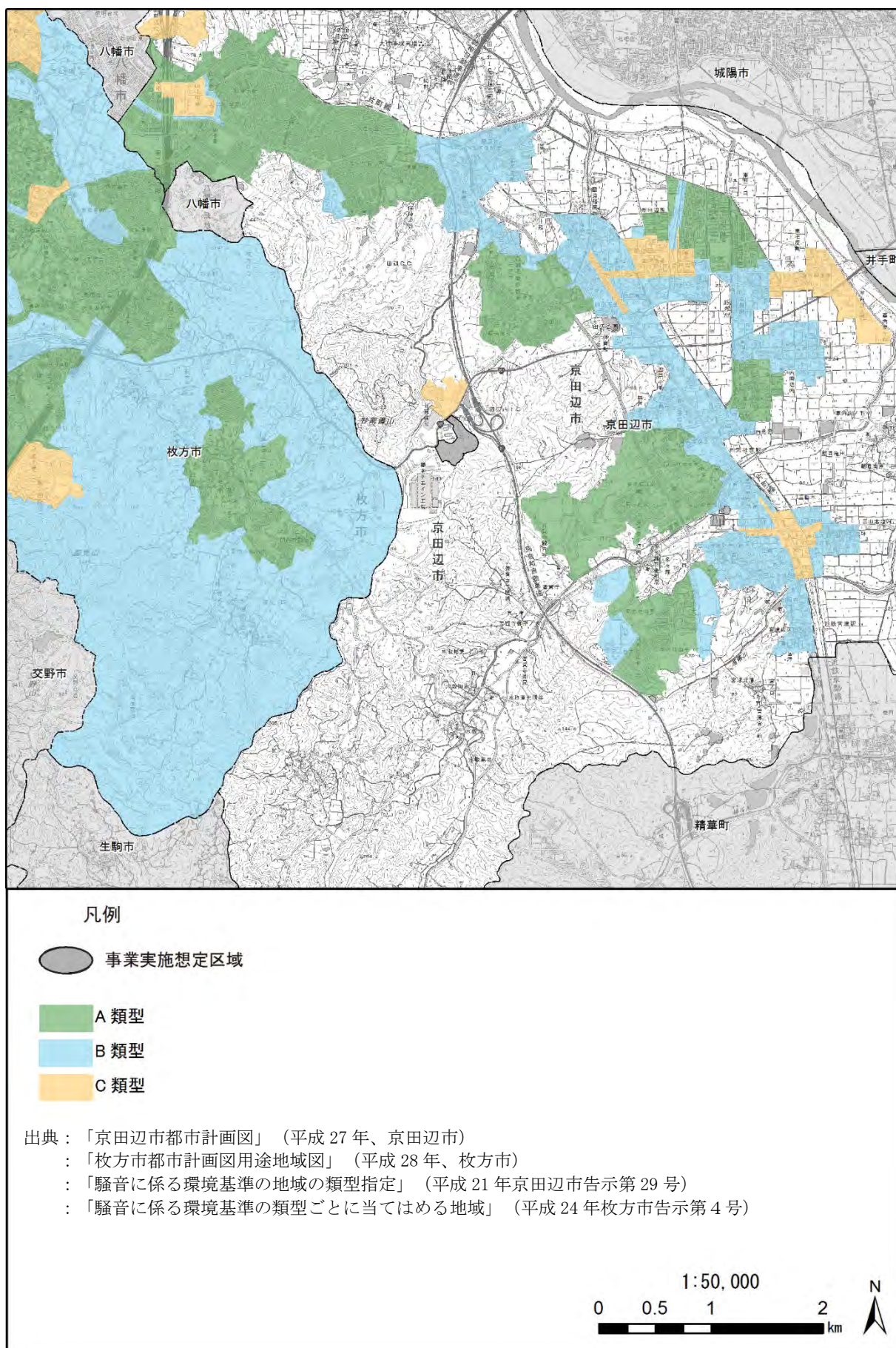


図 2-2.39 騒音の環境類型図

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）による規制

騒音規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 2-2.94 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2-2.95 に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 2-2.96 に示す。特定工場等において発生する騒音の規制地域を図 2-2.40 に、自動車騒音要請限度の区域の区分を図 2-2.41 に示す。

調査地域には騒音規制法に基づく規制区域があるが、事業実施想定区域はいずれの区域にも指定されていない。

表 2-2.94 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の 区分	市		昼間 (dB)	朝・夕 (dB)	夜間 (dB)
	京田辺市	枚方市			
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域	京田辺市 45	京田辺市 40	京田辺市 40
			枚方市 50	枚方市 45	枚方市 40
第 2 種 区域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域、準住居地域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域、準住居地域、用途地域 の指定のない地域	京田辺市 50	京田辺市 45	京田辺市 40
			枚方市 55	枚方市 50	枚方市 45
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域	京田辺市 65	京田辺市 55	京田辺市 50
			枚方市 65	枚方市 60	枚方市 55
第 4 種 区域	工業地域	工業地域	既設の学校、保育 所等の周囲 50m の 区域及び第 2 種区 域の境界線から 15m 以内の区域	京田辺市 70	京田辺市 60
				京田辺市 60	京田辺市 55
	—	その他の区域		枚方市 65	枚方市 60

注 1. 時間区分は以下のとおりとする。

京田辺市…朝：6 時～8 時、昼間：8 時～18 時、夕：18 時～22 時、夜間：22 時～翌日の 6 時

枚方市…朝：6 時～8 時、昼間：8 時～18 時、夕：18 時～21 時、夜間：21 時～翌日の 6 時

注 2. 単位 dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める音圧レベルの計量単位。

注 3. 表に掲げる京田辺市の第 2 種、第 3 種又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートル区域内における基準は、上記の表に掲げる規制基準値から 5 dB を減じた値とする。

注 4. 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

出典：指定された地域における規制基準

（平成 21 年京田辺市告示第 31 号、最終改正：平成 27 年京田辺市告示第 144 号）

：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域についての規制基準

（平成 13 年枚方市告示第 106 号、最終改正：平成 27 年枚方市告示第 302 号）

表 2-2.95 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分	騒音の 大きさ	作業ができない時間（夜間）		一日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類	85 dB	7 時 ～ 翌日 7 時	22 時 ～ 翌日 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機又はくい打くい抜機 ^{注2)} を使用する作業 ^{注3)}								
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 ^{注10)}								
4. 空気圧縮機 ^{注4)} を使用する作業								
5. コンクリートプラント ^{注5)} 又はアスファルトプラント ^{注6)} を使用する作業 ^{注7)}								
6. バックホウ ^{注8)} を使用する作業 ^{注12)}								
7. トラクターショベル ^{注9)} を使用する作業 ^{注12)}								
8. ブルドーザー ^{注10)} を使用する作業 ^{注12)}								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。			

備考：

1 1号区域とは、規制区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用区域、第2種中高層住居専用地域、第1住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。なお、枚方市については1号区域に用途地域の指定のない地域を含む。

2 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

注1. もんけんを除く。

注2. 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4. 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。

注5. 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。

注6. 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。

注7. モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注8. 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。

注9. 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。

注10. 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

注11. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注12. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成12年環境庁告示16号）

：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定（平成21年京田辺市告示第32号、最終改正：平成27年京田辺市告示第144号）

：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域についての規制基準（平成13年枚方市告示第106号、最終改正：平成27年枚方市告示第302号）

：特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域（平成13年枚方市公告第6号、最終改正：平成27年枚方市公告第8号）

表 2-2.96 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB

注. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域（枚方市は、用途地域の指定のない地域）

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年環境省令第 32 号）

：騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分を定めた告示（平成 21 年京田辺市告示第 33 号）

：騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分（平成 13 年枚方市公告第 7 号）

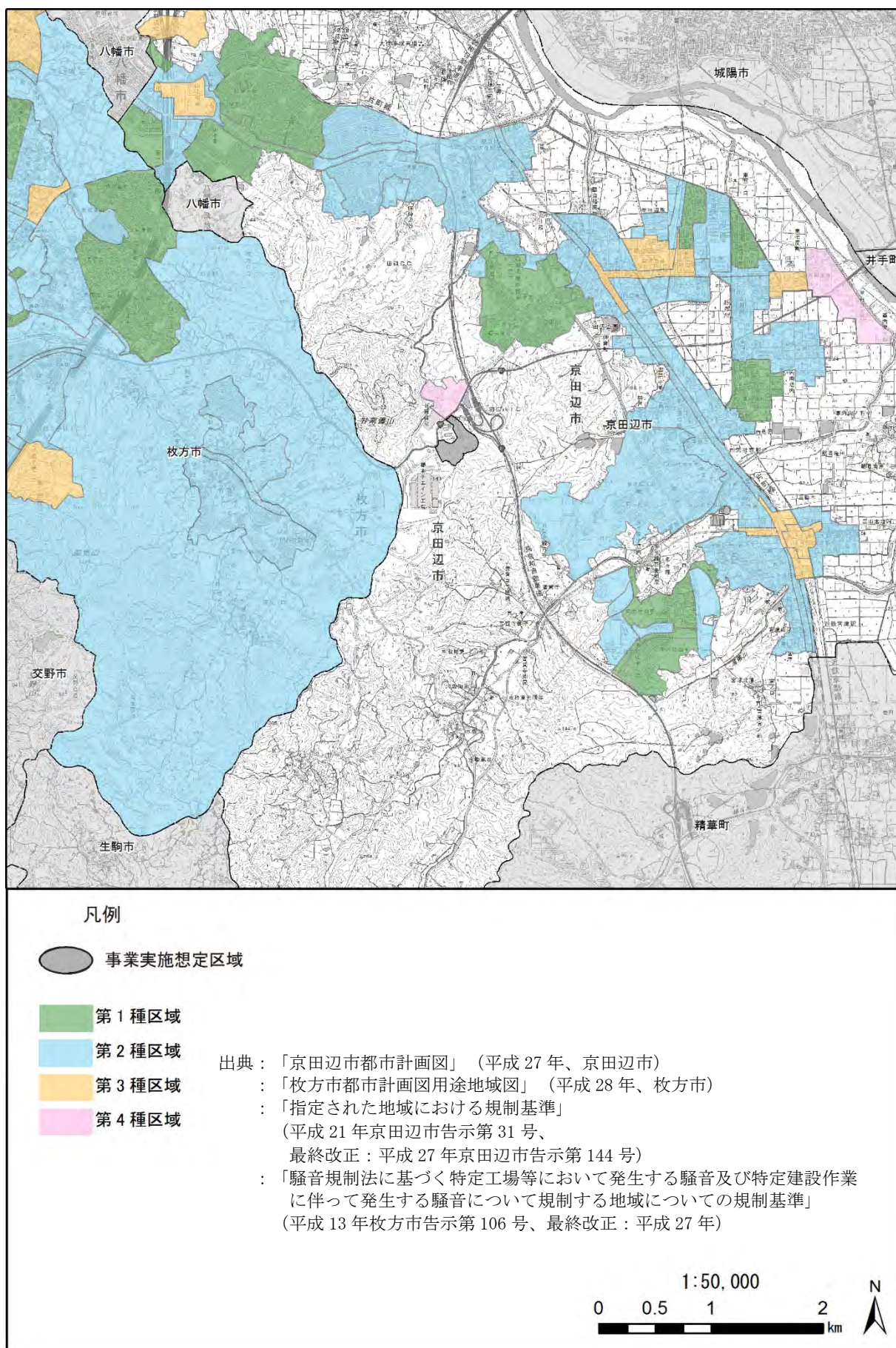


図 2-2.40 特定工場等において発生する騒音の規制地域図

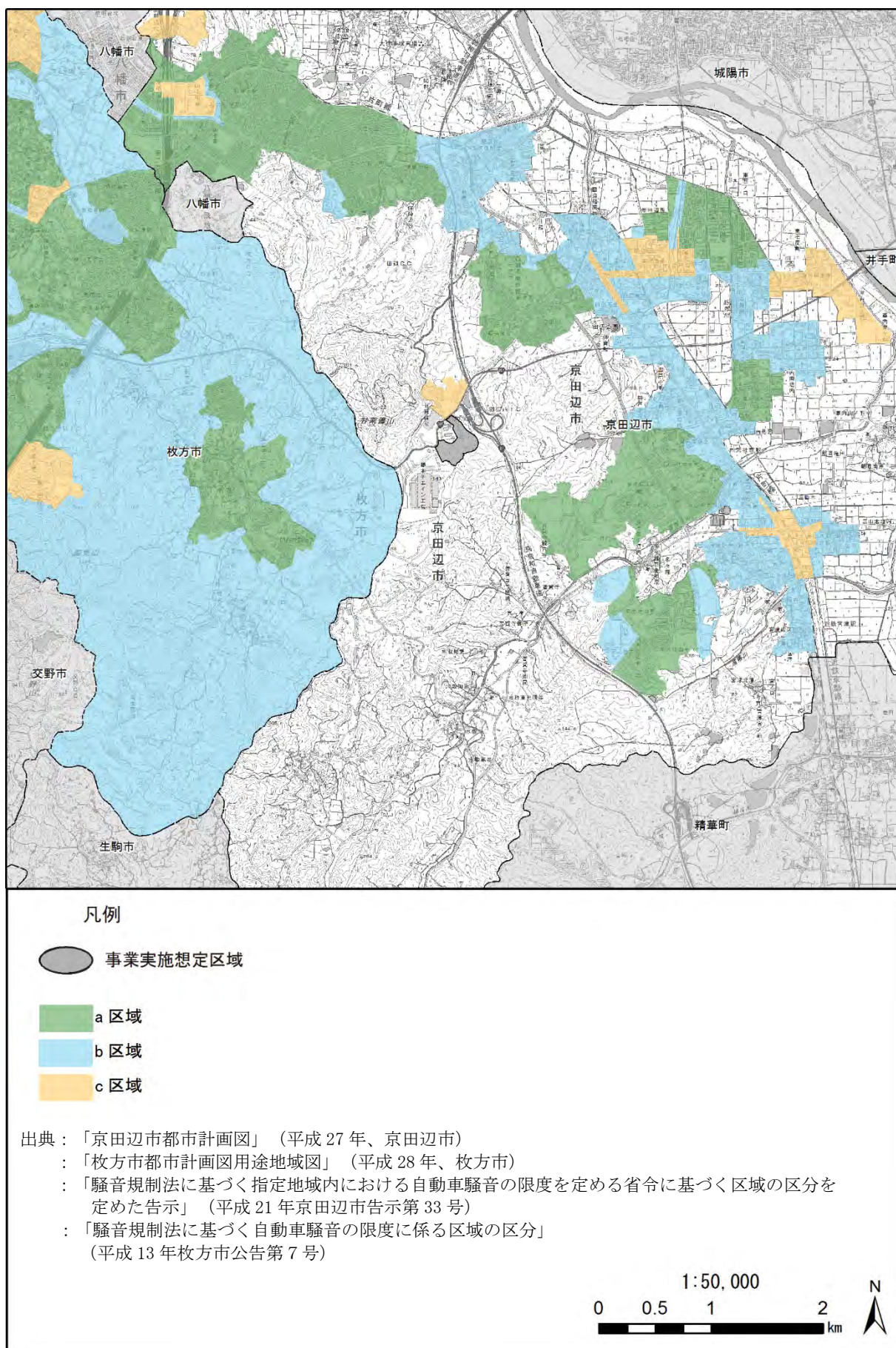


図 2-2. 41 自動車騒音要請限度の区域の区分図

ウ 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）による規制

京都府環境を守り育てる条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められている。当該規制基準は表 2-2.94 に示す特定工場等において発生する騒音の規制基準と同じ基準である。

エ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準並びに法で規制されない区域に存する工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準及び特定建設作業に係る特定建設作業の種類、区域の拡大が定められているが、事業実施想定区域は大阪府の区域ではないため、本条例は適用されない。

工場又は事業場において発生する騒音の規制基準を表 2-2.97 に、特定建設作業に係る特定建設作業の種類は表 2-2.98 に示すとおりである。

表 2-2.97 工場又は事業場において発生する騒音の規制基準

区域の区分		朝・夕 6 時～8 時 18 時～21 時	昼間 8 時～18 時	夜間 21 時～翌 6 時
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域	45dB	50dB	40dB
第 2 種 区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	50dB	55dB	45dB
第 3 種 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60dB	65dB	55dB
第 4 種 区域	工業地域、工業専用地域の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内の区域	60dB	65dB
		その他の区域	65dB	70dB
				60dB

注. 単位 dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める音圧レベルの計量単位。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

（平成 6 年大阪府規則第 81 号、最終改正：平成 29 年大阪府規則第 1 号）

表 2-2. 98 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	届出	
	法の 規制地域	条例の追加 規制地域
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（注 1） 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業（注 2） 7 トラクターショベルを使用する作業（注 2） 8 ブルドーザーを使用する作業（注 2）	法の届出	条例の届出
9 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（注 1） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	条例の届出	条例の届出

注 1. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

注 2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は 9 の条例での届出を行うことになる。）

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

（平成 6 年大阪府規則第 81 号、最終改正：平成 29 年大阪府規則第 1 号）

③ 振動

ア 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）による規制

振動規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、同条第 3 項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。特定工場等において発生する振動の規制基準を表 2-2.99 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 2-2.100 に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 2-2.101 に示す。調査地域の特定工場等において発生する振動の規制地域を図 2-2.42 に、道路交通振動要請限度の区域の区分を図 2-2.43 に示す。

調査地域には振動規制法に基づく規制区域があるが、事業実施想定区域はいずれの区域にも指定されていない。

表 2-2.99 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の 区分	市		昼間	夜間
	京田辺市	枚方市		
第1種 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60 dB	55 dB
第2種 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 dB	60 dB
	—	工業地域 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域	65 dB	60 dB
	—	その他の区域	70 dB	65 dB

注1. 時間の区分は以下のとおりとする。

京田辺市…昼間：8時～19時、夜間：19時～翌日8時

枚方市…昼間：6時～21時、夜間：21時～翌日6時

注2. dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

備考1. 測定場所は原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

- （京田辺市）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域にあっては昼間に限る。）
- （枚方市）「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。

出典：振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成21年京田辺市告示第34号、最終改正：平成27年京田辺市告示第144号）

：振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域についての規制基準（平成13年枚方市告示108号、最終改正：平成27年枚方市告示第303号）

表 2-2.100 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		一日当たりの 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 ^{注1)} 、くい抜機又はくい打くい抜機 ^{注2)} を使用する作業 ^{注3)}	75 dB	7 時 ～ 翌日 7 時	22 時 ～ 翌日 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2. 鋼球を使用して破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業 ^{注4)}								
4. ブレーカー ^{注5)} を使用する作業 ^{注4)}								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上記地域以外で、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内をいい、第2号区域とは、第1号区域以外の区域をいう。枚方市については、1号区域に用途地域の指定のない地域も含まれる。

注1. もんけんを除く。

注2. 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注5. 手持式のものを除く。

注6. dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号、最終改正：平成27年環境省令第19号）

：振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定

（平成21年京田辺市告示第35号、最終改正：平成27年京田辺市告示第144号）

：振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制区域の区分

（平成13年枚方市公告第8号、最終改正：平成27年枚方市公告第9号）

：特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域

（平成13年枚方市公告第6号、最終改正：平成27年枚方市公告第8号）

表 2-2. 101 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌日 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域 (枚方市は、用途地域の指定のない地域を含む)	65 dB	60 dB
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70 dB	65 dB

備考：1. 京田辺市の区域の区分及び時間の区分は、特定工場等の振動の場合と同様である。

2. 枚方市の時間の区分は昼間（6 時～21 時）、夜間（21 時～翌日 6 時）

3. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

4. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当り 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

5. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

注. dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年環境省令第 19 号）

：振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分
(平成 21 年京田辺市告示第 36 号)

：振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分
(平成 13 年枚方市公告第 9 号)

イ 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）による規制

京都府環境を守り育てる条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準が定められている。当該規制基準は表 2-2. 99に示す特定工場等において発生する振動の規制基準と同じ基準である。

ウ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準並びに法で規制されない区域に存する工場又は事業場において発生する振動の規制基準及び特定建設作業に係る特定建設作業の種類、区域の拡大が定められているが、事業実施想定区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

工場又は事業場において発生する振動の規制基準を表 2-2. 102に、特定建設作業に係る特定建設作業の種類を表 2-2. 103に示す。

表 2-2. 102 工場又は事業場において発生する振動の規制基準

区域の区分			昼間 6 時～21 時	夜間 21 時～翌 6 時
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		60dB	55dB
第 2 種 区域 (Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域		65dB	60dB
第 2 種 区域 (Ⅱ)	工業地 域、工業 専用地域 の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の 区域及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内 の区域	65dB	60dB
		その他の区域	70dB	65dB

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

（平成 6 年大阪府規則第 81 号、最終改正：平成 29 年大阪府規則第 1 号）

表 2-2. 103 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	届出	
	法の 規制地域	条例の追加 規制地域
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	法の届出	条例の届出
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
3 舗装版破碎機を使用する作業（注 1）		
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注 1）	条例の届出	条例の届出
5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業		

注. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

（平成 6 年大阪府規則第 81 号、最終改正：平成 29 年大阪府規則第 1 号）

④ 悪臭

ア 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）による規制

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行うことされており、枚方市及び京田辺市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は22物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4物質）がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 2-2.104に示す。

調査地域は全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、事業実施想定区域は京田辺市のA地域に指定されている。

表 2-2.104 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線]

悪臭物質の種類	許容限度（ppm）		
	京田辺市 A 地域	京田辺市 B 地域	枚方市 全域
アンモニア	1	5	1
メチルメルカプタン	0.002	0.01	0.002
硫化水素	0.02	0.2	0.02
硫化メチル	0.01	0.2	0.01
二硫化メチル	0.009	0.1	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.07	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01	0.003
イソブタノール	0.9	20	0.9
酢酸エチル	3	20	3
メチルイソブチルケトン	1	6	1
トルエン	10	60	10
スチレン	0.4	2	0.4
キシレン	1	5	1
プロピオン酸	0.03	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.01	0.001
備考：			
1 A 地域とは、京田辺市の規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。			
2 B 地域とは、京田辺市の規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。			
3 枚方市の規制地域は市全域。			

[排出口]

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 q : 流量 (m³N/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
--------	--

[排水水]

項目	事業場から敷地外に排出される排水水の量	許容限度 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	16
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	3.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	5.6
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	1.2
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	32
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	6.9
	0.1m ³ /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	63
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	14
	0.1m ³ /秒を超える場合	2.9

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成 21 年京田辺市告示第 37 号）

：悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域についての規制基準（平成 13 年枚方市告示第 109 号）

⑤ 水質汚濁

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

調査地域を流れる木津川はA類型及び生物B類型に、船橋川及び穂谷川はB類型及び生物B類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2. 105～表 2-2. 107に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2. 108に示す。

表 2-2. 105 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2. 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下、「規格」という）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成28年環境省告示第37号）

表 2-2.106 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—

注1. 基準値は、日間平均値とする。

注2. 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：平成28年環境省告示第37号）

表 2-2.107 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

注. 基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年環境省告示第 37 号)

表 2-2.108 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	セレン	0.01mg/ℓ 以下
クロロエチレン ^{注1)}	0.002mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			
注 1. 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について

(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 85 号)

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 2-2. 109に示す。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1 pg-TEQ/ℓ以下、水底の底質は150pg-TEQ/g以下と定められている。

表 2-2. 109 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/ℓ以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2. 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場又は事業場（特定事業場）で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用される。

京都府域における上乗せ基準としては、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）があり、業種別、排水規模別により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象施設の規模の緩和を行い、一部日平均排出量 30m³ に縮小している。上乗せ排水基準は本事業に適用される。

京都府域における横出し基準として京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）により定められている。ニッケル含有量は横出し項目として、特定事業場に適用される。横出し項目のニッケル含有量の排水基準は、本事業に適用される。

大阪府域における上乗せ基準としては、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）があり、業種別、排水規模別により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象施設の規模の緩和を行い、一部日平均排出量 30m³ に縮小している。事業実施想定区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

大阪府域における横出し基準として大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）により定められ、色又は臭気が横出し項目として、特定事業場に適用される。なお、事業実施想定区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 2-2. 110 と表 2-2. 112 に、生活環境に係る排水基準を表 2-2. 111 と表 2-2. 113 に示す。

表 2-2. 110 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）（京都府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ	0.03mg/ℓ	0.03mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/ℓ	0.5mg/ℓ	0.5mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ		0.1mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	0.25mg/ℓ	0.25mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ		0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ		0.003mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ		0.1mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ		0.1mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ		0.2mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ		0.02mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ		0.04mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ		1mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ		0.4mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ		3mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ		0.06mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ		0.02mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ		0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ		0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ		0.2mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ		0.1mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ		0.1mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/ℓ		海域以外の公共用水域：10mg/ℓ
	海域：230mg/ℓ		海域：230mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/ℓ		海域以外の公共用水域：8mg/ℓ
	海域：15mg/ℓ		海域：15mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/ℓ		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ		0.5mg/ℓ

注. 網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

：水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例

（昭和50年京都府条例第33号、最終改正：平成27年京都府条例第16号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則

（平成8年京都府規則第5号、最終改正：平成28年京都府規則第23号）

表 2-2. 111 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）（京都府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を 守り育てる条例
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	—	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/ℓ （日間平均 120mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/ℓ （日間平均 120mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）
浮遊物質量（SS）	200mg/ℓ （日間平均 150mg/ℓ）	90mg/ℓ （日間平均 70mg/ℓ）	90mg/ℓ （日間平均 70mg/ℓ）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/ℓ	—	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	30mg/ℓ	20mg/ℓ	20mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ	1mg/ℓ	1mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ	—	3mg/ℓ
亜鉛含有量	2mg/ℓ	—	5mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	—	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	—	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ	—	2mg/ℓ
ニッケル含有量	—	—	2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	—	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/ℓ （日間平均 60mg/ℓ）	—	120mg/ℓ （日間平均 60mg/ℓ）
リン含有量	16mg/ℓ （日間平均 8mg/ℓ）	—	16mg/ℓ （日間平均 8mg/ℓ）
備考			
1. 『日間平均』による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。			
3. 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例においては、木津川水域に立地する特定事業場は日平均排水量 30m ³ 以上が対象となる。			

注. 網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令

（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年環境省令第 25 号）

：水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例

（昭和 50 年京都府条例第 33 号、最終改正：平成 27 年京都府条例第 16 号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則

（平成 8 年京都府規則第 5 号、最終改正：平成 28 年京都府規則第 23 号）

表 2-2. 112 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）（大阪府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（上水道水源地域）	大阪府生活環境の保全等に関する条例（上水道水源地域）
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ	0.003mg/ℓ	0.003mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ	検出されないこと。	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/ℓ	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ	0.05mg/ℓ	0.05mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ	0.0005mg/ℓ	0.0005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	—
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ	0.0003mg/ℓ	0.0003mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	0.02mg/ℓ	0.02mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ	0.004mg/ℓ	0.004mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ	0.04mg/ℓ	0.04mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	0.3mg/ℓ	0.3mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	0.006mg/ℓ	0.006mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ	0.006mg/ℓ	0.006mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ	0.003mg/ℓ	0.003mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	0.02mg/ℓ	0.02mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.01mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/ℓ	1mg/ℓ	1mg/ℓ
	海域：230mg/ℓ	—	—
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/ℓ	0.8mg/ℓ	0.8mg/ℓ
	海域：15mg/ℓ	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/ℓ	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：10mg/ℓ	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：10mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ	0.05mg/ℓ	0.05mg/ℓ

注. 網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令

- （昭和46年総理府令第35号、最終改正：平成28年環境省令第25号）
- ：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例
- （昭和49年大阪府条例第8号、最終改正：平成27年大阪府条例第77号）
- ：京都府環境を守り育てる条例施行規則
- （平成8年京都府規則第5号、最終改正：平成28年京都府規則第23号）

表 2-2. 113 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）（大阪府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（上水道水源地域）	大阪府生活環境の保全等に関する条例（上水道水源地域）
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	5.8～8.6	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/ℓ （日間平均 120mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/ℓ （日間平均 120mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）	25mg/ℓ （日間平均 20mg/ℓ）
浮遊物質（SS）	200mg/ℓ （日間平均 150mg/ℓ）	65mg/ℓ （日間平均 50mg/ℓ）	65mg/ℓ （日間平均 50mg/ℓ）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/ℓ	3mg/ℓ	3mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ	1mg/ℓ	1mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ	3mg/ℓ	3mg/ℓ
亜鉛含有量	2mg/ℓ	2mg/ℓ	2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ	2mg/ℓ	2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/ℓ （日間平均 60mg/ℓ）	—	120mg/ℓ （日間平均 60mg/ℓ）
リン含有量	16mg/ℓ （日間平均 8mg/ℓ）	—	16mg/ℓ （日間平均 8mg/ℓ）
色又は臭気	—	—	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。
備考 1. 『日間平均』による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例においては、日平均排水量 30m ³ 以上が対象となる。			

出典：排水基準を定める省令

- （昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年環境省令第 25 号）
 ：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例
 （昭和 49 年大阪府条例第 8 号、最終改正：平成 27 年大阪府条例第 77 号）
 ：大阪府生活環境の保全等に関する条例
 （平成 6 年大阪府条例第 6 号、最終改正：平成 28 年大阪府条例第 95 号）

水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量50m³以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、調査地域は2市ともに総量規制の指定地域に指定されている。本事業においては、公共用水域に排出する水量が日平均で50m³以上となる場合には、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準が適用される。総量規制基準を表 2-2. 114に示す。

表 2-2.114 総量規制基準（水質汚濁防止法）

項目	許容汚濁負荷量												
化学的酸素要求量	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) C_{cj}, C_{ci}, C_{co} : 業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量 (mg/ℓ) (=備考欄の表参照) Q_{cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日) Q_{ci} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (Q_{cj} は除く) (m³/日) Q_{co} : 特定排出水の量 (Q_{cj} と Q_{ci} は除く) (m³/日)												
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 C_{cj} , C_{ci} , C_{co} の値は、下表に示すとおりである												
	<table><tr><td>業種その他の区分</td><td>C_{co}</td><td>C_{ci}</td><td>C_{cj}</td></tr><tr><td>ごみ処理業</td><td>70</td><td>40</td><td>40</td></tr><tr><td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td><td>80</td><td>50</td><td>50</td></tr></table>	業種その他の区分	C_{co}	C_{ci}	C_{cj}	ごみ処理業	70	40	40	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	80	50	50
	業種その他の区分	C_{co}	C_{ci}	C_{cj}									
ごみ処理業	70	40	40										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	80	50	50										
窒素含有量	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ L_n : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) C_{ni}, C_{no} : 業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量 (mg/ℓ) (=備考欄の表参照) Q_{ni} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日) Q_{no} : 特定排出水の量 (Q_{ni} は除く) (m³/日)												
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 C_{ni} , C_{no} の値は、下表に示すとおりである												
	<table><tr><td>業種その他の区分</td><td>C_{no}</td><td>C_{ni}</td></tr><tr><td>ごみ処理業</td><td>30</td><td>20</td></tr><tr><td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td><td>60</td><td>50</td></tr></table>	業種その他の区分	C_{no}	C_{ni}	ごみ処理業	30	20	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	60	50			
	業種その他の区分	C_{no}	C_{ni}										
ごみ処理業	30	20											
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	60	50											
りん含有量	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) C_{pi}, C_{po} : 業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量 (mg/ℓ) (=備考欄の表参照) Q_{pi} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (m³/日) Q_{po} : 特定排出水の量 (Q_{pi} は除く) (m³/日)												
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 C_{pi} , C_{po} の値は、下表に示すとおりである												
	<table><tr><td>業種その他の区分</td><td>C_{po}</td><td>C_{pi}</td></tr><tr><td>ごみ処理業</td><td>2.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)</td><td>8</td><td>6</td></tr></table>	業種その他の区分	C_{po}	C_{pi}	ごみ処理業	2.5	1.5	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	8	6			
	業種その他の区分	C_{po}	C_{pi}										
ごみ処理業	2.5	1.5											
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員 201 人以上のものを除く)	8	6											

出典：水質汚濁防止法施行規則

(昭和 46 年総理府・通産省令第 2 号、最終改正：平成 25 年環境省令第 25 号)

：化学的酸素要求量に係る総量規制基準

(平成 19 年京都府告示第 363 号、最終改正：平成 24 年京都府告示第 526 号)

：窒素含有量に係る総量規制基準

(平成 19 年京都府告示第 364 号、最終改正：平成 24 年京都府告示第 526 号)

：りん含有量に係る総量規制基準

(平成 19 年京都府告示第 365 号、最終改正：平成 24 年京都府告示第 526 号)

さらに、水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく地下水の浸透基準を表 2-2. 115 に示す。

表 2-2. 115 水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく地下水の浸透基準

項目	浸透基準	
	水質汚濁防止法	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.001mg/ℓ	0.001mg/ℓ
シアン化合物	0.1mg/ℓ	0.1mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	0.1mg/ℓ	—
鉛及びその化合物	0.005mg/ℓ	0.005mg/ℓ
六価クロム化合物	0.04mg/ℓ	0.02mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.005mg/ℓ	0.005mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ	0.0005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	0.0005mg/ℓ	—
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/ℓ	0.0005mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.0005mg/ℓ	0.0005mg/ℓ
ジクロロメタン	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
四塩化炭素	0.0002mg/ℓ	0.0002mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/ℓ	0.0004mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/ℓ	0.004mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005g/ℓ	0.0005g/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/ℓ	0.0006mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/ℓ	0.0002mg/ℓ
チウラム	0.0006mg/ℓ	0.0006mg/ℓ
シマジン	0.0003mg/ℓ	0.0003mg/ℓ
チオベンカルブ	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
ベンゼン	0.001mg/ℓ	0.001mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.002mg/ℓ	0.002mg/ℓ
ほう素及びその化合物	0.2mg/ℓ	0.2mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	0.2mg/ℓ	0.2mg/ℓ
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	アンモニア性窒素	0.7mg/ℓ
	亜養蚕性窒素	0.2mg/ℓ
	硝酸性窒素	0.2mg/ℓ
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/ℓ	0.0002mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.005mg/ℓ	0.005mg/ℓ
フェノール類	—	0.05mg/ℓ
銅及びその化合物	—	0.03mg/ℓ
亜鉛及びその化合物	—	0.05mg/ℓ
マンガン及びその化合物	—	0.1mg/ℓ
クロム及びその化合物	—	0.02mg/ℓ
ニッケル及びその化合物	—	0.02mg/ℓ

注. “—” は京都府環境を守り育てる条例施行規則における浸透基準の対象外。

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について

（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 85 号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則

（平成 8 年京都府規則第 5 号、最終改正：平成 28 年京都府規則第 23 号）

エ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、水質基準適用施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 2-2. 116 に示す。

表 2-2. 116 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

（平成 11 年環境庁告示第 67 号、最終改正：平成 22 年環境省令第 5 号）

オ 枚方市公害防止条例（平成 25 年枚方市条例第 67 号）による排水基準等

枚方市公害防止条例では、すべての工場・事業場において、水質汚濁防止法で定める有害物質の排水基準（表 2-2. 112）及び有害物質に係る地下水の浸透基準（表 2-2. 115）を定めている。事業実施想定区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。

カ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法では、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、京田辺市公共下水道条例（昭和 60 年京田辺市条例第 18 号）の適用を受ける。京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準を表 2-2. 117 に、枚方市下水道条例（昭和 51 年枚方市条例第 27 号）に基づく排除基準を表 2-2. 118 に示す。

表 2-2. 117 京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準

項目	排除下水量（m ³ /日）				
	2000～	500～2000	50～500	30～50	～30
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ				
シアン化合物	0.5mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1 mg/ℓ		
有機燐化合物	0.5mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1 mg/ℓ		
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ				
六価クロム化合物	0.25mg/ℓ	0.4mg/ℓ	0.5mg/ℓ		
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ				
アルキル水銀化合物	検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ				
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ				
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ				
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ				
四塩化炭素	0.02mg/ℓ				
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ				
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ				
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ				
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ				
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ				
チウラム	0.06mg/ℓ				
シマジン	0.03mg/ℓ				
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ				
ベンゼン	0.1mg/ℓ				
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ				
ほう素及びその化合物	10mg/ℓ				
ふっ素及びその化合物	15mg/ℓ				
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ				
フェノール類	1mg/ℓ				
銅及びその化合物	3mg/ℓ				
亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ				
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/ℓ				
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/ℓ				
クロム及びその化合物	2mg/ℓ				
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ				
温度	45℃未満				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/ℓ未満				
水素イオン濃度	5を超え9未満				
生物化学的酸素要求量	600mg/ℓ未満			3000mg/ℓ未満	
浮遊物質	600mg/ℓ未満			3000mg/ℓ未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/ℓ 30mg/ℓ				
鉱油類含有量					
動植物油脂類含有量					
窒素含有量	240mg/ℓ未満				
燐含有量	32mg/ℓ未満				
よう素消費量	220mg/ℓ未満				
ニッケル化合物	2mg/ℓ				
化学的酸素要求量	600mg/ℓ未満				

出典：下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147、最終改正：平成 27 年政令第 384 号）

：京田辺市公共下水道条例施行規則

（昭和 60 年京田辺市規則第 18 号、最終改正：平成 20 年京田辺市規則第 37 号）

表 2-2. 118 枚方市下水道条例に基づく排除基準

項目	排除下水量 (m ³ /日)	
	枚方市淀川左岸流域関連 公共下水道に係る区域	
カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ	
シアン化合物	検出されないこと。	
有機燐化合物	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ	
六価クロム化合物	0.05mg/ℓ	
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/ℓ	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ	
チウラム	0.006mg/ℓ	
シマジン	0.003mg/ℓ	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ	
ベンゼン	0.01mg/ℓ	
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ	
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ	
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ	
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ	
フェノール類	1mg/ℓ	
銅及びその化合物	3mg/ℓ	
亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/ℓ	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/ℓ	
クロム及びその化合物	2mg/ℓ	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ	
温度	45℃未満	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	38mg/ℓ 未満	
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量	600mg/ℓ 未満	
浮遊物質	600mg/ℓ 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
	鉱油類含有量	5mg/ℓ
	動植物油脂類含有量	30mg/ℓ
窒素含有量	240mg/ℓ 未満	
燐含有量	32mg/ℓ 未満	
よう素消費量	220mg/ℓ 未満	
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。	

出典：枚方市下水道条例（昭和 51 年枚方市条例第 27 号、最終改正：平成 25 年枚方市条例第 32 号）

⑥ 土壌汚染

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものとして設定されたものである。水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2.119に示す。

表 2-2.119 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 10につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 10につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること。

出典：土壌汚染に係る環境基準について

（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：平成26年環境省告示第44号）

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2. 120に示す。環境基準は、1, 000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 2-2. 120 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1, 000pg-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

ウ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）に基づく指定基準

土壌汚染対策法では、地下水の摂取などによるリスクの観点から 25 物質について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら 25 物質のうち 9 物質について土壌含有量基準が設定されている。

土壌汚染状況調査の結果、当該基準を超えていた場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染対策法における特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質としている。土壌汚染に係る規制基準は表 2-2. 121に示すとおりである。なお、事業実施想定区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

表 2-2.121 土壌汚染に係る区域指定の基準

分類			項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/ℓ)	第二溶出量基準 (mg/ℓ)
管 理 有 害 物 質 (府条例)	特 定 有 害 物 質 (土壌汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
			シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
		(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下	カドミウム 0.3 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
		(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン (CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
			チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
			チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
			P C B (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	—	—

注 1. mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム) mg/l (検液 1 l につきミリグラム)

注 2. pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

(平成 6 年大阪府規則第 81 号、最終改正：平成 29 年大阪府規則第 1 号)

⑦ その他

ア 京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）に基づく日影規制

京都府建築基準法施行条例では、都市計画法に基づく対象区域及び日影時間の指定について定めている。事業実施想定区域は対象区域に該当しない。対象区域及び日影時間の指定を表 2-2.122に示す。

表 2-2.122 対象区域及び日影時間の指定

対象区域		敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	—	—
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	10 分の 5 の割合の区域	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 6 の割合の区域		
	10 分の 8 の割合の区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 10 の割合の区域		
	10 分の 15 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
	10 分の 20 の割合の区域		
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	10 分の 10 の割合の区域	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 15 の割合の区域		
	10 分の 20 の割合の区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 30 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域	10 分の 20 の割合の区域のうち第 1 種高度地区（井手町を除く。）又は第 2 種高度地区に指定された区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	その他の 10 分の 20 の割合の区域		
	10 分の 30 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
	10 分の 40 の割合の区域		
近隣商業地域又は準工業地域	10 分の 20 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）

備考 1. 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。

(1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区

(2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の流通業務地区

備考 2. 「第 1 種高度地区」又は「第 2 種高度地区」とは、都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号トニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

出典：京都府建築基準法施行条例

（昭和 35 年京都府条例第 13 号、最終改正：平成 28 年京都府条例第 29 号）

：「建築基準法施行条例解説集」（京都府、宇治市）

イ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づく届出

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）に該当する。

3) 環境保全に関する計画等

ア 新京都府環境基本計画

「新京都府環境基本計画」（平成22年10月、京都府）の概要を表 2-2.123に示す。

京都府では、平成10年9月に「京都府環境を守り育てる条例」に基づき「京都府環境基本計画」を策定している。「新京都府環境基本計画」は、前計画の策定から10年以上が経過したことから、環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京都府が目指す環境像、社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2.123 新京都府環境基本計画の概要

項 目	概 要
目標年度	21 世紀半ば
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市（まち）と美しい地域（むら）を創る。
施策の展開方向	持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進 限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
京都府が目指す社会像・環境像	温室効果ガスの排出量が 80%削減された「低炭素社会」の実現 低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展 京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展 自然と文化と調和し共生する地域社会の実現 安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現

イ 大阪 21 世紀の新環境総合計画

「大阪21世紀の新環境総合計画」（平成28年6月、大阪府）の概要を表 2-2.124に示す。

大阪府では、府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づいて策定するもので、平成22年5月に大阪府環境審議会から「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の答申を受け、旧計画（平成14年3月策定）を見直し策定した。その後、平成28年6月に一部が改訂された。

表 2-2.124 大阪 21 世紀の新環境総合計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 22 年度から平成 32 年度
施策の方向	あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進める。 効果的な情報発信 環境教育・学習の推進 行動を支援する仕組みの充実
目指すべき将来像	府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進する。施策展開に当たっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることによる好循環が創出されるよう取り組む。また、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進する。 低炭素・省エネルギー社会の構築 資源循環型社会の構築 全てのいのちが共生する社会の構築 健康で安心して暮らせる社会の構築 魅力と活力のある快適な地域づくり

ウ 京都地域公害防止計画

「京都地域公害防止計画」（平成24年 3 月、京都府）の概要を表 2-2. 125に示す。

京都府では、「環境基本法」第17条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が策定する計画である。昭和47年度に最初の計画を策定以来、計画に基づく施策の成果を評価しながら、概ね 5 年を 1 期として見直しを重ねてきている。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

なお、事業計画地の位置する京田辺市は計画が対象とする地域に含まれていない。

表 2-2. 125 京都地域公害防止計画の概要

項 目	概 要
対象地域	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町
計画の期間	平成 23 年度から 32 年度の 10 年間
計画の主要課題	河川の水質汚濁 大阪湾に流入する COD の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

エ 第 9 次大阪地域公害防止計画

「第 9 次大阪地域公害防止計画」（平成24年 3 月、大阪府）の概要を表 2-2. 126に示す。

大阪府では、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等において、知事が作成し、公害防止対策事業計画に係る部分については環境大臣の同意を得て策定する地域計画である。

大阪地域においては、昭和47年12月に昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、5 年を 1 期として平成19年度までに計 8 次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

表 2-2. 126 第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

項 目	概 要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域（平成 23 年 12 月 19 日現在の区域）とする。
計画の期間	平成 23 年度から 32 年度の 10 年間
計画の主要課題	大阪湾の水質汚濁 大阪湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 また、大阪港内のダイオキシン類及び PCB による底質汚染の防止を図る。 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、生活排水対策や下水道の整備等をはじめとした発生源等に対する各種の公害防止対策等を推進する。

オ 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」（平成25年6月、大阪府）の概要を表 2-2.127に示す。

大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕（大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕）」を平成25年6月に策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境施策を推進している。

表 2-2.127 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕の概要

項 目	概 要
対象地域	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町及び同郡田尻町の37市町の区域
目標年度	平成27年度
目標	平成27年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を全ての監視測定局において継続的・安定的に達成する。
目標達成に向けた主な自動車環境対策	自動車の適切な点検・整備の促進等による自動車単体規制の推進 車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進 官民協働によるエコカーの導入促進 エコドライブの取組みの推進 事業者に対する輸送効率の向上等の取組促進による交通需要の調整・低減 バイパスの整備、交差点改良、新交通管理システムの推進等の交通流対策 環境に配慮した自動車利用についての普及啓発・環境教育

カ 京都府地球温暖化対策推進計画

「京都府地球温暖化対策推進計画」（平成23年7月、京都府）の概要を表 2-2.128に示す。

京都府では、「京都府地球温暖化対策条例」（平成17年京都府条例51号、最終改正：平成28年京都府条例第17号）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「京都府地球温暖化対策推進計画」を平成18年10月に策定している。これらの対策の進捗を踏まえつつ、平成22年10月には同条例の改正が行われ、平成23年度以降の温室効果ガス発生量について、中期的な目標として平成42年度までに平成2年度と比べて40%を削減すること、さらにこの目標を着実に達成するために、平成32年度までに平成2年度と比べて25%を削減することを新たな目標として設定し、平成23年4月に施行している。これに伴い「京都府地球温暖化対策推進計画」も平成23年7月に改定している。

表 2-2. 128 京都府地球温暖化対策推進計画の概要

項 目	概 要
趣旨	京都府地球温暖化対策推進計画の新計画として、改正条例に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために策定
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして京都の知恵と文化を活かし自然と共生する美しい地域を創る。
目標	当面の目標：平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 25%を削減 中期的目標：平成 42 年度までに平成 2 年度と比べて 40%を削減 長期的目標：平成 62 年度までに温室効果ガスの排出量が平成 2 年度と比べて 80% 以上削減された持続可能な京都を創造
重点施策	京都の知恵と文化を暮らしに活かす 再生可能エネルギーを最大限に活用 環境産業の発展 自立した持続可能な地域創り 森林を守り育てる

キ 大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成27年 3 月、大阪府）の概要を表 2-2. 129 に示す。

大阪府では、「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の 3」に基づき、「大阪21世紀の新環境総合計画」で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画として、大阪府環境審議会の答申などを踏まえ、地球温暖化対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成27年 3 月に策定している。

表 2-2. 129 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 27 年度から平成 32 年度
計画の位置づけ	「大阪 21 世紀の新環境総合計画」で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画
計画の目標	2020 年度までに温室効果ガス排出量を 2005 年度比で 7%削減する。
各部門等の取組	民生（家庭）：HEMS 等によるエネルギー使用量等の見える化取組の普及／キャンペーンやセミナー等による普及啓発／LED 化等による省エネ・省 CO ₂ 機器の導入促進等 民生（業務）・産業：評価制度等による温暖化防止条例に基づく取組の促進／中小事業者向け省エネ診断や商工会等の経営指導員と連携した対策支援／省エネ性能の良い高効率機器等の導入促進等 運輸：電車、バス等の公共交通の利用促進等／エコカーの普及促進／おおさか交通エコチャレンジ運動等による事業者の取組の促進等 再生可能エネルギー・省エネ機器の普及促進等 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの普及促進／高効率コージェネレーションシステム等の省エネ・省 CO ₂ 関連機器等の導入促進／蓄電池、燃料電池等エネルギー関連技術・製品の開発支援 適応策の推進：おおさかヒートアイランド対策推進計画に基づく対策を推進／大阪府域への地球温暖化の影響の把握／地球温暖化対策の影響を踏まえた対策を検討

ク 京田辺市地球温暖化対策実行計画

「京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成25年3月）の概要を表 2-2. 130に示す。

京田辺市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における地球温暖化対策のさらなる推進や、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、災害対策とともに持続可能な社会を構築する必要性が改めて認識されているなどの背景から、地球温暖化対策に関する具体的な方針を示し、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じ、対策を総合的、計画的に推進することを目的として、本計画を策定している。

表 2-2. 130 京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 25 年度～平成 29 年度
計画の位置づけ	京田辺市環境基本計画における基本目標を達成するための行動プランとしての役割を持つ。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に定める「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」について示すものである。
計画の目標	平成 29 年度における温室効果ガス排出量を平成 21 年度比で 15%削減する。
目標達成のために 行うべき対策	省エネに配慮した暮らしの推進（一人ひとりの省エネ行動の実践・継続／省エネ型の家づくり） 省エネに配慮した事業活動の推進（従業員による省エネ行動の実践・継続／省エネ型の建物づくり／新たな環境産業の振興／市の率先した行動） 再生可能エネルギーの利用推進（再生可能エネルギーの導入推進） 環境にやさしい交通対策の推進（エコドライブの推進／環境にやさしい車の普及推進／車に頼り過ぎない暮らしの推進（モーダルシフト）／環境にやさしい交通のまちづくり 循環型社会づくりの推進（ごみの 3R 活動の推進／安全・安定的な環境に配慮したごみ処理システムの構築） 緑化対策の推進（都市緑化の推進／里山の保全） 人づくり・雰囲気づくりの推進（環境教育・環境学習の推進／地球温暖化防止に関する情報の収集・提供／リーダーの育成／あらゆる主体の連携の強化）

ケ 枚方市地球温暖化対策実行計画

「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成25年3月）の概要を表 2-2. 131に示す。

枚方市では「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」（平成19年6月、枚方市）が平成24年度で計画期間を終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策をより一層推進するために、「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。

表 2-2. 131 枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 25 年度～平成 34 年度
計画の位置づけ	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく地方公共団体実行計画として策定する。また、平成 23 年 3 月に策定した「第 2 次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定する。
計画の目標	温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度比で 25%以上削減
温室効果ガス 排出量削減に 向けた施策	再生可能エネルギーの利用拡大（再生可能エネルギー利用の普及・啓発／太陽光発電システムの導入支援／太陽光発電システム等の設置／（仮称）地球温暖化対策推進基金の創設） 省エネルギー・省 CO ₂ 活動の推進（市民による省エネルギー・省 CO ₂ 活動の促進／事業者による省エネルギー・省 CO ₂ 活動の促進） 低炭素化につながる環境整備の推進（環境負荷の少ない交通体系等の推進／緑の保全と創造／ヒートアイランド対策の推進） 循環型社会の構築に向けた活動の推進（発生抑制行動の促進／リサイクル活動の促進）

コ 京都府ごみ処理広域化計画

「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）の概要を表 2-2.132に示す。

京都府では、ごみの排出量の増大等にもなう最終処分場の逼迫、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策、高度な環境保全対策の必要性等、ごみの適正処理を推進するに当たって、その課題に対応する必要性から、京都府では平成11年3月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定している。

「京都府ごみ処理広域化計画」は、広域化への取組の際に必要な市町村の範囲を府内7ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、基本的な考え方を示した内容となっている。広域化計画の期間としては、ダイオキシン類排出削減のための恒久対策及び既存のごみ焼却施設の耐用年数等を考慮し、概ね20年間（平成11年度～30年度）としているが、今後の新たな法規制やごみ処理技術の進展、地域の状況変化等、必要に応じて見直しを行うこととしている。

なお、京田辺市は「南部ブロック」地域とされている。

表 2-2.132 京都府ごみ処理広域化計画の概要

項 目	概 要
目的	京都府での今後のごみ処理施設及び最終処分場の整備の方向性を定め、各地域の実情に応じた適正なごみ処理体制を確立することを目的としたものである。
期間	概ね20年間（平成11年度～30年度）
基本方針	ごみの排出抑制と減量化を図り、その上でリユース、リサイクルが見込めず、やむを得ず排出するごみについて適切な中間処理、最終処分を行うため、以下のような方針により、環境負荷の少ない処理システムの構築を目指している。 ・ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底 ・ダイオキシン類の排出削減 ・焼却残さの高度処理対策 ・サーマルリサイクルの推進 ・最終処分場の確保対策 ・施設整備等のコスト縮減
広域化ブロック	複数の市町村等による共同処理体制が不可欠なことから、相互に連携して協力するための広域ブロックを設定して、計画を進めていくものである。府内では、丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽の7ブロックが設定されている。

サ 大阪府ごみ処理広域化計画

「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）の概要を表 2-2.133に示す。

大阪府域においては、これまで、焼却による衛生的なごみ処理に積極的に取り組んできたことにより、焼却率が全国平均を大きく上回っており、最終処分については、広域的な最終処分場が確保されてきたが、ダイオキシン対策のほか、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減のような利点を図るため、ごみ処理をトータルシステムとして検討した、中長期的な広域化計画を検討することの必要性から本計画を策定している。

「大阪府ごみ処理広域化計画」は、府内を6ブロックに設定し、各ブロックの市町村に広域ブロック構成市町村間での施設整備計画の作成、一般廃棄物処理基本計画の改定、ごみ減量化・リサイクルの推進等の取組を行うこととしている。なお、枚方市は東大阪ブロックに属している。

表 2-2. 133 大阪府ごみ処理広域化計画の概要

項 目	概 要
期間	概ね 20 年間（平成 11 年度～30 年度）
基本的 考え方	一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進 本計画は、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとに、それぞれの立場で減量化・リサイクルの取り組みを反映するものとする。 一般廃棄物処理施設整備の将来の方向性 将来の一般廃棄物処理施設整備の方向性を示すものとする。その考え方は、市町村の財政状態等を踏まえ、以下のとおりとする。 ごみ焼却施設 ごみ焼却施設は、最低 100 t /日以上、可能な場合 300 t /日以上全連続炉とし、建設時期は既存の焼却施設の更新時期を勘案して検討する。 ごみ焼却施設以外の施設 リサイクル施設、ストックヤード、RDF（ごみ燃料）化施設、灰の高度処理施設等について、焼却施設を含むトータルシステムとしての効率的な組み合わせを検討する。 立地の条件 施設の設置場所の選定は、実施計画時に、交通条件（輸送効率等）、用地の確保、住民の理解など、多方面から検討する。
広域 ブロック	6 ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）

シ 京都府循環型社会形成計画

「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）の概要を表 2-2. 134に示す。

京都府では、平成15年3月に「京都府循環型社会形成計画」を策定している。本計画は、平成19年3月に見直し、さらに、平成24年3月に第2期計画を策定している。

本計画は、京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにしたものである。

表 2-2. 134 京都府循環型社会形成計画の概要

項 目	概 要
目的	京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会作りに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。
計画期間	平成 23 年度から平成 32 年度までとし、中間年度である平成 27 年度に見直しを行う。
施策の 基本方向	①3R の推進 環境負荷の少ないライフスタイル 環境負荷の少ない事業活動 3R への協働取組 ②廃棄物資源化の推進 ③廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり ④不法投棄対策の徹底

ス 大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）の概要を表 2-2. 135に示す。大阪府では、府民、事業者、行政が連携・協働し、目指すべき循環型社会を構築するため、「大阪府循環型社会推進計画」を平成28年6月に策定した。本計画は、「大阪21世紀の新環境総合計画」の分野ごとの実行計画、「廃棄物処理法」に基づく都道府県廃棄物処理計画、「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく基本方針、行動指針として位置づけられる。

表 2-2. 135 大阪府循環型社会推進計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 28 年度から平成 32 年度
目標	排出量：一般廃棄物 278 万 t、産業廃棄物 1,534 万 t 再生利用率：一般廃棄物 15.8%、産業廃棄物 32.2% 最終処分量：一般廃棄物 32 万 t、産業廃棄物 37 万 t 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：一般廃棄物 403g/人・日
主な施策	リデュースとリユースの推進 食品ロスの削減／事業系ごみの削減／リユースの促進／産業廃棄物の削減 リサイクル（質の高いリサイクル）の推進 分別収集の促進／建設廃棄物の発生抑制／質の高いリサイクルの促進 適正処理の推進 一般廃棄物の処理／適正処理の徹底／有害廃棄物の処理／最終処分場の確保 非常災害時の廃棄物の適正処理の備え 災害時の適正処理体制の構築／技術の蓄積と人材の育成 留意事項 人口減少・高齢化の進展への対応／低炭素社会・自然共生社会への配慮

セ 第 2 次京田辺市環境基本計画

「第 2 次京田辺市環境基本計画」（平成 27 年 3 月、京田辺市）の概要を表 2-2. 136 に示す。

京田辺市では、平成 17 年 3 月に「京田辺市生活環境基本条例」に基づき「京田辺市環境基本計画」を策定している。「第 2 次京田辺市環境基本計画」は、前計画の策定から 10 年が経過した現在、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京田辺市が目指す望ましい環境像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2. 136 第 2 次京田辺市環境基本計画の概要

項 目	概 要
計画の期間	平成 27 年度から平成 36 年度
望ましい環境像	豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺
基本目標	多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 都市と自然・歴史・文化が調和し、美しく多様な景観を守り育むまち 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 全ての人々が参加・行動し、豊かな環境を守り引き継ぐまち
施策の展開	多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 自然とのふれあいの場・機会の創出／生物多様性の保全／田園環境の保全 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 良好な生活環境の保全 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 循環型社会づくりの推進 都市と自然・歴史・文化が調和し、美しく多様な景観を守り育むまち 良好な居住環境の保全／地域固有の歴史・文化及び景観の保全 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 地球温暖化対策の取組 全ての人々が参加・行動し、豊かな環境を守り引き継ぐまち 環境教育・環境学習の推進／市と市民及び学生、事業者との協働

ソ 第2次枚方市環境基本計画

「第2次枚方市環境基本計画」（平成23年3月、枚方市）の概要を表 2-2.137に示す。

枚方市では、平成13年2月に「枚方市環境基本条例」に基づき「枚方市環境基本計画」を策定している。「第2次枚方市環境基本計画」は、前計画の策定から10年が経過した現在、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から枚方市のめざすべき環境像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2.137 第2次枚方市環境基本計画の概要

項 目	概 要
計画の期間	平成23年度から平成32年度
めざすべき環境像	みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方
基本目標	全ての主体が環境保全活動に参加するまち 地球環境への負荷が少ないまち 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち
施策の展開	全ての主体が環境保全活動に参加するまち 環境教育・環境学習の推進／環境保全活動の推進 地球環境への負荷が少ないまち 地球温暖化対策の推進／地球環境保全対策の推進 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 自然環境の保全／「農」を活かしたまちづくり 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 環境にやさしいまちづくり／美しいまち並みの確保 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち 循環型社会の構築／良好な水資源の保全と活用／良好な生活環境の確保

タ みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」（平成21年12月、大阪府）の概要を表 2-2.138に示す。

大阪府では、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため策定された。

本計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成11年策定）を統合し、本府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表 2-2.138 みどりの大阪推進計画の概要

項 目	概 要
計画期間	21 世紀の第 1 四半期（2025 年（平成 37 年））
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市・大阪
目標・指標	緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約 4 割以上確保 緑化の目標（市街化区域）：緑被率 20%（現況の 1.5 倍） 指標（3 年毎検証） 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす《約 5 割⇒約 8 割》 最近みどりに触れた府民の割合を増やす《約 4 割⇒約 8 割》
基本戦略	みどり豊かな自然環境の保全・再生 周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 みどりの風を感じるネットワークの形成 主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを確保 街の中に多様なみどりを創出 屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める みどりの行動の促進 府民や企業、NPO との協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す

チ 枚方市みどりの基本計画

「枚方市みどりの基本計画」（平成28年3月、枚方市）の概要を表 2-2.139に示す。

「枚方市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき策定するみどりに関する総合的な計画で、市民や事業者、行政など多様な主体が一体となって、緑地保全や緑化推進に関する取組みを計画的に推進することを目的としている。

枚方市では、平成11年に「枚方市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全活用や都市緑化の推進など市民の手による緑のまちづくりの取組みを積極的に展開してきたが、策定から15年が経過し、本市を取り巻く社会情勢やみどりに関する市民意識の高まりなどの変化に対応したものとするため、平成28年3月に計画の改定を行った。

表 2-2.139 枚方市みどりの基本計画の概要

項 目	概 要
計画期間	平成 28 年度～平成 47 年度の 20 年間
基本理念	里山と淀川、それらを東西に結ぶ 3 河川 恵まれた良質なみどりを活かし、つなぎ、育む、 人もみどりも元気でやさしい枚方へ
みどりの将来像 (基本的方向)	本市の東端には、生駒山系に連なる東部の里山、西端には滋賀・京都・大阪を流れる淀川という 2 つの「みどりの骨格」が存在し、生態系やレクリエーションなどの重要な基盤となっているが、「みどりの骨格」が単独でもたらす効果には限界があり、またその効果を市街地へと広げていく必要もある。そのため、これらの「みどりの骨格」と合わせて、公園や農地などのより身近な「みどりの拠点」を街路樹や河川などの連続性のある「みどりの軸」でつなぐことで、みどりのネットワークを形成する。また、まとまったみどりの少ない市街地についても、地域特性の異なる「ゾーン」に応じた緑化を推進し、市全体としてみどりの機能の底上げを図る。
目標・指標	市民意識による指標 普段の生活のなかでみどりとふれあえると感じている市民の割合： 48.4%（平成 27 年度）→増加（平成 47 年度） 里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合： 40.3%（平成 27 年度）→増加（平成 47 年度） 計測可能な指標 法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積： 1,195.7ha（平成 27 年度）→1,204.7ha（平成 47 年度） 市全域における緑被面積の割合 38.5%（平成 27 年度）→38.5%（平成 47 年度） 施設緑地の面積 405.6ha（平成 27 年度）→426.6ha（平成 47 年度） 街路樹の整備延長 34.3km（平成 27 年度）→40.5km（平成 47 年度）
取組の基本方向	次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する＜つながるみどり＞ 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり／みどりの普及啓発とふれあう機会の充実／新たな財源の確保と効率的な事業展開 枚方の優れたみどりを守り活かしていく＜守り、活かすみどり＞ 里山の保全・活用／水辺地の保全・活用／農地の保全・活用／社寺林・孤立林等の保全・活用 身近なみどりの機能を向上させる＜創り、満ちるみどり＞ 公園の充実／道路・河川のネットワークの充実 花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する＜育むみどり＞ 住宅地の緑化／商業地・工業地の緑化／公共公益施設の緑化

ツ 大阪府景観計画

「大阪府景観計画」（平成24年4月、大阪府）の概要を表 2-2.140に示す。

大阪府では、平成17年6月の景観法の全面施行を受け、大阪府は、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を策定している。

本計画は、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うものである。

「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

表 2-2. 140 大阪府景観計画の概要

項 目	概 要
景観計画の区域	道路軸：国道 171 号沿道区域、大阪外環状線（国道 170 号）沿道区域、大阪中央環状線等沿道区域、第二京阪道路沿道区域、国道 26 号（第二阪和国道）沿道区域 河川軸：淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、石川沿岸区域 山並み・緑地軸：北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域 湾岸軸：大阪湾岸区域 歴史軸：歴史的街道区域（一般区域）、歴史的街道区域（重点区域） （景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。）
景観づくりの基本方針	道路軸：周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。／市街地にあつては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。／郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。 河川軸：水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。／川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。 山並み・緑地軸：市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。／山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。／歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。 湾岸軸：湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。／湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。／湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。 歴史軸：基本方針なし

テ 枚方市景観計画

「枚方市景観計画」（平成26年4月策定、平成28年10月変更、枚方市）の概要を表 2-2. 141に示す。

枚方市では平成26年4月に景観法に基づく景観計画を策定し、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしている。本計画は、1章から6章までから成り、内容は「景観計画の区域」、「各区域の景観形成の方針」、「各区域の制限事項」、「屋外広告物に関する事項」等を盛り込んでいる。

なお、調査地域は、本計画の区域区分のうち東部景観区域（景観形成区域）に属している。

表 2-2. 141 枚方市景観計画の概要

項 目	概 要
景観計画の区域	「景観計画の区域」は枚方市全域とし、一般区域、景観形成区域、景観重点区域に3区分している。 一般区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成をめざし、地域の特性を活かした景観の形成を図る区域。 景観形成区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域。河川、道路、東部に分割される。 景観重点区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成を特に推進する必要がある、重点的に良好な景観を保全・創出しながら、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域。
景観づくりの基本方針	『豊かな自然や歴史』をまもるために 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす 『快適な地域環境』をはぐくむために 自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む まちの景観を乱すものを取り除く 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む 『都市的な魅力』をつくるために にぎわいと風格のある都市核を創る 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる 四季のいろあいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する
景観形成区域別の景観形成の方針	東部景観区域 生駒の山なみと調和したまちづくりの推進 枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備 地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成

(13) 文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況

文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）、京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）及び京田辺市文化財保護条例（昭和50年京田辺市条例第11号）並びに大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）及び枚方市文化財保護条例（平成5年枚方市条例第27号）に基づき、調査地域で指定又は登録があり、京田辺市では42件、枚方市では51件となっている。

調査地域の文化財等を表 2-2. 142に示す。

表 2-2. 142 調査地域の文化財等

種別				京田辺市		枚方市	
国指定・登録 等文化財	有形文化財	建造物	重要文化財	6	3		
			登録	1			
			彫刻	2			
	記念物	史跡	1	4			
名勝		1	2				
				府	市	府	市
府指定・登録文化財 市指定・登録文化財	有形文化財	建造物	指定	1	4	6	
			登録	5	—	—	
			彫刻	指定	2	1	6
				登録	1	—	—
			工芸品	指定	—	1	4
				登録	—	—	—
			書跡・典籍	指定	—	—	1
				登録	—	—	—
			古文書	指定	1	—	1
				登録	1	—	—
		考古資料	指定	1	3	1	
			登録	—	—	—	
		歴史資料	指定	—	—	2	
			登録	—	—	—	
	民俗文化財	有形	指定	—	—	4	
			登録	—	—	—	
		無形	指定	—	4	—	
			登録	—	—	—	
	記念物	史跡	指定	1	3	3	4
			登録	—	—	—	—
		天然記念物	指定	—	—	2	—
			登録	—	—	—	—
文化財環境保全地区			決定	6	—	—	
合計				42		51	

注 1. 京田辺市は平成 26 年 8 月 1 日現在、枚方市は平成 27 年 9 月 1 日現在。

注 2. 重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は含んでいない。

注 3. 建造物は件数であり、棟数ではない。

注 4. “-” は該当なしを示す。

出典：「平成 26 年京都府統計書」（平成 28 年 3 月、京都府）

：「枚方市内の文化財」（平成 28 年 11 月 1 日現在、枚方市ホームページ）

：「文化財総合目録」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

調査地域の文化財一覧を表 2-2. 143(1)～(2)に、埋蔵文化財一覧を表 2-2. 144(1)～(2)に、文化財位置図を図 2-2. 44に、埋蔵文化財位置図を図 2-2. 45に示す。

調査地域には建造物や美術工芸品などの文化財が47件、遺跡や古墳などの埋蔵文化財が147箇所分布している。

表 2-2. 143(1) 調査地域の文化財一覧

番号	指定	市	分類	小分類	小分類	名称
1	国指定	京田辺市	有形文化財	建造物	－	佐牙神社本殿
2					－	酬恩庵方丈及び玄関・庫裏・東司・浴室・鐘楼
3					－	酬恩庵本堂
4					－	白山神社本殿
5					－	法泉寺十三重塔
6					－	澤井家住宅
7				美術工芸品	絵画	一休和尚画像
8					彫刻	木造一休和尚坐像
9						木造千手観音立像
10						十一面観音立像
11					書跡	後花園天皇宸翰女房奉書
12			記念物	名勝	－	酬恩庵庭園
13				史跡	－	大住車塚古墳
14		枚方市	有形文化財	建造物	－	厳島神社末社春日神社本殿
15				美術工芸品	彫刻	木造降三世軍荼利明王立像
16	国認定	京田辺市	有形文化財	建造物	－	極楽寺九重石塔
17				美術工芸品	彫刻	白山神社石灯籠
18	府指定	京田辺市	有形文化財	建造物	－	酬恩庵虎丘庵・総門・中門
19				美術工芸品	彫刻	一休宗純関係資料
20						朱智神社 木造牛頭天王立像
21						西念寺 木造十一面観音立像
22				書跡	－	家形石棺（堀切6号横穴出土）
23			記念物	名勝	－	田辺天神山遺跡
24		枚方市	有形文化財	建造物	－	正俊寺 石造十三重塔
25			記念物	史跡	－	伝王仁墓
26	府登録	京田辺市	有形文化財	建造物	－	咋岡神社本殿
27					－	朱智神社本殿
28					－	棚倉孫神社本殿
29				美術工芸品	彫刻	木造大応国師坐像
30					書跡	大徳寺文書
31	市指定	京田辺市	有形文化財	美術工芸品	彫刻	金環（山崎2号墳出土）
32						木造阿弥陀如来及び両脇侍像
33						木造阿弥陀如来坐像
34						木造阿弥陀如来坐像
35						木造阿弥陀如来立像
36						木造降三世明王・金剛夜叉明王立像
37						木造十一面観音立像
38						木造大日如来坐像
39				考古資料	－	石棒
40						武人埴輪（堀切7号墳出土）
41			記念物	史跡	円墳	ゴロゴロ山古墳
42						シオ1号墳（平塚）

表 2-2. 143(2) 調査地域の文化財一覧

番号	指定	市	分類	小分類	小分類	名称
43		枚方市	有形文化財	美術工芸品	彫刻	尊延寺 木造不動明王立像、四大明王像、地蔵菩薩立像
44						木造四大明王像のうち大威徳明王坐像・金剛夜叉明王立像
45					工芸品	尊延寺 大般若経附唐櫃
46						三宮神社 湯釜
47					書跡	大般若経

注1. 番号は、図 2-2. 44 に対応している。

出典：「文化財総合目録」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「京田辺市の教育 平成 27 年版」（京田辺市教育委員会）

：「枚方市文化財分布図」（枚方市、平成 25 年 3 月）

表 2-2. 144(1) 調査地域の埋蔵文化財一覧

番号	市	名称	番号	市	名称
1	京田辺市	ゴロゴロ山古墳 (茶臼塚・釈迦山)	36	京田辺市	佐牙垣内遺跡
2		稲葉遺跡	37		三山木遺跡
3		遠藤遺跡	38		三山木廃寺
4		奥山田池遺跡	39		三本木遺跡
5		王居谷古墳群	40		三野遺跡
6		岡村遺跡	41		山崎遺跡
7		屋敷田遺跡	42		志保遺跡
8		下司館跡	43		七瀬川遺跡
9		河原遺跡	44		芝山遺跡
10		観音山古墳	45		小欠古墳群
11		観音寺東遺跡	46		小田垣内遺跡
12		観音寺東館跡	47		小田垣内北遺跡
13		久保田遺跡	48		小林遺跡
14		宮ノ下遺跡	49		松井横穴群
15		宮ノ後遺跡	50		松井横穴群
16		宮ノ口遺跡	51		松井窯跡群
17		虚空蔵谷遺跡	52		上西野遺跡
18		橋折遺跡	53		上谷浦遺跡
19		興戸遺跡	54		城ヶ前遺跡
20		興戸丘陵西遺跡	55		城山遺跡
21		興戸丘陵東遺跡	56		新宮社東遺跡
22		興戸宮ノ前遺跡	57		新宮前遺跡
23		興戸城跡	58		新宮前館跡
24		興戸廃寺	59		新宗谷館跡
25		桑町遺跡	60		神奈備寺跡
26		鍵田遺跡	61		薪遺跡
27		古屋敷遺跡	62		薪城跡
28		御家遺跡	63		水取城跡
29		交野ヶ原窯跡群	64		杉谷遺跡
30		口駒ヶ谷遺跡	65		西薪遺跡
31		口仲谷古墳群	66		西平川原遺跡
32		向山遺跡	67		西野遺跡
33		向谷遺跡	68		西羅遺跡
34		高ヶ峯遺跡	69		責谷遺跡
35		高井鎌遺跡	70		責谷古墳群

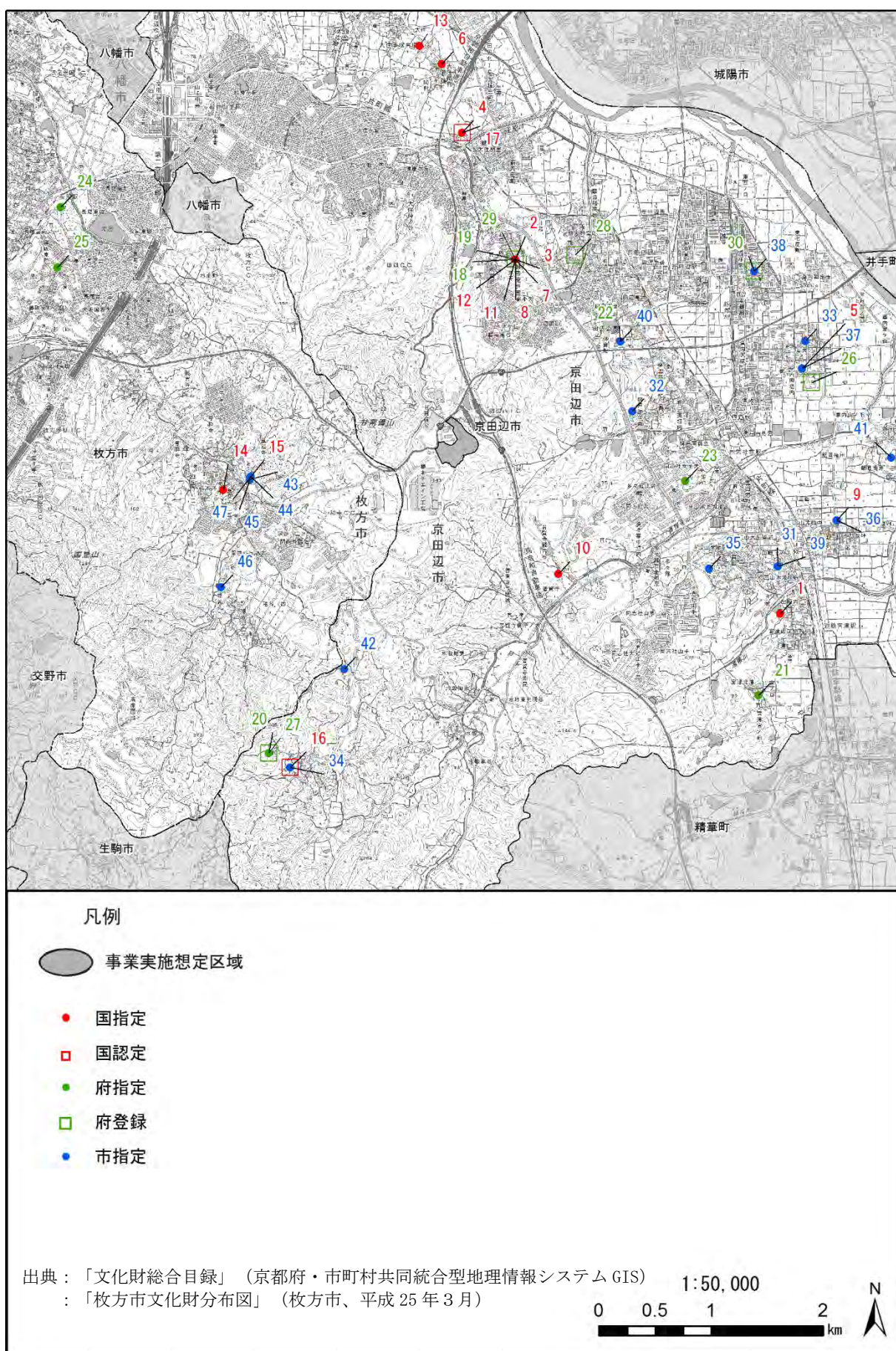
表 2-2. 144(2) 調査地域の埋蔵文化財一覧

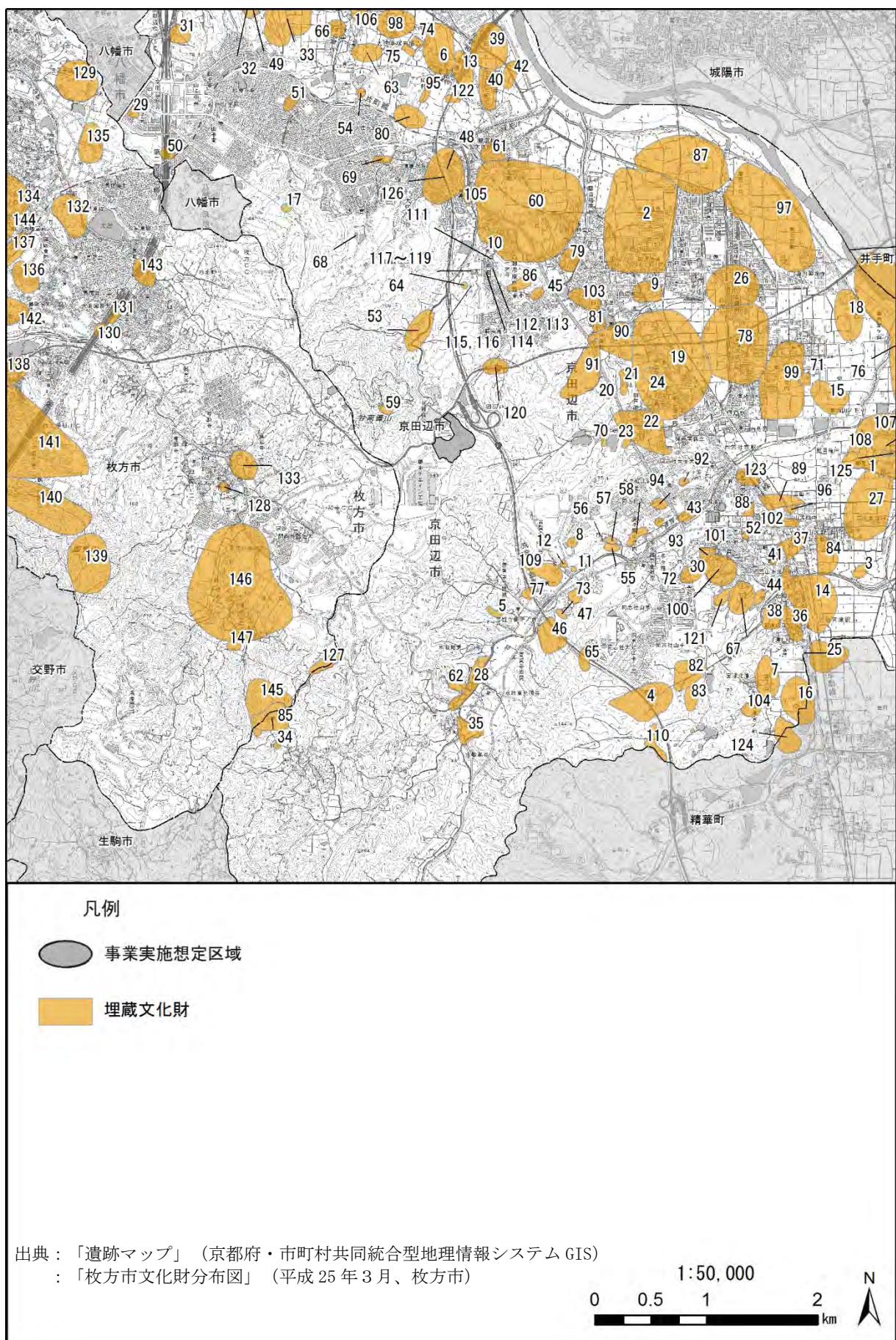
番号	市	名称	番号	市	名称
71	京田辺市	川原谷遺跡	110	京田辺市	北ノ谷古墳群
72		草路城跡（草内城跡）	111		堀切 10 号墳
73		多々羅遺跡	112		堀切 11 号墳
74		打垣内遺跡	113		堀切 1 号墳
75		大住車塚古墳 （チコンジ山・智光寺山）	114		堀切 3 号墳
76		大住南塚古墳	115		堀切 5 号墳
77		大將軍遺跡	116		堀切 6 号墳
78		大西館跡	117		堀切 7 号墳
79		大切遺跡	118		堀切 8 号墳
80		棚倉孫神社遺跡	119		堀切 9 号墳
81		地内山遺跡	120		茂ヶ谷遺跡
82		竹ノ脇遺跡	121		木原城館跡
83		中山田遺跡	122		野上遺跡
84		中山田古墳群	123		野神遺跡
85		直田遺跡	124		薬師山遺跡
86		天王畑城（普賢寺城跡）	125		薬師山古墳（高塚）
87		天理山古墳群	126		狼谷遺跡（小谷遺跡）
88		伝道林遺跡	127	枚方市	しお古墳群
89		田中西遺跡	128		巖島神社遺跡
90		田中東遺跡	129		荒坂山砦跡
91		田辺遺跡	130		杉遺跡
92		田辺城跡	131		杉中責谷遺跡
93		田辺天神山遺跡	132		正俊寺遺跡
94		都谷遺跡	133		尊延寺遺跡
95		都谷北遺跡	134		長尾遺跡
96		塔ノ脇遺跡	135		長尾播磨谷遺跡
97		東角田遺跡	136		長尾病院遺跡
98		東林遺跡	137		長尾風呂ヶ谷遺跡
99		南垣内遺跡	138		津田三ツ池遺跡
100		南山遺跡	139		津田城遺跡 国見山地区
101		南山城跡（浅井城跡）	140		津田城遺跡 城坂地区
102		二又遺跡	141		津田城遺跡 本丸山地区
103		尼ヶ池遺跡	142		藤阪宮山遺跡
104		白山遺跡	143		藤阪大亀谷遺跡
105		畑山遺跡	144		藤阪東遺跡
106		八河原遺跡	145		普賢寺城跡
107		飯岡遺跡	146		穂谷遺跡群
108		飯岡車塚古墳	147		穂谷古墳
109		普賢寺跡			

注 1. 番号は図 2-2. 45 に対応している。

出典：「遺跡マップ」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「枚方市文化財分布図」（平成 25 年 3 月、枚方市）





第3章 計画段階配慮事項の選定

3-1 位置等に関する複数案

事業特性、地域特性及び環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）に基づき、本事業における複数案について検討した。

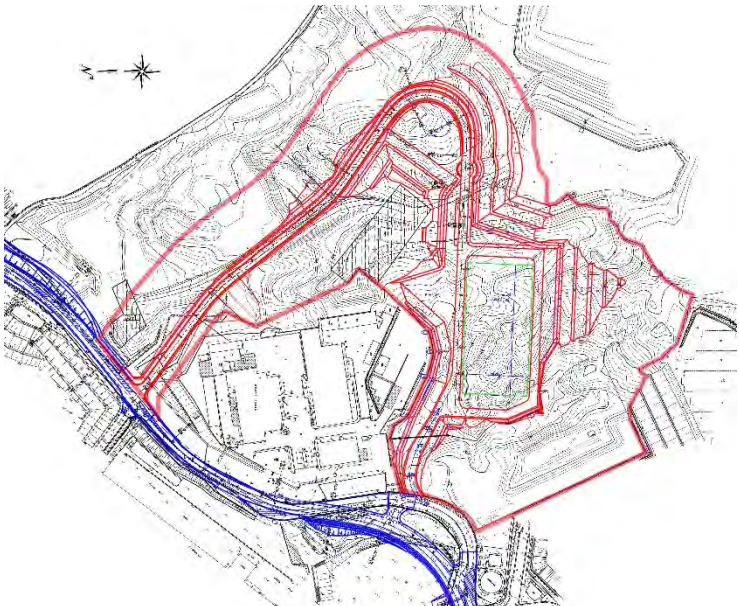
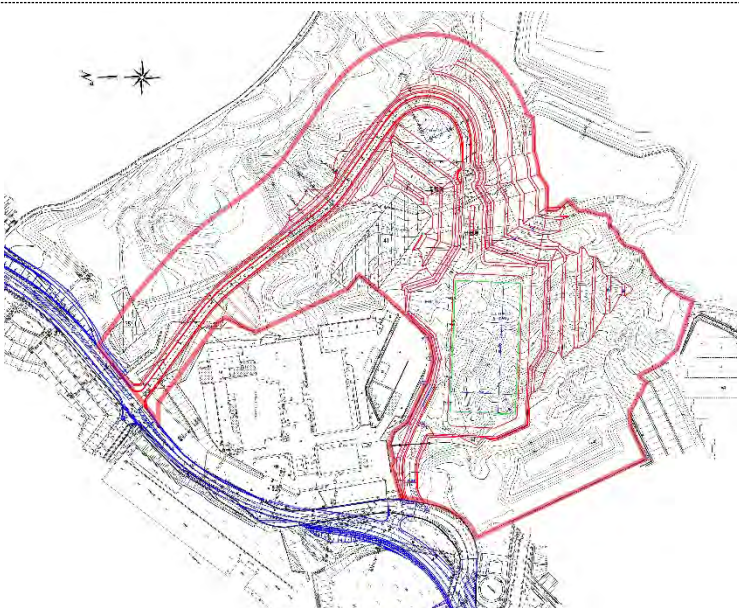
本事業の事業実施想定区域は、「1-3-2 第一種事業の内容」に示したとおり、地理的状況及び現有施設の稼働状況を踏まえて決定されている。本検討に当たっては、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、現在稼働している穂谷川清掃工場第3プラント及び甘南備園焼却施設の老朽化が進んでおり、日々発生する廃棄物を効率的・効果的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていく上で、両施設の更新施設としての可燃ごみ広域処理施設の整備は必要不可欠であることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しないこととする。

3-1-1 施設等の配置

施設等の配置について、表 3-1.1の複数案を設定する。

表 3-1.1 複数案の設定（施設等の配置）

	形状	概要
X 案	・ 造成箇所の計画地盤高を120mとする案 	造成規模の縮小に留意した案である。
	・ 造成箇所の計画地盤高を115mとする案 	
Y 案		幹線道路から敷地への高低差の縮小に留意した案である。

3-1-2 工作物の構造

新施設に設置される煙突高さについて、表 3-1.2の複数案を設定する。

表 3-1.2 複数案の設定（工作物の構造）

	煙突高さ	概要
A 案	100m	近隣の枚方市東部清掃工場の煙突高さと同じ案である。
B 案	59m	全国的に採用実績の多い案である。

3-2 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用時において想定される事業活動の内容を抽出したうえで、複数案毎の影響の程度について検討を行った。

その結果は表 3-2.1に示すとおりである。

表 3-2.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	・ 現況地形の整地及び国道307号との接続道路の設置に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。 ・ 造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）が発生する。
	建設機械の稼働	・ 造成工事、接続道路設置工事、工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・ 工事用の資材及び機械の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	・ 現況地形の整地及び国道307号との接続道路の設置に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生があり、降雨時に下流河川に濁水が流出する可能性がある。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	・ 新たに工作物が出現する。
	施設の稼働	・ ごみ焼却施設が稼働する。
	施設関係車両の運行	・ ごみ焼却施設への施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	・ 施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

3-3 計画段階配慮事項の選定

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針において、第一種事業等に係る計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、影響要因（事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因）が環境要素（影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境を構成する要素）に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行うとされている。

本事業における計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれがある項目はないと考えるが、複数案間で影響の程度が異なると想定される主要な項目を選定する方針とした。事業特性及び地域特性を勘案して選定した計画段階配慮事項の項目及びその選定・非選定理由は表 3-3.1(1)～(4)に示すとおりである。なお、計画段階配慮事項の検討に当たっては、環境影響を受ける範囲に枚方市域も含まれることから、環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（平成11年大阪府告示第555号）及び枚方市環境影響評価等技術指針（平成28年枚方市告示第180号）も参考に検討した。

工事の実施における計画段階配慮事項の項目として、施設等の配置に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時の大気質、騒音及び振動を選定した。また、土地又は工作物の存在及び供用における計画段階配慮事項として、工作物の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、施設の稼働時の大気質及び景観を選定した。

なお、その他の環境要素については、今後の環境影響評価手続を進める中で事業特性、地域特性及び本配慮書での検討結果を踏まえ、環境影響評価項目を選定（方法書段階）する予定である。

表 3-3.1(1) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由	
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在		施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄					○	【工事の実施】事業実施想定区域内の造成工事及び接続道路の設置工事において、資材・残土等の運搬車両の走行が発生する。ルート沿道には保全対象住居等が存在していることから、運搬車両の運行に伴う大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）による影響が生じることが考えられ、これらの影響の程度は施設等の配置に関する複数案間で変化するため、計画段階配慮事項として選定する。 なお、事業実施想定区域から最寄り民家等までは約700m離れており、建設機械の稼働に伴う影響及び造成等の工事による粉じんの影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類及び有害物質等により、周辺環境に影響を及ぼすことが考えられ、これらの影響の程度は煙突高さの複数案間で変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。なお、施設関係車両の運行については、既存施設へのごみ収集・運搬のために現状で使用している国道307号を使用する計画であり、新たな重大な影響が生じるとは考えにくいことから選定しない。
			浮遊粒子状物質		○			○	
			一酸化炭素						
			窒素酸化物		○		○		
			ダイオキシン類				○		
			光化学オキシダント						
			ベンゼン						
			トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン						
			有害物質（塩化水素、水銀）				○		
		浮遊粉じん							
	大気環境	騒音及び超低周波音	騒音レベル及び超低周波音レベル		○				【工事の実施】事業実施想定区域内の造成工事及び接続道路の設置工事において、資材・残土等の運搬車両の走行が発生する。ルート沿道には保全対象住居等が存在していることから、運搬車両の運行に伴う騒音・振動による影響が生じることが考えられ、これらの影響の程度は施設等の配置に関する複数案間で変化するため、計画段階配慮事項として選定する。 なお、事業実施想定区域端部から最寄り民家等までは約500m離れていること、また低公害型の建設機械の採用に努めることなどから、建設機械の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m離れていること、また建屋内への機器の設置などの環境保全措置を講じることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに振動の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。なお、施設関係車両の運行については、既存施設へのごみ収集・運搬のために現状で使用している国道307号を使用する計画であり、新たな重大な影響が生じるとは考えにくいことから選定しない。
			振動		○				
		悪臭	悪臭						

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(2) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用		計画段階配慮事項の選定・非選定理由
				造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水質汚濁					【工事の実施】造成工事等に伴い一時的に生じる裸地面からの濁水の発生が考えられるが、施設等の配置に係る複数案毎の改変面積はおおむね同程度であること、また適宜沈砂池等の濁水対策を図ることから、計画段階配慮事項として選定しない。
			水の濁り（SS）					【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし余剰なものについてのみ下水道放流する計画であることから、環境への影響を低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		水底の底質	底質汚染					【工事の実施】工事中に底質汚染を発生させる要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし余剰なものについてのみ下水道放流する計画であることから、環境への影響を低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地下水の水質					【工事の実施】工事中に地下水の水質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】生活排水及びプラント排水ともに下水道放流する計画であり、地下浸透させる計画はないことから、地下水の水質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		地下水の水質及び水位	地下水の水位					【工事の実施】工事中に地下水の水位に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】プラント用水、生活用水は、基本的に上水を使用することから、地下水の水位に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
			地盤沈下					【工事の実施】事業実施想定区域に重要な地形・地質及び自然現象は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後に地形及び地質に影響を及ぼす要因は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	地質・土壌環境	地形及び地質	重要な地形・地質及び自然現象					【工事の実施】工事中に地盤沈下を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】プラント用水、生活用水は基本的に上水を使用することから、計画段階配慮事項として選定しない。
		地盤	地盤沈下					【工事の実施】工事計画において土壌汚染の原因となる物質の排出は想定していない。また、区画外への土砂搬出に当たっては、事前調査により安全性の確認を行い、適切に対応することから環境への影響は低減できるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		土壌	土壌汚染					【存在及び供用】供用時には排ガス中の有害物質の沈着による影響が想定されるが、現状において土壌中のダイオキシン濃度は環境基準を大きく下回っており、また施設の稼働時にも集塵機の設置等により排出ガスの影響を低減することから、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(3) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設関係車両の運行	
環境の自然調査・構成要素の良好な状態の保持を	その他の環境	日照障害							【工事の実施】工事中に日照障害を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後には事業実施想定区域に新たな工作物が創出されるが、施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m、最寄りの農用地までは約500m離れており、建物及び農用地に対する日照障害の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		電波障害							【工事の実施】工事中に電波障害を生じる要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後には事業実施想定区域に新たな工作物が創出されるが、施設建設予定地から最寄り民家等までは約700m離れており、電波障害の影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		気象							【工事の実施】工事中に気象（風向・風速）に影響を与える要因はないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の改変及び高層構造物の建築は行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
自然環境の多様な生態系の保全及び評価を	動物	重要な種・注目すべき生息地							【工事の実施】工事の実施に伴い動植物の生息・生育場所の改変が生じるが、施設等の配置に係る複数案間で改変の面積に大きな差異はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	植物	重要な種及び群落							【存在及び供用】施設の稼働に伴う煙突排ガスが排出されるが、類似施設による植物への間接的な影響の方向はなされていない。また、排ガス中の大気汚染物質濃度は、植物の生育に対する間接的な影響を生じる濃度より十分に低いものと想定されるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		植物生育環境としての土壌							
人と自然との豊かな触れ合いの環境要素	生態系	地域を特徴づける生態系							
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観					○		【工事の実施】工事中に主要な眺望点及び眺望資源並びに眺望景観に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】工作物の存在により主要な眺望点からの眺望景観に影響を及ぼす可能性がある。また、この影響の程度は煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							【工事の実施】工事の実施により人と自然との触れ合いの活動の場の直接的な消滅・消失又は間接的な利用上の制限をもたらさないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】関係車両の走行が想定されるルート付近には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

表 3-3.1(4) 計画段階配慮事項の選定・非選定理由

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			計画段階配慮事項の選定・非選定理由
			造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設関係車両の運行	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物								【工事の実施】工事の実施により建設廃棄物及び建設発生土等の発生が考えられるが、再利用、再生利用及び関係法令に基づく適正な処理・処分を行うことにより、重大な影響が生じることはないと考えられることから、計画段階配慮事項として選定しない。
		建設工事に伴う副産物（残土等）								【存在及び供用】施設の稼働に伴って発生した焼却灰等の廃棄物については、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じるため、計画段階配慮事項として選定しない。
	温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）								【工事の実施】建設機械の稼働及び資材等の運搬車両の運行に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの発生が考えられるが、大気中温室効果ガス濃度を著しく上昇させる規模のものではなく、重大な環境影響は生じないと考えられるため、計画段階配慮事項として選定しない。
		オゾン層破壊物質（フロン等）								【存在及び供用】施設の供用に伴い温室効果ガスが発生するが、煙突高さの複数案間で温室効果ガスの発生量に差異はないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
と歴史的・文化的調査・予測及び評価を旨とするべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観								【工事の実施】事業実施想定区域に歴史的・文化的景観に係る眺望点等は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後に歴史的・文化的景観に係る眺望点等に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。
	文化財、埋蔵文化財包蔵地	文化財、天然記念物等								【工事の実施】事業実施想定区域に文化財、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、計画段階配慮事項として選定しない。 【存在及び供用】供用後に文化財、埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼす要因はないため、計画段階配慮事項として選定しない。

注. ○は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

3-4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定及びその理由

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、地域特性及び事業特性を踏まえるとともに、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針に基づいて表 3-4.1(1)～(2)に示すとおり選定した。

表 3-4.1(1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質・ 騒音・ 振動	工事の実施 (資材及び機 械の運搬に用 いる車両の運 行)	【調査項目】 関係車両の走行ルート 周辺の保全対象住居等 の分布状況、関係車両 の走行ルートの状況 【調査方法】 文献調査及び現地踏査 による方法 【手法の選定理由】 関係車両の走行ルート 及びその周辺の住居等 に関する情報が既存資 料中に存在するととも に、現地踏査による把 握が可能なため。	【予測項目】 道路沿道における大気質・ 騒音・振動に係る影響の程 度 【予測方法】 設定した複数案による掘削 土量及び想定される残土等 運搬車両台数の程度を踏ま え、道路沿道における大気 質・騒音・振動に係る影響の 程度について、定性的に予 測する。 【手法の選定理由】 残土等運搬車両台数の程度 から、道路沿道への大気質・ 騒音・振動に係る影響の程 度の予測が可能なため。	【評価方法】 設定した複数案間にお ける環境影響の程 度について比較・評価 を行う。 【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程 度の差異を適切に評 価できるため。
大気質	土地又は工作 物の存在及び 供用（施設の 稼働）	【調査項目】 大気質の状況及び気象 の状況 【調査方法】 文献調査による方法 【手法の選定理由】 調査地域の大気質及び 気象に関する情報が既 存資料中に存在するた め。	【予測項目】 煙突排ガス中の二酸化硫 黄・二酸化窒素・浮遊粒子状 物質及びダイオキシン類等 の年平均値 【予測方法】 「窒素酸化物総量規制マニ ュアル〔新版〕」（平成12年 12月、公害研究対策センタ ー）に基づき、大気拡散式を 用いて長期平均濃度を概略 予測する。 【手法の選定理由】 調査地域への大気質に係る 影響の程度を定量的に予測 できるため。	【評価方法】 設定した複数案間にお ける環境影響の程 度について比較・評価 を行うほか、環境基準 等との整合が図られ ているかを検討する。 【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程 度の差異を適切に評 価できるため。

表 3-4.1(2) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定

環境要素の 区分	影響要因 の区分	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）	【調査項目】 主要な眺望点及び景観資源の状況、主要な眺望景観の状況 【調査方法】 文献調査、現地踏査及び写真撮影による方法 【手法の選定理由】 調査地域の景観資源及び眺望点の状況に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査及び写真撮影による把握が可能なため。	【予測項目】 眺望景観の変化の程度 【予測方法】 眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測する。 【手法の選定理由】 眺望景観の変化の程度を適切に予測できるため。	【評価項目】 設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。 【手法の選定理由】 複数案毎の影響の程度の差異を適切に評価できるため。

第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

4-1 大気質・騒音・振動（工事の実施：資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

4-1-1 調査

（1）調査項目

- ・関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況
- ・関係車両の走行ルートの状況

（2）調査方法

- 1) 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況
既存の地形図及び現地踏査により、保全対象住居等の分布位置等を把握した。
- 2) 関係車両の走行ルートの状況
現地踏査により、対象道路の構造等の状況を把握した。

（3）調査地域

調査地域は、事業実施想定区域と接続する国道307号沿道とした。

（4）調査結果

- 1) 関係車両の走行ルート周辺の保全対象住居等の分布状況
調査地域には工場等が多く保全対象住居等は存在していないものの、京田辺市・枚方市市街地の沿道においては保全対象住居が存在している。
- 2) 関係車両の走行ルートの状況
関係車両の走行ルートとなる国道307号は、事業実施想定区域がある区間では歩道のない2車線道路であるが、枚方市域内及び事業実施想定区域の東側近傍で接続している京奈和自動車道の田辺西インターチェンジ以東においては、歩道のある2車線道路となっている。

4-1-2 予測

（1）予測項目・手法

設定した複数案による掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数の程度を踏まえ、道路沿道における大気質・騒音・振動に係る影響の程度について、定性的に予測した。

（2）予測地域

調査地域と同様とした。

（3）予測条件

予測で考慮した条件は、表 4-1.1に示すとおりである。

表 4-1.1 予測条件

複数案	X 案（計画地盤高120m）	Y 案（計画地盤高115m）
掘削土量	約16万 m^3	約25万 m^3
想定される残土等運搬台数	約3.3万台	約5.1万台
関係車両の走行ルート沿道の保全対象	住居等が存在	住居等が存在

注 1. 現時点の概ねの想定である。

注 2. 掘削土量は、全量を場外搬出する場合を想定した。なお、1 台当り積載量は 5 m^3 /台として算出した。

（4）予測結果

事業実施想定区域において設定した複数案（X 案、Y 案）のいずれの案についても、造成工事で発生する掘削残土等の搬出のためのダンプトラック等が、沿道に保全対象住居等が分布する関係車両の走行ルートを走行すると考えられる。

想定される残土等運搬車両台数は、X 案の方が Y 案に比べて少ないことから、X 案の方が道路沿道における大気質・騒音・振動の影響は相対的に小さくなると予測される。

4-1-3 評価

（1）評価方法

予測結果を元に、設定した複数案間における影響の度を整理し、設定した複数案間における環境影響の度について比較・評価した。

（2）評価結果

設定した複数案における大気質・騒音・振動に対する影響の度の評価結果は表 4-1.2 に示すとおりであり、X 案は Y 案に比べ残土等運搬車両台数が少ないことから、影響の度は相対的に小さくなるものと評価した。

表 4-1.2 評価結果

複数案	X 案（計画地盤高120m）	Y 案（計画地盤高115m）
大気質・騒音・振動に対する 影響の度	Y 案に比べ掘削土量及び 想定される残土等運搬車両 台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う 道路沿道における大気質・騒 音・振動への影響の度は、 Y 案に比べ相対的に小さく なる。	X 案に比べ掘削土量及び 想定される残土等運搬車両 台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う 道路沿道における大気質・騒 音・振動への影響の度は、 X 案に比べ相対的に大きく なる。

なお、事業の実施に当たっては、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・工事の実施に当たっては、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施工計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業における影響の低減を図る。

4-2 大気質（土地又は工作物の存在及び供用：施設の稼働）

4-2-1 調査

（１）調査項目

- ・大気質の状況及び気象の状況

（２）調査方法

１）大気質の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の過去３年間の測定結果を収集・整理した。大気汚染物質の濃度の状況の測定位置は、前掲の図 2-2. 3に示したとおりである。

なお、調査地域において有害物質（塩化水素・水銀）の測定は実施されていない。

２）気象の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域の最寄り気象観測所である京田辺地域気象観測所の測定結果を収集・整理した。気象観測所の位置は、前掲の図2-2. 2に示したとおりである。

なお、大気安定度を用いる日射量及び雲量については、京田辺地域気象観測所においてこれらの測定が行われていないことから、事業実施想定区域の最寄り気象官署である大阪管区気象台（大阪市中心区大手前）の測定結果を収集・整理した。

（３）調査結果

１）大気質の状況

大気汚染物質の濃度の状況の調査結果は、前掲の表 2-2. 6～7及び表 2-2. 10、12に示したとおりである。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成している。

２）気象の状況

京田辺地域気象観測所における平成28年の風向及び風速結果を元に作成した風配図は、図 4-2. 1に示すとおりである。

年間の最多風向は、北北西の風が最も多く出現頻度は11.1%であり、次いで東南東10.0%、南東8.7%であった。年間の平均風速は1.9m/sであり、風向別には西方向からの風が強い傾向が見られ、最も強い風は西からの風3.0m/s、次いで西南西の風2.8m/sであった。

また、平成28年の京田辺地域気象観測所における風速及び大阪管区気象台における日射量及び雲量の測定結果を用いて、表 4-2. 1に示すパスキル大気安定度階級分類により分類した大気安定度の出現頻度は、表 4-2. 2に示すとおりである。

大気安定度の出現頻度はDが52.7%と最も高く、次いでGが16.1%となっている。

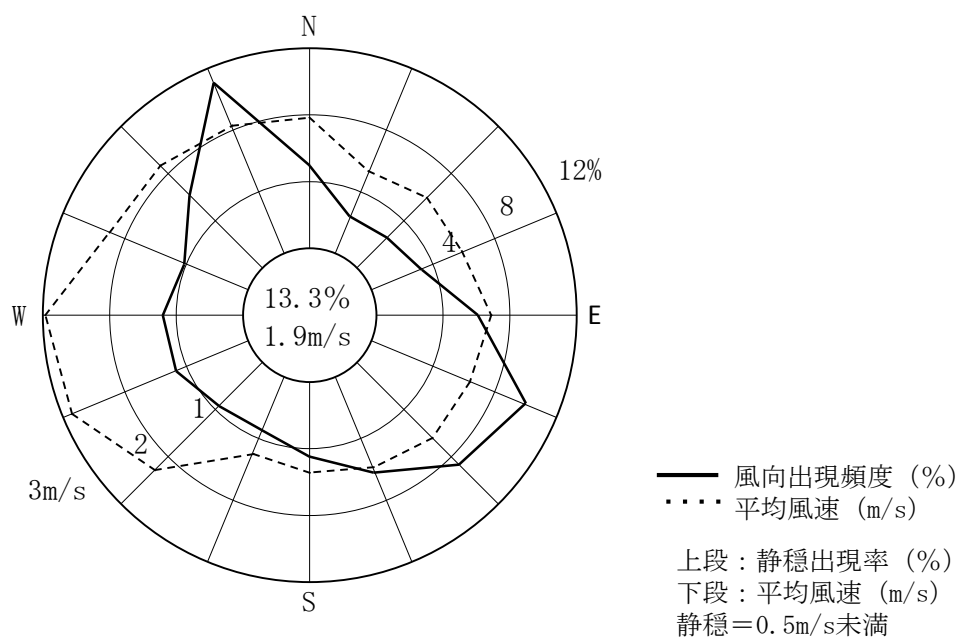


図 4-2.1 風配図（京田辺地域気象観測所）

表 4-2.1 パスキル大気安定度階級分類による大気安定度

風速 (m/s)	日射量 (T) kW/m ²				放射収支量 (Q) kW/m ²		
	$T \geq 0.60$	$0.60 > T \geq 0.30$	$0.30 > T \geq 0.15$	$0.15 > T$	$Q \geq -0.020$	$-0.020 > Q \geq -0.040$	$-0.040 > Q$
$U < 2$	A	A-B	B	D	D	G	G
$2 \leq U < 3$	A-B	B	C	D	D	E	F
$3 \leq U < 4$	B	B-C	C	D	D	D	E
$4 \leq U < 6$	C	C-D	D	D	D	D	D
$6 \leq U$	C	D	D	D	D	D	D

表 4-2.2 大気安定度の出現頻度

単位：%

不安定				中立			安定			合計
A	A－B	B	B－C	C	C－D	D	E	F	G	
4.4	8.3	8.8	2.0	3.7	1.4	52.7	0.6	2.1	16.1	100.0
23.5				57.8			18.8			

4-2-2 予測

(1) 予測方法

1) 予測項目

予測項目は、可燃ごみ広域処理施設から排出される煙突排ガス中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等の年平均値とした。なお、環境基準の定められていない有害物質（塩化水素・水銀）は予測項目から除外した。

2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同じとした。

予測高さは、地上1.5mとした。

3) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動（施設の稼働）が定常状態となる時期とした。

4) 予測方法

① 予測式

年平均値の予測は窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕に準拠し、有風時（ $u \geq 1$ m/s）においてはブルーム式、弱風時（ $0.5 \leq u < 1$ m/s）においては弱風パフ式、無風時（ $u < 0.5$ m/s）においてはパフ式を用いた。

・ 有風時（ $u \geq 1$ m/s）

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z U} \left[\exp\left(-\frac{(z - H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z + H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right]$$

ここで、

$C(R, z)$: 風下距離R、高さzにおける濃度（ m^3/m^3 ）

Q_p : 煙源強度（ $\text{m}^3\text{N/s}$ ）

R : 煙源と計算点の水平距離（m）

$$R^2 = x^2 + y^2$$

x, y, z : 計算点の座標（m）

σ_z : 鉛直方向の拡散幅（m）

U : 風速（m/s）（実煙突高での風速）

H_e : 有効煙突高（m）

・ 弱風時（ $0.5 \leq u < 1$ m/s）

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} \gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} \exp\left(-\frac{U^2(z - H_e)^2}{2\gamma^2 \eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \exp\left(-\frac{U^2(z + H_e)^2}{2\gamma^2 \eta_+^2}\right) \right]$$

$$\eta_{\pm}^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z \pm H_e)^2 \quad (\text{複合同順})$$

ここで、

α : 水平方向の拡散幅で定義される定数、 $\alpha = \sigma_y / t$

γ : 鉛直方向の拡散幅で定義される定数、 $\gamma = \sigma_z / t$

σ_y : 水平方向の拡散幅 (m)

σ_z : 鉛直方向の拡散幅 (m)

t : 経過時間 (s)

上記以外の変数は[有風時]と同じ。

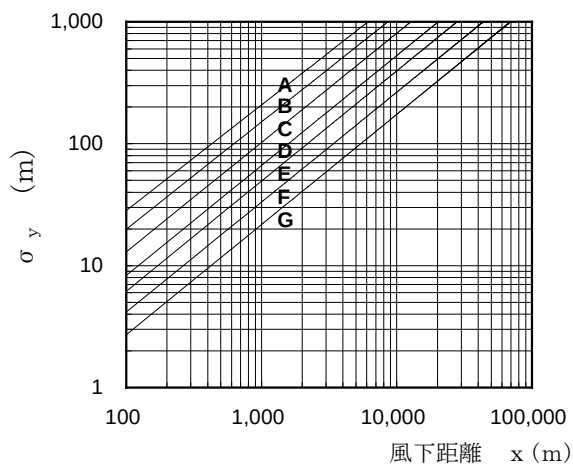
- ・ 無風時 ($u < 0.5 \text{ m/s}$)

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \left[\frac{1}{\eta_-^2} + \frac{1}{\eta_+^2} \right]$$

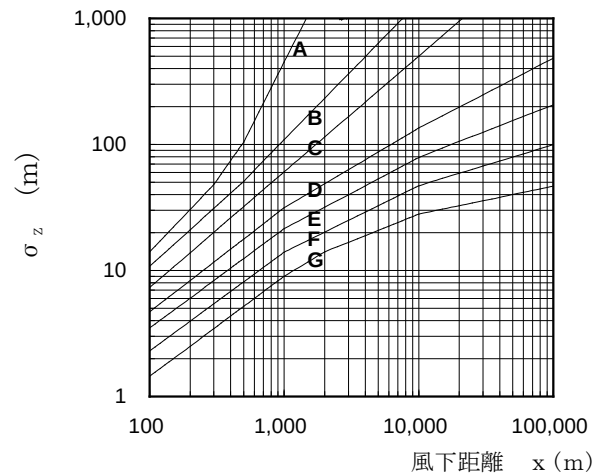
変数は[弱風時]と同じ。

② 拡散係数

予測に用いる拡散幅は、有風時 ($u \geq 1 \text{ m/s}$) においてパスキルーギフォード図を基本とし、また、弱風時 ($0.5 \leq u < 1 \text{ m/s}$) 及び無風時 ($u < 0.5 \text{ m/s}$) においては、表 4-2.3に示す弱風時・無風時の拡散係数をパスキル安定度階級に対応させて用いることを基本とした。



(a) 水平方向拡散幅 σ_y



(b) 鉛直方向拡散幅 σ_z

図 4-2.2 パスキルーギフォード図

表 4-2.3 弱風時、無風時の拡散係数

パスキル 安定度階級	弱風時 (0.5 ≤ u < 1m/s)		無風時 (u < 0.5m/s)	
	α	γ	α	γ
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A-B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B-C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C-D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年、公害研究対策センター）

③ 有効煙突高

有効煙突高は、窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕に準拠し、煙突実体高と排ガス上昇高の合計として以下に示す式で算出した。

$$H_e = H_o + \Delta H$$

ここで、

H_e : 有効煙突高 (m)

H_o : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排ガス上昇高 (m)

排ガス上昇高は、有風時 ($u \geq 1$ m/s) にはCONCAWE式から計算した値を用い、弱風時 ($0.5 \leq u < 1$ m/s) 及び無風時 ($u < 0.5$ m/s) にはBriggs式と有風時 (風速 2 m/s) の値から線形内挿した値を用いた。

CONCAWE式及びBriggs式は、以下に示すとおりである。

・ 有風時 (CONCAWE 式)

$$\Delta H = 0.175 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

ここで、

Q_H : 排出熱量 (cal/s)、 $Q_H = \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$

ρ : 15℃における排出ガス密度、 1.225×10^3 (g/m³)

Q : 単位時間あたりの排ガス量 (m³N/s)

C_p : 定圧比熱、0.24 (cal/Kg)

ΔT : 排ガス温度と気温 15℃との温度差 (K)

u : 煙突頭頂部の風速 (m/s)

- ・ 無風時 (Briggs 式)

$$\Delta H = 1.4 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

ここで、

$d\theta/dz$: 温位勾配、昼間 0.003 (°C/m)、夜間 0.010 (°C/m)

5) 予測条件

① 煙突排ガスの諸元

煙突排ガスの諸元は表 4-2.4のとおり、可燃ごみ広域処理施設整備基本計画より設定した。

表 4-2.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値	
煙突高		A 案 : 100m	B 案 : 59m
乾きガス量 ^{注1}		57,000m³N/h	
湿りガス量 ^{注1}		64,000m³N/h	
排ガス温度 ^{注2}		170°C	
排出濃度	二酸化窒素	20ppm	
	二酸化硫黄	10ppm	
	浮遊粒子状物質	0.01g/m³N	
	ダイオキシン	0.05ng-TEQ/m³N	

注 1. 乾きガス量及び湿りガス量は、「ごみ処理施設台帳（平成 21 年度版）」（公益社団法人廃棄物・3R 研究財団）におけるストーカ方式の類似規模施設の数値のうち、最大の値を設定した。

注 2. 排ガス温度は、既存施設における事例を参考にしつつ安全側の予測に留意して設定している。施設計画は今後検討する予定であり、本施設の排ガス温度は高くなる場合がある。

② 気象条件

風向及び風速は、京田辺地域気象観測所の平成28年の測定結果を用いた。大気安定度は、京田辺地域気象観測所の風向及び風速、大阪管区気象台の日射量及び雲量を用いて設定した。

風速は、ベキ乗則により、煙突頭頂部の風速を推定し、風速0.5m/s以上の場合を有風時、風速0.4m/s以下の場合を無風時とした。

③ バックグラウンド濃度

バックグラウンド (BG) 濃度は、表 4-2.5に示す通りとした。

表 4-2.5 BG 濃度の設定

項目	BG濃度	備考
二酸化硫黄	0.002ppm	王仁公園局
二酸化窒素	0.014ppm	田辺局
浮遊粒子状物質	0.023mg/m³	田辺局
ダイオキシン類	0.023pg-TEQ/m³	王仁公園局

注. 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は平成 17 年度～平成 26 年度の平均値、ダイオキシン類は平成 21 年度～26 年度測定結果より設定した。

④ 年平均値から日平均値の２％除外値又は年間 98％値への変換式の設定

予測結果を環境基準と比較するために、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については年平均値から日平均値の２％除外値へ、二酸化窒素については年平均値から日平均値の年間98％値への変換を行った。

変換方法は統計モデルによるものとし、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は田辺局、二酸化硫黄は王仁公園局における平成17年度から平成26年度の測定値を用いて変換式を求めた。

- ・ 二酸化硫黄：日平均値の２％除外値＝年平均値×1.4981+0.0016
- ・ 二酸化窒素：日平均値の年間98％値＝年平均値×1.5369+0.0080
- ・ 浮遊粒子状物質：日平均値の２％除外値＝年平均値×2.0665+0.0052

(2) 予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の最大着地濃度地点における予測結果は、表 4-2.6(1)～(4)に示すとおりである。また、予測対象物質のうち二酸化硫黄について煙突高さ案ごとの排ガス寄与濃度分布状況を図 4-2.3(1)～(2)に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに、最大着地濃度地点における寄与濃度は、B案（煙突高さ100m）のほうが、A案（煙突高さ59m）と比べ、高くなると予測される。ただし、将来濃度（年平均値）については、両案とも同程度の値となる。

表 4-2.6(1) 二酸化硫黄の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2 %除外値
A 案 : 100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm	0.005ppm
B 案 : 59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm	0.005ppm

表 4-2.6(2) 二酸化窒素の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 年間98%値
A 案 : 100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm	0.030ppm
B 案 : 59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm	0.030ppm

表 4-2.6(3) 浮遊粒子状物質の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2 %除外値
A 案 : 100m	0.023mg/m ³	0.0000158mg/m ³	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³
B 案 : 59m	0.023mg/m ³	0.0000237mg/m ³	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³

表 4-2.6(4) ダイオキシン類の予測計算結果（最大着地濃度地点）

	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②
A 案 : 100m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000079pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³
B 案 : 59m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000118pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³

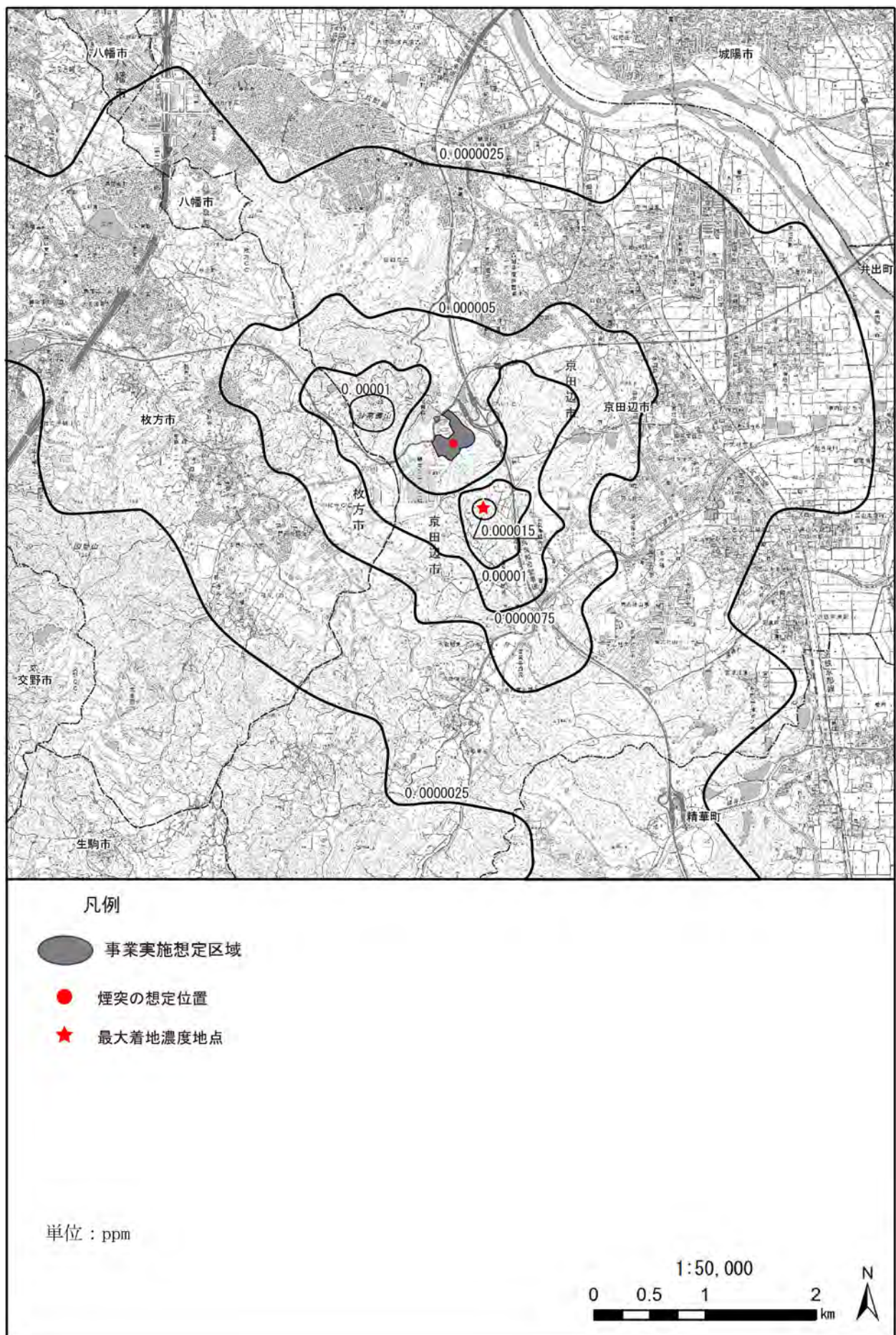


図 4-2.3(1) 二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図（A案（煙突高さ 100m））

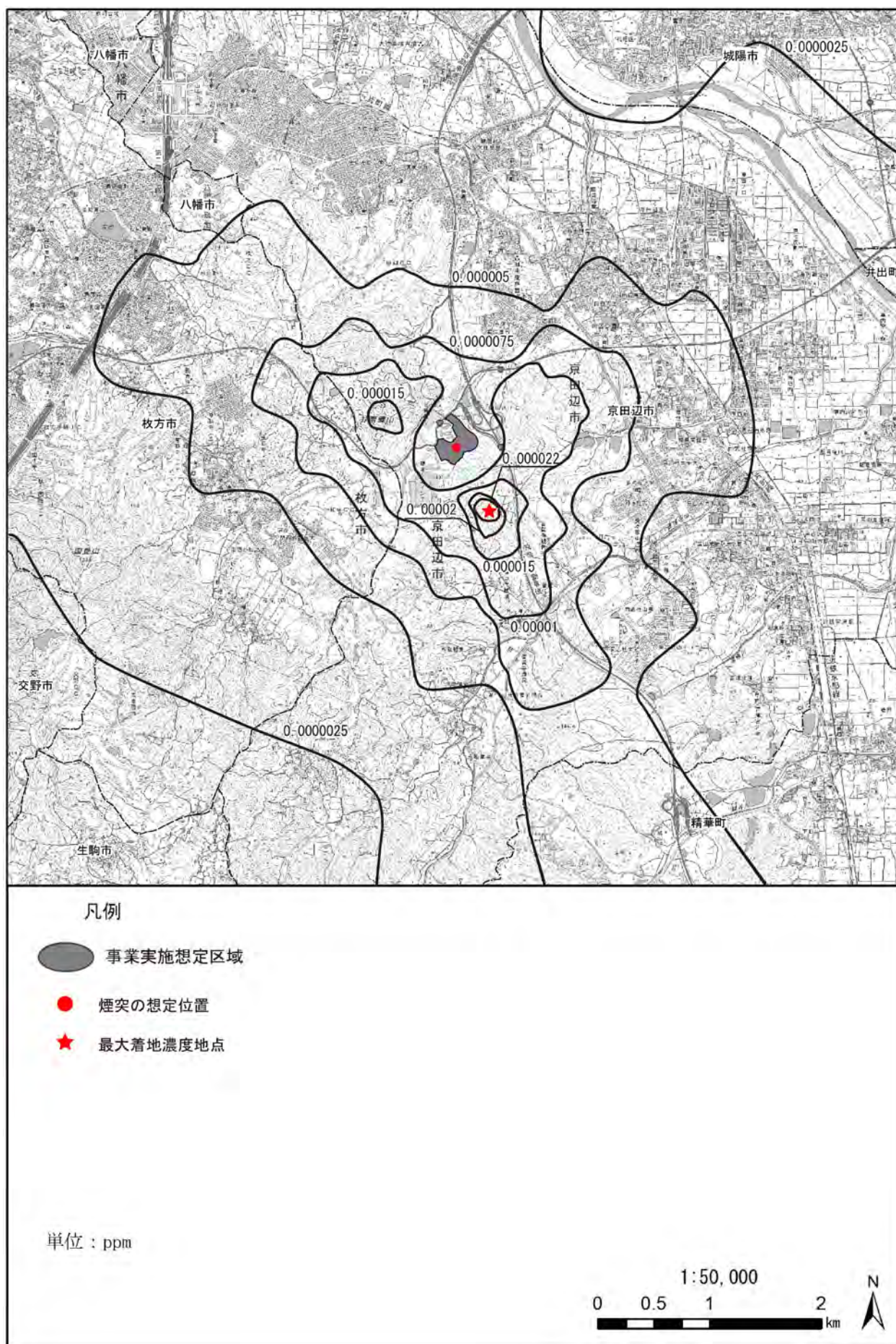


図 4-2.3(2) 二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図（B案（煙突高さ 59m））

4-2-3 評価

(1) 評価方法

予測結果を元に、設定した複数案間における影響の程度を整理し、設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行うほか、環境基準等との整合が図られているかを検討した。

(2) 評価結果

1) 環境影響の程度に係る評価

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度は、表 4-2.7に示すとおりである。これによると、全ての予測項目でB案（煙突高さ59m）のほうがA案（煙突高さ100m）より寄与濃度が高くなる傾向が見られる。ただし、両案の将来濃度（年平均値）は同程度の値となる。

表 4-2.7 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.0000158ppm	0.002ppm
	B案：59m	0.002ppm	0.0000237ppm	0.002ppm
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.0000164ppm	0.014ppm
	B案：59m	0.014ppm	0.0000245ppm	0.014ppm
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.0000158mg/m ³	0.023mg/m ³
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.0000237mg/m ³	0.023mg/m ³
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000079pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	0.000118pg-TEQ/m ³	0.023pg-TEQ/m ³

2) 環境基準等との整合

煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況は、表 4-2.8に示すとおりである。これによると、全ての予測項目で、いずれの案も環境基準値を下回ると評価される。

表 4-2.8 煙突高さに係る複数案毎の最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値） （BG濃度＋寄与濃度）	日平均値の 2％除外値又は 年間98％値	環境基準
二酸化硫黄	A案：100m	0.002ppm	0.005ppm	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm以下
	B案：59m	0.002ppm	0.005ppm	
二酸化窒素	A案：100m	0.014ppm	0.030ppm	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下
	B案：59m	0.014ppm	0.030ppm	
浮遊粒子状物質	A案：100m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	B案：59m	0.023mg/m ³	0.053mg/m ³	
ダイオキシン類	A案：100m	0.023pg-TEQ/m ³	—	年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	B案：59m	0.023pg-TEQ/m ³	—	

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

4-3 景観（土地又は工作物の存在及び供用：工作物の存在）

4-3-1 調査

（１）調査項目

- ・ 主要な眺望点及び景観資源の状況
- ・ 主要な眺望景観の状況

（２）調査方法

１）主要な眺望点及び景観資源の状況

既存資料の収集・整理により、調査地域における主要な眺望点及び景観資源の分布状況を把握した。

２）主要な眺望景観の状況

１）において把握した主要な眺望点（図 4-3.1に示す３地点）からの眺望景観について、事業実施想定区域方向の眺望の状況及び景観資源の視認状況（以下、「眺望の状況等」という）を現地踏査した。

現地踏査は、以下に示す時期に実施した。

〔現地踏査日〕 平成29年 2 月 2 日（木）、7 日（火）

(3) 調査結果

1) 主要な眺望点及び景観資源の状況

事業実施想定区域周辺における主要な眺望点及び景観資源の分布状況は、表 4-3.1～表 4-3.2 及び図 4-3.1に示すとおりである。

主要な眺望点としては、人が集い景観を楽しむ地点で、既存資料において確認できた事業実施想定区域の北側に位置する甘南備山、南西側に位置する国見山及び東側に位置する飯岡丘陵の3地点があげられる。

また、調査地域の景観資源として、主要な眺望点である甘南備山及び国見山のハイキングコースや、京都の自然200選に記載されている飯岡丘陵などの5地点があげられる。

表 4-3.1 主要な眺望点一覧

番号	名称	出典
1	甘南備山	①、③
2	国見山	②
3	飯岡丘陵	①

注. 表中の番号は図 4-3.1（赤字）に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」（京都府ホームページ）

：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」（枚方市ホームページ）

：③「甘南備山マップ」（平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会）

表 4-3.2 景観資源一覧

番号	名称	分類	出典
1	咋岡神社の「スダジイ」	植物	①
2	一休寺	景観（花）	③
3	甘南備山	ハイキングコース・眺望点	①、④
4	国見山	ハイキングコース・眺望点	②
5	飯岡丘陵	地形・地質	①

注. 表中の番号は図 4-3.1（青字）に対応している。

出典：①「京都の自然 200 選」（京都府ホームページ）

：②「きてみて枚方マップ 枚方八景」（枚方市ホームページ）

：③「四季の見どころ花散歩」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：④「甘南備山マップ」（平成 25 年、公益社団法人薪甘南備山保存会）



図 4-3.1 主要な眺望点及び景観資源位置図

2) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点からの眺望の状況等の概要は表 4-3.3に、主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果は表 4-3.4(1)～(3)に示すとおりである。

主要な眺望点のうち、甘南備山は、展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方面は望むことができず、事業実施想定区域方向の眺望においても、景観資源は視認できない。

国見山では、甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られ、事業実施想定区域方向の眺望においても、景観資源は視認できない。

飯岡丘陵では、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望でき、事業実施想定区域方向の眺望においても、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。

表 4-3.3 主要な眺望点からの眺望の状況等の概要

番号	名称	概 要	
1	甘南備山	×	・展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方面は望むことが出来ない。 ・事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
2	国見山	○	・事業実施想定区域の西南西約 3.4km の箇所に位置し、眺望点の標高は約 250m である。目前の樹木の先に甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られる。 ・事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
3	飯岡丘陵	○	・事業実施想定区域の東約 3.8km の箇所に位置し、眺望点の標高は約 60m である。高台の道路上からの地点であり、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望できる。 ・事業実施想定区域方向の眺望において、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。

注 1. ○は事業実施想定区域方向の眺望が開けている箇所、×は開けていない箇所を示す。

注 2. 表中の番号は前掲の図 4-3.1 に対応

表 4-3. 4(1) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果（甘南備山）

眺望点及び眺望の状況	展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方面は望むことが出来ない。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

表 4-3. 4(2) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果（国見山）

眺望点及び眺望の状況	事業実施想定区域の西南西約3.4kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約250mである。目前の樹木の先に甘南備園焼却施設の煙突や遠方の山並みが眺望できるが、眺望点周辺の樹木により視認可能な範囲は限られる。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

表 4-3.4(3) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果（飯岡丘陵）

眺望点及び眺望の状況	事業実施想定区域の東約3.8kmの箇所に位置し、眺望点の標高は約60mである。高台の道路上からの地点であり、目前に分布する住居等のほか、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設の煙突や甘南備山をはじめとする山並みが眺望できる。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、甘南備園焼却施設の背後に、景観資源の甘南備山が視認できる。
眺望景観	

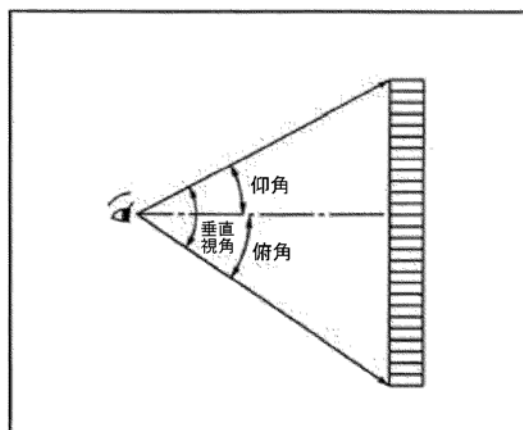
4-3-2 予測

(1) 予測項目・手法

主要な眺望点及び景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測した。

また、主要な眺望点からの施設（煙突）が視認される場合には、仰角又は俯角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。

仰角の概要は図 4-3.2に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002 年 10 月 財団法人自然環境研究センター)

図 4-3.2 仰角の概要図

(2) 予測地域

予測地域は調査地域と同様とし、予測地点は、表 4-3.3において、事業実施想定区域方向が開けており、眺望が可能な国見山及び飯岡丘陵の2地点とした。

(3) 予測条件

予測条件は、表 4-3.5に示すとおりである。

表 4-3.5 予測条件

複数案	A 案	B 案
煙突高さ	100m (頂部標高：約220m)	59m (頂部標高：約179m)

(4) 予測結果

作成したフォトモンタージュは表 4-3.6(1)～(2)に示すとおりである。

国見山からの景観については、施設(煙突)は眺望点から向かって右手の樹木に遮られるため、A案・B案とも煙突は視認できず、施設(煙突)の設置に伴う眺望景観の変化は生じない。また、周辺の景観資源は視認できないため、施設(煙突)の設置に伴う景観資源の眺望に影響を及ぼすことはない。これらより、いずれの案についても、眺望景観への影響は生じないと予測される。

飯岡丘陵からの景観については、A案・B案とも施設(煙突)が視認されるが、眺望点から煙突までの距離が約3.8km離れていることから煙突の出現は遠景^{注1}の変化となるため、影響の程度はごく一部に限られると考えられる。加えて、視認される煙突部分の仰角は1.7～2.3度程度となり、仰角の変化による眺望景観への影響に対する物理的指標^{注2}も下回る。また、いずれの案も景観資源である甘南備山の眺望に影響を及ぼすことはない。これらより、いずれの案についても、眺望景観への影響は小さいと予測される。

以上より、両案間の眺望景観への影響の程度の差は小さいと考えられる。

注 1. 遠景は、対象が景観のごく一部となる 3km 程度以遠の領域を示す。

注 2. 仰角は、18 度になると圧迫感が感じられ始め、30 度では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る。

(出典：道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年、国土技術政策総合研究所）)

表 4-3.6(1) 予測結果（国見山）

眺望景観 (A案：煙突高さ 100m)	 新施設の煙突は視認されない 甘南備園焼却施設 仰角：－
眺望景観 (B案：煙突高さ 59m)	 新施設の煙突は視認されない 甘南備園焼却施設 仰角：－

表 4-3.6(2) 予測結果（飯岡丘陵）

眺望景観 (A 案 : 煙突高さ 100m)	 甘南備園焼却施設 甘南備山 新施設煙突 枚方市東部清掃工場 仰角 : 2.3 度
眺望景観 (B 案 : 煙突高さ 59m)	 甘南備園焼却施設 甘南備山 新施設煙突 枚方市東部清掃工場 仰角 : 1.7 度

4-3-3 評価

(1) 評価方法

予測結果を元に、設定した複数案間における影響の度を整理し、設定した複数案間における環境影響の度について比較・評価した。

(2) 評価結果

設定した複数案に係る景観に対する影響の度の評価結果は、表 4-3.7に示すとおりであり、両案間の眺望景観への影響の度の差は小さいものと評価した。

表 4-3.7 評価結果

複数案	A案	B案
眺望景観に対する影響の度	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。	景観資源の眺望に変化はなく、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られる。また、仰角の変化は指標を下回るため、眺望景観への影響は小さい。

なお、事業の実施に当たっては、土地又は工作物の存在及び供用（工作物の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、必要に応じ、項目の選定及び現地調査を実施したうえで、検討された施設計画に基づく詳細な予測及び必要に応じた環境保全措置の検討を行い、影響の低減に努める。

4-4 総合評価

4-4-1 施設等の配置に関する総合評価

施設等の配置に関する計画段階配慮事項（大気質・騒音・振動）の複数案間の評価結果は、表 4-4.1に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、Y案（計画地盤高115m）に比べ、X案（計画地盤高120m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 4-4.1 総合評価（施設等の配置）

複数案	X案 (計画地盤高120m)	Y案 (計画地盤高115m)
総合評価	Y案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は少なくなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、Y案に比べ相対的に小さくなる。	X案に比べ掘削土量及び想定される残土等運搬車両台数は多くなる。 従って、工事の実施に伴う道路沿道における大気質・騒音・振動への影響の程度は、X案に比べ相対的に大きくなる。
	○	△

注. ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

4-4-2 工作物の構造に関する総合評価

工作物の構造に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果は、表 4-4.2に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、B案（煙突高さ59m）に比べ、A案（煙突高さ100m）の方が、環境影響の観点からは優位である。

表 4-4.2 総合評価（工作物の構造）

複数案	A案 (煙突高さ100m)	B案 (煙突高さ59m)
総合評価	大気質の影響は、B案に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、B案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。	大気質の影響は、A案に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。また、景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、A案との眺望景観への影響の程度の差は小さい。
	○	△

注. ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

第5章 その他規則で定める事項

5-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表 5-1.1に示す。

表 5-1.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府山城北土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府山城北保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府山城北保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	水質汚濁防止法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
特定施設設置届出書及び除害施設設置届出書	公共下水道管理者（京田辺市長）	下水道法、京田辺市公共下水道条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府山城北保健所長	土壌汚染対策法
宅地造成に関する工事の許可申請書	京都府知事	宅地造成等規制法

5-2 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所

代表者：橘高 崇治

所在地：京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646